

# 鹿児島県史料

旧記雑録拾遺  
地誌備考四



## 一 解題

本冊は「旧記雑録」の編者である伊地知季通の編纂にかかる「地誌備考」を前冊に引続き刊行するもので、内容は出水郡・伊佐郡・甕島となっており、これで「薩摩国」の部を終了する。底本は各郡とも東京大学史料編纂所蔵本で稿本は鹿児島県立図書館所蔵本である。稿本は明治十七・八年代に完成をみた「鹿児島県地誌」（『鹿児島県史料集』(16)・(17)）の作成の際、参考基礎資料として編纂されたものと思われ季通の自筆分が多いが、底本はその後明治二十四・五年に他筆転写（一部自筆）の上、季通収集の補充史料を加え、自身校訂の上、再編したものとみられる。

はじめに出水郡をとりあげる。冒頭に「鹿児島県地誌」より郡村の管轄沿革を転載、次に古代末以降の領主名をあげた後、関係諸氏系図文書を記載、和泉庄・山門院及び地頭代本田氏等の史料を掲出、「地理纂考」・「諸家大概」・「管窺愚考」等で概要の説明後、出水・長島・高尾野・野田・阿久根の各郷毎に中近世の関係史料を城郭等政治支配関係のもの・地頭系図の後に社寺・名勝旧跡・物産・河川等をあげ、その後にもとめの形で社寺等を除いた「地理拾遺集」からの記載がある。中でも出水郷は内容が豊富で前出諸書の他「古城主由来記」・「地理志」等の城跡城主の記述をあげるが、季安・季通よりの修正の注記も問々みられる。季安の「管窺愚考」（『伊地知季安著作史料集』六）は天保初年の作であるがその中で「地理志」を引用しており、早くより田尻種甫のその編著に接していたことがわかる。また出水郷の地頭系図は当初の「諸郷地頭系図」（『旧記雑録拾遺 諸氏系譜一』）には欠落していて、本冊「地誌備考」によって補足されたのも意義深い。伴姓和泉氏の系譜、本宗島津氏より分れた和泉島津氏、薩州家島津氏、併せて山門氏・鯨島氏・市来崎氏等の系譜も後出する。

出水の「薩摩国地理誌」（鹿児島大学附属図書館所蔵。以下鹿大本「地理誌」と略す）の大略は「地理拾遺集」の内容

に似ている。そのもととなった本とみてよい。ただ書出部分をはじめとする配列、記述の内容に相違があり、尾崎城・知色城（同一城との見解注記あり）・和泉城と和泉元祖云々の系譜記述が相似といったところではあるまいか。また「地誌備考」の郷末まとめの記述は「地理拾遺集」の社寺の記載を除外したものとほぼ一致している。ただ社寺の記載は、その後に加紫久利神社・加紫久利山幸善寺をはじめとしてより詳細な記述がみられる。

長島のところでは季通が底本で掲載順の訂正方を地頭系図は「前ノ諏訪神社ノ前ニノスベシ」と指示しており、野田のところでは稿本で神社等の記載が「地理志」や「地頭系図」の前に来ているのを後へと指示しており、底本でも徹底せず訂正が一部にとどまっていた（本冊では季通の指示にしたがい訂正したことをおことわりしておく）。このように季通は政治向の記事を前に寺社旧跡等の記事を後にとの方針で編纂しているようであるが、必ずしも順守されたわけではなく例外のあることにも気づく。なお長島郷の「地理志」の記述に、上古肝付支流和泉家代々領有、以後島津家支配、其後天草越前守押領とあるのに疑義をはさみ鹿大本「地理志」の行間書入では天草氏を「実吏按ずるに古来よりの領主欵」と記しているのに注目したい。

高尾野郷は次の野田郷と並んで往時山門院の範囲で、木牟礼城は薩摩国守護島津家当初の居城とされ、のち総州家島津氏の居城となり、被官本田氏らが守りをになっており、近接してその屋地があった。季安の「管窺愚考」では、「按地理志、所謂山門院則今出水郡野田・高尾野地、而木牟礼城遺墟在出水與野田接界處」と記している。また季通は「野田郷由緒記」を引用しており木牟礼城の記事も野田の「地理志」にみえる。

野田の鹿大本「地理志」と「地理拾遺集」とを比べてみると、その相違点として前者の巻頭にはない「往古山門出水薩州家代々領之、忠辰迄領之」の一文が後者の巻頭記事にあり、前者にある山門院上古領主の記事と「諸家大概」の領主市来崎氏と総州島津家・相州島津家の記事は後者にはなく、山門院の領主の変遷記事は出水郷の中に含まれていること等から前者から後者への感を抱く。

阿久根郷の領主については、「遠矢氏系図抜抄」の季通自筆頭注に建久図田帳に莫祢院司成光とあるのに系譜ではその祖父に当る神崎成兼が寛元四年はじめて幕府より公認されたとするのは誤りであろうとある。莫祢氏領より薩州家領となりその後入来院領を経て本宗領となる。「地頭系図」の後に立地柄「名勝考」等の記述が多い。郷末「地理拾遺集」まとめの再掲後に社寺関係の追加記述がある。鹿大本「地理誌」と知覧本「地理誌」（ミュージアム知覧所蔵）の内容はほぼ同じだが社寺の記載等は後者の方が多い。また前者には季安の筆跡かとみられる「(園田)実吏按」の行間注記が数か所みられる（実吏については前冊解題で述べた様に大口在住士で季安・季通と親交があつた人物と思われる）。同人については近年「平出水愛宕神社及び周辺遺跡の調査報告」（『南九州郷土研究第28号』）中の「勝軍地蔵乗馬木像」の解説に園田勘右衛門実好かとの紹介記事がある。

二

次に伊佐郡で、はじめに「薩摩国伊佐郡管轄沿革」として「鹿児島県地誌」既述中の各郷毎の抄録を記している。その後には祁答院として宮之城・山崎・鶴田・大村・藺牟田・佐志・黒木の郷名をあげ、大前道助以下鳥津久峯までの領主地頭名をあげ、ついで牛屎院（市山村・花北村を除く）の太秦元平以下伊地知重康に至るまでの領主地頭名をあげ、その略譜を記している（末尾に「供備考、伊地知季通輯録」と特記している）。その後には伊佐郡全体に関わる文書・記録を数点掲げた後に、宮之城郷について「地理纂考」・「地理志」・「古城主由来記」・「祁答院記（興全寺文書を含む）」・「宮之城名勝志抄」・「文明記」等関係史料を列挙し、終りにまとめとして「地理拾遺集」によるとみられる記事を掲げている。以下同様に黒木・山崎・大村・藺牟田郷と続き、間に牛山郷（大口・山野・羽月）をはさんでその後には祁答院所属の鶴田・佐志郷についてとりあげている。

宮之城の鹿大本「地理誌」（知覧本「地理誌」の伊佐郡の分は現存しない）の記事と「地理拾遺集」の記事とは前半部順番をかえたり、また文章の前後を入れ替えたりしているが同内容のものであることがわかる。後半部はほぼ同一の記

事内容となっている。他郷についても大概同様といえよう。ただ鹿大本「地理誌」は田尻種甫の「地理志」に追加補訂を加えたものであるが、どこまでが当初のものか、「地理拾遺集」以降の追加補訂の時期等の検討はさらに今後の研究に委ねたい。宮之城郷の末尾のまとめ「地理拾遺集」からの抄記の中、長岡墨、船木村古墨の城主不明とした後に田部政博の考証注記がみられる。田部政博は前巻解題の五で紹介しておいたが「古城由来記」・「祁答院記」の編著者であり他にも「宮之城記」・「三国擾乱記」の著述がある。宮之城島津家の家老職でもあった同氏の中広い研究実績の経緯については今後一層の解明を期待したい。

祁答院は、宝治年間千葉氏に変わって地頭領主となって関東より下向した渋谷五族の中、祁答院の大半を領有した祁答院氏が勢力を張った領域でその関係史料として「祁答院記」が多くとりあげられている。「祁答院記」の写本は数種あり、『祁答院町史』でそれぞれの川崎大十氏の校合、解題があるが、他に木脇家蔵本（鹿児島大学附属図書館所蔵）中にもあることをあげておこう（『祁答院町史』には「地誌備考」中の黒木・大村・藺牟田郷を収録してある）。

### 三

大口の鹿大本「地理誌」と「地理拾遺集」の記述を対比すると、前者の行間注記と引用文書を除けば大略同じであるが、前者が基でさらに順番をかえたり、文章を二分したり、割愛したり、史料を加えたり、変更したり等々の差異はあるものの、後者が後出の作であることは認められよう。しかし基本的には余り時間差のない同一人またはその親近者の手による改変だったのではあるまいか。具体的にいえば冒頭の記述が前者に「イ本」ではとある文が後者では本文に変更されていることや、大口城の記述全体が年代別に三か所に分けられていること等である。「地誌備考」の記述は本文中に「地理志」としてある分と末尾のまとめにある「地理拾遺集」によるとみられる分とが大体同文であることがわかる。ただ末尾の小苗代原の所では「地理拾遺集」で途切れている分を本編では鹿大本「地理誌」記載分で補充したことをおことわりしておく。

次に附載史料「大口古事見聞記」について、同本は「地誌備考」の本文中にも引用されているが、その全体を別に後掲掲出している。その中「国玉大明神」の項ではその木像の紹介記事に「季通敬参拝写ス」と注記が付されている。また同本には伊佐郡牛屎院から菱刈郡に編入された入山（市山）郷の箱崎神社等も含み大口所在の主要社寺の由緒・宝物・棟札・鐘銘等を詳記しており季通も重用関与したことがわかる。またこれとは別に内容の一部重複している「大口郷神社由緒調帳」（赤崎三男氏所蔵）が現存しており、その筆跡の大部分は季通直筆のものとみられる。その中に小木原村諏方大明神、平泉村入権現社の箇所には「古事見聞記」記載のものと同一の木像・銅鏡の図が記されており、比較検証を可能にする。ことに後者には「自正慶二年癸酉至萬延元年庚申五百廿八年」の季通の自筆肩書が記されており万延元年季通実際見分書写のものとみてよいのではなからうか。そして入権現社名由来の考察の一資料を提供しているかと思われるのである。図版によれば解読文の末尾「如斯」或は「如件」の字は「いりこん」とも読めるので或は権現名付との関係があるのではと愚考を述べたこともあった（「中世史料としての金石文の一例」『鹿児島中世史研究会報41』）。なお「大口郷神社由緒調帳」は『伊佐市郷土史誌史料集二』の巻頭収録史料として全文掲載され、春山直人氏の解題がある。前述した如く伊佐郡の地は季通の祖先に当る伊地知氏の縁故の地であり、季安らの関心は強く、鹿大本「地理誌」への行間書・注書等少なくない。今回はその中から山野での伊地知季安筆とみられる補筆分を参考資料として二点あげておこう。

(イ)

「玖麻ノ将早牟田城之介塚山野と求麻の堺深新田あり当分有之哉」

伊地知左近重範一代覚云、天正元年に求摩の鐘先早牟田城之介殿を新納武蔵守殿山野と求摩堺にふかにたと申之処からくり寄せ御討被成候、時十六歳ニ而初具足仕候、郎等後より切申候間腰ニ手負申候、新納刑部大輔殿・伊勢民

部少殿伏草起合被成、主從七人討果被成候、于今城之介殿石ふかにたニ立候而御座候、民部少殿中間を城之介殿切殺被成候、其時出水之薩州様より爲褒美御腰物兼光拜領仕候と有之、本末略し候、延享五年飯野衆中伊地知弥三左衛門より秩父氏江書出したる一冊にあり、右伊地知民部少ハ備後重康入道喜甫なり、天正六年平泉の地頭となり宮之城より移れるよし家譜に見ゆ、去れハ六年を元年に写誤れるならん、ふかにたもふか下たと本ニあり、今山野にふか下たと云処なしといへり、にを下と誤りしならん、

(口)

「伊地知民部少輔重賢法名」(富)山賢公居士傳記ノ内、文祿元年 太守久保公高麗へ御出陣之時分率人以後無足之故知行百五十石被下御供被仰付御近習被召仕候、然処ニ久保公不慮御他界之故歸朝之砌菱刈山野御蔵入ニテ堺目之儀候間代官分トシテ被召移候、又慶長二年七月奥陣之刻渡海イタシ、同二年十一月十八日御引陣ノ御討死、墓ハ山野満徳寺ニアルトソ、

右御蔵入ハ義虎領被召上テノ後ノ事ナラン、重堅山野地頭トモアリ、地頭ハ大島忠泰カ可糺ナリ、

なお牛屎院内の大口・山野・羽月は一括して牛山郷として地頭系図を記し、また末尾のまとめの記事も一括して記載の形となっている。また前出『伊佐市郷土史誌史料集二』に「神社調」(東京大学史料編纂所所蔵)の「薩摩国之部六」に大口・羽月・山野の記録が紹介されており春山直人氏の解題がある。

#### 四

鶴田の領主鶴田氏は九州下向後の渋谷氏一族中、室町初期唯一奥州島津家に加担敗れて同地を退去、かわって同族祁答院氏の支配下に入った所でその関係史跡が少なくない。柏原の大願寺(薬師堂跡)は祁答院氏の菩提寺でその跡の墓塔群は県指定の史蹟となっている。しかし「地誌備考」にその関連記述が乏しいのはその資料とした鹿大本「地理誌」の本文(A)が「地理拾遺集」では「祁答院記」より引用の文(B)に差しかえられており、さらに「地誌備考」まとめの史料記述部分では社寺の記述を除く立場から取り上げられなかったであろう。かわってやはり祁答院氏と関係の



深い「紫尾山神興寺」の記述が詳細である（後南泉院末寺となる等の記述あり）。

(A) 鹿大本「地理誌」

大願寺 在柏原村、于今字ヲ大願寺  
薬師堂 寺ト唱申候、竹林寺格護、

右大願寺ト申寺古十二坊爲有之由候、今ハ引取ニ而薬師堂四間四面鎮守堂相残り山門ノ跡石口計相残候、南泉院御取立之書付ニ薩州鶴田紫尾山大願寺元來者天台宗ニ而と有之候へ共所伝ニハ臨濟宗ニ而志布志大慈寺同前之大地ニ而爲有之由申事候、紫尾山ハ紫尾村ニ有之、大願寺トハ別寺ニ而此寺ハ真言宗ニ而開山空學上人ト申人之由候、今祁答院ト申天台宗之寺御取立ニ而權現格護ニ而候、

(三州御治世要覽) (『鹿兒島県史料集』(25)に同文記載あり)

(B) 「本藩地理拾遺集」(鹿兒島県立図書館所蔵本)。「祁答院記」(鹿兒島大学附属図書館所蔵寺尾家文書)により校訂)

「黄龍山大願寺者、將軍家義満公鹿園院殿之所願也、謂之郡山本願寺、貞治年中郡山之百姓法名禪仲禪門ト寺地、示諭時之宰史洪谷羽州公重、仍挿大願之意趣、草創梵宇、稱黄龍山大願寺、開山一閔國師・起宗和尚兩祖之開業而寺院十有餘宇、以上義熙書入、

義熙については目下不明。余談ではあるがなお解明の余地を残している大願寺(薬師堂)跡研究の資料として提示しておく(『鶴田町郷土誌』並びに「神社調」の「薩摩国之部四」鶴田の項所収「神社仏閣帳」・「神社考」等からの記録も参照)。

佐志では祁答院一分地頭斑目氏についての記述がある。なお東国より下向移住の同氏については近年子孫同族会により『橘姓斑目家の歴史古代・中世編』が出版された(山崎博史氏執筆)。

甌島郡は「鹿児島県地誌」の目録には伊佐郡の次に「甌島」を載せているが現存しない。本冊によって「管轄沿革」の部は補えよう。

「地理拾遺集」では上甌島・下甌島共に冒頭の記載に「惣廻」とある。薩摩国の部では他に出水郡長島と川辺郡の竹島・黒島・口之島・諏訪之瀬島・悪石島・宝島に用いられているのみであるが、大隅国の部では菱刈郡馬越をはじめとしてすべてにその記載があり、日向諸縣郡の部でははじめの吉田迄その記載がある。既述の如く当初の「地理志」は「地理拾遺集」に近く、「地理拾遺集」はそれに若干の修正、即ち増補、縮少、記載順の変更等をしたもので、各郷末のまとめの記事が社寺関係の項目を除いたものと姿に近いといえるのかも知れない(『地誌備考』一―三解題参照)。鹿大本「地理志」は「地理拾遺集」をこえて書入れ、注書、増補訂正を加えているといつてよいのであろう。知覧本「地理志」は鹿大本「地理志」を参考にさらに修訂を加え整備完本の形を用途としているといつてよいのではあるまいか。「地誌備考」はその経緯を示しているとみてよく、そのことは甌島を例にとつてみる事が出来よう。甌島郡の「地理拾遺集」の社寺の記載を除く前半分の記述は「地誌備考」本文中の「地理志」とある文と巻末まとめの文とほぼ同文である。また後半分の上甌島に四社、下甌島四社寺の簡素な記事も鹿大本「地理志」の記事と同様である。かくみる時、田尻種甫編著の原本「地理志」の甌島の記述は短小であったかと推量される。鹿大本「地理志」の地頭部の後の史料は季通編集の「甌島旧跡考」収録の史料と同文で、大炊御門左中将・松木宰相配流の記事と島主小川氏の系譜と入島及び文禄年間田布施高橋召移の記事、小川氏転出後の混乱と本田親政の地頭就任の記事等であり、これは知覧本「地理志」も同様で、「地理志」以後、これらは追加されたものであろう。「地理拾遺集」では神社の記載は上甌島に「八幡新田宮」「六王大明神」「譚元大明神」「弁財天」の四社、下甌島に「八幡新田宮」「諏訪上下大明神」「天満天神宮」「敷塩大明神」の四社をあげているが、これは「地誌備考」末尾の「地理拾遺集」によるとみられるまとめでは省略されている。

「地誌備考」の付属史料として大部の「甕島旧跡考」があるが同史料は季通の説明の如く、嘉永元年横目在勤中に諸旧記を集成したもので中でも両島所在の各村別社名勝地を列挙したものが大半をしめる。「地誌備考」本文中にも同史料より多く略記引用している。「神社調」には上甕・下甕大小併せて百余の祠堂の名が記されている。またその祭祀の風習についても特色が伝えられている。「地誌備考」本文中に引用している「地理纂考」の手打村諏方上下神社の記事は特に季通自身が書写しており、「甕島旧跡考」に続いて収載してある当社神事記即ち「下甕島諏訪社頭殿記」に対する思い入れの深さを感じさせる。なお同史料は「甕島諏訪神社御神事由緒」の名で原本の写とみられる文書が木脇祐之氏旧蔵、鹿児島大学附属図書館所蔵本としてあり、両者を対比、若干の相違はあるものの校合の上（底本を基に）刊行することとした。甕島島主小川氏管掌の両島の神事として中世長年に亘り執行された記録である（鹿児島県史料拾遺（Ⅸ）参照）。

なお「地誌備考」中、引用されている「横川酒匂氏由緒」の記事は小川氏離島後の状況、居地頭本田親政入島迄の地頭代酒匂景信の履歴で「桑原郡地誌備考」中の「横川古雜記」によっている。

昭和六十年刊行の『里村郷土誌』は塩田甚志氏の執筆で、「地誌備考」を活用、甕島全体の歴史解明に当られた。しかしなお領主小川氏の治績、離島後の実情等について不明の部分が多いとして検討課題（小川氏家臣団の行方、始良甕との関係等）を提起しておられる。

以上今回刊行の「地誌備考」について前冊に引続き私見の一端を述べさせていただいた。前回迄の解題で問題の点を多々並べながらその疑問点にはほとんどそのままのままで答案を提示し得なかつたことを筆者の不勉強の故と御寛恕願いたい。「地誌備考」は今迄も県内市町村史の刊行の際利用されてきたが今後合併の成果として新市町の新規の歴史編纂の動きも活発化してくることが予想される。先人の残したすぐれた遺産の一つとして新視点を加味し乍ら一層の活用を期待したい。薩摩から大隅へそして日向へ、範囲が広がり、全体として比較検討を加えることによって「地誌備考」から様々な史実を読みとりまた関係史料と併せて考察することにより地域史の真相にせまる可能性があると考えたい。

『地誌備考四』掲載文書点数

史料名	文書数		掲載文書数
	(収載)	〈未収〉	
出水郡	50 ( 50 )	〈 0 〉	48
伊佐郡	69 ( 37 )	〈 32 〉	68
甌島郡	8 ( 2 )	〈 6 〉	8

注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収載文書を示す。

2 掲載文書数とは『地誌備考四』に掲載した重複分を除く文書数を示す。

終りに本冊刊行にあたり、原稿の校正、補正、編集を担当し、解題についての適切な提言助言を惜しまれなかつた担当の調査史料室職員各位に重ねて心から謝意を表し筆を置く。

(五味克夫)

## 例言

一 本書は、「出水郡地誌備考」「伊佐郡地誌備考」「甕島郡地誌備考」を収め、「旧記雑録拾遺 地誌備考四」として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵者
出水郡地誌備考	東京大学史料編纂所
伊佐郡地誌備考	東京大学史料編纂所
甕島郡地誌備考	東京大学史料編纂所

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、文書のみ通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及び◇で示した。

イ 底本が原文書または校訂史料と相違する部分は、原則としてその右側に典拠史料を記し示した。相違する部分が二字以上の場合等は、その範囲を明確にするため該当部分を「」で囲んだ。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 稿本と考えられる鹿児島県立図書館所蔵「出水・甕島郡地誌備考」・「伊佐郡地誌備考」によって補充・校訂した。エ 他に補充や校訂に使用した史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録(東京大学史料編纂所所蔵) ㊦

- 旧記雜録(鹿兒島県立図書館所蔵) ⑧
- 島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵) ⑩
- 新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵) ⑪
- 新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵) ⑫
- 入来文書新訂(朝河貫一著書刊行委員会編・日本學術振興會發行) ⑬
- 大秦姓来由(鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 伊地知季安著作史料集六) ⑭
- 応永記(東京大学史料編纂所所蔵) ⑮
- 大口郷神社由緒調帳(赤崎三男氏所蔵) ⑯
- 鹿兒島縣地誌下(鹿兒島県史料集第十七輯「鹿兒島県立図書館發行」) ⑰
- 管窺愚考(東京大学史料編纂所所蔵) ⑱
- 感応寺文書(鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ九) ⑲
- 桑幡文書(鹿兒島県史料 旧記雜録拾遺 家わけ六) ⑳
- 甕藩名勝考(東京大学史料編纂所所蔵) ㉑
- 祁答院記(寺尾家文書「鹿兒島大学附属図書館所蔵」) ㉒
- 甕島諏訪神社御神事由緒(木脇家文書「鹿兒島大学附属図書館所蔵」) ㉓
- 薩隅日地理纂考(鹿兒島県教育會發行) ㉔
- 薩藩勝景百図考(東京大学史料編纂所所蔵) ㉕
- 薩藩名勝志(鹿兒島県史料集42・43「鹿兒島県立図書館發行」) ㉖
- 薩摩国地理誌(鹿兒島大学附属図書館所蔵) ㉗

- 勝軍地藏厨子銘〔平出水愛宕神社及び周辺遺跡の調査報告〕〔南九州郷土研究第28号〕<sup>(愛)</sup>  
 諸家大概(鹿児島大学附属図書館蔵玉里文庫)<sup>(諸)</sup>  
 新刊島津国史(鹿児島県地方史学会発行)<sup>(国)</sup>  
 神社調(東京大学史料編纂所蔵)<sup>(神)</sup>  
 富山文書(宮崎県史 史料編 中世Ⅰ)<sup>(富)</sup>  
 南浦文集(『新薩藩叢書(四)』薩藩叢書刊行会編・歴史図書社発行)<sup>(南)</sup>  
 新田神社文書(『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』)<sup>(新)</sup>  
 町田氏正統系譜(東京大学史料編纂所蔵)<sup>(町)</sup>  
 箕輪伊賀自記(東京大学史料編纂所蔵)<sup>(箕)</sup>  
 山田聖栄自記(『鹿児島県史料集Ⅶ』鹿児島県立図書館発行)<sup>(聖)</sup>  
 山門文書(鹿児島県歴史資料センター黎明館蔵)<sup>(山)</sup>  
 一 「出水郡地誌備考」・「伊佐郡地誌備考」に挟み込みの地図(計二点)は別紙附録として収載した。  
 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
- ア 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、原則として「」(墨書)、「『」(朱書)で囲んだ。  
 イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従ったが、ある程度の統一をした。  
 ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。  
 エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。  
 オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に適宜まとめた。

— 合点は「\」で示した。

— 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示した。

— 見消は、その文字の左側に「と」を付した。

— 編者の付した注は、原注と区別するために( )で囲んだ。

— 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。

— 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。

— 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

— 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

— 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□□、□、、、、、――、  
などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

— 『鹿尾島原史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として重複注  
は逐一付さなかった。

— 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

呉(異) 早(畢) 季(年) 阪(婦) 岾(時) 哥(歌) 亼(事) 迂(遷) 欵(歟) 穉(秋) 脉(脈) 劬(州)  
迹(逃) 厠(廟) 筭(算) 帟(虎) 二(四) 疒(病) 刁(寅) 灵(靈) 无(無) 杌(杉) 广(摩・磨・廳・應)  
壬(閏)



# 旧記雜録拾遺地誌備考四 目次

解題	1
例言	11
目次	15
出水郡地誌備考	
出水郡	1
出水郷	121
長島郷	165
高尾野郷	171
野田郷	178
阿久根郷	187
伊佐郡地誌備考	
伊佐郡	107
宮之城郷	124
黒木郷	153
山崎郷	157

大村郷	一六五
蘭牟田郷	一七〇
牛山郷	一七五
大口古事見聞記	二二三
牛山郷	二五八
鶴田郷	二六二
佐志郷	二八〇
甌島郡地誌備考	
甌島郡	
甌島郷	二八五
上甌	二九三
下甌	二九九
甌島旧跡考	三〇六
下甌島諏訪社頭殿記	三三九
甌島郷	三五九
文書目録	三六一

出水郡地誌備考



(表紙)

出水郡地誌備考

(中表紙)

出水郡地誌備考

出水郡  
 出水旧名 長島  
 高尾野 野田  
 阿久根旧名  
 莫根

> 甑島郡  
 > 上甑  
 > 下甑

(中表紙)

出水郡 出水旧名 長島 高尾野  
 野田 阿久根旧名  
 莫根

甑島郡 上甑 下甑

出水二郡地誌備考

出水 一武本村  
 出水 一下大川内村  
 出水 一上知識村戸長  
 出水 一莊村戸長  
 長島 一浦底村  
 長島 一下山門野村  
 長島 一城川内村  
 長島 一獅子島村  
 高尾野 一下高尾野村戸長

出水 一大川内村戸長  
 出水 一上鯖淵村戸長  
 出水 一下知識村戸長  
 出水 一江内村  
 長島 一諸浦村  
 長島 一川床村戸長  
 長島 一平尾村戸長  
 高尾野 一柴引村  
 高尾野 一唐笠木村

出水 一脇元村戸長  
 出水 一下鯖淵村戸長  
 出水 一六月田村  
 長島 一鷹巢村戸長  
 長島 一山門野村  
 長島 一指江村  
 長島 一藏之元村  
 高尾野 一大久保村戸長  
 高尾野 一上水流村

高尾野  
 一下水流村  
 阿久根 戸長  
 一 波留村 一人  
 阿久根  
 一 赤瀬川村  
 阿久根  
 一 鶴川内村 戸長  
 一人

野田  
 一 上名村 戸長  
 一人  
 阿久根  
 一 多田村  
 阿久根  
 一 山下村 戸長  
 一人  
 一 大川村 戸長  
 一人

甕島郡戸長四人

上 一 江石村  
 下 一 瀬上村  
 下 一 長濱村  
 下 一片野浦村  
 上 一小島村

野田  
 一 下名村  
 阿久根  
 一 折口村  
 阿久根  
 一 西目村  
 上 一里村  
 下 一青瀬村  
 下 一瀬々浦村  
 上 一中野村

薩摩國

出水郡管轄沿革

古時、本郡ヲ分ツテ山門院・和泉莊・莫禰院ト為ス、平治中、平種國山門院ノ郡司タリ、種國ハ千葉氏ヨリ出ツ、子國秀權別當ト為ル、文治二年八月、守護島津忠久薩摩ニ入り、山門院木牟禮城ニ居ル、遺墟本郡江内村ニ在リ、國秀ノ子秀忠山門太郎ト稱シ郡司ヲ襲ク、忠久ノ薩摩ニ入ルヤ、首ト

シテ之ニ服従ス、秀忠ノ子秀高父ニ先ツテ卒ス、秀忠其女虎王ニ山門院ヲ與フ、虎王鯨島景家ニ嫁ス、景家遂ニ山門院ヲ領ス、忠久ヨリ忠時、久經、忠宗、貞久ニ至ル迄四世木牟禮城ニ居リ、貞久ノ子氏久ニ至テ鹿兒島ニ移ル、和泉莊ハ蓋シ今ノ出水郷ノ地ナラン、古時、伴成房和泉莊ノ辨濟使タリ、時房、守房相承ク、守護島津忠久ノ時、和泉兼保和泉莊ノ下司タリ、其後島津忠宗第二子忠氏ヲ以テ和泉莊ノ地頭ト為ス、忠直、氏儀、久親相承ク、南北朝ノ時、和泉莊ノ名主知識行覺知識城ニ據リ官軍ニ屬シ、兼保ノ裔孫和泉政保ト兵ヲ合セ、守護島津貞久ヲ木牟禮城ニ攻ントス、島津師久知識城ヲ攻メ之ヲ拔キ、遂ニ之ニ居ル、應永二十四年、久親ノ二子直久・忠次川邊ニ戦死シ、和泉氏亡フ、莫禰院ハ今ノ阿久根郷ノ地ナリ、鎌倉ノ時、莫禰成兼莫禰院ヲ領ス、成秀、成光、成綱、成友、成相承ク、守護島津貞久ノ時、遠矢次郎成道アリ、莫禰氏ノ支族ナリ、尊氏ニ屬シ、屢官軍ト戦フ、成道ノ子貞勝島津氏ニ屬ス、伊成、貞政、成政、成澄、其後島津伊久ノ長子守久木牟禮城ニ據リ島津氏ニ相承ク、其後島津伊久ノ長子守久木牟禮城ニ據リ島津氏ニ叛ス、應永二十九年、島津久豊嫡子忠國及ヒ伊作克久等ヲ遣リ之ヲ撃ツ、守久奔ル、永享中、忠國其弟用久ヲ以テ守護代ト為シ、本郡ヲ領セシム、其裔孫義虎ニ至テ本郡及ヒ高城郡・伊佐郡山野等ヲ領シ、之ヲ其子忠辰ニ傳

フ、忠辰征韓ノ役罪アリ、其領邑ヲ奪ハル、慶長四年正月、豊臣氏征韓ノ功ヲ論シ、島津義弘ニ本郡及ヒ高城郡・大隅始良郡加治木等ノ地五萬石ヲ加封セラル、義弘本田・樺山・山田諸氏ヲシテ本郡ノ地頭ト為サシム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

薩摩國出水郡

波留村管轄沿革

本村及ヒ赤瀬川村・折口村・多田村・鶴川内村・山下村・西目村・大川村ノ八村ヲ古時莫禰院ト稱シ、後阿久根郷ト為ス、寛元中、神崎太郎成兼鎌倉ヨリ薩摩ニ來リ、莫禰院ヲ領シ、因テ莫禰ヲ氏トス、成秀、成光、成綱、成友、成忠、成重、成村、良忠、良守相承ク、守護島津貞久ノ時、莫禰左兵衛尉成長ナル者アリ、圓也ト號ス、成忠ノ弟成行ノ子ナリ、貞久ト俱ニ足利尊氏ニ屬シ、屢官軍ト戦フ、貞友、貞勝、伊成、貞成、貞光、貞勝、貞宗、行定、貞滿、貞國、貞綱、貞利、貞興、貞隆、貞倉相承ク、正平九年、島津貞久薩摩ノ守護ヲ第三子師久ニ、大隅ノ守護ヲ第四子氏久ニ傳フ、應永中、師久ノ孫守久本郡木牟禮

城ニ據リ島津氏ニ叛ス、二十九年、島津久豊嫡子忠國及ヒ伊作克久等ヲ遣リ之ヲ撃ツ、永享中、島津忠國其弟用久ヲ以テ守護代ト為シ、本郡ヲ領セシム、其裔孫義虎ニ至テ本郡及ヒ高城・水引・湯田・西方・山野等ヲ領シ、之ヲ其子忠辰ニ傳フ、忠辰征韓ノ役ニ從ヒ罪アリ、其領邑ヲ奪ハル、慶長四年正月、豊臣氏征韓ノ功ヲ論シ、島津義弘ニ本郡及ヒ高城郡・大隅始良郡加治木等ノ地五萬石ヲ加封セラル、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

上名村管轄沿革

本村及ヒ下名村ハ古時山門院ニ屬シ、後野田郷ニ屬ス、平治中、平種國山門院ノ郡司タリ、種國ハ千葉氏ヨリ出ツ、子國秀權別當ト為ル、文治二年八月、守護島津忠久薩摩ニ入り、山門院木牟禮城ニ居ル、遺墟江内村ニ在リ、國秀ノ子秀忠山門太郎ト稱ス、忠久ノ木牟禮城ニ入ルヤ、首トシテ之ニ服従ス、爾後島津氏歴世之ヲ領ス、永享中、島津忠國其弟薩摩守用久ヲ以テ守護代ト為シ、本郡ヲ鎮セシ

ム、其裔孫義虎ニ至テ本郡及ヒ高城郡等ヲ領シ、之ヲ其子忠辰ニ傳フ、世之ヲ薩州家ト呼フ、忠辰征韓ノ役罪アリ、其領邑ヲ奪ハル、其後島津氏累世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年、鹿兒島縣ニ屬ス、

#### 同國同郡

##### 武本村管轄沿革

本村及ヒ上大川内村・下大川内村・上鯖淵村・下鯖淵村・上知識村・下知識村・六月田村・莊村・江内村・脇本村ノ十一村ハ出水郷ニ屬ス、古時、伴成房和泉莊ノ辨濟使タリ、時房、守房相承ク、鎌倉執政ノ時、守護島津忠久ニ屬ス、當時守房ノ子和泉兼保和泉莊ノ下司タリ、其後島津忠宗第二子忠氏ヲ以テ和泉莊ノ地頭ト為ス、忠直、氏儀、久親相承ク、南北朝ノ時、和泉莊ノ名主知識行覺知識城ニ據リ官軍ニ應シ、兼保ノ裔孫和泉政保ト兵ヲ合セ、守護島津貞久ヲ木牟禮城ニ攻ントス、島津師久知識城ヲ攻メ之ヲ拔キ、遂ニ之ニ居ル、應永二十四年、久親ノ二子直久・忠次川邊ニ戦死シ、和泉氏亡フ、其後師久

ノ孫守久木牟禮城ニ據リ島津氏ニ叛ス、二十九年、島津久豊嫡子忠國及ヒ伊作克久等ヲ遣リ之ヲ撃ツ、守久奔ル、永享中、島津忠國其弟用久ヲ以テ守護代ト為シ、本郡ヲ領セシム、其裔孫義虎ニ至テ本郡及ヒ高城郡ヲ領シ、之ヲ其子忠辰ニ傳フ、忠辰征韓ノ役罪アリ、其領邑ヲ奪ハル、其後島津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、(明治)明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

#### 同國同郡

##### 鷹巢村管轄沿革

古時、伴成房和泉莊ノ辨濟使タリ、兼テ長島ヲ領ス、子時房ニ傳フ、守護島津忠久ノ時、平秀忠山門院及長島ヲ領ス、曆應・建武ノ頃、和泉下野守忠氏之ヲ領ス、島津忠宗ノ弟子、應永ノ頃、島津播磨守守久之ヲ領ス、永享中、島津忠國其弟用久ヲ以テ守護代ト為シ、本郡ヲ領セシム、永祿中、天草越前守長島ヲ取ル、島津義虎之ヲ攻メ、長島ヲ復ス、義虎ノ子忠辰征韓ノ役罪アリ、其領邑ヲ奪ハル、其後島津氏歴世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、



郷莊

古時、山門院・莫禰院・和泉莊等ノ稱アリ、後分ツテ五郷ト為ス、出水郷八十一村武本村・上大川内村・下大川内村・上鱈六月田村・莊村、高尾野郷ハ六村柴引村・大久保村・下高尾野村、江内村・脇本村、唐笠木村・上水流村・下水流村、野田郷ハ二村上名村、阿久根郷ハ八村波留村・多田村・折口村、下名村、赤瀬川村・山下村・西目村・鶴川内、長島郷ハ十一村鷹巣村・浦底村・諸浦村・獅子島村・川村・大川村、床村・指江村・城川内村・平尾村・藏ノ元村・山門野村ヲ管ス、下山門野村

權別當種國

(常カ)

平姓千葉介當時四世孫千葉介真種カ弟五郎胤光ノ一流出羽守種方子ナリ、平次郎太夫ト称ス、平治中、山門院郡司職ニ補セラル、野田郷龜井山其居ル所ノ墟ト云、權別當國秀

種國ノ子ニシテ、本院郡司職ヲ襲フ、

山門太郎秀忠

國秀ノ子ナリ、建久四年・建仁三年父國秀ヨリ本院ヲ與ヘ知行セシムル云云、本田氏文書ニミユ、建保五年、郡司職ヲ襲フ、建久ノ圖田帳ニモミヘタリ、

市来崎三郎秀高

秀忠ノ子ニシテ、山門ノ内百三十六町ヲ與ラルト雖トモ、父ニ先テ死、秀忠二男三郎兵衛包持ト云ヘルモ父ニ先テ死ス、

秀忠女虎王

弘長二年、父秀忠本院ヲ與ヘ、本院郡司職ヲ襲フ、虎王鮫島彌次郎景家ニ嫁ス、

※(行間)

「古城主由来記ニハ、景家ノ嫡女カ産シ女子ニテ、鮫島三左エ門長家カ室トナル云々、大隅國稅所介敦光カ妻、三女虎王云々アリ、参照スヘシ」

鮫島景家

妻虎王カ郡司職ヲ襲、建武ノ比山門院郡司彌二郎入道トアル、是ナリ、

鮫島孫二郎

景家ノ族ナルヘシ、文保元年七月新田宮觀樹院文書ニ

山門院郡司トアリ、

平家高

市来崎秀高ノ後カ、正平元年山門院三百五十町ヲ山門

六郎ニ讓與フル云云、市来崎氏文書ニアリ、又全文書ニ、<sup>(持カ)</sup>行家ナル者文安六年龜太郎丸ニ本院ノ内高小野ノ分ヲ與フル云云アリ、又全文書中高尾野ノ田地讓狀アリ、市来崎氏本院ニ居ルトミユ、

伴成房

和泉莊辨濟使及下司職 子孫世襲ス、

時房 — 守房

和泉小太夫兼保

和泉郡三百五十町ノ下司ト建久圖田帳ニアリ、

和泉右衛門兵衛尉保久

兼保ノ子ナリ、宝治中ノ人ナリ、「寛喜元年和泉氏文書アリ、旧記雜録中ニ載セ置ク、参考スヘシ」

左衛門尉保道

保久ノ子ナリ、

圖書允保連

保道世傳フル所ノ和泉新莊惣領職ヲ以保連ニ與フト正應五年文書アリ、

左衛門次郎保在

正應五年三月十三日、保道和泉莊楳村ヲ以保在ニ與フ、又全年四月、田拾八町及山野等ヲ保在ニ傳フ、肝付氏譜中ニ見ユ、又延慶二年肝付氏文書ニモミユ、

和泉莊下司諸太郎兵衛尉政保

文和三年木卒禮城戰ニミユ、保連ノ後ナルヘシ、

和泉莊名主知色彦三郎入道行覺

文和三年尾崎城ノ軍ニミユ、

祖元 和泉兵衛尉行俊 — 苗裔和泉小太夫兼保

肝付右京亮兼貞五男

井口諸太郎兵衛尉保久

和泉右兵衛尉ト号ス、保久泉庄辨濟使・給黎院郡  
司職ノコト寛喜元年文書ニアリ、

同太郎兵衛尉保忠

左衛門尉保道

圖書允保連

正應中文書ニミュ、

左衛門次郎保在

保俊

資保

正嘉中文書ニミュ、

号給黎三郎、延慶二年肝  
付氏文書ニミヘタリ、

諸太郎政保

文中、和泉庄ノ下司職也、

島津忠宗二男

和泉三郎兵衛尉忠氏

初實忠 後下野守

忠直

右衛門尉

氏儀

能登守

久親

式部太輔

又四郎直久 戦死

又五郎忠次 全

忠國弟

島津用久

初好久 持久 薩摩守  
出水領主

國久

嘉吉元年辛酉生、  
明應七年戊午七月廿九日

長祿三年己卯二月廿九日卒、年五十五  
卒、年五十八

成久

菊千代丸 三郎太郎  
薩摩守

忠興

薩摩守

初忠貞 重久

寛正五年九月十五日生、  
天文五年三月四日卒、年七十三

文明十八年生、  
大永五年十月九日卒、年四  
十才

實久

八郎左衛門尉 薩摩守  
「永正九年生」

義虎

薩摩守  
「天文五年生、天正十三年七  
月廿五日卒、年五十」

忠辰

〔又太郎 薩摩守 永祿九年生、母義久公長女〕  
改易ニナル

和泉相伴三郎保末

曆應中文書ニアリ、軍功多シ、保在ノ一族ナルヘシ、

〔地理纂考〕

出水郡

古名山門院といふ、又和泉とも書り、和名鈔に出水郡伊豆美とあり、建久八年の圖田帳に和泉郡三百五十丁云云とあり、當郡ハ薩摩國の西北の極なり、東伊佐郡に境ひ、南薩摩・高城の兩郡に接し、西海岸に對し、北肥後國葦北郡に接す、郡内出水・高尾野・野田・阿久根・長島の五ヶ所<sup>◎郷</sup>を置く、

〔和泉忠氏傳〕

文保二年戊午三月十五日、道義公邑ヲ封國ニ割リテ、道

鑑公以下和泉忠氏等六男及其長女ニ傳フ、即忠氏薩摩國出水郡ヲ拜領ス、因テ島津或ハ和泉氏ヲ稱ス云云、

〔地理志〕

一薩摩國和泉新庄郡司職<sup>今ハ相傳系圖、</sup>和泉大夫兼保、藤

内保忠、右<sup>兵衛</sup>尉保久、藤内左衛門尉保通、圖書允

保連、保有、相左衛門次郎論人、

一山門院ハ、上古權別當種國<sup>平姓千葉介常胤一流出羽守種方初子ナリ、或平次郎大夫トモ云</sup>

テ被補山門院郡司職、是山門家鼻祖也、三代太郎秀忠

侯<sup>族カ</sup>關東右大將家、蒙恩遇厚也矣、其子貳人別樹家、又

先父卒、故ニ郡司職ヲ嫡女ニ讓ル、<sup>鮫島彌次郎景家妻也、依テ其後</sup>

秀忠ヨリ讓郡司職鮫島彌次郎景家、其後亦和泉家<sup>肝付</sup>

領之、文治年中忠久公御下有テ、三州一圓為御領分、

雖然國中未服、化所之凶徒、直立黨結類者多シ、當院

モ亦為他ノ有、然共終ニ一統之後、諸所地頭領主ヲ被

居、令全治國業、而此地ヲ賜薩摩守用久<sup>薩州為采邑之地之祖</sup>

至文祿年中數代領之云云、

〔建久圖田帳〕

和泉郡三百五十町

下司小太夫兼保

外略、

山門院二百町内鳥津同庄寄郡

老松庄二十四町四段安樂寺

公領百七十五町六段

地頭右衛門兵衛尉

光則百三十三町六段

院主秀忠◎司

弁濟使分二十七町

名主島津御庄領家▽◎沙汰△

高橋十五町

本名主是兼入道死去後

〔管窺愚考〕

成務帝時、詔定國郡、然如襲及隅薩尚隸日向、則神代卷

書日向襲、今隅州有郡名曾於、蓋遺名也、或書日向吾田、今薩州有郡名阿多、亦遺名也、或古

事記載日向泉水、亦薩州有郡名出之水、其遺名也、之類、可併知也云云、

1、新田宮觀樹院文書

薩摩國御家人交名注文

和泉庄◎司〔下司〕杵左衛門二郎入道 孫五郎入道 井口入

道 知色入道 鯖淵名主辨濟使

山門院 郡司鮫島孫二郎 市來崎兵衛五郎入道 郡山名主

外略、

右、太略注文如此、此外相漏人々者、可致注進之狀如斯、

文保元年七月晦日

〔本文書ハ、「旧記雜錄前編二」一三二〇号文書ノ抄ナルベシ〕

〔旧記〕

文明六年云々、薩州之御持城、和泉、山門、高小野、阿

久根、河邊、山田、鹿兒、同老名高崎、

〔雜抄〕

山門院

文治二年八月二日、忠久公著御于薩州山門院、

判官守久住于山門院、動惡逆結太守、故久豊公將又三郎

貴久公而領軍衆攻討之、守久不能防、而出奔肥後國云々、

以山門院賜相良某也、

木牟禮

山門院西方内・六反廿・壹反給黒鳥川・一反卅

本牟禮之城警固之裡所宛行也云々、道鑒公賜伊地知生一丸云々、

〔古城主由来記〕

一山門院 山門郡司秀忠、忠久公御下向の時令居城、桓

武流千葉介常時四代の後胤千葉介真胤か弟五郎胤光か

一流出羽守種方肥前國神崎庄并河添本領主、其子權別

當平次郎太夫種國と云る人初て薩摩國山門院郡司職を

受、其子權別當國秀、二代太郎秀忠、此時関東に参候

し、右大將家元服(腰)を加へ給ふ、御烏帽子并御太刀拜領、

山門太郎秀忠他服の子欵、秀高家督を不讓、山門の内

百三拾六町を分て秀高に讓り、市来崎の家を立、程な

く秀高父に先立而卒す、二男三郎兵衛包持、是(もカ)〔なり〕

父に先達而卒す、仍て山門院惣郡司職を嫡女に讓ると

見得たり、夫(ほカ)より(弥脱カ)鮫島次郎景家の嫡女か産し女子也、

鮫島三左衛門長家か室となる、弘安元年閏十月十七日

夜討の時殺害せらるとあり、二女亀鶴菓成河の領主也、

大隅國稅所介敦光か妻、三女虎王ハ別府・多々村領主

(なカ)あり、莫祢郡司兵衛成友入道覺也に妻あり、四女皆王

女ハ肥前國河副庄八十町の名主東郷兵衛尉妻、五女夜

又女ハ幡摩三郎妻とあり、山門院ハ秀忠より鮫島ニ讓

ると見えたり、尊氏將軍家の御教書に山門院郡司弥二

郎入道と有は鮫島なり、

〔諸家大概記〕

平姓市来崎氏ハ、貞盛之五代孫權別當種國薩广山門院を

領候、其子國秀死去故、國秀子秀忠ニ將軍家政所御下文

被下、本領安堵申候、文書之写本田次郎左衛門所持候、

秀忠之子孫建武之乱ニ致軍功候儀、旧記ニ相見得申候云

々、

2 〔入来郷本田氏藏書〕

〔本文書ハ五号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔國史元久傳應永二年註〕

和泉莊即出水郡地、然出水・長島・野田・高尾野・阿久

根五郷今属出水郡、而古者野田・高尾野称山門院、阿久

根称莫祢院、則當時言和泉莊者出水・長島二郷而已、郡村高辻町、長島村本在出水郷、明曆中建為一郷、而属出水郡、

〔管窺愚考〕

按地理志、所謂山門院則今出水郡野田・高尾野地、而木牟禮城遺墟在出水與野田接壤處云、按建久八年圖田帳、山門院凡貳佰町、而其伯柒拾伍町則島津御莊寄郡也、先是二十八年平治年間、見道悟書、平種國者、就郡司於本院、其先千葉族也、其所居墟今在野田、謂龜井山、生子國秀、

為權別當、國秀生子秀忠、幕府賴朝加之元服、稱山門太郎、襲郡司職、建保五年讓狀、叙正六位上、與公竝時、而公之拜御莊也、其服從之者蓋莫先於秀忠也、比志島書有之、曰、建

保五年五月二日、秀忠深志于島津左衛門尉殿云云、可推知焉、秀忠二女、長曰夜叉、次曰虎王、弘長二年、傳虎王以本院別府、見和泉藤野氏書、建保五年距弘長二年四十六年、據此秀忠以老死可見矣、

那凡參伯伍拾町、而於薩則島津御莊一圓領此也、後二十年、建永二年四月十日、下司兼保護狀今存子孫、按其所書、亦出自伴族、曾祖曰伴成房、為和泉莊辨濟使及下司職、以隸島津御莊、而傳之於其子時房、時房傳之於其子守房、

守房傳之其子兼保、兼保稱和泉小太夫、為下司於和泉郡、三百五十町、見圖田帳、實與公同時、然讓狀有吾老語、似長公者、

而成房為其曾祖、則必溯保延間、自保延六年領家忠實封三千戸迄建永二年得六十八年、且兼保曾孫保道正應五年卯月讓狀等有和泉新莊云云、今出水郷有地名莊村者、大抵據此、推時與事、則和泉郡參伯伍拾町之新立御莊、亦同

隰同、足概知焉、又山門院蓋有領家屋敷、則二十七町辨濟使分、名主島津御莊領家云、是也、

山門院伯柒拾伍町陸段、光則伯參拾參町陸段、平秀忠為之院主、橋拾五町、前此是兼入道為名主、時則逆矣、通計正合、而公皆地頭焉、別貳拾肆町肆段係寺社領、併此本院凡貳佰町、

貞親等之入部也、三州武人往々拒命、如下文所言、可見焉、故就領家屋敷所在地、與同姓秀忠等謀、而相攸於木牟禮、且營稅駕猶言休息之所、亦足以概知焉、公室由東、貞親之國、今讀其文、先公三年、入山門院、而城木牟禮、創感應寺等云、季安謹按、公始就封則為文治二年、自文治二年逆量至元曆元年為三年、然於其年公猶未拜島津莊、

據此觀之、由來之文、本書先<sup>③二</sup>年、而傳寫者以為三字、誤併二一作先三年、故致此誤爾、果一年則當文治元年公拜下司於三州之時明矣、而如其築城、則應必在其明年三月公拜總地頭以後八月就封之間也云云、

〔島津氏久豐譜中〕

判官守久居住于山門院、動有欲起亂於國中之聞、且復大太郎殿沒落之後在肥之前州高久而近其地、起兵革來亦未可知、云拾云恰、不嫌於我心、薩隅二州盡入手裏、而後欲向山東退治伊東、然則先為山門院向之企、應永廿九年

壬寅、催軍衆、以又三郎貴久為大將、撰良辰已發向構陣

〔後名忠國也〕

營、侵侮者甚急也、合力於守久者独有高尾野耳、天草其<sup>④地</sup>他相去不遠、且多年之好、雖然唯有問安否之通价使、無

為隣好之發救兵、存忠山門落居之程在伊集院、爰山北之高城等兄弟忽為冰炭、兄大川某者與東郷・國府・執印等俱入守于水引城、弟三郎者屬守護、以故伊集院・市來・

高江・宮里・羽島及長門守・山田某等在高城之本城、而對水引城、其間相去不過數百步也、伊作大隅守勝久在山門之陣中、得此之時、伯父遠江守十忠與一族家臣等偕謀、

攻入城中、已弑久義、于時不屬十忠之士卒從勝久之息男安鶴丸、<sup>⑤守</sup>內城堅固也、是以不得陷、而十忠請存忠欲追勝久、存忠忽應十忠之請、勝久聞此大變於陣中曰、徒與遂自殺於陣中虛武勇嗜、不如速歸伊作向當敵遂戰死、將歸陣也、新納近江守忠臣・北郷中務少輔知久・樺山安藝守教宗亦在陣也、勝久者忠臣之甥也、各共欲救之而請貴久、貴久為忠臣之聲、因茲許容、上達逸許之旨於存忠、存忠曰、早下城則有息男以可追勝久、此言已達則止伐當敵之謀、陣中一族佗家同意諫勝久曰、恣遂陣中之自殺、似空貴久之高志乎、歸路之戰死亦未可知好否、妻子市來某可加愛養、先為子孫長久、宜應守護之命保身命出奔他州、強加教訓、不得已而應諾矣、去程妻子下城、向市來沒落矣、伊作為守護領、<sup>⑥行</sup>勝久出奔之時、山田三河守之男孫五郎<sup>⑦</sup>久依<sup>⑧</sup>從之出他州、再以不歸國也、守久請援兵而無到者、失防禦之計策、去山門奔肥州、嗚呼天乎命乎、未有幾程守久卒于他州矣、

今度山門院入手裏、而後許其地於相良某、由是執戛故舊之臣等竊有為疑者曰、當家之元祖忠久主人部之時、先着



御于山門院、而建立梵宇称感應寺、放牝馬於瀬崎之山野、為良馬之產地、將及後代、曾祖父貞久主亦勸請信濃州之本社諏方大明神於山門院、既以此院為本領入部之初、當家之佳例異<sup>⑤</sup>他所、且復此間守久之居城如非守護領、何不畀一族故舊之人乎、

〔應永記〕

應永廿九年壬寅、貴久大將ニテ山門ニ押寄給ヒテ、被取卷總州嫡子久世之御親父也、不可有打解ラル、夏、判官殿和泉・阿久寢ニ堅有御憑、可立御用之由彼兩人被申臬ルヲ眞事ト被思食、御心浅夏社口惜ケレ、終ニハ成獨ト玉ヒテ開城給云云、

3 〔入来院氏文書〕

去月五日、於山門城、自身太刀打凶徒打取云々、殊感悅之至也、上洛之上者、此趣可注進之狀如件、

明德五年四月廿五日  
〔今川了俊〕  
沙弥判

清色美濃守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二五二四号文書ト同「文書ナルベシ」

〔供參照〕

伊作系圖

上世略、  
久義

犬若丸 大隅守

應永二十九年正月廿九日、為弟遠江守十忠被殺、

十忠

初十久 字六郎 遠江守

殺兄久義、

男數名略、

勝久

四郎左衛門尉 大隅守 法名道恕

播摩守守久居住于山門院、而太守之為寇者久矣、於茲使又三郎貴久公為大將攻守久、于時勝久亦為從軍、在山門陣中之日、伯父遠江守十忠与群臣俱為一揆、攻勝久之居城、且十忠企謀計、勝久之筭非、請于久豊公、久豊公亦有遺恨之未散、是以令許容、有勝久追放之命、不得已而捨置妻子、向他邦令出奔畢、應永二十九年也、委曲記于久豊公譜中者也、

女子

伊作遠江守十忠室

女子

鳥津上総介久世室

教久

初範久 安鶴丸 四郎左衛門尉

犬安丸

早世

十忠叛逆之時、教久幼稚也、伊作信濃守以下一族奉教久守内城、而能拒之、故教久免禍也、

鳥津氏系圖

六世上総介師久 法名定山

上総介伊久

称総州家、居住碓山城、

法名久哲

守久

久世 上総介

應永廿四自害

久林

犬太郎 左兵衛尉

生松丸 太夫判官 播广守

應永廿九年、太守久豊使嫡男又三郎貴久攻守久之居城山門院者甚急也、守久失防禦術、出奔肥州、

不經幾年而卒、

忠朝

初忠明 彦二郎 山城守 入道名道世

相馬氏祖

應安二年己酉八月三日生、應永十五年正月三日、

於川内平佐安之城自害、

久照

生黒丸 又三郎 称北殿、

〔國史久豊傳〕

應永二十九年壬寅、公伐守久、次於伊集院、遣世子又三郎・伊作〔本マ、一勝〕克久等攻山門院、和泉氏・阿久根氏始應守久、既而叛之、附守久者獨高尾野、守久大窘、棄城走、遂出奔肥前、公既取山門院、以賜相良某、輿人竊言曰、得佛公始居山門院、比及五世皆居於此、定山公以來總州家領之、〔今者△公取之、宜其収為公家邑、不然使公族領之、亦可也、而以賜他族、則吾不知也、克久之如山門院也、其叔父遠江守十忠殺其父久義、〔兄ノ誤〕士卒擁克久子安鶴丸為主、

保内城、伊作城遺墟在中原村云々、十忠攻之、又使公逐克久、公與伊作氏有宿怨、乃許十忠、克久聞之曰、今日之事、只當與十忠俱靡而已、新納忠臣・北郷知久・樺山教宗憫克久冤、因世子乞免之、公曰、猷伊作地而身去之他邦、則有後族薩摩矣(於)、於人皆勸克久使去、且言妻子託市来氏、亦無所憂、市来氏者克久之妻黨也、克久娶市来備、後家親女云々、克久從之、公取伊作、克久遂出奔、山田孫五郎久依從之、皆不反、十忠求伊作、公弗許、十忠轉客知覽上木場、不知所終、

〔全忠國傳〕

永享元年己酉、中略、左兵衛尉犬太郎改称左兵衛尉久林自山門院出奔肥前高来、既而還國、居於日向、二年庚戌十一月朔日、公殺久林於真幸院德滿城、久林定山公之玄孫也、総州家本宗至此而絶云云、

〔支流系圖〕

島津貞久弟

忠氏

初實忠 三郎兵衛尉 豊後守 下野守  
初称島津、後号和泉、領知薩州出水云々、

忠直 氏儀

始忠頼 右衛門兵衛尉 能登守

久親

元久公賜百町之采地於救仁郷深川村、

直久

應永廿四年川邊戰死、

此子孫旧今和泉邑主

〔島津國史云〕

和泉某者、蓋和泉式部少輔久親也、久親父曰能登守氏儀、氏儀父曰右衛門兵衛尉忠直、忠直父曰下野守忠氏、忠氏者道義公次子、為薩广和泉莊地頭職、因以為氏、又為丹後田辺莊・肥前松浦莊早湊村地頭職、与高師泰・齊藤利泰俱為侍所奉行、道鑑公宴幕府於邸、設百度笠掛會、忠

氏及高師冬云々、高師直之圍幕府於近衛東洞院第也、忠

直与四郎左衛門尉時久躰垣而入上食、道鑑公擊谷山郡司

平忠高、軍波平、忠高使其弟祐玄率兵守牛落柵、截我軍

後、忠直自出水引兵救公、既至青屋松原、忠直單騎而進、

逕造牛落柵、大呼曰、祐玄、与汝獨身決戰、祐玄挺身而

出、与忠直馬上相傳、忠直卒擒祐玄、魔衆而進、拔牛落

柵、至波平与公會、忠直後事征西將軍宮於豊後、氏儀・

久親皆居豊後、齡岳公嘗謂恕翁公曰、不可使和泉氏無後

於國、必召之、時忠直・氏儀已死、恕翁公乃召久親於豊

後、賜之求仁郷深川村合百町地、註云、和泉莊即出水

郡地、然出水・長島・野田・高尾野・阿久根五郷今屬出

水郡、而古者野田・高尾野称山門院、阿久根称莫祢院、

則當時言和泉莊者出水・長島二郷而已、郡村高辻帳、長

島村本在出水郷、明曆中建為一郷、而屬出水郡云々、

〔地理志〕

和泉元祖伴姓肝付一族和泉兵衛尉行俊、肝付右京亮兼貞五男其苗裔和泉小太

夫兼保、其子井口諸太郎（衍之）兵衛尉保久、同太郎兵衛尉

保忠、同諸太郎政保、已來代々知行和泉、兼保事蒙右大

將家恩免、被補和泉新庄郡司職、其後三郎兵衛忠氏四世忠宗公御

二男和泉、相續於古和泉之跡領之、其子右衛門尉忠直、同能登

守氏儀、同式部太輔久親、同又四郎直久・同弟又五郎忠

次兄弟共二應永廿四年九月十一日於薩州川邊戰死、仍和

泉家斷絶、其後薩摩守用久領、

〔忠氏初實忠、後左兵衛尉、豊後守、下野守ト称ス〕

4 肝付氏庶族和泉氏文書

讓與次郎保在所 薩摩國和泉新庄惣領職田島在家并山野

等事

略、「原文旧記雜録ニアリ、参照スヘシ」

右、件田地村々山野等者、保道重代相傳所領也云々、

正應五年卯月七日

〔和泉氏〕  
左衛門尉保道判

（本文書ハ、「旧記雜録前編二」九五三號文書ノ抄ナルベシ）

5 入來郷本田氏藏書

將軍家政所下 薩摩國山門院住人

可早以故國秀息男平秀忠領掌當院所帶職事

右人、繼親父國秀之跡、可令領掌件所帶職、但於本所課役者、任先例、可致其勤之狀、所仰如件、以下、

建久四年九月四日

案主清原在

知家事中原

令大藏丞藤原在御判

別當前因幡守中原朝臣在御判

散位藤原朝臣

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一五九・一〇四七号文書ト同一文書ナルベシ〕

6「入來郷本田氏藏書」

沽渡 薩摩國山門院内針原村田畠荒野等事

四至 本證文見タリ、

右、當村者、家泰相傳所帶也、而先季之比、同國御家人時吉太⑧郎通泰令沽却畢、爰自彼通泰之手本田左衛門尉殿買取之、被知行之處、就關東御德政明文、家泰依為本主取返之、雖令領知、買得地事、自今以後者不能禁遏之旨、重被下御事書之間、家泰依有要用、用途陸拾貫文限永代、相副曾祖父秀忠讓狀案文并關東安堵御下文案文等、奉沽渡本田左衛門尉殿畢、然者無他妨可被領知也、且又以此

狀可被申給關東安堵候、仍為後代證文之狀如件、

正安二年歲次庚子六月十五日 藤原家泰（花押）

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一〇四六号文書ト同一文書ナルベシ〕

按ニ、家泰者、千葉介常胤之三男平三郎太夫胤國之孫山門院之郡司童名熊太郎秀忠之曾孫也、不知何号藤原矣、

7「入來郷本田氏藏書」

薩摩國針原二郎入道被讓渡ところ針原・野角・横峯以下所々水田畠等事

合

右、本文書等、御下文等あいそへて、限永代、針原入道ニ所讓渡也、但於後日、右之一所をのこさす子息孫二郎ニ可被讓渡也、仍讓之狀如件、

〔本田親兼入道道觀ノ父〕

沙弥静観判

（貞觀）

嘉曆四年三月二日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一五〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔右本田二郎親兼針原ヲ領シ、針原氏ヲ稱シタルト見ユ〕

「本田氏  
沙弥静観

親兼

入道道観 針原ヲ氏トス」

8「肝付氏譜中」

薩摩國給黎三郎資保代元朝与和泉左衛門次郎入道法有  
相論、當國和泉庄①稻、村内田畠在家等事、

右、就訴陳狀云々、田畠在家者、可令法有領掌也者、依  
仰下①知如件、

延慶二年十月二日

(北条政頼)  
前上総介平朝臣判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二二六号文書ノ抄ナルベシ)

右ノ文中ニ保道①法名親父トアリ、

「肝付兼石譜中」

正應五年壬辰、初和泉左衛門尉保道有二男、長曰圖書允  
保連①法名道澄、次曰左衛門次郎保在或作保有、保道以世所傳和  
泉新莊惣領職傳之保連、至是三月十三日、保道以相村賜

保在、而又割田拾八町及山野等傳次子保在、乃四月七日  
操書授之、保道和泉右兵衛尉保久之子也、保久見上、  
宝治二年、  
讓与次郎保在所 薩摩國和泉新莊惣領職田畠在家并山  
野等事トアル、此文書此ニ略ス、  
(内脱カ)

9「入来郷本田氏蔵」

下 島津御庄内薩摩國山門院住人  
可令秀忠領掌當院所帶職事

右人、繼親父國秀之跡、可領掌所帶職之由、去建久四年  
九月四日成賜故大將家政所御下文畢者、①任彼狀、可令秀忠  
知行之狀如件、

建仁三年十二月廿八日

(北条時政)  
遠江守平在御判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二〇八号文書ト同一文書ナルベシ)

「國秀——秀忠——某——家泰」  
建久ノ比

「市来崎氏文書中」

曆應二年五月十日、妙義在判、薩摩國山門院内城入道屋  
敷并西桃木田五段ヲ重代相傳ノ私領也、嫡子二郎太郎ニ

讓与、又年間不知、薩摩國山門院古城蘭巷段ヲ親父妙義  
禪門ノ讓ノ知行云々ヲ以テ熊松ニ讓与文書、

(本文書ハ「旧記雜録前編」二〇四二、二〇四三号文書ニ当タル)

10「市来崎氏文書中」

奉讓与

薩摩國山門院三百五十丁、限永代、山門六郎當知行不可  
有相違、於末代奉讓与所也、可為子々孫々之地也、仍執  
達如件、

正平元年三月廿八日

平家高判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二二号文書ト同一文書ナルベシ)

11「全」

馳參御方可致軍忠、有功者、早可有恩賞者、征西大將軍  
宮御氣色如此、仍状如件、

正平五年四月廿五日

勘解由次官判

山門彦七(邸)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二二二八号文書ト同一文書ナルベシ)

12「市来崎氏藏書」

讓與

薩摩國山門院之内市来崎村(北)  
同國新蘭(比)

一所 西桃木田五反

一所 垣本六反

一所 高(柳)一町

一所 北夜中田一町

一所 針原之門三町同浮面一町三反

同荒野居敷等(屋方)

同山門院之内東方

一所 小山田八反

一所 太郎丸作三反

一所 小長田五反

一所 坂本八反

一所 今新改三反同河原田三反

御堂蘭一ヶ所

薩摩國宮里名之内

一所 白石一町

一所 柳田五反

一所 沼口五反

一〔所〕<sup>(貞久)</sup>とうゆ田一町

同島地船津園

右、親父自秀雄得性慶讓所実也、依為嫡子秀幸讓与畢、

彼田島等者、至子之孫之、無他妨可令領知者也、御公事

足者、隨分限可令勤仕者也、仍讓状如件、

〔市來崎氏〕

應永十五年正月十一日 沙弥性慶判

(本文書ハ、「旧記雜録前編二七七」号文書ト同一文書ナルベシ)

13「入来本田氏文書」

下

山門院西方内名田等事

本田宮内左衛門入道道觀分

一手作分

六段十峯本 五段平田 一段十舍迫

一名之分

久富六町 光成貳町 桃木田六段

右、守坪注之旨、為給恩、可令知行之状如件、

正慶二年潤二月十九日 道鑑判<sup>(貞久)</sup>

(本文書ハ、「旧記雜録前編二」一六二七号文書ト同一文書ナルベシ)

14「入来郷本田氏藏書」

下

可早以本田孫次郎久兼、為薩摩國山門院内本田左衛門

次郎親兼跡半分除塩屋代官職事、

右以人、為彼職、守先例、可致其沙汰之状如件、

建武二年三月十一日 道鑑判<sup>(貞久)</sup>

(本文書ハ、「旧記雜録前編二」一七二八号文書ト同一文書ナルベシ)

國史云、久兼為本田貞親之長庶子、然貞親從得佛公來於

薩戸、實文治二年也、於是年百五十年矣、則貞親之子不

應猶在、總譜恐誤、

15「全」

下 本田左近藏人兼久分

右、山門院西方之内、祖父兼阿之跡村之同散在田園等事、

有注文別紙、早任先例、可知行之状如件、

天授三年六月卅日 伊久判



〔本文書ハ一旧記雜録前編二二七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

16〔全〕

下 薩摩國山門院内本田次郎左衛門入道兼阿跡給恩菓成

河地頭代官職事

右、所宛行孫子本田金太郎也、任先例、致沙汰、可知行  
之状如件、

延文五年八月廿二日

道鑑判（貞久）

〔本文書ハ一旧記雜録前編二二七六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔地理纂考〕

出水郷

鹿兒島縣廳を距る事亥方二十四里なり、東牛山・鶴田の  
二郷に界ひ、辰巳宮之城に連り、南東郷・野田・高尾野  
に接し、西の方海に對し、北肥後國に分界す、周廻二十  
五里三十二町三十八間、村落十一上大河内村 下大河内村 上  
鱒淵村 下鱒淵村 下知識村下知識村 上知識村  
下知識村六月田村 武元、 人員一万八千五百九十一人、戸數  
村庄村江内村 西目村 三千九百九十一、

〔地理志〕

中古作和泉、今為出水、○出水・野田・阿久根・高尾野・  
長嶋、惣名号山門院、  
※

※（行間）

〔古時、野田・高尾野ヲ山門院ト称シ、阿久根ハ莫祢院ト称ス、  
出水・長島ヲ和泉莊ト称ス、明曆中、長島ハ一郷トナレリ〕

〔古城主由来記〕

和泉城 和泉太夫兼保、忠久公御代和泉の城主也、建久  
八年内裏大番ニ和泉小太夫とあり、其元伴氏より出る、  
肝付右兵衛祐兼貞の末子兵衛尉行俊一流、和泉元祖太夫  
兼保、其子井口諸太夫兵衛尉保忠、其子諸太郎政保、以  
来代と知行和泉、然るに御當家四代之守護忠宗公の次男  
右衛門兵衛尉忠氏古和泉家の亡跡を御相續有て、夫より  
四代に當る和泉又四郎久親の男子松房（直久）・乙房御兄弟、應  
永廿四年九月十一日、川邊合戦に二人共に討れ給ふ、仍  
而和泉の家断絶す、又此跡をハ守護久豊公御代御二男薩  
州用久樵夫御相續有て、御子孫薩戸守護虎迄六代和泉郡  
を知行し給ふ、

「地理纂考」

龜ヶ城 又出水城ともいふ、往古和泉氏世々居城なり、  
建久年中、和泉小太夫兼保和泉を領す、建久八年大裏大  
番の廻文に和泉小太夫とある、是なり、長谷場  
氏文書、兼保ハ大

※ 隅肝付の領主伴兵衛兼貞か末子兵衛尉行俊か後裔なり、

和泉氏祖先并  
上城に詳なり

兼保子保久、其子保忠、其子政保、數世承襲、

▽ 薩州家△七世又太郎忠辰まで當城に在り、天正十五

年関白秀吉公西征の時、忠辰戦ハすして降る、公因て出  
水を忠辰に賜ふ、文祿二年征韓の役に忠辰朝鮮に渡り、  
偽て病と称し、釜山浦に止りて進まず、秀吉公怒て其封  
五萬石を没収し、死一等を免し、小西行長に命して忠辰  
を軍中に囚へ、忠辰弟備前忠清・伯耆忠富・小七郎忠豊  
等をも國に於て囚へしむ、かくて忠辰朝鮮に於て病死し、  
其家絶ゆ、慶長四年正月九日、秀吉公島津義弘に出水等  
の地合せて五萬石を賜ふ、是朝鮮新塞の軍功を賞してな  
り、初秀吉公忠辰か所領出水郡二萬九千七百二十八石余  
を収て官田とす、此内宗對馬守  
邑一萬石ナリ、是より先き文祿四年、三ヶ  
國の内諸所檢田ありて、大隅國加治木郷十村一萬石を官  
田とし、清水・敷根の兩郷五村六千三百二十八石余を石

田三成か邑とし、肝付郡三村三千余石を細川幽齋か邑と  
す、此に至て悉く此地を復す、大數合せて五萬石なり、

※ (頭注)

「本文肝付一族ノ和泉氏ヨリ薩州家ニ承襲トアルハ誤ナリ、古  
和泉家ノ跡ヲ和泉忠氏相續セシニ、應永中斷絶セシヲ、薩州  
家用久ノ領地トナレリ、年間順序考ヘシ」

「地理志」

和泉城号楯城欵、大手口・小松口・霧降  
口・西ノ口・V<sup>㊦</sup>樓門△矢倉有リ、薩摩守用久已來七代  
至忠辰在城、當地忠辰改易以後為公領、慶長四年、朝鮮  
國軍功ノ賞ニ御拜領也、地頭本田六右エ門、樺山權左エ  
門久高・山田民部少輔有榮云々、○忠辰改易後、一往宗  
對馬守ニ賜ル、御當家拜領ニ付為返地、宗氏ハ筑前八  
代ヲ賜ハル云々、

「纂考」

尾崎城上知  
識村或ハ知識城ともいふ、又知色の字を用ふ、知  
識識氏先祖  
詳ならず數世居城なり、旧記に曰、文和三年五月、  
和泉莊の下司政保同所名主知識彦三郎入道行覺と兵を合

せ木牟禮城を襲ふ、城主島津守久なり、島津師久即兵を

発し是を救ひ、續て當城を攻む、六月十日より十二日に

至り遂に城を抜く、行覺逃亡して師久城に入る、師久は島津貞久の

嫡男宗久の弟なり、宗久早世して、師久其弟氏久と薩戸・大隅を分ち、師久薩戸國山門院及び加世田・川邊・山田・鹿籠・平佐・串木野等を領し、

此時平佐碇山城に在り、同四年九月二日、宮方の軍串木野城を圍む、師

久馳向て是を退く、既にして十月、又和泉莊の名主等牛

屎左近將監と号す、薩戸國牛屎院の領主にて、・在國司道超在國司、東郷の卷に出たり等

と共に當城を攻む、師久急を聞、則兵を還して是を救ひ、

敵軍退く、此時師久創を被り、家臣酒匂兵衛四郎・愛甲

弥五郎等若干人戦死す、

※(頭注)

「文中守久城主トアルハ誤ナリ、守久ハ應永中ノ人ナリ、知

識城ニハ行覺楯籠レルヲ師久攻落サレシト見ユ、木牟禮城主

ハ貞久也」

〔島津系圖〕

師久

貞治二年四月十日、（頭注）貞久傳薩摩守護於師久、傳大隅守護職於氏久云々

上總三郎左衛門尉 大夫判官 上總介

居住薩摩郡碇山城、貞治五年三月五日、師久傳薩摩國守護職於長子伊久云々、

伊久

大夫判官 上總介

守久

大夫判官 播摩 上總介

應永廿九年、太守久豊使嫡男又三郎貴久攻守久之

居城山門院者甚急也、守久失防禦術、出奔肥州、

不經幾年而卒云々、

忠朝

山城守

居城隈ノ城、應永廿八年、久豊攻之降伏、

〔島津氏支流系圖〕

忠國

初貴久 修理太夫 陸奥守

文明二年、卒薩州別府、年六十八、

①用久

初好久 持久 三郎九郎 薩摩守

居住阿久根、永享中、奉忠國之命為守護代三ヶ年、  
長祿三年卒、年五十一、号樵夫、

①國久

嘉吉二年生、

三郎太郎 薩摩守 ○立久公之時為守護代六ヶ

年、明應七年卒、年五十七、下野守昌久帖佐地頭也、

延久

新三郎忠福 明應中居  
加世田城、

中務太輔 下野守 入道為足 始忠福 新三郎

号大田、

領知川邊、居住于平山城、

①成久

寛正二年生 永享二年・三年神社棟札ニ重久トアリ、

初忠貞 重久 菊千代丸 三郎太郎 薩摩守

永正十七年死、年六十、

忠綱

駿河守 後資久

領河邊郡山田邑及田布施郷和田村・大野村、子孫  
以大野為氏、

秀久

三郎九郎 伊勢守

初住鹿兒、後住吉利、故世以吉利為氏、

光久

又次郎 越後守 寺山氏祖

①忠興

三郎太郎 薩摩守

居住加世田、大永五年卒、年四十、

興久

号西川、

①實久

初久意 三郎太郎 八郎左衛門尉 薩摩守

天文二十二年卒、年四十二、

①義虎

初晴久 陽久 義利 初千代 三郎太郎

八郎左衛門尉 薩摩守

天正十三年七月卒、年五十二、

〔國史〕

天正二年云々、道路流言、島津義虎陰有反謀、義虎恐懼、以書訟冤於喜入季久、二十六日、復遣族人伊勢守及掛宿周防介・知識彈正忠訟於公云々、伊勢守當是忠陽云々、

忠辰

初忠永 又太郎 薩摩守

文祿二年八月卒、年二十八、  
(ママ)

前太守竜伯公曰、薩摩守忠辰對天下尽不忠、非啻會改易之難遁、於當家亦瑕瑾非甚是乎、且復先是殿下秀吉公西征之時、不發一矢無一戰功、而却為指南謀我之外城、其罪不容誅、由此絕彼家矣、至子孫云々、

〔自那古屋台書〕

泉又太郎事、其方為與力被仰付候条、一所ニ相越軍役可相勤之處、構虛病、船付有之〔候〕而、終不相越〔候〕儀、前代未聞曲事ニ被思召候条、則可被加御成敗候得共、命之儀〔者〕被助置、知行被召上、其身小西撰津守江被為預置候条、可得其意候、猶熊谷伴次・水野久右衛門可申候也、

〔文祿二年〕五月朔日 御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

〔本文書ハ「旧記雜錄後編」二一一〇九号文書ト同一文書ナルヘシ〕

忠隣

三郎二郎

島津左衛門尉歳久養子

忠清

又助 備前守

子孫島津伸

忠榮

大膳亮 越前守

子孫島津矢柄

〔義虎ノ子六人アリ、島津國史宝永六年吉貴ノ記中参照スベシ〕

「忠辰ノコト也」

急度被仰遣候、又太郎事、渡海之刻より兵庫頭一手ニも  
不罷成、於高麗有所も無之由申越候、沙汰之限曲事候、

併可被遂御礼明候間、又太郎母・同女房、其外留守居共  
妻子召連、先名護屋江可罷越候、若令遲參者可為曲事候、  
猶休夢・淺野彈正可申候也、

「文祿  
元年」極月晦日

太閤御朱印

薩州和泉

留守居中

〔本文書ハ「旧記雜録後編二二一〇一五号文書ト同一文書ナルベシ」

「國史義久傳」

文祿二年五月朔日云々、是日、太閤命没入島津忠辰忠永改  
忠辰

朱記書作⑧郡出 水郷、忠辰雅不欲属本國、屢請於太閤、弗許、  
令属松齡公如朝鮮、忠辰既抵朝鮮、稱病止釜山浦、期月

不進、至是簿責忠辰逗撓之罪、没入其邑、使小西行長因  
忠辰於軍中、囚忠辰弟備前守忠清・伯耆守忠富・小七郎

忠豊於國、行長國城在肥後宇土、支流系圖云、忠辰從松齡公如朝鮮、  
有病止釜山浦、文祿二年春、竊逃而還、至名護屋、將飯出

水、聞輿人之言曰、島津忠辰留釜山浦、逗撓不進、殿下聞之、將取其邑、  
忠辰大驚、復如朝鮮、按太閤書、獨數忠辰留釜山浦逗撓不進之罪、而不及

逃散事、豈  
其未之知乎、居亡何<sup>⑨</sup>忠辰病死、公以△忠辰失名辱先、故不  
許置後、薩州家本宗絶、自用久至忠辰凡七世、而本家絶、  
今稱薩州家者、皆其支庶云云、

19「島津家文書」

泉又太郎<sup>⑩</sup>今度不相届仕立ニ付而、則雖可被加御成敗候、

命之儀被助置、知行被召上、其身ハ小西攝津守ニ被為預

置之由、被成<sup>⑪</sup>御朱印候、謹頂戴忝次第、萬々奉得其意

候旨、可然之様<sup>⑫</sup>可預△御披露候、恐惶謹言、

「文祿二年」五月廿七日

義弘

水野久右衛門殿

熊谷半次殿

〔本文書ハ「旧記雜録後編二二一三二号文書ト同一文書ナルベシ」

「在旧記」

一義虎 城九 村三十六 高三萬九百五石

居城

出水 野田 高尾野 阿久根 長嶋

高城 水引 網津 山野

〔薩州家ノ領右ノ如クナリ、義虎ノ子忠辰ニ至リ改易セラル〕

〔薩州家實久譜中〕

先是 太守忠治・忠隆早世、以故其弟忠兼為太守、娶子之姉、使我掌國家政事、漸夫婦不和而離別、予亦不合太守之意、而為水炭矣、丁此之時、使島津相模守忠良司國政、且息男虎壽丸為猶子、加冠称又三郎貴久、禪守護職、去鹿兒島隱伊作、然而不經幾程、匪奮悔返其約、再入鹿兒島、為國家之大亂、實久亦再會而雖在于鹿兒島、漸々武威衰微、而自加世田至薩摩郡、五ヶ年中令不知行、唯和泉四箇所和泉・高尾野野田・阿久根所以領知也、法號昌嶽源久、

〔國史貞久傳〕

文和三年五月二十五日、一色道猷使公領鹿兒島郡司職、中村・郡本村・田上村及和泉新莊名主職、賞戰功也、拋道鑑公  
和泉莊下司政保與名主知色彦三郎入道行覺合兵、將攻木牟禮城、定山公引軍救之、六月十日、先攻尾崎城、十日、拔之、拋定山公田譜、尾崎城行覺所拋、遺墟在出水別館西北一里十七町下知識村、

文和四年夏四月、牛屎高元・市來氏家・東郷道義與和泉莊下司政保及肥後葦北黨通謀、二十六日夜、襲木牟禮城、

定山公自知識城來救、獲謀二人、賊徒引去、知識城即知色城公拔、在國司次郎道久超之孫、應足利直冬、與菊池肥後守及去年六月、定山

※ 内河等賊徒通謀、將攻知識城、聞直冬敗、其謀遂寢、冬十月二十二日、和泉莊名主等與牛屎高元・在國司道超共攻知色城、定山公還兵救之、公及尾張守資忠被創、士卒被創者百餘人、酒匂兵衛四郎・左衛門四郎・愛甲弥四郎・土田五郎・阿曾谷三郎右衛門尉・堀源五戰死、十一月五日定山公上注進狀、言櫛木野城・知色城有寇事也、

※ (頭注)

〔此文中文原書ト札合スヘシ〕

〔又太郎忠辰傳義虎嫡子後薩摩守〕

文祿二年之春、罹病痾不得勞軍務、而徒以在釜山浦矣、匪營不到軍陣、密揚歸帆、經七ヶ日著名護屋之岸、則有風聞之難遁、曰、薩摩守忠辰雖渡朝鮮國、不赴軍陣、徒緩然而釜山之海浦矣、此事既達 殿下之上聽、我之家危宛如風燈也、聞此變事、則不歸出水、再渡楫朝鮮國、而在加德島矣、此間有改易之 嚴命、仍病惱逐日增重火急、不經數日、八月二十七日、死異國之島嶼畢、法號通

津宗要大居士、

前太守龍伯尊君曰、薩摩守忠辰對天下盡不忠、匪齋會改易之難遁、於當家亦瑕瑾非甚是乎、且復先是 殿下秀吉公西征之時、不發一矢無一戰功、而却為指南謀我之外城、其罪不容誅、由是絕彼家之後矣、至子々孫々勿立後嗣云々、

〔備前忠清傳義虎二男〕

依于兄忠辰之罪、與母堂及弟忠富・忠豊但為小西攝津守行長肥後字都領主之預、在肥後州者有年于茲、慶長五年庚子九月十四日、濃州關原之役關西之軍敗、而行長就囚、遂遭誅、繇焉後移住居同州熊本、加藤肥後守清正之領主、太守義久公愁之而徵之、忠清之姪島津下總守常久三郎次郎忠隣男亦欲邀之、遣船促歸國矣、慶長十四年十二月三日、忠清率一女十一歲一男七歲着船于薩州阿久根、來乎麿府胥處焉、忠清之女為 太守家久公妾、生 光久公、遂為國夫人、依焉忠清受恩遇最渥矣、

〔忠清之玄孫六郎次郎久基傳〕

新納市正久珍近江守忠影ノ子二男、○忠清無後、而家斷絕九十年

于茲、久基之父市正久珍者忠影之直孫也、是以歎無其後、曾奉訴之于 前太守綱貴公・今 太守吉貴公、越今茲宝永六載己丑十月十六日、吉貴公以比志島範房降命云、以久基為忠清之後嗣、宜相續乎家焉、忠清者義虎之三男、而兄三郎次郎忠隣為歲久之養嗣、則自受二男之格位者也、雖然不今以其二男之家位興之且以薩州家之冑樹之、專所追思者、以忠清者慶安大姉之父之故也、因以忠清為義虎之三男、所立其後也、幸久基者忠清之玄孫也、故所命如斯而已云々、

〔越前守忠榮義虎五男傳〕

天正十五年丁亥之夏 秀吉公御當國御下向之時、忠辰方ヨリ質ニ出、細川兵部太輔幽齋ニ被預、豊州小倉ニ罷在候處ニ、兄忠辰不幸ノ時潜ニ歸國ス、時ニ從 龍伯様鶴田・馬越江五百石ノ知行高ヲ被下被召仕候、シカレハ又太郎右ノ依仕合嫡家斷絕仕候ニ付而 龍伯様江越前母御平ヨリ被申上候ハ、又太郎右之仕合故嫡家斷絕仕候儀、朝暮是ノミ歎カシク存候、又太郎弟餘多御座候得共、或ハ他家ノ養子被仰付、又ハ他國江罷在候故、越前一人右



一筋ノ名跡ニテ罷在候間、越前江又太郎家跡相續被仰付被下度旨被申上候ニ付、越前ヨリモ右ノ願度々申上候、然處ニ、御平ハ追付病氣ニテ慶長八年ニ死去ニテ候、右病中ニ 龍伯様被遊御見舞候、時ニ御平ヨリ被申上候ハ、私病氣大切ニ罷成候間、養生相叶申マシク候、シカレハ此中申上置候又太郎家訴訟ノ儀、存命ノ内ニ御返事承落着仕度旨被申上候得ハ、右訴訟ノ儀ハ願ノ通ニ可被仰付候条、心易ク可被思旨 御意候ニ付、御平モ殊外悦喜ニテ、頓テ死去ノ由候、其後川上上野入道・喜入攝津守御使ニテ越前江被仰聞候ハ、又太郎家之儀、御平病中ニ可被成御立下 御意候得共、是ハ御平病中迄モ餘リ歎敷被申候ニ付、先可被成御立下 御意候、然共又太郎事違秀吉公之命家為致断絶儀ニ候得ハ、未間モナク嫡家之一筋被成御立儀如何ニ被 思召候、依之、先越前家之儀者又太郎家之位一二重為被相下御取持可被 仰付候条、向後家ニ付何角之儀其心得可仕旨被 仰渡候、又太郎不幸之儀未依無間、先右之通被 仰付之旨ニ候間、時移事去、至子孫嫡家之一筋可奉願旨、越前ヨリ申置候、右ニ付テハ段々書付所持仕置候處ニ、先年類火ニ逢候而焼失仕候、

御平死去之以後、伊集院伴右衛門御使ニテ、御平之領知隅芻踊之内中津川村知行高千二百斛并御平之家來迄モ居附ニ被相添之、越前ニ持留ニ拜領仕候ニ付、本高五百斛者返上仕候、然處ニ、越前事飯野移地頭被 仰付罷移候節、領知中津川村ヲ飯野之内末永村江御繰替被 仰付候、雖然越前代ニ漸々致衰微、知行高相減候ニ付、今ニ持留不申候得共、右段々之由緒ヲ以、越前代ヨリ一所衆組ニ被召加、年頭之御禮一所衆組ニテ御太刀進上仕來候云々、

「名臣小傳」

島津薩摩國久

右者、節山様御事國久父之薩摩用久之女御嫁娶、御子無之、國久を以御世継ニ被為定、三州御讓之御契約状并御家御重代小十文字御太刀御讓與被為成置候處、公御年三十三、寛正四年五月三日ニ梶原三郎太郎弘純女ニ御曹子御誕生被遊候、御夫人洩聞召御嫉妬甚敷かゆへ、忌ミ憚事ありて御産湯奉ん人茂なく、况桑弧蓬矢之沙汰もなく、御名をだも付奉らず、御母方之一族梶原備前忠純が許ニ忍ひて奉養育候を、御夫人御嫉ミ未已、御母子共

ニ可奉殺害被仰下候得共、忠純不奉肯、五歳ニも被為成候比、竊ニ市来龍雲寺ニ奉送、喝食与成シ參らせ、御名を源鑿与奉称候、流石眼前之御一子にてましませ共、守護職之事者疾ク國久ニ御讓與御契約之上者、誰申出ス人も無之、誠ニ有欵無欵之御風情ニ而片山寺ニ歲月を送らせ給ひ候、斯而 節山様文明三年秋の比より御違例ニ被為涉、湯葉御驗可有共見得させられず、然ニ同六年正月、國久居城加世田別府より參上仕、御喝食御還俗被遊候様被為在度被申上候、 節山様仰ニ者、世継之事者汝ニ約置所、今更餘儀有へからす迎不被聞召入、雖然再三強く被奉諫候得者、御聽濟被為在、同十一日、源鑿被加御元服、又三郎武久公与奉称候、于時御年十二、是即御十一代 忠昌公御事ニ御座候、其年四月朔日、 節山様御逝去、 武久公守護職被遊御相續、國久御家老村田肥前經安・平田左馬兼宗ニ就て前文被下置所之御契約狀・御太刀共ニ 武久公ニ被奉返上候、此時當家も他家も押并て國久之挙動を感せぬ者ハ無りけり、左候而、同年八月十九日、御世始之被得御規式、御一家國方御内之面々悉參府祇候被仕、 公者御烏帽子云々、

〔出水寺院由緒之内〕

一 龍光寺者、松夫公之御為江御息國久公長祿三年建立被用久

成候、忠辰迄七代御檀那也、開山者福昌寺四代在天和

尚、其時知行拾式町附候、然處京義閑落働之、以後出水代

官京衆青木紀伊守殿從前百斛京都江申被相付由候而、

先當住為勘忍分高拾石被附置候、其知行ニ式拾石從鹿

児嶋御加増被成、慶長拾三年從正月三拾石ニ罷成候、

雖然先年式拾石被召上、于今拾石躰ニ而建立候、修理

等不罷成候、本地者從前代野山ニ而候云々、

右、古キ書留ニ有之、書写申上候趣相見得候、

一 用久公より七代御墳墓龍光寺檀塔ニ有之云々、

一 寺領高拾石被召附置候、

一 專修寺者薩州家五代実久之建立之寺云々、

一 大通寺者義虎之菩提所、義虎之繪像一幅狩野睡四筆有

之、米式石年々為施餓鬼米御手形を以御物より被成下

候と有之、

〔島津國史節山公〕

初 公娶島津用久之女、無子、以其子薩摩守國久為嗣、

授以三州契約狀及小十文字太刀、而梶原三郎太郎之女得幸於 公生男、夫人嫉妬、公使梶原備前守忠純養之、

夫人使忠純殺之、忠純不肯、送龍雲寺為喝食、名曰源鑿、

公病、國久請於 公曰、願令源鑿還俗、弗聽、固請、乃

召之、

〔文明也〕

六年甲午春正月十一日、源鑿加元服、稱又三郎、於是又

三郎生十二年矣、夏四月朔日、公薨、年四十三、葬龍

雲寺、又三郎嗣位、是為 圓室公、公生於寬正四年癸

未、母梶原氏三郎太郎之女、是歲年十二襲封、六月朔日、

國久因村田肥前守經安・平田右馬助兼宗還三州契約狀・

小十文字太刀、

〔全圓室公〕

文明七年云々、會北境傳言、相良左衛門尉為續且攻眞幸、

島津國久與島津季久謀、使謂執政曰、請助相良氏、執政

不可、以為豈容助寇伐我、二人復請擊祁答院氏、又不可

曰、先君大祥未終、而擅動干戈於邦内、其為死君乎、當

是之時、主少、執政用事、而國久・季久皆貴戚大臣也、

所請輒沮、由是内懷不服、遂有反謀、

八年丙申春二月二十五日、清水人・曾於郡人攻宮内東郷、

島津伯耆守豊久及菱刈氏・平山氏亦失臣節、皆國久・季

久之黨也、此時本田親領清水、稅所某領曾於郡、二人黨於國久・季久、故遣兵攻宮内東郷云々、既而國久悔

于厥心、二十六日、詣龍雲寺、薙髮懺悔入道、以告於先

公之靈、而後謝罪求降、然猶未見諒也、乃欲盡致城邑逃

之天草・長島之間、出亡、比至出水、家臣遮道止之、乃

歸加世田、國久時領加世田・川邊・山田・鹿籠及高、二十一日、尾野・阿久根・出水等地、見文明六年、

公遣兵攻加世田城、三月五日、復遣島津友久攻加世田城

云云、八日、相良氏寇牛山、伊集院三郎左衛門尉守牛山城、和泉人攻羽月、

羽月氏領羽月、二十三日云云、島津友久圍島津國久於加世

田城數日、國久乞降、且割河邊二城以獻、遣其子菊千代

入見、二城蓋謂平山城、松山城、夏五月云云、島津友久以田布施叛、又誘

島津國久使叛、二十六日、復遣伊作之衆攻田布施、與友

久・國久戰、此時國久引加世田兵救友久欵、秋九月、國久・季久與相良為續

合兵、圍牛山長嶺、北原貴兼・肝付大炊助兼恒・宮丸某

救之、

九年丁酉云云、夏四月十六日、島津國久復降、遂如帖佐、

勸島津季久歸順、季久從之、與國久俱入見 公於鹿兒島、

十九日、友久・國久・伊作久逸・島津忠廉・佐多忠山・

島津忠德・新納忠續・加治木滿久・樺山長久・北鄉敏久  
凡十人相與盟曰、凡我同盟奉公不貳、有渝斯言、諸神殛  
之、二十一日、公與友久・國久・久逸・忠廉・忠山・  
忠德・忠續・滿久・長久・敏久盟曰、自今以後君臣同體、  
修和好遠讒間、有渝斯言、諸神殛之、

十二年庚子云云、冬十月二十日、友久・國久・久逸・忠  
廉・忠山・忠續相與盟曰、凡我同族祇事吾君、今日既盟  
之後、若見不忠於我君者、可誨則誨之、可誅則誅之、（則）雖

曰親子兄弟、其弗敢赦、有渝斯言、諸神殛之、是日、  
公與友久・國久・久逸・忠廉・忠山・忠續盟曰、卿等忠  
純、志存滅親、自今以後事無大小請與議之云云、

十六年甲辰十一月云々、島津友久・島津國久適鹿兒島、  
繕治城郭、晝夜催切、備北原・菱刈等之難也、

十七年乙巳三月五日、島津忠廉攻隅州上井城、絕其汲道、  
十六日、守將棄城去、島津國久・島津忠福・北鄉敏久・  
樺山長久・平田兼宗等各引其兵救上井城、行至敷根、聞  
城已陷而還、十七日、島津三郎太郎重久自出水引兵而西、  
明日、下湯田城、二十日、下水引城、重久國久之子也、  
閏月十九日云々、島津國久欲招安島津忠廉以紓社稷之難、

使使謀於相良為續、為續善之、夏四月十日、國久如肥後  
水俣、親就為續而謀、十五日、與為續如牛屎、先遣人說  
忠廉忠廉時在菱刈使歸順、忠廉應曰、且與同盟謀焉、而後決之、

十六日、相良為續徑詣菱刈、勸解忠廉、忠廉從之、乃與  
國久相見、五月云云、飢肥為伊東軍所圍累月、城中飢困、  
島津友久・島津國久・北鄉敏久會於鹿兒島、謀救飢肥、  
會霖雨、白木俣水潦、道路不通、二十七日、公遣國久・  
忠廉等如都城募兵、六月十二日、公自將救飢肥云云、  
十七日、先遣北鄉敏久・樺山長久・村田經安等、將二千  
餘騎踰白木俣、軍酒谷權現尾、明日、又遣國久・忠廉等、  
將二千八百餘騎、與敏久等會、會マツ眞幸兵燔栗峰・霧島等  
聚落云云、二十一日、敏久等進至飢肥、軍蔣田、與伊作・  
伊東軍相去六町、伊作久逸・新納是久・北原立兼與伊東  
祐國合兵、軍楠原、伊東次郎軍野頸云云、伊作・伊東兵  
合四千餘騎云云、其勢儼然、於是北鄉敏久將二千餘騎、  
島津國久將千五百餘騎云々、國久自擊伊作久逸、不勝、  
北鄉敏久進擊久逸破之、久逸走田間陣、敏久又與忠廉合  
兵、陷楠原陣、斬伊東祐國・北原立兼・長倉修理進等數  
十人、伊東軍敗績、斬敵八百人、獲首一百三十級、伊作

久逸逃歸櫛間、二十五日、敏久・國久・忠廉等圍櫛間、

二十九日、公如櫛間師、國久陰勸久逸使降、久逸從之、

國久言於公、許之、秋七月二日、久逸出降、見公謝

罪、請去櫛間、公尉撫之、乃復久逸於伊作、八日、

公還自櫛間、祁答院重度撫兵據邑不從、飭肥之役、聞公

歸鹿兒島也懼、乃使使謝公焉、曰、臣之罪甚多矣、幸

若獲宥、使改事君、君之惠也、臣之願也、唯君圖之、

公免之、因言、且俟後命、然後朝鹿兒島、二十三日、重

度奄至、既而夜亡、逃歸祁答院、公聞之曰、重度復反

矣、當討之、八月十五日、公之谷山、召島津國久・島

津忠廉、與議軍計、公將討祁答院、乃之谷山、召國久・忠廉而謀、當時必有以也。島津忠廉・

村田經安將兵擊祁答院、九月五日、行至入來、與入來院

重豐・東郷右京亮謀軍事、八日、前至山崎牧嶺而止、十

二日、島津國久・島津友久等引兵至山崎、與忠廉・經安

會、國久・忠廉前至大村、軍馬比尾、十三日、次郎三郎

忠賴引帖佐兵至馬比尾、共攻大村城、忠賴忠廉之子也、

明應九年庚申云云、島津薩摩守忠興攻島津新三郎忠福於

加世田城、十一月十一日、伊作久逸引兵救之、軍敗、久

逸為園田新右衛門所殺、國久弟曰延久、延久二子、長曰昌久、少曰忠福、則是忠福為忠興從祖父云々、

〔全大翁公〕

大永六年丙戌云々、初、公以島津八郎左衛門尉實久之姉

為夫人、任實久以國政、實久專、遂求為公之嗣子、

公叛實久、又去夫人、實久怨公、跋扈益甚、公患之、

乃遣本田親尚、告伊作領主梅岳君曰、願以國事為託、賜

梅岳君南郷、公如伊集院、又遣島津下野守昌久、賜梅

岳君日置郷云々、冬十一月六日、梅岳君如伊集院云々、

公未有繼嗣、而梅岳君生子虎壽丸、公欲以虎壽丸為嗣

云々、十八日、召虎壽丸於伊作、二十七日、公加虎壽

丸元服云々、大翁公既讓守護職於大中公云々、島津

實久益橫、稍有反謀、帖佐地頭邊川忠直⑩城築本及新城而據

之、以應實久、實久遣島津善左衛門尉安久等、將三百餘

騎助之、大翁公遣梅岳君擊忠直、十二月七日、拔帖佐

二城、大翁公賜梅岳君伊集院・谷山、以賞軍功云々、

初島津延久領川邊、傳至昌久、圓室公時、昌久獻川邊、

而身居田布施、至是因梅岳君求帖佐、大翁公許之、以

為帖佐地頭、

20「島津氏藏書」

一「奉行齋藤四郎<sup>㉔</sup>兵衛<sup>㉕</sup>尉 文和三年八月十一日至來 乘阿<sup>㉔到</sup>

〔陀佛<sup>㉔</sup>弥六<sup>㉕</sup>上洛之時持上御注進<sup>㉔</sup>〕

▽<sup>㉔</sup>注進<sup>㉕</sup>△

薩<sup>㉔</sup>廣國凶徒和泉<sup>㉕</sup>下司并名主等、可寄來老父道鑒之陣山

門院木牟禮城由、承及候之間、師久押寄和泉知色彦三

郎入道行覺所楯籠尾崎城、自今月十日迄<sup>㉔</sup>于同十二日

△昼夜致散<sup>㉔</sup>合戰、凶徒等數輩討取、責落彼城、入替

軍勢候之處、同國牛屎左近將監高元・同一族等并肥後

國葦北之凶徒等相加和泉御敵等、寄來師久陣之旨、不

廻時刻、洪谷一族并當國地頭御家人等馳來、致合戰最

中候、戰功之次第追可令言上候、隨而尾崎城先懸分捕

手負等勘文一卷、將亦最前馳來致忠節之輩等交名注文

一通、進覽之、被成下御感御教書候者、弥可抽戰功候、

同着到一卷進上之候、若此条偽申候者、可罷蒙八幡大

菩薩御罰候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年六月廿日 左衛門少尉師久上

進上 御奉行所

(本文書ハ「田記雜錄前編」二二五三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

21

一「將軍家御感御教書弥六持下、同三年九月廿日ニ下國云々」

一知色城攻落時手負分捕注文

大隅四郎忠資<sup>㉔</sup>分捕頭一 同三郎次郎若黨宮里糺三政<sup>㉔</sup>分捕頭一

否笠孫六政平<sup>㉔</sup>左指<sup>㉕</sup>分捕頭一

酒匂左衛門四郎忠胤 分捕頭一

山田弥九郎貞有<sup>㉔</sup>右同上<sup>㉕</sup>分捕頭一

中村左衛門四郎知景 分捕頭一

篠原新五郎秀久<sup>㉔</sup>ヲトカイ<sup>㉕</sup>分捕頭一

鷹野太郎<sup>㉔</sup>次郎<sup>㉕</sup>宗泰 分捕頭一

永利中務丞兼光 分捕頭一

酒匂次郎左衛門中間四郎 右肩射疵

大隅四郎若黨稻本三郎兵衛氏泰<sup>㉔</sup>左射<sup>㉕</sup>

否笠孫六若黨久富九郎友泰<sup>㉔</sup>左股<sup>㉕</sup>

酒匂左衛門三郎景頼<sup>㉔</sup>左足<sup>㉕</sup>

本田中務丞泰久<sup>㉔</sup>左股<sup>㉕</sup>

小田原孫次郎景郷<sup>㉔</sup>同額<sup>㉕</sup>

宮里郡司孫九郎久保<sup>㉔</sup>左射<sup>㉕</sup>

中条次郎左衛門尉政安<sup>㉔</sup>右股<sup>㉕</sup>

飛驒弥四郎教幸<sup>㉔</sup>右目上<sup>㉕</sup>

山門彦太郎秀直⑤左股

右、注文⑤ナシ〔状〕如件、

文和三年六月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五二一号文書ト同一文書ナルベシ〕

22 一薩广國知色城責落之時、最前馳来、依致忠節、可被成

下〔御感⑤ナシ〕御教書人々事、

下野尾張守

上総弥三郎

下野又四郎

下野彦四郎

大隅三郎次郎

同七郎三郎

同七郎

同六郎三郎

同孫太郎

同八郎五郎

渋谷⑤參三河守

同河内權守

同次郎左衛門尉

同五郎左衛門尉

同太郎左衛門尉

同九郎左衛門尉

同五郎四郎

同平太⑤郎左衛門尉

同平三

同五郎

同八郎三郎

莫根彦太郎入道一族⑤祐

山門弥次郎入道一族

薩广郡之郡司弥六郎一族⑤太

國分平次郎

新田宮執印左衛門太夫

遠屋次郎太郎入道

山門彦四郎

莫祢遠屋孫太郎

同小太郎

本田次郎左衛門入道

別府次郎兵衛尉⑤門

酒匂次郎左衛門尉

若松孫太郎

野田⑤文次〔孫太〕郎

吉松⑤水孫太郎⑤三

石塚⑤塚平六

永利又太郎

石塚平七入道

武元⑤光三郎一族

同次郎

多田彦六

市来⑤ナシ〔崎〕次郎太郎

右、注文如件、

文和三年六月 日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

一大隅殿御注進 將軍家御返事弥六持下九月廿日

〔マ〕一今年二月十二日御教書五月廿五日至来云々、

全文左ニアリ、略ス、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五二七号文書ニ当タル〕

23 一「官領佐竹右馬權頭 奉行齋藤四郎兵衛尉 御脚力弥六持上

御注進御返事 將軍家御教書」

去六月廿日注進⑤之〔狀〕披見候、追落尾崎城凶徒等、致忠節

之条、尤以神妙也、弥可抽戰功之狀如件、

文和三年九月三日 判

島津判官殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二二五七号文書ト同一文書ナルベシ)

24 一去六月廿日注進狀披見候、凶徒退治事、致忠節候条、<sup>(⑩對)</sup>

尤<sup>(⑩以)</sup>神妙也、弥可抽戰功之状如件、

文和三年九月三日 判

島津三郎左衛門尉殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二二五〇号文書ト同一文書ナルベシ)

外数通略、

25「島津家譜中」

今年二月十二日御教書五月廿五日至來、<sup>(⑩到)</sup>謹拜見仕候畢、

任被仰下之旨、致用意、可抽戰功候、

一薩摩國和泉庄御敵等、<sup>(下司政保等ヲ云)</sup>擬可寄來于老父道鑒之居住山門

院木牟禮城之由聞候間、舍兄師久押寄和泉庄知色彦三

郎入道行覺以下凶徒等所楯籠尾崎城、<sup>(目カ)</sup>去六月十日迄于

同十二日、致散々合戰、追籠彼城、凶徒等數輩討捕候

之處ニ、重所々御敵等馳寄、致合戰最中候、

一畠山修理亮直頭為後攻、相催日向・大隅兩國凶徒等寄

來之由、承候之間、氏久馳向要害相待候、合戰始候者、

可令注進言上候、凡云宮方、云佐殿御方、御敵等蜂起

之条、度々令注進候、急速可被經御沙汰候哉、以此旨、

可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年六月廿日

左衛門尉氏久

進上 御奉行所

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二二五七号文書ト同一文書ナルベシ)

26「全」

薩摩國凶徒和泉庄名主知色彦三郎入道行覺之城墮於追落、

入替御方軍勢、於彼城踏之候段、<sup>(⑩以)</sup>去六月十三日、

令注進言上候迄、定令參着候哉、仍賊徒等寄來當所之城

之由、承及候之間、去月廿二日師久馳越、令在城候、以

下略ス、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年九月十八日

左衛門尉師久上

進上 御奉行所

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二二五六三号文書ノ抄ナルベシ)



27〔全〕

薩摩國凶徒牛屎左近將監高光<sup>⑤五</sup>・市来新左衛門尉氏家・東郷藏人道義、肥後國葦北庄宮方凶徒、引合于當國凶賊和泉庄下司諸太郎兵衛尉政保以下、去四月廿六日夜丑刻、<sup>〔貞久也〕</sup>老父居住忍入于山門院木牟禮城、及合戰次第、舍兄師久注進之間、不及巨細候、次日州崑山匠作并伊東一族於佐殿方打出候之間、土持薩摩守貞綱同一族等、參御方可始合戰之由馳申候、彼書狀進覽之、依令談合球琳一色孫三郎殿、既打立候、合戰之次第、追可<sup>⑤ナシ</sup>注進言上候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

〔正平十一年乙未〕文和四年六月十八日 左衛門尉氏久上

進上 御奉行所

〔本文書ハ、「旧記雜録前編」二二五八七号文書ト同一文書ナルベシ〕

28〔全〕

老父道鑒所領薩摩國櫛木野城郷、官方大将三條侍従并市来太郎左衛門尉・鯨島彦次郎入道・知覽四郎・左當彦次郎入道以下賊徒等<sup>⑤五</sup>、九月二日當城寄来之間、師久馳向、五ヶ日致合戦、御敵等數輩討取之<sup>⑤捕</sup>、追落訖、同御方打死

手負注文、先立令言上、隨而一色殿注進令申者也、次依

九州宮方蜂起、大友式部太輔・宇都宮常陸前司・千葉之

二郎以下輩、凶徒同心之由、其間候ノ上、一色殿長州御

越之段、就之承及、當國凶徒和泉庄名主等并牛屎左近將

監・在國司入道以下、率多勢、去十月廿二日寄来師久城

郷間、馳向、一日一夜致合戦之刻、師久三ヶ所被疵、<sup>左ウ</sup>

右引合、同伯父尾張守資忠被疵<sup>右腕</sup>畢、仍當國守護代酒匂

兵衛四郎・同左衛門四郎・愛甲彌四郎・土田五郎・阿曾

谷三郎右衛門尉・堀源五打死畢、其外手負百餘人有之、

注文路次難儀之間、追可令進上候、仍兩御所之御間、御

発向御延引候者、師久捨國、可令參洛候、将又老父道鑒

中風之身難儀之上、合戦最中之間、不能委細、若此条偽

申候者、可罷蒙八幡大菩薩御罰候、此旨可有御披露候、

恐惶謹言、

文和四年十一月五日

左衛門少尉師久

進上 御奉行所

〔本文書ハ、「旧記雜録前編」二二六〇〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔按〕

師久城郷トハ知色城ナリ、譜中ニ、文和四年十月廿二

日、凶徒又攻知色城、馳向之、一日一夜合戰、被疵云

、

29「載南山巡狩錄追加」

去月五日注進狀披見了、知色城合戰之時、被疵之由被聞召、忠功異他之条、尤以神妙、凡鎮西事、嚴蜜沙汰最中也、其間全要害、可相待左右、且地頭御家人已下同心之輩等、就忠否注進、可有其沙汰、次討死跡輩等事、所被下御感也、向後弥可廻籌策之狀如件、

「正平十年」文和四年十二月廿八日 御判

島津判官殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六〇九号文書ト同一文書ナルベシ〕

30「北郷氏藏書」

〔朱カキ入〕

「防門殿御感 奉行中澤掃部允」

去十月廿二日、薩州知色城合戰之時、被疵之由、島津判官師久所注申也、尤以神妙也、弥可抽戰功之狀如件、

文和四年十二月廿八日 御判

〔資忠〕

島津尾張守殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六一〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

31 討死之人々

酒匂兵衛四郎跡 酒匂左衛門四郎跡 大田五郎跡

愛甲弥四郎跡 堀源五跡 阿曾谷三郎左衛門跡

討死之御感御教書文章同前

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六一号文書ト同一文書ナルベシ〕

32「水引執印氏藏書」

和泉庄名主等引合于菊池、来朔日可寄来當所之城之由、

其聞候、彼日限以前、被馳寄候者悦入候、當國之案否此

時候者、尚々此状<sup>〔御到〕</sup>上来候者、不替時御打越候者喜入候、

恐々謹言、

九月十七日

師久判

執印左衛門太夫殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六一五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔纂考〕

木牟禮城江内 文治二年、島津忠久薩摩・大隅・日向三國

の地頭職に封せられ、忠久京師に留り、家臣本田貞親を下して三國の動静を見せしむ、貞親先立て山門院に下り、賊を平け當城を築き、還て忠久に告ぐ、是に於て、貞親を始メ鎌田修理亮政佐・酒匂左衛門尉景貞・猿渡藤四郎實信其外數十を従へ建久七年薩摩に下り、當城を治所とす、此城野田郷に接す、忠久後に日向國諸縣郡島津庄祝吉城に移る、其子大隅守忠時<sup>二</sup>、其子修理亮久經<sup>三</sup>、其子下野守忠宗<sup>四</sup>、其子上總介貞久まで五代の居城なり、六代三郎左衛門尉氏久に至り、鹿兒島東福寺城に移る、忠宗の第二子島津忠氏を山門院の地頭とす、忠氏初忠實と号し、後和泉三郎兵衛尉と改め、建武年中、高越後守師泰・齋藤弥四郎利泰等と共に侍所の奉行たり、文和四年四月、牛屎高元<sup>一</sup>・市来氏家・東郷道義等、謀を和泉莊の司政保及び肥後葦北に通し、同二十六日の夜、木牟禮城を襲ふ、城主島津守久なり、島津師久急を聞、串木野より来り救ひ、敵を破り、又知色城を抜く、其後應永年中、守久當城に在て島津に叛く、守久ハ師久嫡男島津伊久嫡子なり、二十九年、島津久豊鹿兒島を發して伊集院に次し、嫡男島津忠國及び伊作克久<sup>勝</sup>等を遣して當城を攻む、守久奔る、因て久豊當城に入る、此城高二丈余にて、今陸田なり、四方沼田にして、東西に城門の跡あり、西の方に本田屋敷といへる

ありて、本田貞親居宅の址なりといふ、又其より北に接て竹林城あり、貞親居城なりしといふ、

〔按二〕

文中守久ノ城主ハ誤リナリ、木牟禮城主ハ氏久ノ老父トアレハ、貞久ナルコト明ケシ、文和四年六月十八日ノ言上状ニテ明証ヲ考フベシ、應永中ハ守久居城セシコト疑ナシ、二十九年守久ヲ攻ラルコト本文ノ如シ、

〔文和四年ヨリ應永廿九年迄ハ六十八年也、時代考ヘシ〕

〔島津氏忠久譜中〕

文治二年秋八月二日、忠久至薩摩、初本田貞親之至薩摩也、擇於山門院木牟禮城而取焉、披草萊、剪荆棘、以為稅駕之所、分註、郡村高辻帳、山門院今出水郡野田・高尾野地、木牟禮城遺墟在出水・野田接界處、東去出水別館二里十二町、以上分註、又建鎮國山感應寺於山門院、至是忠久入木牟禮城云云、  
今茲之春、忠久八歳、補島津御莊日向・大隅・薩摩三州之總地頭職、踵之後任日隅薩守護職、繇是全領島津御莊、仍以島津為家號矣云云、

〔島津忠久記〕

一嶋津と云ふ事ハ、元来薩隅日三州之惣名也、然るに、

御元祖忠久公八歳ニ被成シレヌレ頼朝公薩隅日之守護職

に封せられ、文治二年、薩州山門院江御下向被成、三

州を御領知被成ニ付、三ヶ國之惣名嶋津を以御家号ニ

御定被成候、忠久公より以前嶋津と号候家ハ無シレヌレ

三州之惣名ニ而候、證據、元暦二年八月十七日、以忠

久公被任下司職候節、從頼朝公嶋津御庄官ニ被下候御

下文ニ、嶋津御庄官と有之候、肩ニ同筆ニ而同紙を以

押札、日向・大隅・薩摩三ヶ國惣名也と有之候ニ而無

疑候事、

〔忠久譜中〕

弘安七年七月一日駿河守平朝臣下知状云、島津庄三箇國

日向・大隅・薩摩内云々、

(本文書ハ「旧記雜録前編」一八五七号文書ニ当タル)

〔雜抄〕

一庄村 永祿之頃、地頭楠田五郎左エ門、義虎家臣也、

一切通 天正九年頃、切通左馬允領之、

33〔正文在島津家〕

於今度朝鮮國泗川表、大明・朝鮮人催猛勢相働候之、父

子被及一戰、則切崩、敵三萬八千七百餘被切捕之段、忠

功無比類候、依之為御褒美、薩摩之内御藏入給人分、有

次第一圓被宛行訖、目錄別紙有之、并息又八郎被任少將、

其上御腰物長、父義弘江御腰物宗正被為拜領候、於當家御

名譽之本候也、▽◎仍状如件△

慶長四年正月九日

(毛利) 安藝中納言

輝元判

(上杉) 會津中納言

景勝判

(宇喜多) 備前中納言

秀家判

(前田) 加賀大納言

利家判

(德川) 江戸内大臣

家康判

羽柴薩摩少將殿

(本文書ハ一旧記雜録後編三六四八号文書ト同一文書ナルベシ)

御知行方目録

薩摩國出水郡内

- |                          |                      |  |                              |
|--------------------------|----------------------|--|------------------------------|
| 一四六六拾五石壹斗五升五合            | 上知しき村                | 一五拾貳石八斗五升七合  | 同松尾村                         |
| 一五五五拾六石六斗八升五合            | 同中知しき村               | 一三三六拾壹石九斗七升七合  | 同ほうきやう村                      |
| 一五六六拾九石九斗八升五合            | 同下知しき村               | 一四四拾六石壹升五合   | 同さまふち村                       |
| 一八拾石貳斗五合 <sup>(⑩升)</sup> | 同高瀬村                 | 一貳百五拾四石五斗三升六合  | 薩摩國出水郡内<br>長野村               |
| 一百九拾四石三合                 | 同郡山村                 | 一百八拾九石六斗八升   | 同なへ村                         |
| 一百拾三石五升五合                | 同浅熊村                 | 一百八 <sup>(⑩ナシ)</sup> 拾石五斗九升八合                          | 同小松宮村                        |
| 一四六拾壹石六斗九升壹合             | 同柿木村                 | 一七拾壹石貳升貳合  | 同西さまふち村                      |
| 一貳拾六石貳斗                  | 同福脇村                 | 一五拾壹石壹斗貳合  | 同うつの村                        |
| 一三三六拾八石壹斗壹升八合            | 同安原村                 | 一貳百五拾五石三升六合  | <sup>(⑩ナシ)</sup> 木とおし<br>米之津 |
| 一貳百拾四石六斗八升三合             | 同平松村                 | 一貳百九拾六石 <sup>▽</sup> <sup>(⑩)</sup> 九斗 <sup>△</sup> 四升 | 同竹本村                         |
| 一百九石五斗六升                 | 同牛籠村                 | 一百九拾四石五升   | 同栗毛野村                        |
| 一八拾石壹斗九升三合               | 同松田村 <sup>(⑩杉)</sup> | 一貳百壹石壹斗三升  | 同榎 <sup>(⑩丸木)</sup> 村        |
| 一三拾壹石七斗九升七合              | 同町屋敷                 | 一百七拾三石三斗貳升五合   | 同小原村                         |
| 一六六四石三斗三升七合              | 同六月田村                | 一貳百九拾八石八斗七升三合  | 同下榎丸木村                       |
| 一三三五拾五石五斗四升六合            | 同青木村                 | 一貳百七拾六石壹斗八升四合  | 同堀木城村                        |
|                          |                      | 一四四拾壹石貳斗貳升八合   | 同山下村                         |
|                          |                      | 一八拾六石三斗七升貳合  | 同龍光寺                         |
|                          |                      | 一四拾三石六斗三升五合  | 大河内之内                        |
|                          |                      | 一五拾九石六斗三升貳合  | 石まふし村                        |
|                          |                      |  | 同市 <sup>(⑩ナシ)</sup> 瀨村       |

- 一四拾五石三升八合 同坂元村
- 一四拾石<sup>(五)</sup>石壹斗 同鮎川村
- 一五拾九石九斗七升六合 同まをかり村<sup>(六)</sup>
- 一八拾六石壹斗五升 同下平野村
- 一拾石三斗六升五合 大河内之内  
門見村
- 一七拾七石五斗六升 同高むれ村
- 一六拾八石七升七合<sup>(八)</sup> 同かう川村
- 一五拾八石七斗壹升壹合 同白木川村
- 一五拾壹石壹斗三升七合 同青椎村
- 一拾七石七斗五升九合 同床なミ村
- 一四石九斗七升五合 同なこ村
- 一三石七斗三合 同上小原<sup>(九)</sup>之内
- 一拾六石六斗壹升 同わらひ島
- 一三石八拾七石三斗九升壹合 同庄村
- 一五拾五石式升四合 同多田村内
- 一三石三拾壹石八斗九升壹合 同丸之内  
中内田
- 一武百四拾四石六斗八升 同赤瀬川
- 一武百九拾壹石四斗壹升五合 同長井野  
かくい
- 一武百九拾三石七斗八升式合 同へほき  
桑原城

- 一武百三石八斗九升式合 同田代松河内
  - 一五拾石六斗式升壹合 あくねの内  
さかた村
  - 外拾七村略、<sup>(六)</sup>
  - 一四拾式拾五石式斗壹升六合 湯田村<sup>(高城郡)</sup>
  - 外拾式村略、
  - 合壹萬九千七百式石壹斗壹升
  - 一拾三石三斗三升五合 しほ八拾石之代米
  - 一拾三石式斗五升 こそいころ錢式拾  
六貫五百文代米
  - 以上式拾六石五斗八升五合
  - 一壹萬石 出水郡内羽柴對馬守  
當知行分
  - 一壹萬石 大隅薩摩内御蔵入<sup>(分)</sup>
  - 一六千三百石 薩摩内石田治部少輔〔知行〕分<sup>(分)</sup>
  - 一三千石 〔薩摩〕内幽齋〔知行〕分<sup>(分)</sup>
  - 惣合五萬斛<sup>(郡)</sup>
- 右、於今度朝鮮國泗川表、大明・朝鮮人催猛勢相働候處、御父子被及一戰、則被切崩、敵三萬八千七百余被討捕之段、御忠功無比類候、以下略、前二載入、<sup>(正家)</sup>  
長東大藏太輔判

慶長四年正月九日

石田治部少輔判(三成)

増田右衛門尉判(長盛)

浅野弾正少弼判(長政)

德善院判(前田玄以)

羽柴薩摩少將殿

(本文書ハ「旧記雜録後編」三六四九号文書ヲ抄ナルベシ)

〔地頭系圖〕

出水郡

出水

本田六右衛門正親

家久公御家老也、因幡守親治子、後加世田地頭ニ轉す

樺山美濃入道久高

山田民部少輔有榮

初弥九郎 御家老也、寛永六年己壬二月二十六日ヨリ、

山田民部少輔有隆

有榮の四男也、寛文の初比欵、

本田次郎左衛門度親

四郎右衛門親道の子也、延宝・天和の比欵、

町田勘解由忠代

初源左衛門 伊賀 二年任國老、寛文九年三月八日四卷和作ルヨリ、後久代

肝付主殿久兼

初彈正 兼善 兼方 入道活道 御家老也、天和二年三月晦日元禄八年冬迄ヨリ、

島津内膳久兵

元禄八年九月二十一日、宝永中飯野地頭トアレハ疑アリ、久兵ニハ當ザルカ、正徳五補國老、

喜入安房久亮

御家老、初求馬 右衛門 又兵衛 元禄十二年三月二十六日日トモ或五月九ヨリ宝永二年酉十月迄、

種子島藏人久時

宝永三年戊正月二十七日、二年酉十月宝永七年六月迄地頭、御家老職也、入道山栖ト号ス、

種子島弾正伊時入道栖林

宝永七年寅七月二日ヨリ元文辰十月九日迄、初義時 三郎二郎 久元 御家老也、

島津玄蕃貴儔

後備中 元文元年辰十月九日ヨリ、延享五辰正月十三日迄 島津大平大へ差引被仰付、

島津左衛門久甫

延享五年辰三月、正月二十一、寛延二年己二月二十四日死去、初又次郎 民部 石見 御家老 樺山主計殿へ同二十五日差引被仰付、

伊勢兵部貞起

初弥九郎 寛延二年己四月二十五日ヨリ宝曆四年戊十月二十六日迄地頭、御家老也、

伊集院織部久東

初十左衛門 十歳 宝曆五年亥十月朔日ヨリ同六年十一月七日迄、島津主縫殿へ差引被仰付、

樺山左京久智

初七郎 久倫 御家老、宝曆七丑正月十一日ヨリ同十一年己巳七月二十七日迄、明和七任國老、島津備中殿へ差引被仰付、

島津圖書久亮

圖書久倫養子、實 吉貴公五男也、御家老職、宝曆十一己巳九月十三日ヨリ同十三年未九月二十六日迄、高橋此面殿へ差引被仰付、

島津李久峯

初太郎次郎 李久豪養子、實 太守繼豊公御三男也、宝曆十三年未十月十五日ヨリ明和二年酉九月六日迄、同十三日樺山左京殿へ差引被仰付、

島津左中久金

初小平太 後伊賀 御家老、明和二年酉十月十五日ヨリ寛政五年丑五月十九日迄、伊勢播磨殿へ差引被仰付、

二階堂河内行智

行旦子、御家老、初部 主計 後河内行充 寛政五年丑九月二十九日ヨリ同九年己三月十六日迄、菱刈大炊殿へ差引、

高橋縫殿種史

寛政九己巳五月十九日ヨリ文化二丑八月二十五日迄ニ而、顯娃信濃殿へ同二十九日差引、

新納内藏久命

文化三寅五月朔日ヨリ同四卯十一月十九日迄、

樺山主税久言

文化四卯十一月二十三日ヨリ同五辰五月十三日迄ニ而、島津將監殿へ差引被仰付、

島津登久兼

文化六己巳正月十一日ヨリ同七年十二月十九日迄ニ而、川上右近殿へ差引、

川上右近 文化八未壬二月五日ヨリ、

新納内蔵久邦 文化十二戌七月十七日ヨリ文政二卯壬四月二十五日迄ニ而、川上右近殿へ差引、

北郷内記久眠 文政七申七月三日ヨリ同十一子九月七日迄ニ而、島津但馬殿へ差引、

川田信濃佐摸 文政十二丑四月十六日ヨリ天保五年二月十四日迄ニ而、島津但馬殿へ差引、

島津但馬久風 後和泉 天保五年三月六日ヨリ同十五辰六月十二日迄、島津主計殿へ差引、

島津主計久寶 後豊後 天保十五辰七月二十九日ヨリ、

〔地理纂考〕

紫尾神社武元村

奉祀 伊弉册命

上宮嶽の絶頂にあり、嶽の名を上宮といへるハ此神社あるに因てなり、高嶽の絶頂にて、風の為に神社屢破損し、且祭祀の便り宜からざりしに依り、往古山下に迁坐ありて高尾野郷に在り、下にいふへし、本社とし、旧地に小社を建て俗に上宮と称し、其に對して本社を下宮といふ、又上宮嶽の東麓伊佐郡鶴田郷に同社ありて、共に官社なり、猶其處に云へし、

諏方神社武元村

奉祀 建御名方命 事代主命

文正三年建立の棟札あり、創建再興詳ならず、例祭七月廿八日なり、

春日神社武元村

奉祀 天兒屋根命 例祭九月九日

創建の年月詳ならず、近衛関白前久公三十六哥仙の額あり、始社殿に奉納在りしを、今郷吏の署に納む、画ハ土佐色にて、讚ハ公の自筆なり、流の極彩

稲荷神社武元村

奉祀 倉稻魂命

創建の年月詳ならず、土人の傳説に、関ヶ原合戦の後、加藤清正出水を襲はんとて戦艦を催し、當郷蕨島の民屋を焼き同所に陣す、時に箭筈岳より上知識村アケヒキ洗切の磯まで數千の箭火見えけれハ、防禦ありとて其夜俄に兵を収め、肥後國に還る、此箭當社の神火にて、今に至り深く尊敬すといふ、例祭十一月三日なり、



愛宕神社上鮎淵村

奉祀 加具土神

愛宕山の頂上にあり、此地亀城の鬼門に當れる故に、鎮守の為、城主島津用久應永年中建立すといふ、當社にも前久公自筆にて三十六哥仙の額あり、前の春日社<sup>⑦</sup>の額<sup>△</sup>と共に郷吏の署に蔵む、

菅原神社 米之津町の北四町許にあり、俗に米之津天神

と称す、例祭九月四日なり、當社ハ、天明七年九月、太（頭注）本文齊宣トアレトモ重豪ノ誤ナリ

守島津齊宣鹿兒島を發し江戸に赴く、同三日、米之津行館に次る、此夜風雨烈しく殊に晦冥なり、時に一道の光明東北より飛來り、行館の邊にて地に落つ、郷吏翌日を待て其邊を見るに、行館の外石階の上に神鏡一面ありて、背に天満大自在天神と銘あり、則國主に捧く、因て有司に命して神社を建立し、鏡を神体とす、事ハ其記に詳なり、

○米之津菅原神社記

天明七年丁未之秋、前太守中将公如東都、九月三日、宿於出水郷、是夜風雨晦冥、郷吏數人踵門而告焉曰、臣等

今夕本郷至米津村、有一道光輝、從東北數十里外飛來、

到村而落於地、爛々如岩下電、就而視之獲一鑑焉、背有

銘曰、南無大自在天神、於是人々竦然起敬、以為天満天

神之顯聖也、因考圖記、米津村舊有天満宮、毀廢既久云、

而今也顯聖乃有如此、且米津之東北正值筑前州太宰府、

而神鑑飛來自夫東北、豈宰府天神降於此者耶、伏乞重建

祠宇於斯以祭祀之、許之、越明年戊申正月鳩工、而成於

十一月、号曰米津天神、而神像實以宰府飛梅樹枝為之、

又一鑑（鑄脱カ）、周圍形製倣飛來之鑑、懸諸神坐、以像其德、而

飛來之鑑則眞公宮、以為鎮家之宝、因命歩将行府学教授

事（山本正誼為之記云、竊謂天満天神之為德、赫々在上、

明々在下、所謂參天地、闔盛衰、浩然而獨存者也、則其

靈異之迹、或見於此、亦理之常、無足怪者、然忽然飛來

格於斯也、適屬五馬一宿之夕、豈我公明德馨香之所致者

非耶、主而祭之於此、庶其有以鎮我邊邑利我民人云尔、

於是乎書、（時カ）天明八年季冬之月也云々とあり、

○奉納品 道眞公手書臨一軸 寛政元年六月朔日、齊宣

奉納なり、此ハ道眞公太宰府に於て自作自筆なり、其詩

離家三四月 落涙百千行 萬事皆如夢 時々仰彼蒼 此

真蹟太宰府天満宮に蔵む、侍臣橋口兼壽命を奉し太宰府に至り、社寺延壽王院に就て宝藏を披き、謹て是を臨寫し、是を當社に納む、此佗の數品略す、

加紫久利神社下鱈淵村 例祭二月三日・八月朔日・十一月三日

奉祀 表筒男命 中筒男命 底筒男命

筥笈嶽ハスガクの南の山下にあり、創建の年月詳ならず、文徳實録仁壽元年六月戊午、以薩摩國賀紫久利神預於官社、三代實録貞觀二年三月廿日、薩摩國從五位下賀紫久利神授從五位上、同七年五月廿五日、授薩摩國從五位上賀紫久利神正五位下、同八年四月七日、授薩摩國正五位下賀紫久利神正五位上、延喜式に薩摩國出水郡一坐 小賀紫久利

神社とありて、今も一郷の總社なり、寛永元年、神像の首を蛇人等見當り地頭に告く、地頭樺山美濃久高此よしを鹿兒島に訴ふ、此時國守中納言家久田布施郷に遊獵して在りしに、忽咽喉の病発して大に苦む、此由を聞、即ち當社に平愈を祈るに社殿改建せん事を以てす、かくて不日にして病平治す、是に於て地頭に命し社殿を改建ありて、封戸を加増すといふ、

八幡神社上知識村 奉祀筑前國箱崎八幡に同し、例祭九月廿五日なり、此日神輿を奉して假殿に至る、是を濱下と云、

假殿ハ武元村の内にて、當社の辰巳二町許なり、當社ハ、島津の元祖忠久始て薩摩國山門院へ下向の時、筑前博多の沖にて逆風に遇ひ舟危し時に、忠久箱崎八幡神社に祈誓し、恙なきを得て當郷庄浦に着船し、即當社を山門院極樂寺の地に建立す、極樂寺の跡今野田郷に在り、其後名護浦及び六月田に迂し、又今の地に遷座ありしといふ、諸所の旧地にハ小社を建て其標とせり、偕武元村假殿の地當社の神領

にて、往年松の大樹ありしを、中納言家久征韓の役に祈願の旨ありて、凱陣の後華表を建立すとて彼松を其材用に伐らしむるに、樹中に銚一刃込れりといふ、今に宝殿に納れりとそ、

菅原神社上知識村 老松莊に在り、因て老松天神と称す、建久八年圖田帳に、山門院内老松莊二十四丁、宰府安樂寺領

とあり、創建の年月詳ならず、土人の傳説に曰、昔公宰府に左着船ありし故に建立す、又曰、十二月二十九日の着船にて、土民其混雜に紛れ門松を立あへす、又餅をも奪得ざりけれハ、今に至り旧例にて社司か家ハ門松を立す、餅を春すとそ、始鎮坐ありし地を鎮坐屋鋪といへり、往古ハ社殿宏麗なりしを、寛永二十年二月廿四日の夜火出て

燒亡し、慶安二年に地頭山田民部有榮造営しけるを、文政五年十月、又しも火災に罹り神体既に燒なむとす、時

に宝殿火炎の中より電光の如く光を発し、火焰是か為に摩く、土人則火中に飛入り神体を出し奉る、衆人神霊を感歎し、則神社を建立す、例祭九月十九日なり、

紫尾神社上知 同村の内郡山に在り、奉祀祭日俱に上宮に同し、創建の年月詳ならず、長享二年再興の棟札あり、

諏方神社江内 木牟禮の城跡にあり、例祭七月廿八日なり、

忠久在城の時、信濃國諏方上下社を迎祭ありしと云、氏久當城より鹿兒島東福寺城に移りし時、當社をも其山下に移せり、此事鹿兒島の卷に詳なり今神体に崇たる鏡の背に應永九年

藤原守親とあるハ、遷坐の後神体を改めしなるへし、

廣瀬橋 麓町の西三丁許にあり、長六十間余、横三間余にて、板橋なり、

「名勝志」

加紫久利大明神 下鯖淵村に鎮座、地頭仮屋仮屋武元村に在りの子方壹里拾貳町余、祭神五座、本社應神天皇・神皇后、第

一殿天照太神、第二殿宇佐明神津姫命、天照太神の御女、姫明神ともいへり、第

三殿住吉三神底筒男命・中筒男命・表筒男命、例祭二月三日・八月朔日・十

一月三日、当社ハ薩州の二宮にして、勸請履歴詳かなら

す、文徳實録仁壽元年六月、以薩摩國加紫久利神預於官社、

三代實録貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國加紫久利神授從

五位上、同八年四月七日、正五位下加紫久利神正五位上

としるせり、延喜式神名帳に薩摩國出水郡一座小加紫久

利神社と載せられたり、薩摩・肥後二州の境矢筈嶽を加

紫久利といふゆへ、山の名によりて神號となるといへり、

上古此山を加世久利山といひしなど、邦君茲眼公の時、故ありて寛

いふ説あり、古るき書に所見なし、邦君茲眼公の時、故ありて寛

永元年社殿を再造し給ふ、又享保六年、淨國公宮殿を造

立し大社となし、別當寺を側に建立して、社司黒木氏と

共に祭祀の支を司さとしめ給ふ、今賀の字を通し用ゆ、

箱崎八幡宮 上知識村に鎮坐、地頭仮屋を距ること申方

拾八町余、祭神筑前箱崎宮に同し、祭九月廿五日、初め得佛公入

國し給ひし時、筑前博多海上に於て逆風甚し、商船盡く

破損し、公誓願の旨あり、山門院に着岸の後、野田極樂

寺の境地に勸請し給ふ、其後名護浦に遷宮し、又六月田

村に遷し、又今の地に迁坐すといひ傳ふ、野田極樂寺の境内あり、小社を安して箱崎八幡といふ、側に古松あり、名護浦にも宮跡に箱崎八幡宮を安す。六月田にも宮跡に若宮八幡を安す。

諏方大明神 江内邨木牟禮に鎮坐、地頭飯屋の戌方貳里拾九町余、例祭七月廿八日、当社ハ得佛公勸請し給ひ神領八町を寄附し給ふよしひ傳ふ、其後鹿兒島に遷坐し、神領むなしくなりしといへり、

〔由緒調〕

一白山權現尾ノ島 昔年野田郷ニ属シ、瀬崎野牧ノ守護神

ト云、慶長中神領寄附目録アリ、

〔纂考〕

廣瀬川 一名泉川とも云ふ、水源兩所にて、一流ハ武元村の山中より出、一流ハ上大河内村の山中より出つ、廣瀬橋の半町許下にて會流す、又鍋野川ナベノカハ・軸野川チヤノカハ・高川・白木川・永良川等の諸川諸所にて合流し、橋より半里餘下にて又二に分れ、一流ハ上鯖淵村米津浦の海に入り、一流ハ上知識村名護浦の海に入る、廣瀬⑧橋より海口まで共

に一里餘にて大河なり、初春より中春まで白魚及び香魚多く上る、土人捕て諸方に鬻く、此地の名産なり、

紫尾山 當郷より伊佐郡鶴田郷へ越る山路にて、其間五里なり、双方より峠に登る事共に二里半なり、其間高低ありて、或ハ深溪に下り或ハ絶頂に登る事數回なり、此山北ハ肥後國の連山に連り、三方ハ野田・高尾野・阿久根・東郷等の數郷に接す、山中大樹空を覆ひ終日日影を見る事なく、又此山中更に水なければ、是を踰るには水を用意するを第一とす、俗謡に七里紫尾山五里坂原と謡へり、されと險難にして七里に余れるか如し、薩摩國第一の大山なり、

カリマツギヤマ  
雁俣山上村 箭筈嶽の東方にあり、原野に獨立して樹木疎生す、山の絶頂燕尾の鎌の如し、

〔勝景百圖考〕

箭筈嶽 東方の荒野に雁股山あり、蒼樹森鬱としてさながら雁股の形勢をなせり、年を逐ふて條暢碩茂すといへとも、その象を更めず、檜垣集 君かいしきのふの的の

あたらぬや矢こしの山のあれハなりけり

〔纂考〕

愛宕山上鯖淵村 石巖襲重して、曠野の中なる一孤山なり、登路十町余にして頂上平かなり、眺望比類なし、

笠山上知識村 同村瀬崎野にあり、其形傘の如し、因て名く、又側に三日月山あり、其形初月に似たり、

上宮嶽武元村 紫尾山の内にして、山中第一の秀峰なり、大隅佐多岬及び當國山川の海中より望むに、群山の上に秀拔す、

〔名勝考〕

上宮嶽（同郷武本村の中にて、午方ハ伊作郡山崎、卯方ハ同郡宮城に属す、）

薩藩高山の一にて、絶頂に上宮權現宮あり、即熊野大神にして、下宮といふ鶴田郷に在り、鶴田の所に見へたり、

〔勝景百圖考〕

上宮嶽 薩摩國出水郡武本村の山中一峯崔嵬として岡巒の際より突立し、百里に頭ハれ四方を壓し、頭を昂けてこれを仰けハ積翠太陰にあり、峯頂上宮權現社を建つ、實に是一方の靈鎮たり、

〔纂考〕

莊津上知識村 即水無川の海口にて、一港をなせり、西の方瀬崎野に漁戸數十軒あり、土人老松莊を略して莊とのミイへり、

〔纂考〕

箭筈嶽上鯖淵村 此嶽二峰ありて雄嶽・雌嶽と称、雄嶽ハ嶽上二に割て箭筈に似たり、雌嶽ハ肥後國に属して稍低し、此両峰合せて箭筈嶽または箭越山といふ、檜垣集に、君か射し昨日の的のあたらぬは矢越の山のあれはなり

けり

檜垣女か傳下に挙くへし、

〔地理纂考〕

米之津上鯖淵村 廣瀬川の海口にて、舟船碇泊の良港なり、此所より肥後國に往来するにハ三太郎といへる難所の坂あり、佐敷太郎・津貫太郎・赤松太郎を合せて三太郎といふ、其外にも難所の坂余多あり、故に旅人多く此所より舟に乗る、彼方より来るも同じ、因て人口賑へり、

〔勝景百圖考〕

米之津 薩摩國出水郡鯖淵村の海畔、一水の下流にして、舟船旅泊の津頭なり、西北に眺めハ島嶼縹緲として浪に隨て上下するか如く、東南に望めハ峯巒巍峩として巧みに雲を卷舒するに似たり、抑この川ハ隼人ノ迫門の北邊にありて、香魚と白魚とを多く生し、三春の日に至れハ里俗これを捕りて土産とす、神龜五年太宰帥大伴宿祿旅人遙に芳野の離宮をおもひ出て詠る歌に、はや人の迫門のいはほに年魚はしる芳野の瀧に猶しかすけり

〔地理纂考〕

脇本港江内村 即脇本浦にて、一名を搗之浦港といふ、海湾大にして舟船を繋ぐに良港なり、漁戸軒を並へ、(魚)漁鱸日

々に多し、湾内に小嶼あり、寺嶋といふ、野間嶽・金峰山等を遥望して風景殊更なり、又嚴島神社及び島津光久行館の跡あり、

〔勝景百圖考曰、湊中の小嶼に辨財天社あり、佳樹ふかく翠園を浮へ、晴波遠く澄映に媚ひ、激々灑々として風光浦上に満てりトアリ、神社糺スヘシ〕

〔名勝考〕

搗之浦港(ツキノウ) 同郷脇本村に在り、即脇本津也、港中の小嶼を寺島と云、有辨財天社、又邏所及抱臺等あり、一太日本史曰、寶龜九年、滋野奏狀至京師、即勅太宰府迎勞唐使、促滋野速入于京、十一月、第二船至薩摩國出水郡、續紀、○三代實録貞觀十五年、略中先是、太宰府馳驛言、渤海國人崔宗佐・門孫宰等漂着肥後國天草郡、遣唐通事張建忠覆問事由、(魚)審実情狀、是勃海國入唐之使、去三月着薩摩國、逃去之一艦也、

〔纂考〕

名護浦上知 廣瀬川の海口なり、海渚に沙湾ありて舟船を

繋くに便よし、人家若干軒皆漁猟を業とす、此浦の海中

に青龍アヲノリを産す、此地の名産なり、秋の初より冬の初に至

り漁夫多く是を得、炙干にして四方に鬻く、大なるハ六

七寸に余れり、世に是を出水海老と称す、其味甘美なり、

縣内此浦にのミ限りて更に他所に産せず、土人相傳へて、此浦の漁夫平氏の一

族にて、此地に潜居し、再平家の世に復らむまでハ履を踏へか

らずと天神地祇に誓ひ、今に此一村老弱男女ミナ跳足なりと云、

「勝景百圖考ニ、出水郡鯖淵村にして、渺々たる白沙の地、鬱々

たる青松の林、雲影常に聚り、風音時に奏して、長へに歳寒の

操を得たり、このところ水陸遠近の觀を窮るに足れりとす」

〔勝景百圖考〕

御成川 薩摩國出水郡知識村の莊と称ふ所◎あり、能因歌

枕にみなれ川と載せしハこゝなるへく、顛娃郡に亦同し名を得たる水あり、遠

近の水流爰に注ぎ、相會して海に入る、前には芳原緑野

を連ね清香を噴、麗日を迎へて勝賞盡る時なし、川に臨

て御成川寺あり、眞言の教地にして、生松天神オヒマツの別當な

り、いにしへハこの地を生松莊とす、建久八年薩摩國の

圖田帳に生松莊と見えたり、故に今此ところの名を莊と

呼へり、

〔地理纂考〕

水成川上知 水源高尾野郷より出つ、中流當郷を過ぎ、下

流出水・高尾野兩郷の境を流れ、庄浦の海に入る、高尾

野V◎の條△に詳なり、

一山門太郎秀忠女亀鶴和泉郡菓成川ミナガリを領す、

一延文五年本田氏文書、菓成河地頭代官職云と、

一

〔纂考〕

蕨島ワラビノ 米之津の西半里許に在り、周廻凡三十町余なり、

此島更に樹木なく、篠竹のミ生茂れり、其竹箭篋ヤシに用ひ

てよし、縣内に篋竹を生する所々に多しといへとも、此

島の産を以て第一とす、因て征矢を製する者皆此島の竹

を以てす、

〔名勝考〕

薩摩迫門セト（萬葉集亦云隼人之湍門、○和名鈔作勢度、今

亦黒戸とも云、徂徠詩作迫門、）

左にいへる所ハ稍異へり、今ハ出水と同郡長嶋ナガシマの交の海

門をいふ、「使高麗録云、大抵海中有山對峙、其間有水道、可以通船、皆謂之門、」海潮南北に流れて、其長二里、其濶五町餘、南に大洋を受けて、潮汐の漲來る時ハ大河洪水の流に似たり、故にその満濶を候て通舟す、長嶋に渡るの門を黒戸と呼ふ、楫折瀬といふ所甚險惡、舟筏或ハ渦溜の為に覆没の患あり、出水の方へ小許の入湾三所あり、名て大救・小救・八合と云、長嶋の方へ火浦・牂牁頭と云入曲、

府西二十六里

萬葉集「筑紫へ遣る、時水嶋を渡りてとあり、略解曰、長田王肥後の班田使に下られ給ふ、されハ薩摩までハ渡らすして、この迫門を遥に望て詠玉ひしなるへし、雲あなすハ雲あぬの如くなり、」

長田王

隼人のさつまの湍門を雲あなす遠くもわれハけふミつるかも

同集

大納言大伴宿祢旅人

はや人の湍門の磐も年魚走る芳野、瀧に猶しかすけり  
〔此哥ハ、神龜五年太宰師大伴卿遙に芳野離宮を思ひ出

て詠りとあり、さて年魚はしるとあるに因に、こハ出水郷廣瀬川の下流米津港のあたりをかけて詠れしならん、此廣瀬川にハ年魚多く、三春の月、土俗この魚と白魚を捕て名産とす、その隼人の迫門てふハ廣く係りたれハ此邊をもしり称へしこと疑ひなし、〕

夫木集

公朝

さつまかたせどのはやミのしほさひハた、漕過よ碇おろさて

甲斐守保存

音たて、はや吹にけり隼人の薩摩の迫門の秋の初風

原安迪

をさまれる御國そしるき隼人のさつまの迫門を過る秋風  
黒田豊前侯息 黒田安彦

隼人の薩末の迫門のはや行て早歸りこと祝ひてまたむ

〔此哥ハ、やつこか江門より故郷に還るを送られしなり〕

〔纂考〕

薩摩迫門和名鈔出水郡勢度とあり、米之津浦より同郷脇元浦の海口まで二里許の間を云、肥後國及び肥前國へ通ふ數十里の入海



にて、迫門ハ出水・長島両郷の堺なり、或ハ隼人湍戸といふ、其潤或ハ二三町或ハ四五町にて、南北に通ず、潮水進退の時ハ大河の洪水に勝りて、潮声雷の轟か如し、其間に楫折と云所特に潮早くして、大船といへとも大渦に覆没するの患あり、出水の方に小き入湾ありて舟船繫泊す、大救・小救及び八合と名く、脇元浦の海口に長島への渡場ありて、其間十町許なり、満干の時を待て往来す、進退の時ハ渡る事を得ず、土人此處を黒戸迫門といふ、萬葉集長田王

隼人乃薩摩乃迫門乎雲居奈須遠毛吾者今日見鶴鴨

此歌の端書に、長田王被遣筑紫渡水島之時歌二首とありて、如聞真貴久奇母神左備居賀許禮能水島 葦北乃野坂乃浦徒船出為而水島爾將去浪立莫勤とありて、次に石川大夫の和歌を載せ、其次に又長田王一首とありて薩摩迫門を載たれハ、同時の歌にて、野坂の浦より水島に渡る海路遙に薩摩の迫門の方を見渡して詠まれけむ、雲居奈須の語、今も其面影浮ふめり、さるを今俗彼黒之迫門を薩摩迫門と誤り、彼歌を詠れしは長島への渡場なりと思へるハ、萬葉に闇きか故なりけり、略解に曰、和名鈔薩

摩國出水郡に勢度郷あり、こ、の入海なるへし云々、此王肥後國の班田使などにて下れるならむ、されハ薩摩まては渡らすして、此迫門を遙に見てよめるなるへし、雲居奈須ハ雲の如くなりと云り、又同集に大伴旅人卿隼人乃湍門乃盤母年魚走芳野之瀧爾尚不及家里 此ハ旅人卿當時太宰帥にて、薩摩ハ宰府所部の國なれば、実景に臨みて詠れけん、又續紀に、養老四年二月壬子、太宰府奏言、隼人反殺大隅國守陽侯史磨、三月丙辰、以中納言正四位下大伴宿祢旅人為征隼人持節大將軍云々、是等の時などにもありしなるへし、

夫木集

▽地公朝△

薩摩かた迫門の早ミの汐さるは只漕過よ碇卸さて  
 太閤慰石 下大河内村農民屋敷の内にあり、周圍五尺、高二尺許なり、関白秀吉公西征の時、潜に此地の要害及び地形等を巡見ありて、此石に腰を掛られし故に慰石といふとぞ、

霧降上知識村  
 檜垣集

今俗霧野といふ、又桐野とも書り、西の方

に尾野島といふありて、往古ハ廻り一里許の良港なりしを、漸々に潮水涸て遠干潟と成りしに依り、元禄十三年

に尾野島まで三百六十余間の堤を築きて、今水田なり、

天正の頃までハ良港にて、領主島津義虎船手の役所ありしといふ、檜垣集に、

立しきり霧のミなとか降来らむ時やは秋の関に入ぬる

〔勝景百圖考〕

霧野　むかしハ霧野湊とて入江なり、今ハ稲田となれり、

檜垣集歌云々、

〔纂考〕

檜垣女略傳　此女延喜の比に當りて藤原定範と時を同じ

くせし事、大和物語に見えたり、國仕に名高く、其文集

扶桑拾葉集に載れり、年老し後筑前及び肥後國に住ミ、

薩摩・大隅にも遊ひし事、檜垣集に見ゆ、後撰集に、か

しこに名高く事好む女になむ侍りけると見え、大和物語

に、檜垣女年老てハ筑前國白川といへる所に住ミ侍りし

時、太宰大貳藤原定範か檜垣の家に立寄て水を乞ける時、

檜垣よミ侍りし、年經れハ吾黒髪も白川のミつはくむ

まで老にけるかなと詠たりければ、あはれかりて、着たりける襦アヲ一かさねぬきてなんやりける、此歌の初五文字、家集及び袋草紙にハ、

老果てかしらの髪もとあり、又同じ人大貳の館にて秋の紅葉を詠せけれ

ハ、鹿の音ハいくらばかりのくれなるそふり出るから

に山のそむらむ、此檜垣の子歌なんよむといひてすきも

のとも集りて、よみがたかるへき末をつけさせむとてか

くいひけり、わたつミの中にも立るさをしかはとて末を

つけさするに、秋の山邊や底に見ゆらむとつけたりける、

白川ハ太宰府の西北なりとそ、藤原純友叛せし時、小野好古朝臣追討に下りて、此女の家ありしあたりを尋ぬしなどあり、往年檜

垣女自作の像一軀肥後國にて掘出て、（●）む其實を記したる

を彼國人に便り白尾國柱か寫し置るを左に載す、檜垣之

女自作之像、天明二年寅五月世に現出する由来ハ、岩戸

の觀音ハ往古より洞中に秘して、于今香花を捧る者不絶、

誠に殊勝の靈區也、今歳人有て、五百羅漢を石にて刻ミ

彼地に安置せんとて、爰コ、の木間コノマカシ彼処トコロの石上にミ旛を相けり、

殊に洞上の岩壁ハ絶嶮にて、猿猴も歩を失ふ、彼岩壁に

も羅漢一軀を安置せんとて、梯子にても前面より登難き

故、洞背より攀コチノホ上り、身を絶スガリて岩額イワガキに下り、岩を鑿ける

に、側に一小穴あり、中に物の有氣アリに見えける故に、手

を入探るに石竈有り、形甲州弁當と云る器に似たり、上に唐金にて方二寸程の蓋有り、瀝青にて閉たり、其瀝青を積トキて見るに、中より女の像一軀取出す、石に非ず銅に非ず、檜垣女自作の文字有り、夫より人々語傳て、今雲岩寺内に納む、實に一奇事にて、好古者の感慨に余有り、仍歲月を誌して不朽に傳ふとあり、

僧都屋鋪 脇本浦にあり、俊寛鬼界島に流され、年經て歸京の時、此處にて病に罹りて身終り、其時の旅宿なりしといふ、俊寛の傳ハ硫黃島の卷に詳なり、

〔由緒調ノ内〕

一 瀬崎野牧

右、島津家元祖忠久ノ時ヨリ創建アリシト、

〔旧史官調ノ内〕

一 右御牧、忠久公文治・建久之間薩州山門院江初而御入國之節、本田静觀一年前御先キニ罷下、御牧等立初為申与旧記之内ニ相見得申候、且又天正十四年之秋、義

久公御代、志賀道温降参之時、瀬崎野之鶴毛之馬拜領被仰付候由、出水士長野氏系圖之内ニ有之候、

〔全調書ノ内〕

一 御馬追之儀、是又古来より之旧式ニ而有之由、申傳候迄ニ而、御記録之内又ハ旧キ書留等ニ茂相知不申候、然共御家五代貞久公御代薩州出水於瀬崎野牧被立置候由、御記録之内ニ相見得候、馬追有之候儀ハ相見得不申候事、

〔纂考〕

物産

飲食 煙草 此地の名産なり、縣内煙草ハ國府を以て第一とす、出水是に亜ツく、五ヶ所・八ヶ所等の名あり、霧降キリフ・渡瀬口ワタセグチ・松坂マツサカ・一之森イチノモリ・桜馬場サクラバを五ヶ所とす、是に行法・里之園・御所園を加へ八ヶ所といふ、多く

長崎に出して鬻く、

鹽田 茶

藥品 枳殼 黄芩 澤瀉 茯苓 桂木 和人參 半夏

竹木 篔竹ノクケ 蕨島に生ず、苦竹ニガタケ 剛勁にして刀劍の日

釘に良し、櫻カハヤナギ 樅モミ 桐ヒ 檜ヒトツバ 羅漢松カシ 榿クス 樟シビ 樺カシ 檜ヒトツバ

桑クワ 蚊母樹クシ 山鷄ヤマトリ 鴛鴦ウツシ

飛禽 雉キジ 鹿カ 猪イノシシ 猿サル 獺イヌネ 獺イヌネ 獺イヌネ 獺イヌネ

走獸 鹿カ 猪イノシシ 猿サル 獺イヌネ 獺イヌネ 獺イヌネ 獺イヌネ

鱗介 車鰕クルマエビ 名護浦に産す、當郷の外ハ縣内産する所なし、乾焙して蔵置ハ久しく保ち、且味甘美なり、和漢

三才圖會鰕の条に云、車鰕大四五寸、皮厚而節隆、有

褐白色横文、煮之變紅、形曲如半輪、故名、自夏出、

秋冬盛、味最甘美とあり、龍鰕リウケツ 鱸スズキ 棘鰕魚クサビ 方頭カタ

魚 章魚イカ 世の常の蛸と形異にして、頭細く手長し、

俗に手長蛸といふ、烏賊イカ 蛤ハマグリ 鰕エビ 鱈タラシ 香魚ウマユ 鰻ウナギ

鰻 此化雜魚多し、

〔地理課川調帳〕

幹流

一切通川 神ノ川トモ云、

水源 出水矢筈嶽 ヨリ流出、両川界ノ通里程一里六分

通シ、切通海工入、

単流

一塩屋川 同村

水源 出水野々口尾山ヨリ里程四分ヲ經テ切通海工入、

單流

一野々口川 同村

水源 同天狗山下ヨリ里程五分ヲ經テ切通海工入、

幹流

一廣瀬川 武元村 鯖淵村

此通ノ村方、大川内村、上鯖淵村、武元村、上知

識村、六月田村、下知識村、下鯖淵村、

水源 大川内村 ●宮太郎山 ●高鼻越 ヨリ出水、其七ヶ村ヲ通、里

程四里七分五厘流通、米ノ津海工入、

其支

一東 一白木川 大川内村

水源 ●正月鹿倉 ヨリ小谷川六ツ圓テ湯川内温泉ヲ通

り、里程一里六分ヲ經テ廣瀬川通工流入、

一西 一大川内川 同村

水源 ●フク所山 ●上場西シ ●笹尾 ○大川内 ○山ノ神 ○カイ  
●上ハノ木場 ●トウケン ●青椎 ○カト石 ○坂元 五川

圓フ、里程一里六分流テ同、

西 一柴スミ川 一同小川 一高鼻川 合三川 同村

銘々小川里程二分ツ、流テ同、

東 一芭蕉川 下大川内村

水源 ●上人口 ●高ムレ 一川 ●竹ノ越 二川 ○岩井ウト 一川  
●ヨヒ草 ●高川

圓フテ ○中屋敷ヲ通、里程一里六分ヲ經テ平渡セニ於

テ同、

東 一深谷川 同村

水源 ●中コマクリ ●高嶽下至リ、一里五分流テ同、  
●石トウヨリ ○深谷ニ至リ、

東 一君名川 武元村

水源 ●轟川内 ○野々口 ○アシウセ 流合、君名川ヲ通、一  
○島山 ○シノフ 四川

里八分流テ同、

東 一武元川 平良川トモ云、 同村

水源 ●平石 ●五百山谷 ○湯川内 ○牧野 ○武元 流レテ、里  
ヨリ ●クサケノ 四川取合 ○湯原 ○町下

程三里ヲ經テ同、

西 一ヲノ口川 下大川内村

水源同所ヨリ四分流テ同、

西 一田原川 一炭床川 各二分ツ、同、

一軸屋川 鯖淵村

水源 ●芭蕉ヨリ ○大平 ○ヤウシ 四川取合、一里貳分ヲ  
○入道 ○軸屋

經同、

一上鯖淵川 五分流レテ同、

一上鯖淵川

水源エラ川ヨリ三ツ取合、下鯖淵村通、里程一里經

同、

単流

一名子川 共ニ三分ツ、流、名子浦工入、  
下知識川

武元村

幹流

一江内川 江内村

水源 ○笠山 ○連尺野 三ツ取合、江内村ヲ經テ里程一里五分流

レ、庄海工入、

此支

一 ○チヤウガ原川二分 銘々江内川工入、  
○畦浦川二分

単流

一〇燒喜川四分 〇八郎川二分 〇大漣川二分 黒瀬戸海工入、  
一〇小屋太郎川三分 〇小漣川三分 五川共銘々

单流

一西目川

水源西目村 〇瀬野山ヨリ五分流レテ島寺海工入、

幹流

一脇元川

西目村

水源 〇笠山下ヨリ西目村ヲ通、里程一里脇元海工入、

此支

一大野川 (マヤ) 大野ヨリ二分五リ流テ同、

出水郡中古作和泉、今為出、野田・阿久根・高尾野・長  
島、惣名号山門院、〇脇本・麻島・福之江・名護・五浦  
〇矢筈嶽 (米之津脱カ)

一庄村 六月田村 西目村 上知識村 下知識村 武元  
村 上鯖淵村 下鯖淵村 上大河内村 下大河内村

江内村

一應永廿九年、「本ノマ」貴久公師軍押寄當境、守久之居城を被責

候、守久力盡奔肥後、其後久豊公入御手、

一和泉城号相城、大手口・小松口・霧降 薩摩守用久已来七  
代至忠辰在城、當地者薩摩守用久已来世々傳領之、七

代忠辰改易以後為公領、慶長四年、朝鮮國軍功之賞ニ  
御拜領(也)而有、而、本田六右衛門地頭被仰付候付、同十

二年より桃山權左衛門久高地頭、其後山田民部少輔有

築地頭被仰付候、△忠辰改易已後、麓之邊宗對馬守領  
分被成、朝鮮人已後再御當家ニ拜領、家(付)為御返

地筑前八代と云所拜領之、

一尾崎城 知色彦三郎入道行元桶籠之、依文和三年六月

十日より師久公被攻候、同十二日攻落之、被籠御人數

之處、牛屎左近將監高元并肥後葦北凶徒和泉敵ニ加り、  
公之御陳ニ押寄散々合戦、師久公も暫御在城被成候、

一知色城往古知色氏守 師久公御在城、文和四年六月、凶

徒寄来候、同年十月廿二日、和泉名主等并牛屎左近將

監高元・在國司入道道超已下凶徒卒多勢押寄、當城ニ

而師久公一日一夜御合戦、此時三ヶ所被疵と云々、北

郷尾張守資忠茂被疵、其外手負百余人、酒匂兵衛四郎・

同左衛門四郎・▽愛甲△弥四郎・土田五郎・阿蘇谷三

〓 右衛門・堀源五等討死と云々、

一 津口番所在脇本村并米之津村、自他國之商船所聚、

一番所在大河内村、五野谷原トモ、肥後國通路也、

一 御仮屋在宮之村、

一 薩摩迫門當時唱黒之戸、出水郡出水西目村・同郡脇崎村・山門野浦之間五丁余、塩入之渡也。

天武之末長皇子之孫栗栖子蒙長田王ヲキキ

〓 万三  
一 隼人のさつまのせとを雲ひなす遠くも我はけふ見つる

(中かも)  
(哉)

公朝

〓 夫木  
薩摩渴迫門のはやみの塩さひハた、漕過よいかりおろ

さて

〓 名帯  
隼人のせとの岩(中は)つにあや(中ゆ)はしる吉野之瀧に猶し(も力)かすけ

り

〓 隼人の薩摩の迫門万葉集管見云、昔隼人の神有、磐を蹴破り而此國ニ出たりけるよりかく云と云々、其通たる跡追門となれりと有、

一 文和三年甲午六月十日、薩摩太守師久公卒軍押寄出水

尾崎城傳

知色彦三郎入道行光(中覚)已下凶徒等所楯籠之尾崎城、同十

二日合戦、終拔當城、凶徒數軍を屠殺ス、

一 地頭山田民部少輔有榮有信子、寛永六年己巳閏二月十六(中廿)

日、轉補福山地頭移住可爰(子カ)、于時新恩地八百石を賜候而守封境矣、但明曆三丁酉迄居地頭、

一 庄村 永祿之頃、地頭楠田五郎左衛門、義虎家臣也、

一 瀬崎野之牧 太守貞久公御代被立于此地ト云也、

一 米之津村 天正八年辰六月上旬、相良氏為阿蘇征伐、

使佐多常陸介将士卒、及川上參河守・上原長門守・宮

原左近将監等往肥後州、時ニ此地より繫纜趣彼國、

一切通 此所者天正九年之頃切通左馬允領之、

一 薩摩國和泉新庄郡司職今ハ相傳系圖

兼保和泉太夫 保忠藤内 保久右(中衛)尉 保通藤内右衛門尉

保連圖書允 相良弟也 法名導證 保有法名法有 論人相左衛門次郎

一 山門院者、上古權別當種種平姓千葉介常胤一流出羽守種初而方子也、或乎次郎大夫トモ云

被利山門院郡司職、是山門家鼻祖也、三代太郎秀忠侯(中力)

關東右大将家、蒙恩遇厚也矣、其子式人別樹家、又先

父卒、故ニ郡司職を嫡女ニ讓ル、鮫島弥次郎 景家妻也、依而其後秀

忠より讓郡司職鮫島弥次郎景家、其後亦和泉肝付一族領之、

文治年中忠久公御下向有而、三州一圓為御領分、雖然

國中未服、化所之凶徒、直立黨結類者多し、當院も亦

為地之有事、然共終ニ一統之後、諸所地頭領達を被居、(中力)

令全治國業、而此地を賜薩摩守用久薩州之祖為采邑之地、至文祿年中數代領之、薩州家有故改易之後為公領、其後慶長年中再為當家之邑者也、

一和泉元祖伴姓肝一和泉兵衛尉行俊、肝付右京允力兼貞五男、其苗裔和泉小

大夫兼保、其子井口諸太郎行力兵衛尉保久、同太郎兵

衛尉保忠、同諸太郎政保、已來代々知行和泉、兼保事

蒙 右大將家恩免、被補和泉新庄郡司職、其後三郎衛

尉忠氏四世忠家公御相續於古和泉之亡跡領之、其子右衛

門兵衛尉忠直、同能登守氏儀、式部同民部太輔久親、同又

四郎直久・同弟又五郎忠次兄弟共ニ應永廿四年九月十

一日於薩州川邊戰死、仍和泉家斷絶、其後薩摩守用久

領、

一井口畠 往古井口古和泉氏守之、

一切通 中之塩屋 狩集 芭蕉 青椎 高鼻 黒濱 蝙蝠

嶋岩 上場 此諸邊路番有り、

一寺沢家御領分之時分、家老高畠新藏支配ニ而三四年間

有之、高麗人為忠分再御拜領也、

一出水郷七人持之次第

平山城 麓桜之城 井之上城 朝熊城 長谷場内城  
和泉殿 梶殿 井口殿 朝熊殿 平城殿

下知敷城中内 安樂城中内  
智敷城 安樂殿中内

○加志久利大明神 社司 別當 幸善寺  
黒木佐渡

延喜式神祇賦

出水郡一座 加紫久利神社

神階集ニ、三月庚午薩摩國賀紫久利神、四月辛巳薩摩

國賀紫久利神正五位上、

祭神 本社 應神天皇 第一御殿天照太神  
神功皇后

第二御殿姫明神・三女神 第三御殿住吉三神

二月三日 八月朔日 十一月三日祭

一神領高六拾石

一加志久利とハ、昔彼山を加世久利山と云、世と志と音

通す、故ニ加紫久利と神号とす、

一勸請之年曆不詳、

一當社ハ往古小社ニ而候處、寛永元年、明神之御神跡を

蛇三重奉卷死候、時之地頭枕山美濃奇吳をなし、祠官

黒木氏・成願寺使僧西之坊宗印を以薩摩ニ奉告、家久

公其頃田布施江御認被成御座、折節御咽氣御煩之處、

此事を被聞召上、御祈願之旨有之、則御平愈、明ル寛



永二年御造榮有之、奉行吉利下総・椀山采女勤之、

一 享保六年 吉貴公御再興、同七年遷宮有之、

一 御物御修甫所

一加志久利大明神薩州之崇廟与唱来候得とも、向後者薩州之惣社と唱可申旨、享保五年子正月被仰渡候、

一 籠所寺社方檢者付御修甫所

一加志久利御再興享保七年寅三月御遷宮

○箱崎八幡宮 社司黒木安房

祭神

本社筑前國博多郡箱崎之郷誉田天皇

九月五日 同廿五日 正祭

一 祭料五斗式升五合

一 傳稱、當社者、 忠久公御下國之時、博多之海上ニ而

難風有り、御誓願ニより薩州山門院江御勸請、神領餘

多御寄附、其後出水之内名護浦江御遷宮、雖然神事之

便り悪敷故、今和泉江御安置、鎗流馬之殊義(射力)を行、于

時不例之事有、今之宮内江遷座、累年祭禮無退轉令施

行候事、

一 寺社方合力銀御修甫所

○加志久利山 惣持院

眞言宗京都智積院末寺  
加志久利社別當 門首九人御賄料  
幸善寺

享保六年、 吉貴公大乗院末寺隅州栗野之廢寺幸善寺

を被引移御再興ニ而、加志利社別當寺ニ御究、京都智

積院快存僧正を為中興、鹿兒島安養院宥敵を二代之積

ニ而住職被仰付候、智積院直末ニ而門首被仰付候、

一 (長力) 日番毎年

一 御物御修甫所

一 御供所寺社方檢者付御修甫所

一 何ぞ寺役ニ付鹿兒島へ差越候節ハ、往来道人馬所役、

一 入院之御禮一束壹本進上、

一 神領高六拾石者加志利社之座ニ記置候故除之、

一 高百四拾八石壹斗式合五夕四才

一 内百斛者御寄附高

拾七石壹斗六升七合九夕六才

但前智積院僧正買地寄附高中興開山快存  
僧正買地也

三拾石九斗三升四合五夕八才

外ニ 但右、二代之住宥敵自分買入高

式拾四石壹斗五升四合五夕八才

右、三代之住太音自分買入高

一出水加志久利別當寺御再興ニ付而者、前智積院僧正江段之問合有之候上、山号加志久利、号惣院(持脱之)、寺号者栗野之廢寺幸善寺を被引移、智積院直末寺ニ被成、快存を中興開山ニ而、當安養院有敵を二代之積ニ而此節於江戸住職被仰付候、依之、於江戸申渡有之候書付之写別紙壹通相渡候、

一右幸善寺ニ付、元來大乘院末寺之由候へ共、智積院直末寺ニ被成候付而者、大乘院致離末候以後直末帳ニ不相加候へハ難成由、快存より段々と申聞趣有之、達

貴聞候処、彌大乘院致離末候様ニ与被 仰出候条、被奉得其意、大乘院へ申渡、離末之御受無延引可申出候、

一右別當寺智積院直末帳ニ相載候上之一卷一帳(者力)ニ相認、追而江戸より差越筈候間、其節可渡置候、

右二ヶ条、享保六年丑十一月、北郷作左衛門殿より被仰渡候ヶ条之内、

一出水加志久利山幸善寺中興開山智積院前僧正快存江被仰付、當安養院有敵江二代之積ニ付此節住職被仰付、門首ニ被仰付候、坐席之儀者只今迄之諸門首之末ニ被

仰付候、左候而、年始御禮等之年限者追而可相究候、

今程者安養院より兼帯ニ相勉、幸善寺江致入院候節、安養院後住可被仰付候、宥敵事爰許護摩所一詰之首尾相濟致上京、快存江致對談、法流相續、附法等之作法可致受法候、

但於江戸被仰渡候御書付、丑十二月廿日、北郷作左衛門殿より寺社奉行へ被為渡候、

一幸善寺事、年頭並御下國之御祝義其外寺役ニ付而鹿兎鳥へ致參上候節、往來道人馬之儀者所役ニ被仰付度候、新御取建之事候へ者、自分往來仕候義難成旨申出、往來道人馬之儀者願之通所役被仰付候、

右、享保七年寅三月、島津内記殿より被仰渡候、一幸善寺修覆之儀者、以後御普請方差引被仰付度申出候得共、御物御修甫ニ而寺社方差引被仰付候、

右、享保七年寅三月、島津内記殿より被仰渡候ヶ条之内、

一幸善寺安養院兼帯ニ而候得共、依願被差免候旨、享保七年寅三月、島津内記殿より被仰渡候、  
一出水幸善寺事、智積院直末ニ被相加、四ヶ寺帳面茂相

改候、向後 公義御觸ハ勿論、一流之諸觸等四ヶ寺可致直觸候、遠國故諸觸書幸善寺江者別格ニ可差出候間、不及返納旨、圓福寺より幸善寺へ被申渡たる由候得共、右御達迄ニ而者至後年證文等無之候而者如何候間、右之訊申達、圓福寺より幸善寺へ書付取置候様ニ有之度旨江戸江申越候、然處ニ別紙之通幸善寺へ書付相渡候由ニ而書付差出候付、本書ハ幸善寺へ渡置、右之寫一通此節江戸より到来候付相渡候、尤右之次第一卷之内ニ紛敷無之様ニ記置可申旨、享保七年寅八月廿六日、島津内記殿より被仰渡候、

一 高拾七石壹斗六升七合九夕六才

右者、出水加志久利大明神別當寺高買入之儀被仰付、右員數買入、表方代官座附取納ニ被仰付置候、然處ニ、右高別當寺領高ニ名寄帳相渡候間、代官座附取納ニ不及候間、帳面可消除候、尤差分置候所務代銀之儀も別當寺へ相渡候様ニ可被申渡旨御勝手方へ被仰渡候段、享保八年卯八月、い十院藏人殿より被仰渡候、  
一 幸善寺事、年頭御禮申上候儀者、諸門首之末ニ罷出御禮可申上旨被仰付置候得共、寺格ニ付而永々院家兼帶

被仰付候条、當年頭御禮席之儀可相替儀と申出趣有之候得共、最前被仰付候通、来ル十五日、一乘院門中迄御禮相濟候而罷出御禮可申上旨、享保九年辰正月六日、い十院藏人殿より被仰渡候、

一 幸善寺御再興ニ付、此節高百斛御寄附被成候条、智積院快存僧正寄附之買地取合、百拾七石餘之高を以以来可相續候、且又幸善寺事、入院已来自力ニ相續候付而、右百石之所務米入院之節より現高相渡候迄ハ割を以被下之候旨、享保九年辰四月、い十院藏人殿より被仰渡候、

一 幸善寺へ被召附候高百石之 御袖判並ニ御家老衆より御添書幸善寺へ被相渡候次第、享保九年辰壬四月御用帳ニ有之、

一 加志久利大明神本地不相知候付、御圖を以可相究旨申渡置候處ニ、此節御圖申受、正觀音と有之候由申出候、右之通ニ候へ者、本地之儀彌正觀音と可相心得候、右ニ付而、尊像並厨子・戸帳之儀御物調被仰付候由、享保九年辰六月廿六日、い十院藏人殿より被仰渡候、  
一 幸善寺先年御取建、寺格をも屹与被相定候、右ニ付而

者、先頃御寄進高百石、又者快存僧正寄附之金子ニ而高拾七石餘致買地、當分都合百拾七石餘之寺高ニ被仰付置候、智積院快存僧正江彈正殿・右膳殿より最前被申達置候通、幸善方高式百石迄ハ御免被成候間、右餘分ハ住持才覚を以先様寺高式百石ニ詰候様ニ買地御免被成候、左候而、右高相求候の節者時々其訳申出候様可申渡旨、享保九年辰十月、い十院藏人殿より被仰渡候、

一御當地護摩所江相詰居候安養院事、此節出水加志久利大明神別當幸善寺門首格ニ而住職被仰付候、依之壹束壹本致進上、今日御目見被仰付候旨、島津内膳殿江戸より被仰越候趣、享保六年丑十二月被仰渡候、

一住職成於敷舞臺御家老より被仰渡候、

但入院之御禮壹束壹本進上ニ而御目見被仰付候、

一隱居願ニ付而御免之節者、於虎之間寺社奉行より申渡、

一御目見寺

一御物御修甫所

○寶池山 無量壽院

祈願所

眞言宗大乘院末  
成願寺

一高三拾壹石八斗七升三合餘

一住職成寺社奉行所證文書

但入院之御禮中紙壹束進上代銀御用人座江差出、

一御目見寺

一長日番寺八年

一寺社方合力銀御修甫所

○達摩山 西来院  
菩提所 福昌寺末  
龍光寺

一開山在天景龍和尚 開基年月不詳、

一高拾斛

久豊公之御二男、薩州家之元祖、法名松夫道存居士、

一用久公 長祿三己卯二月廿九日御逝去、龍光院殿と號

す、右御菩提所、

一住職成寺社奉行所證文書

但入院之御禮中紙壹束進上代銀御用人座へ差出、

一御目見寺

一寺社方合力銀御修甫所

○太平山

龍光寺末寺

大通寺

一眞米式斛 但施餓鬼料として毎年物奉行所より相渡、

一 義虎位牌所

○行法山 一心院

時衆宗相州藤沢山末寺 勅願所  
專修寺

一 開山遊行廿一世知連上人永正七年創建、

一 住職成寺社奉行所證文寺

一 寺社方合力銀御修甫所

〔地理纂考〕

長島郷

鹿兒島の西北海陸二十六里にあり、明曆三年九月、出水郷を割て一郷とす、出水郷より西に距る、其近きハ僅十町に足らず、遠きハ三里なり、肥後國天草島を距る事西北半里許、其間を大迫戸といふ、属島多し、本島の周囲十八里二十五町、本島の卯辰の方に當て獅子島あり、丑寅の方に伊唐島あり、子の方に本浦島あり、其外洲嶼多し、島地原野多く水田少し、土人海に漁し野に耕す、村落十一（獅子島村之）長嶋村 平尾村 山門野村 指江村 浦底村 諸浦村、人員七千五百五十九人、戸數千四百三十二、

〔地理志〕

一 惣廻拾七里貳拾四町、（廿二）古来ヨリ属出水、薩州家代々義虎ヨリ忠辰迄領之、其後為一郷之地、

一 明曆四年二月二日、外城ニ立、三年酉九月ヨリ仁禮左近、景頼移地頭ト有リ、可紀、

〔長島名勝志ニ三年九月ヨリトミユ〕

一 上古和泉家肝付支流代々領之、文治二年忠久公御下向ノ後、

平秀忠領之、曆應・建武之頃和泉下野守忠氏以来子孫

領之、應永之頃島津幡摩守守久、夫ヨリ永享・嘉吉之

頃ヨリ薩州家代々領知、其後天草越前守押領、（廿）按実吏

るに、古来より之領、（廿）于時島津常陸守攻取之為領知、（廿）按

主欵、末に見えたり、（廿）野田 常陸守領長嶋之一件、（廿）文禄元年ヨリ至慶長二年本領ト

成、（廿）候哉、同三年ヨリ以来為公領、

▽ 永禄八年乙丑三月廿日、長嶋之城主天草越前守を薩戸守義

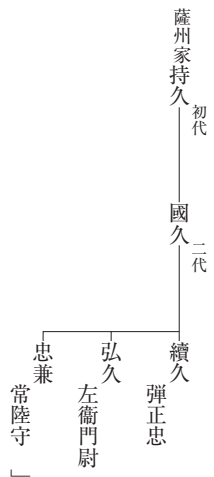
虎攻殺し、全ク領其地、（廿）島津常陸守は義虎之弟なるを、野田ヲ

を攻落シ領ス処、依讞、（廿）為義虎之殺と見えたり、△

一 伊唐島去長島半里許 一 獅子島去長島一里半

〔野田由緒記ニ、島津常陸守野田地頭ノ時、永禄八年比長嶋ヲ

攻取トアリ、後常陸ノ靈ヲ若宮八幡ニ崇ムト云々、



35「水引郷權執印藏書」

蓮花王院領肥前國長島庄雜掌左衛門尉重幸與庄下村地頭

薩摩十郎公義字有權代子息左衛門尉公村、

外条々略、

文永三年八月廿六日

(北条時宗)  
相模守判  
(北条政村)  
左京權大夫判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二五〇七・二五四九号文書ノ抄ナルベシ)

36「藤野氏文書」

去三月八日御教書并御施行謹拜見仕候了、抑肥後國天草

山田野孫六入道覺心申長嶋山田野以下所々地頭職事、任

被仰下之旨、豊福彦五郎入道云々略、

元徳二年五月一日

藤原秀種請文

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一五四八号文書ノ抄ナルベシ)

右ノ二通ヲ以テ考フレハ、長嶋ハ上古肥前國ニ属セシト見ヘタリ、

「國史貴久傳」

永祿八年乙丑春三月二十四日、島津薩摩守義虎殺長島城

主天草越前守、而取其地、義虎實久之子也、拠島津伊織系圖、

37

定

薩摩國長嶋

一在々所々諸百姓等さうくけんちうすへき事、

一かうさく以下無機遣可仕事、

一軍勢甲乙人對地下人不謂やから不可申懸事、

右条々若違犯之輩有之者、忽可被處嚴科者也、

天正十五年卯月卯日○「秀吉」ノ印」

(本文書ハ「旧記雜録後編」二二八七号文書ト同一文書ナルベシ)

「纂考」

「鷹ノ巣村」

高羅城 本島にあり、當島ハ古來領主なくして、歴世出水領主の所管なり、一説に、永祿中天草越前長島を領す、

島津實久弟島津忠兼是を攻取り出水に属すといふ、慶長

五年関ヶ原の役後に、肥後の加藤清正兵を狩ひて水俣に出軍し、舟師を分て出水米津・長島を侵す、時に五代右京友慶命を奉し長島を守り、此城に於て屢防戦して是を却く、和平成に及て清正兵を収め、友慶も軍を全して帰る、

〔長嶋名勝調〕

古城 城川内村神伯ト傳フ、由来詳カナラス、

古戦場 由緒傳ハラス、

古陣場 全

〔地理纂考〕

諏方神社 本島にあり、島津貞久信濃國より此地に迎祭、例祭七月廿八日、當島の總社なり、

若宮神社 本島にあり、祭神詳ならず、社内の鰐口に應永三十一年の銘あり、

八幡神社 〔鷹巢村高羅ニアリ〕

奉祀 仲哀天皇 神功皇后 應神天皇

本島にあり、鰐口に天正四年島津義虎の銘を刻す、義虎ハ、八世久豊第二子用久より五代島津八郎左衛門實久嫡男也、出水・阿久根・長島等を領す、

〔鰐口ノ銘ニ、天正四年丙子九月十九日、大願主知色下野守伴保武、大旦那藤原義虎云々トアリ〕

〔地頭系圖〕「前ノ諏方神社ノ前ニノスヘシ」

出水郡

長島

仁禮左近景頼 明曆四年二月十四日ヨリ定、

仁禮太郎兵衛景治 後覺左衛門 吟味役也、

川上将監久将 寛文五年二月二日ヨリ定、

相良左之助長貞 初長治 新右衛門ト云、御使役也、寛文六年十月二十七日ヨリ移地頭、初財部・小林・隈之城等地頭也、

相良新右衛門長隆 長貞ノ子カ、初新助ト云、延寶ノ初比、長貞引續キカ、

山田増右衛門 延寶三年卯四月移、

山田四郎兵衛 増右衛門コトカ、又ハ子カ、

中原為兵衛 寶永七寅ヨリ、

讚良權左衛門 正徳二年辰七月六日ヨリ、

町田孫右衛門 正徳五年未十月朔日ヨリ、

〔地理纂考〕

十五社神社 本島にあり、鰐口に元禄十一年の銘あり、當島ハ十五社神社若干あり、當社の外凡三十餘社に及ふ、祭神詳ならず、

白山社 本島にあり、本大岳野牧馬苑の神祠なり、牧馬苑今廢してなし、

〔名勝志〕

諏方大明神 山門野邨に鎮座、鷹巢村地頭屋敷を距ること午未方貳里拾六町余、祭神前に同し、例祭七月八日、勸請年月詳かならず、長嶋の總鎮守なり、社司増田氏、

〔纂考〕

○獅子島 周廻八里二町二十九間、本島より卯辰方海上二里半許にあり、人家多し、皆魚獵を業とす、島上に七郎峰あり、孤岑秀拔して奇觀なり、昔時島津光久此島遊

覽ありて、行館の跡今猶存る、其時島民の貧苦を察し田地二十石を與ふ、今に至りて土民其惠澤を仰く、此島往古鹿多く、土民鹿皮を以て年貢とせり、故に突シの島の名を得たり、今俗に獅子の字を用ふ、

○伊唐島イカシマ 本島の寅卯方海上三十町許にあり、周廻四里三町二十八間、漁家多し、島中櫻樹・躑躅特に生茂して、春花の景色甚佳麗なり、此島に鰐之浦あり、光久行館の跡あり、

○小伊唐島 伊唐島の東六町許にあり、人家なし、

○本浦島 周廻四里十六丁十五間、本島の子丑方海上二町許にあり、此島の東南に野島・裏島と云へる（嶼小）に二あり、人家なし、

〔名勝考〕

長島（今出水郡内にして、出水郷の西に當る、島周十八里、明暦三年九月、昇為一郷、又置防人備辺成、）



⑧<sup>島</sup> 丑寅に烏賊浦・獅子島あり、獅子島回り八里餘、民屋數斬、子方に本浦島・野島・竹島の數嶼若布星列、その小

島か磯に浪よせて賤か浦やに煙たつ風景など、春秋の憩息に堪たり、「長島の鷹巢<sup>タカス</sup>針尾懸<sup>ハリツカケ</sup>といへる岡に登りて獅子島を眺望すへし、」

⑨<sup>院</sup> 山門村〔出水郷内にて、今野田郷となる、龜翁山西勝山

内寺といふ天台宗あり、山内本村名、和名鈔に見へたり、

〕山内寺より一町許寅方、下名村舟形屋敷といふに俊寛僧都の塔あり、俊寛都に還らんとして硫黄島より舟を荒

崎の浦に着て山内寺に寓居し、終に病死せりとぞ、源平

盛衰記に俊寛をハ蜜に筑紫の地まで列歸りしよしを記せるハ茲事なるへし、又出水脇本村にも俊寛屋敷の跡とて

僧都屋敷と呼び、側の井戸を僧都川といふあり、

〔纂考〕

針尾崖<sup>ハリツカケ</sup> 本島にあり、海岸の高崖にして、崖頭より眺望

するに、遠くハ天草の遠山雲際に連なり、近くハ獅子島・

伊唐島・本浦島其外の諸島益山の如く、風帆漁舟其間を

往来する景状、陸奥松島の風致に似りと云ふ、

⑩<sup>港</sup> 蔵本港 本島にあり、海灣にて、長島第一の良港なり、

唐船漂着の時泊繫す、此外福浦港・三船港・かせたう港等あり、亦良港なり、

⑪<sup>門</sup> 黒之海門 長島と出水郷脇元浦との間の海門なり、横幅

凡十町許にて、薩戸の迫門の南の果なり、今俗に黒の海門と云ふ、潮水疾くして常に大河洪水の如し、満干の時

穩なるを得て通船す、出水の巻に詳なり、

⑫<sup>野</sup> 山門野 本島にあり、舊説に、島津忠久始て就國の時、

獅子島へ着船し、此山門野の地に感應寺といへる寺ありて、忠久暫く其寺に滞留あり、其後出水木牟禮城へ入る、

住持忠久に扈從して、後に感應寺を野田へ移す、今に感應寺の舊跡ありて寺山と云ひ傳へ、又寺地なりといへる

もあり、野田感應寺の傳ハ是と異なり、今是を記して異聞を廣む、

物産

器用 山茶實油 海羅 以上の二品多く産す、

蔬菜 海茄ワカメ 石防風ハマキリ 地腎シヨウウロ 續茸シメヂ

鱈介ナマコ 海鼠ナマコ 多く産す、最上品にて、當島の名産官用と

なる、鰻魚アハヒ 多く産す、名産なり、棘蠶クハヒ 鮎ヒヤ

海鱸アハヒ 天草海鱸と、鱧アハヒ 赤白、  
いふ者なり、鱧アハヒ 二種

出水郡

長島 惣廻拾七里式拾四町(四二)

○平尾村 川床村 浦底村 鷹巢村 下山門野村 指江

村 城河内村 蔵之元村 諸浦村 山門野村 獅子島

伊唐島

一古来より属出水、薩州家代と義虎より忠辰迄領之、  
其後為一郷之地、

一明暦三年酉九月十二日より至寛文二寅十二月、移地頭

仁禮左近景頼、  
(四六)

一明暦四年二月二日、外城ニ立、

一上古和泉家肝付支流代と領之、文治二年忠久公御下向之後、

平秀忠領之、曆應・建武之頃和泉下野守忠氏以来子孫

領之、應永之比島津幡广守久、夫より永享・嘉吉之頃

より薩州家代と領知、其後天草越前守押領、  
美史按するに、古

来より之領主歟、于時島津常陸守攻取之為領知、  
末に見えたり、常陸守領長島

之一件、野田若宮大 文禄元年より至慶長二年本領と成、  
明神ノ傳ニ委託ス、(四八)

○候哉△、同三年より以来為公領、

▽ 永禄八年乙丑三月廿日、長島之城主天草越前守を薩广守義

虎攻殺し、全ク領其地、鳥津常陸守は義虎之弟なるを、野田ヲ

を攻落シ領ス処、依讓  
為義虎之殺と見えたり、△

一浦三 塩追酒(浦三) 和仁之浦 御所之浦

一産物 煎海鼠(煎) をさ海苔 鮑 蠣 ふのい(り) 寒海苔

一伊唐島去長島半里計 一獅子島去長島半里計 此島之内ニ有御所之

浦、

○諏訪大明神 祠官増田肥前

祭神▽ 同前△ 七月廿八日祭

一祭料三斗五升 一當社勸請之年曆不詳、

一寺社方合力所

○欽光山 軍持院 祈願所 眞大末 常念寺

一高五斛 一住職成寺社奉行所證文寺

一寺社方合力所

○神伯山 菩提所 龍光寺末 長光寺

一高五斛 一住職成寺社奉行所之證文寺

一 寺社方合力所

〔纂考〕

高尾野郷

鹿兒島縣廳より西北に當り二十三里余、東北出水郷、南東郷々、西野田郷に接す、周廻十里五町四十六間、村落六唐笠末村柴引村 高尾野村、大久保村 上水流村 下水流村、人員三千九百九十三人、戸數九百十四、

〔市来崎文書備考〕

康永四年八月三日、家貞在判、薩摩國山門院東方高小野里内小長田五反卅事、をやにて候道惠之手より、市来崎彦七郎殿方ニ、かの田地を御さうてんのよし云々、二通アリ、略、又貞和六年四月廿九日、孫二郎判、薩摩國山門院東方高小野里内小長田五反卅并小山田八段卅事云々略、

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二〇三・三三一九号文書ニ当タル)

〔島津忠昌譜中〕

文明十七年二月廿六日、東郷發軍勢於高尾野、得勝利、穗北舍人佑父子討取云々、同月晦日、修理亮忠廉如帖佐令帰陣者也、〔見于文明記〕

〔按〕

文明十七年二月十九日、修理亮忠廉越入来山、翌日、押寄于祁答院蘭牟田城云々、参考スヘシ

〔市来崎氏文書中〕

曆應二年五月十日、妙義在判、薩摩國山門院内城入道屋敷并西桃木田五段ヲ嫡子二郎太郎ニ讓与文書、又秀貞ヨリ山門院古城菌熊松ニ山門院高小野名内太郎丸作参段ヲ讓与文書有り、

(本文書ハ「旧記雜録前編」二〇四二・二〇四三号文書ニ当タル)

38〔全藏書〕

(本文書ハ一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

39〔市来崎氏藏書〕

ゆつり状

薩摩國山門院三百五十丁、此内先々高小野之分龜太郎丸  
ニゆつりあたふ所也、猶末代此所りやうの事、不可有相  
違候、仍状如件、

文安六年つちのとの

持家判

能登守殿

進之候

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一三三三号文書ト同一文書ナルベシ)

〔全〕

文安六年つちのとの二月九日平能登守家教判ゆつり状略、

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一三三四号文書ニ当タル)

40「市来崎文書」

ゆつりあたふ子息彦六所

薩摩國山門院東方田島事

一 高橋里口坪四段廿  
つか原九段 但往古より坪定有(四四)

むくの木丸六段 ∇(四四)四至をさすニをよハす△

かくら田式段(四四)

今新開式段卅

上平牟田式段廿

一 高小野里窪田七段

已上参町参段廿定

一 高小野やしきの事

四至

東限 立き、の御前通(四道)

南限 田ふちのはたうのま、(四)

西限(四限) 五郎太郎入道給分内田成仕給分同(四の)

西かきね北南ニすくにとをす

北限 古は、のかきねのま、(四)

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一三三五号文書ト同一文書ナルベシ)

〔地頭系圖〕

出水郡

高尾野

市来加賀守家諸入道元齋 仕薩州家、文祿三年死去也、初民部少  
輔ト云、

仁禮左近将監景頼 寛永九年比、

諏訪甚左衛門正兼 明暦四年九月十日定、三年春ヨリ寛文  
二年迄トモアリ、

島津民部 寛文三年卯三月二十三日定、或二年、○寛文五年二月十五  
日ヨリ島津民部トアリ、同人ヲ云ナラン、跋考、

比志島内記 寛文五年二月二日ヨリ定、正月トモ、同六年冬迄、

平田藤右衛門宗則 藤七兵衛宗政之養子、實弟也、寛文七年二月三日定、六年冬トモ、モアリ、

川上将監久将 寛文八年九月十日定、

伊東次郎右衛門祐之 寛文十一年亥七月十七日ヨリ定、

平山久馬助久行 延寶四年九月定、

平田清右衛門純音 吟味役・京大坂藏奉行・御用人、延寶七未正月二十七日、六年十二月二十日トモ、

五代采女 初勝左衛門 延寶八甲八月十二日、

相良吉右衛門 元禄十年正月二十五日定、九年十一月三日ヨリトモ、同十二年春迄、

伊勢弥九郎 後兵部 元禄十二卯五月九日、

樺山權左衛門久堅 後主計 享保三年戊三月朔日ヨリ、同九年辰六月二十一日轉市来、

〔地理纂考〕

紫尾神社

奉祀 伊弉册命 例祭九月八日

當郷の宗社なり、創建の年月詳ならず、土人相傳へて、往古紫尾山の絶頂に鎮坐在りしを、屢風に倒れ、かつ祭祀に便り宜からざりし故に、此地に迁坐ありしといふ、三代實録に、貞觀八年丙戌四月七日辛巳、授薩摩國正六位上紫尾神從五位下、また同書貞觀十年戊子三月八日壬

寅、授薩摩國正六位上紫尾神從五位下と見ゆ、按するに、紫尾山の東麓伊佐郡鶴田郷に紫尾神社あり、両度の中一度ハ當社、一度ハ鶴田郷紫尾神社にて、俱に山下に迁坐ありし後なるへし、されと其前後ハ知るへからず、山となりし程ならむには、同坐に同位を再び授らるへくもあらざるなり、又正六位上とあるハ山上に鎮坐ありし時にて、其後両所に迁坐ありし故に共に從五位下を授られけん、されハ其以前より官社なりしを思ふへし、

〔名勝考〕

紫尾神社（三代實録○古俗或称湯谷權現、蓋湯谷ハ熊野と同じ、説鶴田郷の所に見へたり、）

奉祀同鶴田郷紫尾權現、即熊野大神、例祭九月廿九日、三代實録貞觀十年三月八日壬寅、薩摩國正六位上紫尾神授從五位下、○按、八年正六位上紫尾神授從五位下、則可知薩摩國中称紫尾神者有兩所也、而其本所即上宮嶽神、而於其山下各崇奉之云、或曰、称紫尾者柴引シハヒキ之假字カナ、而所謂取嘉美之例、是說當讐、

〔纂考〕

住吉神社 奉祀 摂津國住吉に同し、例祭九月廿九日、  
建立の年月詳ならず、

諏方神社 唐笠木村に在り、信濃國諏方上下社を奉祀す、  
例祭七月廿五日、創建の年月詳ならず、

〔名勝志〕

紫尾權現 柴引村に鎮座、地頭飯屋飯屋同村にありの子方五町余、  
祭神鶴田紫尾山權現に同し、廿八月、勸請年月詳かならず、

社司鬼塚氏、

〔纂考〕

水無川ミツナシカハカミ 水源當郷の山中より出つ、中流に至り、長十  
四五町、幅十間許、秋より翌春に至まで流水地中を潜行  
して川面乾涸し、下水流村の内にて水再顕れ、出水郷莊  
海に入る、毎年かくの如し、因て名を得たり、出水にて  
是を水成川といへり、延文五年島津貞久下文に山門院内  
菓成川地頭云々と見え、又旧くハ水成・菓成、或ハ御成・

水流など書き、此川端に醫王山東持院御成寺といへる真  
言蜜寺ありしといへり、是に因れハ旧名水成川にて、水  
無川といへるハ土人の俗稱なるへし、

〔名勝考〕

水成川（能因歌枕○是高尾野川・野田川の末にて、西の  
方瀬崎野に對て勝地なり、）

延文五年 道鑑公御下文曰、山門院内菓成川地頭代官職  
兼阿事、充賜孫子本田金太郎云々、（兼阿ハ本田久兼の道  
號なり、）

題林愚鈔

堀川院百首

いそけとも渡やられすみなれ河見なれし人の影やとまる  
と

水成の字、菓成・御成、亦旧は水流川なども書けり、按  
に、玉勝間曰、いにしへにみなせ川といひしハ、一の河  
の名にハあらず、いつれにまれ水のなき川といふ事にて、  
あるハ砂の下を通りてうはへに水なき川をいへり、さ  
て水成と書るハみなしと訓トクへき事也、成・無などハなせ  
とハ讀かたければ也、されと爰ハミナレなるへし、この

河端に醫王山東<sup>(8)</sup>將院御成川寺といふ真言<sup>(8)</sup>教地あり、旧名ハ水流川寺と號<sup>ナズ</sup>しといへり、「一名東福寺とも有、」さ  
らハ此川ハ水無瀬とハ違へり、建久八年薩摩國圖田帳曰、  
山門院生松莊二十四町云々、宰府安樂寺領と見へたり、  
此生松莊ハ、今生松天神と號る神祠あり、御成川寺ハそ  
の別當なり、道鑑公御下文に果成川地頭とも又庄津と  
もいひし處にして、むかしハ一箇の名所也と見へたり、

霧野（檜垣集）○此地むかしハ霧野湊とて入海にて、天正  
の初までハ旧地主高津義虎 船手<sup>マユ</sup>麻有<sup>ヤクシヨ</sup>しといふ、湊口の  
埠頭を尾野島と云、肥後より見へ渡れり、文祿十三年、  
尾野島の遠干潟三百六十間に堤を築<sup>(8)</sup>く水田を開けり、

## 檜垣集

立しきり霧の湊かふりくらん時やハ秋の関に入ぬる  
今案に、此檜垣の女ハ肥後國に來り居て、雲岩寺に自作  
の像<sup>ゾウ</sup>など遺<sup>ユ</sup>し置ける、さて肥後國に住居<sup>(8)</sup>傳る比、大隅菱  
「郡カ」刈野、この出水郡などへ遊<sup>(8)</sup>ひ行きけん、後撰集に、かし  
こに名高く事好む女になん傳<sup>(8)</sup>りけるとあり、仍事の次に  
其梗略<sup>コト</sup>を書付ぬ、此女ハ延喜・天曆の聖代にあたりて、

國仕に妙なりし、其文集ハ扶桑拾葉集に載られたり、大  
和物語曰、檜垣の女年老ては筑前の國白川といへる所に  
住傳<sup>(8)</sup>りし時、大宰大貳藤原定範<sup>(8)</sup>か檜垣の家に立寄て水を  
のませと乞ける時、檜垣よみ傳<sup>(8)</sup>りし、年ふれは吾黒髪も  
白川のミつはくむまで老にける哉、と詠たりけれハ、あ  
はれかりて、着たりける襦<sup>ユ</sup>一かさねぬきてなんやりける、  
又同じ人大貳の館にて秋の紅葉を詠せければ、檜垣女、  
しかの音ハいくらハかりの紅そふり出るからに山のそむ  
らん、このひかきの子歌なん詠といひてすきもの共集り  
て、よミかたかるへきすゑをつけさせんとてかくいひけ  
り、わたつミの中にそたてるさをしかハとてすゑをつけ  
さするに、あきの山へやそこに見ゆらんとつけたりける、  
「白川ハ筑前太宰府の西北に在り、むかし藤原純友か叛  
きまゐらせし時、小野好古朝臣勅を奉り追討に下られし  
か、檜垣か姫か家のありしわたりを尋られしといふも此  
處也といへり、」然るに後は肥後國に來り住しにそ、天  
明二年、肥後國にて檜垣女自作像一軀を掘出しける事あ  
り、而も人跡及ひかたき岩壁に千歳の後を待てかゝるわ  
さものし置けるハ、世に希有の婦人といふへし、因て國

柱其事由記しけるを肥後の人に便りて左に写しぬ、檜垣之女自作之像、天明二年寅五月世に現出する由來ハ、岩戸の觀音ハ往古より洞中に秘して、于今香花を捧る者不絶、誠に殊勝の靈區也、今歳人有て、五百羅漢<sup>⑤</sup>を石に割<sup>⑥</sup>ミ彼地に安置せんとて、夏<sup>⑦</sup>の木間彼の石上に伎を相ける殊に洞上の岩壁ハ絶嶮にて、猿猴も歩を失ふ、彼岩壁にも羅漢一軀を安置せんとす、梯子にても前面より登難き故、洞背より攀上り、身を絶<sup>⑧</sup>て岩額に下り、岩を鑿けるに、側に一小穴有り、中に物の有氣に見へける故に、手を入探るに石龜あり、刑甲州弁當と云へる器に似たり、上に唐金にて方二寸ほどの蓋あり、瀝松<sup>⑨</sup>にて閉ける、瀝松<sup>⑩</sup>を積て見るに、中より女の像一軀とり出す、石に非す銅にあらず、檜垣女自作の文字あり、夫より人々語傳て、今雲岩寺内に納む、実<sup>⑪</sup>に一寄事<sup>⑫</sup>にて、好古者の感慨に餘あり、仍歲月を誌して不朽に傳ふ云々、(又常政か檜垣寺古瓦記曰、ひかきのおうなの歌、その事をあはせて後撰集・大和物語に著れたれハ、人皆しる所なり、今ハ其<sup>⑬</sup>政寺となりてなんあると云傳ふめり、肥後の曇龍上人ふる郷より再び東に向んとてふるきをしのふ頑<sup>⑭</sup>なり翁<sup>⑮</sup>か心

つけを思ひはかりて、かの寺の瓦をもて傳へて與へ給へり、朝夕なつさひ見るに、硯になしてんとて、其みちの工にことつけて試るに、いと堅しとていなミたれば止にけり、さ、れひくとハなしに琴をまさくりて過せし例もあらめや、さるハ事からのいみしう昔おほへてもてあそふばかりも、心ひとつにをかしきわざなりや、おのれめてたしとみるのミかハ、上人のはるくふりはへたつさひ給へりし心つくしの海ふかき情も捨かたきま、に、ならはぬ女もししてかきつくれハ、似けなくこそおこかましけれ、且ハかの白川のミつからおもへは、老にける身の今はた硯の墨の黒髪に立かへるへきすちもあらずかし、硯ならでも世をもてかそふる物こそあれ、はる<sup>⑯</sup>なきもよしなしとてかきさしてやミつとあり、是前の彼是の記にて檜垣か肥後に在りし事ハしるへし、常政か大和ふミの名を女もしなどかき著したると、いと拙きわざなり、女もしといふ事、ふるき事かきに曾てなきことなり、やつかれハ若き比までハ漢籍の文ハ漢文といひしに、やかて只文章に書たるなど漢ふミよミとものいひなせしも、この比の事ハ、世ハかくさまにおとろへうつりゆくものか



な、」

○山門〔和名鈔〕

出水郡を山門院といへり、後に出すも同じ、今江田村に木群城あり、吾 太祖公薩隅日の守護職と為り給ひ、初ハこの城に在居なし給ふ、その墟今高二丈餘にして平地なり、その四方泥沼にて、東西に城門の跡あり、又西に本田親恒をして地圖觀に下し給ひける時居城せし處とて、今もいひ傳ふる旧跡あり、「此親恒、續本朝通鑑<sup>三</sup>、本田親經とあり、即東鑑<sup>十</sup>本田次郎近常か事にて、同書に本田太郎宗高といふも見へたり、○曾我讀に、畠山重忠の母田蘆の方ハ、老臣本田次郎近常を召てしかくの様を云含め、<sup>中</sup>本田頓て重忠に斯と申けるに、重忠も老臣の諫といひ、三浦か忠誠を感じ、殊に當時源家の勢只事ならず思ひければ、終に義盛に同道し、隅田川頼朝の御陳へこそハ参りける、○又曾我兄弟祐經か寢所を尋ね付す悲ミける、斯る處に本田次郎夜廻の番なりしか、兄弟茫然として立たる刑勢を見て、今肖祐經か館を替しを知らすして尋ね迷ふならむと、近くさし寄て小聞になり、夜陰の名字ハ詮なし、浪にゆらる、おきつ舟、しるへの山

ハ此方そと、指てこそ通りける、兄弟ハ本田か辞を推察し、扱は祐經か館を替しものならんと、頓て彼所に行ければ云々、今この二ヶ条を見るに、畠山重忠の頼朝卿に歸降し、曾我兄弟か父讐祐經を討しも、並に親經訓導に仍り、夫頼朝卿も重忠を得く創業の大事を拳給ひ、曾我氏も仇を復ひて孝義の英名を千載に流す、是親恒忠仁の餘慶ならずや、且その 太祖公に先たちて山門院に下向し、其民心を懐柔し、遂に開國の續をなす、因て以て子孫百世に暨して、其麗億のミならず、天の果して有徳に祚するハ亦誣へからず、」

〔纂考〕

物産

藥品 枳殼 和人参 桂辛

走獸 野猪 鹿

樹木 前に同じ、

〔地理課川調帳〕

出水郡

高尾野郷

幹流

一 高尾野川

高尾野村

此通ノ村方 高尾野村 大窪村 柴引村 唐笠木村

下水流村

水源 高尾野村 ●平八重 谷川五ツ流合、大窪、柴引、唐笠木、下水

流、里程四里二分、庄瀉工入、

此支

一 ○○小豆川六分 ○○平八重川三分 ○ナシヤノ川三分  
○イラガ追川五分 ○ツノコウ川三分 銘々流入

幹流

一 上名川

同村

水源上名 ●シタラ井川内 二川 ○ヨツテ流合、三里八分流通、  
●カフリケ追 三川

庄村海工入、

此支

一 ●シタラ井川内川 ○ヨツケ川 大内添  
二 川六分ツ、 一里三分 二分 各上名川通工同、

同郡

野田郷

鹿児島縣廳より西北二十二里余なり、東高尾野、西南阿

久根、西北出水の三ヶ郷に接す、周廻九里廿七町廿三間、

村落 二上名村、人員二千七十五人、戸數五百十六、  
下名村

「地理志」

一 往古山門・和泉、薩州家等代々忠辰迄領之、往昔属出

水無地頭、寛永五年戊辰外城ニ立、地頭蒲地備中守、

「野田郷由緒記」ヲ按スルニ、忠久封國ノ時ヨリ山門院野田ノ

称号ハアリテ、村數ハ詳カナラス、大永年中ヨリ野田境阿

久根ノ方ハ三ヶ野尾ヨリ矢立ヶ追ニ至ル、出水・高尾野方

ハ富士ヨリ森杵ノ本、板目川ヨリ洗切ニ至ル、北ハ蔵島ヨ

リ黒ノ戸・脇本ニ至ル、多田・折口・西目・江内・上名・

下名ラ野田ノ属村ナリシニ、朝鮮征伐ノ比一時幕領トナリ、

後島津家軍功ニ依テ如本領地セシ後、承應中出水・阿久根

ニ属シ、上名・下名ノ両村耳野田ニ属セリ、荒崎ト云ヘル  
モ万治年中迄ハ野田ノ内ト云ヘリ、考ニ備フ」

〔地理誌〕

一木牟禮城當分出水江口村ノ内 文治二年丙午八月二日、忠久公初

テ當國ニ御下向御在城ト云々、五代目貞久公迄御在城、

○文和三年、凶徒寄来、同四年四月廿六日之夜丑刻、

牛屎左近將監・▽東郷藏人道義・肥後葦北庄宮原某・

和泉庄下司諸太郎兵衛尉政保以下之凶徒忍入當城、散

々相戦、忍二人四郎三郎孫次郎打留、自余者追返ト云々、郎等

市後崎次郎秀幸被疵ト云々、

一針磨原 本田久兼所領也、文和二年二月合戦有之、

〔國史義久記中〕

國史註云、野田本爲山門院、後属出水郡、郡村高辻帳、

野田属出水郡、其後分置野田郷、在寛永五年、

〔纂考〕

龜井山城上名村 保元・平治の頃、平種國山門院の郡司にて

當城にあり、種國は千葉介常胤後裔にて、其子權別當國

秀、其子平秀忠なり、続きて郡司に封せらる、始鎌倉に

在りし時、右大将頼朝秀忠に元服を加へ、山門太郎と称

し、正六位に叙せらる、建久八年圖田帳に、山門院内老松莊二十四丁四段、下司院秀忠とあり、忠久

三ヶ國の封に就に及て、秀忠衆に先立て服従すといふ、

比志島氏古文書に、建保五年、秀忠深く島津右衛門尉に

志す云々とあり、以下分註、秀忠男子二人・女子五人あり、

長を三郎秀高、次を三郎兵衛包持といふ、秀高他腹にて、

包持家を続き、秀高に山門院の内百三十六町を分ち與ふ、

既にして兄弟二人父に先立て卒す、因て山門院惣郡司職

を嫡女に讓る、後鮫島彌次郎景家に嫁す、次を龜鶴とい

ふ、同郡菓成川ヲナを領して、後大隅國税所介敦光に嫁す、

三を虎王といふ、英祿郡司兵衛尉成友に嫁す、第四を皆

王と号す、肥前國河副庄八十町名主東郷兵衛尉成友に

嫁す、第五を夜叉と号す、播磨國筑广三郎に嫁す、既に

して秀忠山門院郡司を鮫島に讓ると旧記に見えたり、足

利尊氏卿教書に山門郡司彌次郎入道ともあり、此ハ始に

いへる鮫島彌次郎景家なるへし、是に因れハ、秀忠後に

山門郡司を鯨鮫島氏に讓れる事疑なし、

新城 龜井山の取添にて、本城の西南に接けり、城主詳

ならず、

〔名勝志〕

上文略、島津用久出水四ヶ所領知の時、彼の家隨従士おのゝゝ爰に居城せしと見へ侍りて、その姓名を傳へて今にあり、

〔纂考〕

為朝城上名村 又越路城ともいふ、鎮西八郎為朝筑紫にありし時の居城なりといふ、

〔由緒調帳〕

亀井山之城上名村 周廻十六町三拾間

小城十二ヶ所

一城主 樋脇刑部・矢保惣次郎・山本彦左衛門

二全 牧圖書

三全 島津左門・阿蘇谷神祇・伊作惣三郎

四全 宇宿下野 五全 丸尾小三郎

六全 知敷後藤兵衛 七全 植山宗榮

八全 川上源六 九全 評定所

十全 尾野藏之丞 十一全 市采雅樂

一 求摩陣馬場上名村ノ内 文明六年甲午三月八日、求摩ヨリ来

テ陣ヲ取タル所ト云、

一 櫻ヶ城下名村ノ内 當分原野ナリ、古城由緒詳カナラス、

一 褰之城下名村ノ内 同前、

一 十三奉行同村ノ内 古戰場ニテ、将官十三名戦死セシヨリ名

ヲ得ルト傳フ、十三ヶ所土ヲ堆クシテ墳墓ノ跡アリテ、

路傍ニ一ノ石碑アリト云々、

一 佐久羅城下名村ノ内 古城跡、當分畠地トナル、外城假屋城

弓場跡アリ、

一 木ノ上城下名村 古城跡、當分畠地、

一 矢間城上名村ノ内 軍用ノ兵糧蔵アリシ跡ト云、

一 圍上名村ノ内 城構ニシテ、陣ノ山トモ唱フ、

一 崩ノ上城下名村ノ内 古城ノ跡ナリ、

〔感應寺由緒調ノ内〕

一 嘉吉貳年壬戌七月感應禪寺本尊莊嚴勸進帳

但文面略、

馬一疋 持久判 馬一疋 熙久判

馬一疋 犬安丸

一 感應寺大般若勸進帳年紀ナシ、

藤原陽久判

一 太刀一腰 久清判 一 全 次郎丸

一 全 常陸介忠兼判 一 全 刑部太輔久完判

一 全 新介久武判 一 全 入来院源左衛門重通判

一 全 能登守貞綱判 一 二十疋 伊作右近久晴

一 十疋 沙弥元左

右者感應寺大般若修覆進帳正于今有焉、此外諸士餘力(助カ)之人數繁多也、

41[全]

一 天辰周防入道浄慶為菩提依望申、山門院西方之内水田

松本三段付島地之事、(懇)根永々、令任付所也、仍所定如件、

文明十年十月十五日

島津薩摩入道國久判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一五三三號文書ト同一文書ナルベシ)

42[全]

一 薩摩州山門院西方西牟田之内佐夏田一段本マ、三百十地、感(五)

應寺奉寄進候、此田ハ我等永代之本領(三)ニ丁候、他之不

可有妨候、仍為後(四)之狀如件、

應仁二年戊子十一月十五日

沙汰仁道仙判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四四四號文書ト同一文書ナルベシ)

43[全]

一 薩摩之内山門院西方之内筒田五丁并薩郡(五)内天辰別分之事、(一)而給分宛行所也、無相違可有知行狀如件、

應永十七年十二月十一日

久世判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」八〇七號文書ト同一文書ナルベシ)

44[全]

一 薩摩國山門院多田之内八町作水田壹段代四百地、依有

志感摩寺于金井軒令寄進所實也、為後日證文如件、(六)

坪久田嘉紹判

文明二年庚寅仲春時正

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一四五八號文書ト同一文書ナルベシ)

〔雜抄〕

野田ハ出水之内也、近代為外城、薩州家義虎代野田地頭  
島津常陸、

〔諸家大概記〕

平姓野田氏ハ阿久根一族之由候、古來野田邊を領候而号  
野田候、元弘・建武之比之旧記ニ茂相見得申候、其後終ニ  
見得不申候、

〔由緒調帳〕

- 一 上名村ノ内枝村
- 一 牧午村(特手カ) 一 越地村 一 鶴田村
- 一 小豆野村 一 松ヶ角村 一 籠土山村
- 一 柿野村 一 久木野村 一 青木村
- 一 野角村 一 別府村
- 一 下名村ノ内枝村
- 一 多田園村
- 一 中郡村 一 餅井村 一 屋地村

〔地頭系圖〕

出水郡

野田

蒲地備中入道仲如 寛永九年比、

鎌田太郎右衛門政榮 初大炊助 御使役也、明暦四年四月十五日  
ヨリ定、

本田彌五右衛門親平 寛文五年二月二日ヨリ定、

東郷藤兵衛 寛文七年二月三日ヨリ定、

本田與兵衛親昌 御兵具奉行・御納戸奉行・奏者番・町奉行也、寛  
文八年九月十日ヨリ定、

菱刈孫兵衛重敦 延寶五年巳八月十五日ヨリ定、

上村茂兵衛 貞享二年十一月二十日ヨリ元禄二年迄、

入来院志广介重堅 元禄二年巳四月五日ヨリ、或二月同十一年冬迄、  
トモ

川村少左衛門 元禄十二ノ春ヨリ同十四年夏迄、

黒葛原主左衛門 元禄十四年巳九月十四日ヨリ、

島津左内久知 後久香 圖書久竹ノ二男也、寶永四年ヨリ、或二年十一  
月晦日ヨリ、

〔纂考〕

忠兼靈社上名村 新城の内在り、出水領主島津八郎左衛門  
實久弟常陸忠兼か靈を祭る、忠兼一作近久、忠兼ハ新納忠元  
門人にて兵學に通し、武勇ありて劍術を善す、永禄年中、

長島を攻て是を取る、此時長島ハ天草越前領地なりしといふ、武名大に振ふ、時に鳥津義虎讒言を信し、欺て出水に招き、忠兼を殺す、義虎ハ實久嫡男にて、忠兼ハ義虎叔父なり、既にして其崇甚し、因て若宮八幡に崇むといふ、例祭七月八日なり、

小松神社上名村 平重盛公の靈を奉祀す、創建の年月詳ならず、又同社に一條殿といふを附祭す、公の近親なりといふ、由緒詳ならず、「由緒調ニ別當山内寺トアリ」

〔由緒調帳〕

天正十年壬午十一月再興棟札、大檀那藤原朝臣義虎、當地頭藤原忠易、當代官藤原家宣、座主法印隆存、大工柏木將監・岩元筑後守、大宮司土佐守、

〔纂考〕

熊野神社下名村 奉祀紀伊國熊野社に同し、忠久木牟城禮に在城の時創建ありしといふ、當郷の總社にて、祭日九月九日なり、

八坂神社下名村

奉祀 素佐男命 櫛稻田姫命 例祭六月十五日なり、此日土人笹舞踊を奏す、古来の例式なり、當社も忠久建立なりと云、

若宮神社下名村 屋形跡の東方に在り、奉祀即忠久にて、衣冠の神像を安置す、祭日二月朔日・六月十八日・十一月十五日なり、寛政二年庚戌九月、官より再興ありて、其後も屢修覆を加ふ、側に西前寺といへる別當寺ありしを、廢して今なし、

〔野田郷由緒調帳ニ、若宮神社ヲ安置スルノ地ヲ御屋地下唱フ、即忠久多年在城ノ旧跡ニテ、宮ノ傍ニ西前寺ト云ヘル座主アリテ、天正中迄ハアリシト、又水ノ手口・西ノ門・笠掛馬場・御植木園ト唱フルアリト云々〕

稻荷神社下名村 「石走りニアリ」

奉祀 倉稻魂命 例祭二月初午なり、八坂神社同時に忠久建立なりといふ、

〔由緒調ノ内〕

神鉢鏡、慶長十九年八月二日、義弘入道惟新ヨリ高五石ヲ寄附ス、時ノ國老伊勢貞昌・三原諸右エ門・比志島國貞・町田久幸在判知行目録写アリ、

〔纂考〕

一宮神社下名村 奉祀及創建の年月詳ならず、社内天正八年藤原義□云々の棟札を蔵む、由緒詳ならず、

伊勢神社下名村

奉祀 天照太神 土人傳説に、享祿四年、神鏡一面何處よりも知らず飛来りしを神体として當社を建立せしといふ、享祿四年建立の棟札あり、

〔由緒調帳〕

慶長十六年棟札、大願主種子田八郎左衛門尉重定再興云々、

〔名勝志〕

熊野權現 山内寺の子方に鎮坐、地頭假屋を距ること亥方拾四町余、祭神紀州熊野に同じ、例祭九月九日、勸請年月詳かならず、野田邑の総廟にて、社司木上氏、山内寺これを護る、

〔由緒調帳ノ方〕

- 一 祇園牛頭天王社野町ノ内 正鉢木像 島津忠久勸請ト云、
- 一 天滿天神上名ノ内 求摩陳馬場 神鉢木像
- 一 愛岩岩將軍地蔵山ノ内 神鉢木像
- 一 辨材天上名ノ内
- 一 山之神上名村ノ内 一山之神全村午ヶ迫 一山之神全村尾毛ナシ
- 一 山之神上名ノ内 正鉢鏡 一山之神上名ノ内 一山之神全村籠土山内添
- 一 山之神全村野角 一山之神全村野首 一山之神全村野首
- 一 香神全村ノ内 一香之宮全村ノ内 一山之神全村餅井
- 一 妙見社全村ノ内 浅井

〔纂考〕

野田川 水源二流にして、一流ハ上名村水無山より出つ、一流ハ同郷荒平山より出て、両川合流し、數里を経て又



高尾野水成川に會す、水勢稍壯なり、是を野田川といふ、下流水郷の境を過ぎ庄浦の海に入る、

〔由緒調帳〕

小川内川腕カ上名村 水源尻ナシ尾より出、阿久根ノ内田多村多田カ江

流入、

湯之谷川同村 同前、

小谷川同村 高尾野ノ内小溝ヨリ流出、野田川へ入、

西牟田川下名村 水源城内ヨリ出、荒崎之内出水庄村海へ

入、

重津川下名村 水源十三奉行ヨリ出、出水ノ内筒田村江入、

〔纂考〕

屋形跡下名村 木牟禮城の辰巳五町許にて、即忠久屋形の跡

なり、周廻十八町四十六間、東西二町或ハ三町にして廣

狹あり、南北五町余、高一丈余にて、四面今水田なり、

笠懸道・水之手口・西門等の跡なほ存せり、此地忠久よ

り後四代の屋形にて、地形木牟禮城に続たれば、始ハ城

内なりけむ、

俊寛墓 同村旧山内寺寺より寅方一町許に在り、土人の口

碑に、康頼・成經・俊寛鬼界島に配流せられし後、康頼・

成經の二人ハ赦免ありて都に上り、俊寛一人島に残りた

りしを、家臣某密に都より下り、伴ひ帰る舟路にて俊寛

病に侵され、當郷荒崎津に舟を寄せ、山内寺和名鈔出水郡山内とあり

に寓居し、此寺にて身罷りて此地に葬ると云、出水郷俊

寛屋鋪の説と異なれと、傳説の俚に記せり、源平盛衰記

に俊寛を密に筑紫の地まで伴ひ歸りて云々とあるに符合

せり、

物産

藥品 桂辛 和人參 枳殼

走獸 野猪 鹿

出水郡

野田 上名村 下名村

一往古山門・和泉、薩州家等代々忠辰領之、(迄腕カ)

一古昔出水之内ニ而無地頭、寛永五年戊辰外城ニ被召立

候、同十二年迄地頭蒲地備中守、

一木牟礼城當分出水江内ノ村之内文治二年丙午八月二日、忠久公

初而當國ニ御下向被遊御在城と云々、從夫相續而五代

様迄被遊御在城候、一説ニ、建久七年丙辰八月一日御下向と云々、文和三年、凶徒

寄来候、同四年四月廿六日夜丑刻、牛屎左近將監・

④東郷藏人△道義・肥後葦北庄宮原某・和泉庄下司諸

太郎兵衛尉政保以下之凶徒忍入當城、散々相戰、忍二

人四郎三郎孫次郎打留、自余者追返と云々、郎等市後崎次郎秀

幸被疵と云々、

○熊野三社權現一祭采三斗五升一勸請之年曆不詳一寺社方合力所

祠官 木上右近

祭神▽④前同△

下名村 九月九日・十一月四日祭、

○若宮大明神 祭神忠久公 二月朔日・十一月十五日祭、

一祭料無之、

一當社④者 御元祖忠久公御入國、薩州山門院野田江暫被

為居候御屋敷之跡江尊像を祭崇、若宮大明神与奉称と

云々、

○鬮翁山天台宗江州比叡山延曆寺止觀院末寺 穴太派薩州天台宗一寺 門首九人御賄料 西勝院 山内寺

一康保年中創立、開山住空上人、

一忠久公御入國之時、此寺御祈願所ニ被成、世々住職叡

山之免状を以僧官昇進有之候、

一寛文五巳年、神徳院より山内寺を末寺与書出候付、山

内寺由緒古跡之訳段と申出、④達奉 貴聞候処、神徳院末

寺与者難申儀候条、御領内ニ而神徳院者日州一寺、山

内寺ハ薩州一寺ニ被仰付、兩寺別立候様有之度旨、上

野明王院江被仰聞、兩執當覚王院・佛信院江相奉候処、

彌思召之通兩國之一寺ニ可被成御究旨、明王院より申

遣、元禄四未年、④國兩天台宗之一寺ニ被仰付候、

一高式斛 一眞米七斛

右者、前往豪憲代、野田下名之内畠田成自分失墜を以

相調、高五拾六石餘相増候、然者山内寺貧地ニ而難涉

候而、當住江上下三人飯米被下置、飯料ハ相續候へ共

餘力も無之、往々寺相續之儀不相見得候、山内寺事比

叡山直末ニ而、一國一山之旧地ニ而、御當家御由緒

ニ付而者、御代々被遊御取構、御寄進状被下置、數

通之文書等今以頂戴仕置候處ニ、漸々衰微仕、當分寺

高式石迄ニ而難續候故、先住右通仕明仕、存生之内以

時節御訴申上、寺相續候様可仕旨存候處、相果候、當

住代ニ罷成候而も、早速御訴訟ケ間敷儀申上候段恐多

候得共、右仕明高之内御、心附を以被仰付度旨申出候得

共、右躰仕明高之儀ニ付而者御法も有之事候故、右高

之内被下置候儀者難成事候、乍然、山内寺者詛も有之

候處、寺高式石迄ニ而ハ往々相續候儀不相見得候、先

住自分物入を以增高も有之事候間、旁以為御心得年々

右之通被下之候、左候而、當分被下置候三人飯米者被

取揚候、尤右通差立候寺格、且又先住代物入を以仕明

仕候訳付而、御取分を以被下事候へハ、餘例ニハ不能

成候旨、享保九年辰五月被仰渡候、

一 住職成達 貴聞、於敷舞臺御家老より被仰渡候、

但入院之御禮壹束本進上ニ而御目見被仰付候、

一 隱居願ニ付而御免之節者、於虎之間寺社奉行より申渡、

一比叡山大會執行ニ付、南泉院吉祥院・野田山内寺江為

官銀三拾枚ツ、拜領被仰付候、御再興初住持之事候處、

右之通被仰付、後住よりハ餘宗同前可被致沙汰由、正

徳五年未五月被仰渡候、

一 山内寺他國江差越候節拾四人御賦、内四人駕籠昇、

一 御目見寺

一 寺社方合力所

菩提所 京都東福寺末寺  
門首九人御贖料

○鎮國山

感應寺

一 建久年中本田石見守親常創立、開山千光國師、

一 石見守草創之時、本州不二之為法窟、因茲山日九田鎮國、

寺号感應者〔咸被〕斯所謂也感應者与由緒ニ相見得候、

一 忠久公 忠時公 久經公 ⊕ 忠宗公 Δ 貞久公之御

石塔有之候、

一 忠久公初而 御入國之時、野田之内ニ御着船ニ而、同

所木牟禮城ニ暫被成御座、其後も懸而 御在城之由候、

感應寺御下國前ニ本田氏罷下致建立、右伽藍大ニ而 御

石塔も本田家より相建候与申傳候、

〔纂考〕

阿久根郷

延喜式莫祢に作る、又古文書及び圖田帳ニも莫祢の院とあり、莫ハ英の訛なり、今俗阿久根の字を用ふ、

鹿兒島縣廳の亥方十九里十八町余、東北野田・東郷の両郷V(地)に境ひ、南高城郷に接し、西南海岸に對し、西出水郷脇元△浦に接す、周廻十四里廿町、村落八波留村 折口村 瀬川村 山下村 鶴赤河内村 多田村 西目村 大川村、人員一萬九百十人、戸數二千五百六十二、

〔入来院系圖〕

一重長

入来院彈正少弼 應永十八年辛卯九月十五日、島津左

兵衛尉久世公賜莫祢院、

〔地理志〕

一莫祢太郎成兼、寛元四年十二月四日、自鎌倉殿賜薩摩

莫祢院、太郎成道子、其孫子新五郎重成莫祢郡司ト有、亦成兼

ヨリ五代左兵衛尉成友次男次郎太郎成行莫祢遠矢之領

主ト有、此人自鎌倉寄田之諫方奉守下向スト有、成友

ヨリ三代孫太郎成重莫祢院郡司ト有、

一天正之頃、島津薩摩守義虎領之、至其子忠辰云々、

〔山崎郷遠矢氏藏系圖抜抄〕  
上世略

良望 — 忠頼 — 貞道 — 貞言 — 貞元

季基 — 兼輔 — 兼重

大宰大監 — 神崎平三郎

※

成道 — 成兼

太郎 号莫祢太郎、寛元四年十二月四日、

兼時 鎌倉殿ヨリ賜莫祢之地、二男成次湯

五郎 田浦別ニ讓与、

※(頭注)

〔按ルニ、建久圖田帳ニ院司成光トアリテ、建久八年ヨリ

五十年ヲ経、寛元四年ニ成光ノ祖父ニ當ル成兼ニ阿久根

ヲ賜フトアルハ、年号ノ誤ナラン、蓋建久以前ニ阿久根

ヲ成兼ニ賜シナルヘシ〕

成秀 — 成光 — 成綱 — 成友

平太 — 莫祢十郎 — 左兵衛尉

成忠

左衛門尉 鎌倉ヨリ奉懷下寄田御諏方は是也、

成重

成村

良忠

孫次郎

彦太郎

播広守

良守

大和守

成行

次郎太郎

法名覚(ママ)

成長

左兵衛尉 次郎太郎 法名圓也

元弘年中、賜將軍家御教書、肝付兼重卜合戦、

建武四年、於伊集院郡本大隅助三郎忠國卜合戦、

同年、市来入道々尊卜合戦、曆應二年、於入来

淵上城、同三年、於催馬樂城合戦、

貞友

弥五郎 法名覚与 於市来戦死、

政貞

左兵衛尉 於和泉戦死、

家忠

弥五郎

重貞

左衛門尉 孫太郎

男五人略、

貞勝

兵部少輔 戦死、

伊成

信濃守 法名興徹 莫祢遠矢太郎

貞成

修理亮 法名興宗

貞光

貞藤

駿河守 左兵衛尉 莫祢遠矢太郎三郎  
 良成 — 良看 — 成定 — 元張  
 尾張守

貞宗 — 行定〔イ貞〕 — 貞滿  
 左衛門尉 彦五郎 大和二郎  
 貞氏 — 貞重 — 尾張助

貞國 — 貞綱 — 貞利 — 貞興  
 彦次郎

貞隆  
 善左衛門尉 薩州高尾野ニ住シ、後東郷ニ移ル、  
 慶長十九也、

貞倉  
 茂兵衛 寛永十二年、東郷ヨリ川内高城ニ移サ  
 ル、正保元年、去高城移高岡、延宝六年、山崎

ニ移ル、

45〔入来院氏文書〕

薩摩之國莫祢院一曲之事、依今度志〔宛行〕願行苑〔至〕所也、致子  
 々孫々、無相違可有御知行、依状如件、

應永十八年九月十五日

〔島津〕  
 〔左〕兵衛尉久世判

清色殿〔彈正少弼重長〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」八三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔建久圖田帳〕

莫祢院四十町 島津御庄寄郡 地頭右衛門兵衛尉

延式〔武〕三十五町 院司成光

土師浦五町 名主小太夫兼保〔和泉氏〕

46〔新田宮觀樹院文書〕

薩摩國御家人交名注文

莫祢院 郡司彦太郎 遠矢入道

外略ス、

右、太略注文如此、此外相漏人々者、可致注進之状如斯、

文保元年七月晦日

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二〇号文書ノ抄ナルベシ〕

一 水引權執印家藏文書正應二年二月日、莫祢郡司入道覺也トアリ、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二九二号文書ニ当タル〕

〔纂考〕

賀喜ヶ城カキケノカ波留カキケノカ 一名を大竹ヶ城ともいふ、寛元年中、神崎

太郎成兼鎌倉より下り、始此所に居城にて、後に英祢城に徙れり、委しくハ彼条に云へし、

大石城波留村 島津用久家臣英祢良正支族大石某居城なりし〔此子孫阿久根ニアリ〕

といふ、由緒詳ならず、

尻無川古戰場大河村 此地出水街道なり、弘治三年丁巳十一

月七日、山門院の領主島津義虎東郷・渋谷の両氏と此所に戦ひ、義虎大に敗れ、其将牧武藏胤用・長壽寺住僧雪

溪、其外數十人戦死す、雪溪ハ俗姓有馬氏にて、島津義虎兵道の師有馬伊豫秀澄子なり、為人温厚にして勇義あり、義虎是を師として敬重す、時に義虎東郷・渋谷と戦ふ事天文十六年より始り、弘治三年に至るまで十有余年無益の人民を害す、故に雪溪に命し渋谷に遣し和款を計らしむ、雪溪謂へらく、此兵亂一朝に起らず、恐らくは事成り難からむ、若然る時ハ再び還るへからすと思ひ定めたりしか、果して和議成らず、此に至りて戦死すと云、其時の辞世哥略ス、

〔古城主由来記〕

一 阿久根兵衛成友者、御當家四代の守護忠宗公の時阿久根城主也、桓武天皇七代駿河守貞光より八代神崎太郎成兼、寛元四年十二月四日、鎌倉殿より莫祢を給り、初而下向す、二代従五位下成秀、三代平太成光、四代十郎成綱、五代兵衛尉成友入道覺也、肥前國長崎圓浄阿闍梨は成友か師匠也、長崎を成友に譲る、令知行也、六代左衛門尉成忠、七代孫太郎成重、八代彦太郎成村、九代幡州良忠、十代大和守良守、家嫡是迄見得たり、

守護道鑑公御代、阿久根庶子遠矢次郎成道入道圓也武

功有て將軍家尊氏公の御教書を賜、所々の合戦に軍功

をはけまし、二代兵部少輔貞勝法名興旁、三代信濃守

伊成法名興徹、四代修理亮貞成法名興宗、五代主税介

成政法名慶圖、六代次郎成澄法名道智、是より系圖に

見得ず、此一流阿久根伊右衛門云々、

〔諸家大概記〕

一平姓莫根氏・遠矢氏ハ、神崎太郎兼重之孫太夫成兼、

寛元四年ニ鎌倉殿より薩州莫根院を被下下向仕、号莫

根候、此嫡家嶋津圖書家来莫根為右衛門与申者ニ而候、

將軍家并諸將之判形及御家之御判有之文書數多、

遠矢氏ハ莫根氏之二男<sup>②</sup>而、莫根之内遠矢と申在所を

領申候、建武之比之文書之内ニ莫根遠矢某と有之候、

又号遠矢之事ハ、成行と申者強弓ニ而候処ニ、四方ニ

遠矢を射、其矢之落候所を四方領知為仕可申由ニ付、

遠矢仕候得者、夥敷飛候ニ付、矢掛り四方之分領知為

仕由候、此遠矢之末葉、天正之比遠矢信濃守長野地頭

職被下候、於豊後富田戰死仕、信濃守親祖父<sup>⑤</sup>茂日新公

以來別而御奉公仕、代々戰死仕候云々、

〔纂考〕

英祢城<sup>山下村之内</sup> 今俗阿久根に作る、一城の中に地主城・假

屋城・片<sup>▽</sup>野城<sup>△</sup>・野首城・松<sup>元</sup>城・櫻ヶ城・西之城等

の境を分つ、寛元四年十二月、鎌倉の命に依て神崎太郎

成兼當<sup>⑥</sup>に下り、始て英祢を領す、因て氏を英祢と改む、

始賀喜ヶ城を治所とし、後當城に徙る、成兼ハ平貞道<sup>源頼</sup>

一人なりより八世なり、又其庶子を遠矢次郎太郎成長とい

へり、足利尊氏に従ひ屢軍功あり、後薩州家に属して數

代承襲せしを、漸々勢衰へ、天文年中、島津義虎家臣有

馬伊豫純秀<sup>純一作澄</sup>一代りて城主たり、

〔仮屋ヶ城 片野城 野首城 松木城 櫻ヶ城 西之城

右六ヶ城ナルヲ、傳写ノ誤ナルヘシ〕

〔古系圖〕

桓武天皇駿河守貞光八代孫

神崎太郎成兼<sup>一</sup> 成秀<sup>二</sup> 成光<sup>三</sup> 成綱<sup>四</sup>



〔五〕成友 — 六 成忠 — 七 成重 — 八 成時 — 九 良忠 — 十 良守

〔古系圖〕

遠矢次郎太郎成長 — 貞勝 — 伊成 — 貞成

成政 — 成澄

〔地理纂考〕

中之城 英祢の支族居城なりといふ、

〔山下村ノ内〕 「阿久根名勝志ニ、往古莫根氏居城ナリ、後洞昌庵ト云寺アリ

シニ、寛永中廢寺トナリ、地藏堂一字ヲ存スト云」

〔纂考〕

新城山下村ノ内 永祿年中、英祢播磨平良正居城なり、良正ハ

當郷旧蓮華寺永祿六年の記録に當地頭阿久根播州云々、

又天満宮天文二十三年の棟札に、大檀那藤原陽久、地頭

平良正云々、陽久ハ島津義虎なり、

〔按ルニ、良正ハ薩州家ノ臣ニテ地頭ト記セリ〕

〔阿久根名勝志〕

上野ノ城波留村

右、往古城主姓名詳カナラス、

〔纂考〕

田代城鶴河内村 城中に鶯之巢城・西之城あり、天文年中、島

津義虎臣田代某居城なりといふ、

〔田代氏ノ子孫今阿久根ニアリ〕

出水イヅミカチンケカチン墨カチン河カチン 田代山中横坐越通路の傍なり、天文・弘治

の間、出水領主島津義虎東郷渋谷の一族と屢戦ひ、出水

方の陣営なりし故に出水ケ墨といへり、其傍に冢ありて

千人塚といふ、横坐越ハ東郷より野田・高尾野に越る險難の山坂にて、凡四里なり、即紫尾山の西南の山下なり

〔三〕

中ノ峰 鶴河内村と山下村との境なり、〔鹿倉ノ内〕天文十七年戊申

五月廿八日、島津義虎東郷・渋谷と此所に對陣す、東郷・

渋谷の二氏兵を中峰の近邊曠野に伏て、明日戦ハむとす、

島津忠兼義虎叔父是を察し、其夜兵を率ひ風上より火を放て

野を焚き、七十三人を斬り、其首を中峰に埋む、今に首

塚と云、

「義虎ノ譜ヲ按ルニ、天文五年ニ生ル、父實久ノ時ニ當レリ」

陣之尾並陣之平多田「大下城ヨリ戌亥ノ方五町許ヲ隔フトアリ」  
溪川を隔て東西にあり、俱に菊池肥

後守武光陣營の跡なりといふ、由緒傳ハらす、

「阿久根名勝志」

桑原城鶴川内村薩州家一族但馬守ナル者居城ト云、但馬塚ト  
称スル塚アリ、後宮原秋扇居城ト傳フ、

上之城大川村 下之城同上

此両城、天文・弘治中薩州家臣湯田兵庫介成重ナル者居  
城ト云、今子孫阿久根ニアリ、

大下城多田村 地主城トモ唱フ、應永中、坪久田土佐良兼  
ナル者居城ト云、今子孫阿久根ニアリ、

中峰鶴川内村・山下  
村境鹿倉ノ内薩州家東郷氏渋谷氏度々争戦アリ、天

文十七年戊申五月廿八日之前夜ヨリ東郷勢寄セ来リ、中

峯近邊高株ト云ヘル深野ノ中ニ兵ヲ伏居リシニ、出水方  
不意ニ押寄せ、風上ヨリ火ヲ放テ焼討セシニ、田代萬太  
左衛門秀盈敵六人ヲ斬ル、其外敵餘多討取、伊地知刑部  
少輔重種戦死セリ、出水方大将野田之領主島津常陸守忠  
兼ナリト云、東郷方利アラス、戦死スル者七拾三人中峯  
峠ニ埋メ、首塚アリ云々、

一深迫大川村 一尻無空上 一遊行松空上

天文・弘治・永祿中、出水・東郷争戦之地ト云、弘治  
三年丁巳十一月七日、出水方敗軍す、牧武藏胤用及ヒ

阿久根大藏庵長壽寺  
兼住雪溪和尚戦死、于今古墳アリ、其他

出水方湯田兵庫介成重・松岡九郎・橋元勝二郎・雪溪  
小姓飯尾善三郎・同郎等平五郎・古垣山城・東助左衛  
門・市来備後・市来又四郎・同郎等七左衛門・右同五  
郎三郎・牧武藏郎等次郎三郎・孫太郎・松岡紀伊・同  
郎等孫右衛門・喜七・大磯民部・同郎等善六・八郎五  
郎・孫太郎・田野左衛門・川崎神四郎・同郎等又左  
衛門・太郎三郎・小幡右近・遠矢與四郎・上田助七郎・  
上田喜兵衛・中島小太郎・林弥七郎・濱田源三郎・市

来内藏助・市来四郎五郎・佐谷田源左衛門・林但馬・

同郎等彦太郎・山本右馬・平城七郎左衛門・牧田甚四

郎・僧西光寺・知識與二平・長池彦七・隈本與四郎・

久木本善右衛門・中尾藏人・岩崎新右衛門・土岐玄番<sup>(番)</sup>・

村田源二右衛門・千竈伊豆・貴島肥前・池上孫二郎・

久米将監・大茂二郎右衛門・大茂二郎九郎・鷹口三郎

右衛門・市来助七郎・知識孫六・佐多出羽・小木原番

左衛門・齋藤将監・窪彦三郎等凡七拾貳人戦死、大藏

庵長壽寺戦亡板ニアリ、

〔阿久根名勝志抄〕

一 波留村諏訪社神鉢鏡裏、長祿二年戊寅卯月十七日、大

願主平兼次、文安二年乙丑八月、願主平良末、

棟札、大檀那島津藤原朝臣<sup>成久</sup>初千代丸、大永六年丙戌夷則

廿日、片野坂平氏清正敬白、

全、天文十六年丁未八月初九日、大檀那藤原朝臣久意

并同初千代丸、阿久根播磨守平良正・大寺越中守惟宗

幸豊・柏木權右衛門重次・横尾大炊助正能・井上市兵

衛、大願主松下對馬守良職・同与次郎・椎原助五郎・

同次郎・空助・又五郎、

一 波留村ノ内波留天満宮神社鉢鏡裏、長祿二年戊寅卯月十

七日、願主平兼次・平兼幸、

全棟札、天文二十三年甲寅九月廿三日、大檀那藤原朝

臣陽久、大工横尾正能、

全鰐口銘、天正十五丁亥八月、願主大山繩森、裏ノ銘

享徳三年八月、永光寺常住住沙弥源覺、

一 波留村ノ内大石ヶ峯八幡宮棟札、慶長十一年丙午八月、

大檀那藤原忠正、大工柏木安藝守、

一 鶴川内村之内宮原高津宮神社棟札、寛正七年丙戌二月、

大檀那島津國久云々、

全棟札、延徳四年壬子正月廿八日、大檀那國久云々、

全、永祿七年甲子十二月七日、大願主當地頭平朝臣良

有云々、

一 全村ノ内葭野伊勢大神宮棟札、應永十一年甲申十一月

廿六日、大檀那平太郎丸、神主藤原實繼、

全棟札、永祿三年庚申六月一日、大檀那藤原朝臣陽久、

當地頭平良正、大願主平家安・松下安慶、

一 山下村之内池川池宮神社棟札、寛永十一年甲戌八月、

大檀那島津大隅守家久、大施主平重孝云々、

一折口村ノ内津口岩船社棟札、慶長十六年辛亥八月十四

日、大檀那藤原朝臣義弘、大願主黒江九左衛門尉景延、

福永弥兵衛尉祐正、大工柏木主馬允、

一大川村之内の場霧島權現棟札、天正二年甲戌十二月、

大檀那藤原朝臣義虎、大旦越菊千代丸、大願主平朝臣

良有云々、

一應永年中蓮華寺開基薩州家國久也、

47

薩州阿久根院蓮華寺之夏、号開山南溪和尚并檀那開山

藤原國久、於子々孫々、<sup>⑤</sup>此寺<sup>△</sup>他門之妨候者、以此

状、可有其沙汰候、仍為後日如件、

文明二年庚寅十月九日 藤原國久判

蓮華寺監寺法盛侍者

(本文書ハ、旧記雜錄前編二一四六四号文書ト同一文書ナルベシ)

一永正五年戊辰大同寺開基薩州家成久、全忠興水田寄附、

48

薩摩國阿久根院<sup>⑩之</sup>

⑩水田坪付△

一町三段 栗林門

六〔段〕<sup>⑩町址</sup> 折尾門

九段 長田

二段 〔くるす〕<sup>⑩久留主</sup>

以上三町<sup>⑩卅</sup>

永正十年十月吉日

忠興判

(本文書ハ、旧記雜錄前編二一八四四号文書ト同一文書ナルベシ)

一應永四年辛未九月楞嚴寺<sup>(嚴カ)</sup>開基莫根領主莫根兵衛成友ト云傳フ、初莫根氏城郭ノ内ト云、

一貞治四年乙巳三月長壽寺開基島津師久、

一嘉慶元年丁卯大藏庵開基阿久根氏一族大口丹後成弘ト<sup>(石カ)</sup>

云、同寺鎮守堂神鏡裏ニ、應永三十年己卯十一月二日、

施主薩摩守、

全寺棟札、大永四年甲申季秋吉日、大檀那島津薩摩守

忠興、大工藤氏柏木太夫重國云々、

一寛元ノ比ヨリ莫根氏代々致領地、後ニ薩州家領分ニ成、

宝徳三年辛未ヨリ地頭牧右衛門胤正、永禄ノ比阿久根

播磨良正、其外薩州家領ノ時地頭不詳、慶長四年宮原

左近將監、全八年本田六右衛門、十二年比樺山美濃守、

十八年比高崎伊豆、十九年比渋谷次郎左衛門、寛永中渋谷周防云々、

一阿久根院之内田代村西福寺天文十一年壬寅再興ノ棟札、

島津薩摩守實久云々、

一蓮華寺文書

爰蓮華前往勅佛智慈勝禪師仁室和尚、寺外被求隠之居

所、而以有亡父昌岳居士深志、就予懇望之条、彼居号

昌岳庵、万歳々々多幸々々、

于時弘治三年十二月吉日

薩摩守(島津義虎)藤原陽久判

昌岳庵主

玉床下

(本文書ハ一旧記雜録後編二九六号文書ト同一文書ナルベシ)

一鹿兒島下町札ノ辻ヨリ假屋本迄拾九里貳拾三町五十三

間、

右、阿久根名勝志抄、

御知行方目錄

一四百六拾五石壹斗五升五合

外三拾式ケ村略、

一四拾三石六斗三升五合

外貳拾四村略、

一五拾石六斗貳升壹合

一六拾七石四升六合

一貳拾壹石五斗五升六合

一貳百九拾四石貳斗七合

一百五拾石壹斗貳升

一百六拾三石五斗四升五合

一三百四拾六石貳斗九升三合

一貳百三拾四石九升

一百七拾九石六斗貳升五合

一九拾八石三斗九升八合

一百三拾八石五斗七升

一六拾五石八斗六升

一九拾三石壹斗貳升三合

一四百貳拾五石貳斗壹升六合

薩摩國出水郡内

上知しき村

大河内之内

石まふし村

あぐね之内

さかた村

同

高松村

同

濱屋敷村

同

波留村

同

すみ村

同

とうや村

同

かたの村

同

山下村

同

へこ村

同

へほき村

同

そのた村

同

長井村

同

赤瀬村

同

はし村

同

高野口村

同

大豆つか村

同

湯田村

外ニ拾式村略、

合壹萬九千七百弍石壹斗壹升

外數行略、 「出水ノ場ニ載ス、照考スヘシ」

物合五萬斛

右、於今度朝鮮國泗川表云々、末文略、

慶長四年正月九日

長束大藏太輔  
外略

羽柴薩摩少將殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編」三六四九号文書ノ抄ナルヘシ)

「地頭系圖」

出水郡

阿久根

渋谷次郎左衛門重治入道伴松 朝鮮諸所従事、

渋谷四郎左衛門重將 伴松ノ二男、京都御留守居・一番奥頭、

町田勘解由久慶 後伊賀久則 入道石心 御家老也、慶安二年五月八日ヨリ定

町田勘解由忠代 初源左衛門 後伊賀 御家老也、寛文二年九月ヨリ同八年秋迄、

島津又七郎久輝 後中務 御談合役・國老也、寛文八申二月一日ヨリ定

相良主税 初吉右衛門 寛文八年九月十日異本ニ定、

福屋助左衛門兼全 御納戸奉行・吟味役・京大坂御留守居・御用人、元禄四年末七月二十九日ヨリ同十二年迄、

相良吉右衛門 元禄十二年卯五月九日、

町田甲斐久孝 初源左衛門 後宇右衛門 勘解由 御番頭・御勘定奉行、宝永三年戊六月六日ヨリ、異本四、年ヨリ、

平岡八郎太夫之品 後内匠 正徳二年辰九月六日ヨリ享保十一年七月十三日迄、

「纂考」

戸柱神社波留 高松川の海口戸柱山の項にあり、素佐之男村

命を奉祀す、建立の年月詳ならず、例祭六月十五日、

諏方神社波留 村

奉祀 建御名方命 事代主命

神鏡數面を納む、中に古鏡二面あり、一面ハ背に文安二年願主平良末、一面ハ長禄二年願主平兼次とあり、創建の年月詳ならず、再興の棟札に島津成久、又天文十六年藤原久意とあり、此成久・久意ハ島津用久の後にて、山門院の領主なり、用久ハ島津久豊二子にて、和泉氏の後を嗣く、此家統を俗に薩州家と号す、良末・兼次詳ならず、按するに、寛元四年十二月四日、右大将頼朝卿神寄太郎成兼に英祿を賜ふ、因て英祿を以て氏とす家譜に見ゆ、成兼ハ源頼光朝臣の四臣平貞光の後にて、平姓なり、良末・兼次平姓なるを思へば、共に英祿氏の後にやあらむ、尚考し、ふへ

菅原神社波留 道眞公を奉祀す、例祭九月九日なり、神鏡

二面あり、一面ハ背に長祿二年戊寅卯月十七日願主平兼次、一面ハ年月詳ならず、棟札に長祿二年大願主平兼幸・平兼次とあるのミにて、創建再興知るへからず、又天文二十三年甲寅九月廿三日藤原陽久・地頭平良正と誌せる棟札あり、陽久ハ島津義虎中比の名なり、其外の三人ハ英祿氏なるへし、

開聞神社山下村 奉祀同國穎娃郷開聞神社に同じ、當郷の總社にて、例祭二月三日・十一月三日なり、創建の年月詳ならず、

高津神社鶴川内村 祭神及創建詳ならず、棟札に、寛正七年丙戌二月日大檀那島津國久云々、又延徳四年・永祿七年修造の棟札あり、國久ハ島津用久嗣子なり、

天照皇太神宮鶴川内村 應永十一年甲申廿六日の棟札ありて、創建再興を記さず、例祭九月十六日なり、

〔名勝志〕

開聞神社 山下村ハもと阿久根村なり、其余波留・西目・大河など里俗の呼傳ふる所皆阿久根村也に鎮坐、地頭假屋波留村にありを距ること卅方凡壹里、祭神一坐、穎娃郷開聞神社に同じ、正、勸請年月詳かならず、天智天皇の后祭二月三日・十一月三日、下向の時、本邑波留村の湊に着船ありしといふ、其湊今ハ田地となりて、田中に船卸石といふあり、田地ハ越江の潮出入して湾曲の湊とみえたり、后湊に着船ありしゆへ、開聞宮を安置して一郷の總鎮守となすか、社司鮫島氏、

〔纂考〕

阿久根町波留村 西海道の往還にて、東西に通じ南北に折れ、人戸數百軒、裏町・横町あり、旅人此地より肥前長崎に往来するに便りよし、海上三十六里にて、天草島の南を乗る時ハいはゆる千々回灘チ、ワナガにて外海ソトウミなれと、是より薩摩迫門を入り天草と肥前との内海に至れハ風浪の難なく、かつ舟泊の港余多あれはなり、

阿久根驛波留村 町内北の端にあり、往古よりの驛所にて、延喜兵部式に驛馬市來・英祿云々各五疋・傳馬市來・英祿云々各五疋とあり、

〔百圖考〕

龍王巖 薩摩國出水郡阿久根村街道の側に奇形靈状の一  
大巖あり、八大龍王を崇め祭れり、その勢ひ雲路に升騰  
し、海面に飛躍せんとす、又外面に水天島・辨天島・愛  
深島（愛深）などいへるあり、此ところ潮汐にしたかひ、或ハ満  
江となり或ハ平沙となり、漲痕時に浄名（浄名）を圍ミ、浪響時  
に鳴琴を聞ものあり、

〔纂考〕

高松川波留村 水源二流にして、一流ハ鶴川内村田代山より  
出つ、是を鶴河内川といふ、一流ハ山下村熊之山より出  
つ、故に山下川といふ、此両川海口より半里許上流にて  
會して、町家の南裏を流れ海に入る、會流より下流を高  
松川といふ、地名、高松ハ海口即當郷の港なり、濶三十間、深退  
潮の時六尺余なり、川口に戸柱山ありて南岸より北に回  
り、西風を捍フセき海浪を支サゆ、又北岸より砂石の洲先川中  
に差出て戸柱山の脊と喰ク違ちがひ、其間十歩許にして、河水  
東より流れ北に廻り、又西に折れて海に入る、故に川内  
曲湾イリカエをなして大小船泊繫するに便利なり、又海面の裏町

ハすへて漁戸にして、日毎に魚鱸（魚鱸）多し、故に市中大に賑  
へり、

折口川折口 水源三あり、一流ハ野田郷野首谷より出、二  
流ハ同郷長谷山と鶴川内村の山中より出つ、折口村にて  
三川合流し、半里許を歴て海に入る、海口舟船を繫泊す、

尻無川大河村、土人約し  
て宇古牟良といふ、水源大河村の山中より出つ、川幅  
五六間、深四五尺なり、白沙川口を塞きて舟船出入を得  
ず、水沙中を潜行す、因て尻無川の名を得たり、土人尻  
無をシナシといへり、

倉津港波留村 戸柱山の脊より南四五町にて、港口北に向ひ、  
濶半町余、入百間許にて、大船自在に泊繫す、

母子島ハコシマ 波留村の沖一里許にあり、此島三ありて、南な  
るを雄島、北なるを雌島、中なるを子島といふ、此三島  
を合せて母子島といふ、雄島の一名を大島といへり、三  
島の中にて大なれハなり、其周回一里許にして、樹木繁



茂す、萬治年中國守島津光久鹿を放ちしに、漸々に繁殖して今數百頭に余れり、人に馴たる事大和の春日・安藝の宮島の如し、又天明四年正月、國守重豪嚴島神社を建立す、拜殿海上を隔て波留村の海岸に在り、

○雌島 雄島の戌亥に距る事僅に五六町なり、又桑島とも蒲葵島ともいふ、周回半里余にて、蒲葵樹多し、

○子島 周回僅に四五町なり、雌雄の間に在るか故に子島の名を得たり、又駒島といふ、島形三絃の駒に似たれはなり、松樹疎生す、此三島の外に元之島と云あり、海岸に近き故に名を得たり、退潮の時ハ徒渉す、此島の眺望此邊勝景の冠たり、又母子島の海中鰐魚及び和布の類ひ多く産す、四時遊興の地なり、能因歌枕に薩摩國名所母子島とあるは是なり、

〔名勝考〕

母子島波留村 一能因歌枕○雄島・雌島・子島の三嶼あり、

雄島今作大島、距波留村一里、周回亦一里、留

雌島在大島戌亥方、今桑島ト云、亦云檳榔島、以生蒲葵也、子島在大島子丑方、亦云駒島、對雌雄子馬之謂也、

〔似三絃柱者非、〕又有江島、以上并列波留村之西海、

府西十六里

大島は平しまにて、山王社及金毘羅祠あり、〔天明四年御造宮、〕松樹・磯黃楊多く生り、又鹿を放ち畜ふ、此海に苔菜を出す、松の紫菜、夏の赤水松、又雞脚菜・松角菜・石決明等をもて名産とす、尾州の俳人竹有か大島行といへる冊子に菊苔・赤水松などの句あり、寬陽公此處に遊觀の尊作、

厥時過阿久根而到桑島間、探風景、則玉宇輝々與雲影而徘徊、更愛翠露籠萬壑、炎日將西傾、逍遙碧海水天相接、已悠然于江畔矣、况復花氣冥々而滿客船、萬般幽趣經心、於是懸吟處、漫述四韻、以酬佳景、呵々、左中將光久

清江俶放小轎船 桑島磯頭涼氣沖 物外心親由自得

時中意興有誰同 山華激灑溶々月 水鏡澄澗淡々風

樂事無端難盡寫 一篇聊述醉韻翁

波留の假館にて命を受し時 日高為一

地 もろこしの風を其ま、待とりて月も涼しくやとる眞砂

○錦濱（ニシキビ）（波留村の左方に在り、五色の細石多し、好事者十二色の小石を拾ひ聚しを視しことあり、）

○光瀬（ヒカセ）（錦濱の前に在り、海中の岩礁なり、）此岩礁より時々月輪の如き光物昼夜となく海上を飛行く、夏（イハ）の渚（ナギサ）に素戔鳴尊を祭て戸柱大明神と称す、（例祭八月十五日、）又光物戸柱の縁起文あり、伊勢三千風か撰む所なり、

〔此光物の事、昔より何等の辨断あることなし、或者云、海底に黄金あり、其精氣の光りを発する所なりと説けるを、土商（ツチノシヤ）聲悦（コト）ひて、友（トモ）に告て數人を備（イタ）ひ、光瀬の海底を探鑿（サツガク）こと數所といへとも、金に似たるものも見得ずして、其冗費（イリヒ）を償ふこと不能、家産を破り官金を通（ス）ひて、今に到て旧債を歳々に輸（イ）すことあり、金を獲んとて金を弃（ス）たりと笑具（ワツケ）にせりと語るを聞けり、世之に類する多し、豈ひとり光瀬を笑ふへけん哉、〕

〔纂考〕

鷹之口海湾（トカノク）西目村 道路の傍なる海濱にして、其湾曲（イ）の中に大なる巖あり、土人龍王窟（リウオウクツ）と号く、形状蟠龍の如し、此外辨天島・水天島などいへる小嶼連接して、汐干の時ハ

皆歩涉（カチワケ）す、又水天島より稍南に當りて海中に差出たる齋を鹽井崎といふ、亦是より南に暮小島或ハ琵琶甲などいへる小島あり、此邊すへて怪巖奇石多くして、風景愛するに足れり、

〔名勝考〕

同郷鷹口（トカノク）といふに（西目村の中也、）海の入曲あり、龍王岩・弁天島・水天島・藍染島などの奇巖あり、潮満（シホ）れハ海中となり、酒（ビル）ときハ遠干渴（トウシヒカク）なり、

〔纂考〕

小湊崎（コミヅノサキ）西目村 此齋海岸より十五町余海中に差出、其高三丈許、甚危険にして容易く至り難し、此齋の南の巖壁（イ）に窟（クツ）ありて横に通す、穴の口僅に一身を通す、二間許過れハ上下左右方一丈余にして、其奥窮むへからず、皆人恐れて其奥に入る者なし、

熊之山（クマノヤマ）山下村 鶴川内村田代山に連接して、山中秀峰多し、殊に中嶽・西嶽・鉾立嶽の三峰秀拔せり、

田代山鶴川 疊嶺層嶂數郷に接連す、山中に雙林峰・雙林  
此二峰東・岩峰 東郷・高城・金山峰 野田郷・鷹首峰・中峰 當郷に接す  
に屬す等の秀峰を合せて田代山といふ、

黒神岩波留 同村の海岸を距る事六町許、水田の中でありて、大なる巖なり、浪の穿てるか如き所余多ありて、其形状海中の礁の如し、海岸に遠くしてかくの如くなるか故に奇石とす、土人黒神と称して、毎年十月初丑日、白餅を供て祭祀をなす、當郷の中に七奇といふありて、是其一なり、

五色濱波留 又錦濱ともいふ、戸柱山の西南の方なる山下にて、即海渚なり、海濱凡三町許か程、砂石の形状或ハ花に似、或ハ鳥に似て、其外さまくなり、又其色或ハ金の如く、或ハ銀の如くにて、光彩眼色を奪ふ、因て五色濱、或ハ錦濱の名を得たり、遊覧の徒是を拾ひて珍玩す、

光礁波留 戸柱山の西、錦濱の北、海上三十間許、巖石の

中に大崑二東西に對して、其間一町余なり、俱に高二丈許、周圍三丈余なり、此兩岸時<sup>⑧</sup>ありて光を發す、真に奇なり、其光を發するや、東西の巖自然に潤色を生し、東岩より光初<sup>ヒカリノメ</sup>て西岩に移る事あり、又西岩より始りて東岩に移る事あり、其前後定りなし、初め一方に光を發するや、やかて一方に移りて互に照耀す、其光色譬ハ白銀を鎔<sup>ワ</sup>して流せるか如し、或ハ星の如くに散乱し、或ハ月輪の如くに光りて、屢所を變す、又銀色變して金色となる、此の如くなる事半時に過す、此所海岸にて大小の巖石數ふへからすといへとも、斯の如くなるハ兩岸<sup>⑨</sup>に限れり、窮理家はを日月の光明に因れるなりといへとも、決<sup>キハメ</sup>て然らず、其光を發する事、節なく月なく時なく、晴天雨中或ハ闇夜の差別なし、光を發するに及てハ日毎に發するもあり、又數月然らざるもありとぞ、土人相傳て、戸柱神の然らしむるにて、此光を拜し人ハ神の御心に叶ひて必ず幸福ありといふ、里人といへともまた其光を見ざる者余多なりとぞ、いつの比にか在りけむ、ある商人此海底に黄金ありとて余多の人を雇ひ、海底を探索て萬金を費せしといふ、又或人戸柱山に黄金の礦脈ありとて數日掘りしかとも、空クして止ミしとぞ、

大人足蹟波留村 大石ヶ峰八幡神社の庭にあり、大きな平石の面に足蹟あり、其長二尺許にて、五指分明なり、更に人工に非ず、神社創建の年月詳ならず、

鹽濱波留村 海岸を距る事十余町にして、其間に阜岡及び水田等を隔てたり、鹽田ハ往還の傍にて、潮の満るに従ひ

潮水地中より湧く、因て往古より鹽田を開き(鹽田を開き)て鹽を取る事若干なり、また此鹽田の四面水田なり、是にハ更に鹽氣ある事なし、

岩船折口村 折口川の海口にあり、長十五六間、横五六間なり、能舟の形状に似たり、里人相傳て、往古漂着せし唐船化してかくの如しと云、又此岩船より北十歩許に岩船神社といふ小社あり、祭神由緒詳ならず、

遊行松大河村、土人約し 建治年中、釈一遍回國して此地に來り、自植置し故に遊行松の名を得たり、始なるハ寶永・正徳の頃大風に倒れ、今ハ土人の植継なりとぞ、其松今大樹にて、周圍一丈三尺許に及へり、

〔名勝考〕

大河村(同郷の中なり、此路傍に遊行松とて建治年中一遍上人が栽植しといひ傳ふ、そハ寶永中風の為に折て、今なるハ其跡に植継しとぞ、)

藤沢山四十二世南門大僧正

薩摩かた大川山に植置し松こそ代々の道しるへなれ

四十四世 他阿尊通上人

萬世の後まで残れひろめゆく法のしるしの松も榮へて

又

弘め行く法のしるしの松もけふ植しむかしや思ひ出らん

時代しらす

〔本マ、〕  
霞の時ふりにし跡にめぐり来て松になき世のむかしをそとふ

〔纂考〕

阿久根七奇

隔岡之鹽田アホノジノシホタ

大人足跡

岩船イハネ

尻無川シリナシカハ

小湯崎穴コタケサキアナ

光礁ヒカリセ

以上七奇といふ事ハ各条に詳なり、

物産

飲食 茶<sup>⑧</sup> 園ハ海を距る事三里許、山下に多し、宝曆・

明和の比、當郷大同寺十四世の住僧芳園宇治の興聖寺<sup>⑨</sup>

に寓居し、製法の傳を受け、郷に販りて其傳を郷内に

廣む、後國主命して毎年茶を上らしむ、縣内諸所に茶

多しといへとも、阿久根と都城とを以て第一とす、

樹木 樟<sup>ス</sup> 榿<sup>シ</sup> 椎<sup>キ</sup> 櫛<sup>シ</sup> 蚊母樹<sup>ユ</sup> 桐<sup>キ</sup> 漆<sup>シ</sup>

鱗介 棘蠶<sup>カ</sup> 金線魚<sup>イ</sup> 梭魚<sup>カ</sup> 鰻<sup>カ</sup> 章魚<sup>カ</sup> 烏賊<sup>イ</sup> 鱸<sup>イ</sup> 鰻<sup>イ</sup>

鱈魚 龍蝦 蛤 鰻魚 香魚 鮒 鰻 龜 鯨 此外雜

魚多し、

〔地理課川調帳〕

幹流

一折口川

水源多田村○久木野ヨリ折口村ヲ通、一里八分ヲ經テ岩

船海工入、

此支

一○内田川一里 ○丸内川七分  
一○長谷川一里 ○桑原川二分 銘々同、

単流

一大川島川

水源●天狗山ヨリ流レテ西目村海工入、  
三分

西目村

幹流

一大川

水源●ヒネシ山ヨリ同村ヲ通、里程一里二分流レ黒瀬海

大川村

工入、

此支

一○川畑川五分 ○八重鹿倉五分 銘々同、

単流

一籠村川

水源○古屋敷山ヨリ籠村ヲ通、八分ヲ經テ無尾川海工入、

同村

幹流

一阿久根川

此通ノ村名 鶴川内村 波留村

波留村

水源阿久根鶴川内○水天尾 山ヨリ○柳ノ本○松川内○宮原  
○赤二田尾 ○尾原 ○白木川内○カコ井

○横牛 ○ハネタ ○鶴川内 波留村ヲ經テ、里程三里五分流れ  
へホキ ○大田

海工人、

此支

- 山下村 波留村
- 一 ○山下川 一里五分 ○弓木ノ川五分 ○今村川七分五リ入、
- 有田川 ○尾崎川五分 銘々本川通エ
- 同 同
- 山下川ノ支
- 一 シノフ川八分、山下川エ入、

出水郡

- 西目村 大川村 鶴川内村 多田村
- 阿久根 波留村 折口村 山下村 赤瀬川村
- 一天正之頃、島津薩摩守義虎領之、至其子忠辰、
- 一 應永十八年辛卯九月十五日、從島津左兵衛尉久世主人
- 来院彈正少弼重長七ニ賜之、

- 一 莫祢太郎成兼、寛元四年十二月四日、自鎌倉殿賜薩摩
- 莫祢院、但太郎成道子其孫子新五郎重成莫祢郡司と有、亦成
- 兼より五代左兵衛尉成友次男次郎太郎成行莫祢遠矢之
- 領主と有、此人自鎌倉寄田之諏方奉守下向スト有、成
- 友より三代孫太郎成重莫祢院郡司と有、

○開聞神社 祠官 鮫島駿河 一 祭料三斗五升

祭神 穎娃開改聞神ニ同、 一 當社勸請之年曆不詳、

三月三日・十一月三日祭 一 寺社方合力銀御修甫所

○高峰山 般若寺 祈願所 大乘院末 文珠院

一 高壺斛 一 住職成寺社奉行所證文寺 一 寺社方合力所

○瑞香山 善提所 臨濟宗 蓮花寺  
五山派廣濟寺末

一 開山高標和尚、應永五年草創、 一 高壺石五斗七升餘

一 住職成寺社奉行所證文寺 但入院之御札中紙壺束進上

代銀御用人座へ差出、

一 公文頂戴之寺 但公文頂戴之節壺束進上、

一 御目見寺 一 合力所

○寶龍山 極楽院 時樂宗 相州藤沢山末 阿弥陀寺

一 住職成寺社奉行所證文寺 一 寺社方合力銀御修甫所

伊佐郡地誌備考





(表紙)

伊佐郡地誌備考

(中表紙)

宮之城	黒木
山崎	大村
藺牟田	牛山
鶴田	佐志

伊佐郡地誌備考

(中表紙)

宮之城	黒木	山崎
大村	藺牟田	牛山
鶴田	佐志	

伊佐郡地誌備考

伊佐郡

宮之城	一	屋地村	戸長二人	
一	柵野村	一	湯田村	戸長一人
一	山崎	一	山崎村	戸長一人
一	藺牟田	一	上手村	戸長一人
一	藺牟田	一	藺牟田村	戸長一人
一	青木村	一	青木村	全
一	木之氏村	一	木之氏村	戸長一人
一	船木村	一	船木村	全
一	虎居村	一	虎居村	全
一	時吉村	一	時吉村	全
一	久富木村	一	久富木村	全
一	南方村	一	南方村	戸長二人
一	里村	一	里村	旧大口戸長一人
一	目丸村	一	目丸村	全
一	小木原村	一	小木原村	全
一	平川村	一	平川村	戸長二人
一	求名村	一	求名村	戸長二人
一	黒木	一	黒木村	戸長一人
一	下山村	一	下山村	全
一	北方村	一	北方村	全
一	原田村	一	原田村	全
一	篠原村	一	篠原村	全
一	牛尾村	一	牛尾村	全

一 太田村 全  
 一 淵邊村 全  
 一 平出水村 全  
 一 小川内村 全  
 一 山野村 旧山野戸長一人 全  
 一 大島村 旧羽月 全  
 一 鳥巢村 全  
 一 白木村 全  
 一 下殿村 戸長一人 全  
 一 堂崎村 全  
 一 金波田村 全  
 一 川岩瀬村 全  
 一 田代村 旧羽月 全  
 一 宮人村 全  
 一 永野村 旧曾木郷戸長一人 全

惣計三拾九

外ニ山崎郷ノ内白男川村・泊野村・二渡村ノ三村ハ

薩摩郡ニ属ス、  
 鶴田 全  
 一 鶴田村 戸長一人  
 一 紫尾村 全  
 一 神子村 戸長一人  
 一 廣瀬村 佐志 全  
 一 田原村 全  
 一 柏原村 全

薩摩國

伊佐郡管轄沿革

古時、今ノ宮城・山崎・鶴田・大村・藺牟田・佐志・黒木ノ七郷及ヒ永野村ヲ祁答院ト稱シ、牛山郷ヲ牛屎院ト稱ス、康和ノ頃、大秦元平牛屎院ノ郡司タリ、子孫相承ク、應仁中、元ノ苗裔 （兼平） 康治ノ頃、祁答院又太郎大前道助祁答院ノ郡司タリ、建久ノ頃、大前道秀祁答院ノ郡司タリ、元應中、道秀ノ苗裔時吉孫太郎時吉城ニ居ル、保元中、

後白河帝進士判官重妙ヲ太良院 大隅 郡ニ屬ス、牛屎院ニ封ス、鎌倉執政ノ時、守護島津忠久ニ屬ス、建久五年、重妙大隅ニ来リ、太良院ニ居ル、建永ノ頃、班目六郎聖惠モ亦祁答院一分ノ地頭タリ、島津忠時ノ時、其庶長子山田忠繼牛屎院ノ地頭タリ、子忠眞繼ク、寶治二年、澁谷重光 （光重） ノ第三子重保始テ祁答院ヲ領シ、第四子重茂鶴田ヲ領シ、重保ハ虎居城ニ居リ祁答院ヲ氏トシ、重茂ハ鶴田城ニ居リ鶴田ヲ氏トス、應永二年、島津元久島津伊久ト兵ヲ構フ、是時澁谷ノ四族入來院氏・東郷氏・祁答院氏・高城氏ハ皆伊久ニ屬シ、重茂四世ノ孫重成獨元久ニ屬シ、四族ノ為ニ攻ラレ、城ヲ棄テ、菱刈ニ遁ル、文明十四年、重保十一世ノ孫重慶入來院重豊・東郷重理・菱刈道秀等ト結ヒ島津氏ヲ覆サント謀リ、島津忠廉ニ勸メテ島津氏ニ反セシム、忠廉聽カス、重慶却テ北原立兼・菱刈道秀ト島津忠昌ニ降り、忠廉ヲ讒シ、既ニシテ又反シ、水引城ヲ攻ム、忠廉怒テ重慶ヲ攻ム、重慶敗レ走ル、明應八年、島津忠昌島津忠明 子有久ノ孫 子有久ノ孫ニ牛山郷ノ内三百五十町ヲ與フ、忠明大口城ニ居ル、享祿二年、重慶ノ孫重武帖佐ヲ併セ、明年、菱刈重州・球麻ノ相良氏ト兵ヲ合セ、

大口城ヲ攻メ之ヲ陥ル、島津貴久ノ時、祁答院重武ノ子良重無道、其妻ニ殺サル、ヲ為ス、其族入來院重豐祁答院ヲ併ス、未夕幾モナクシテ島津貴久ノ治下ニ屬ス、貴久乃チ國老村田經定ヲ蘭牟田ノ地頭ト為シ、院内ヲ鎮セシム、永祿十年、菱刈重猛ノ弟隆秋大口・羽月・山野・曾木・湯尾・平和泉・横川等ノ地ヲ以テ大口城ニ據リ、島津氏ニ叛ス、貴久之ヲ攻ム、相良氏隆秋ヲ援フ、貴久之ヲ攻ル累年、相良氏菱刈氏ノ為ニ降ヲ請フ、貴久之ヲ許シ、重猛ノ子鶴千代ニ本城・曾木菱刈郡屬スヲ與ヘ、新納忠元ヲ以テ大口ノ地頭ト為ス、是年、伊地知重廣ヲ以テ平川ノ地頭ト為シ、經定ニ代テ院内ヲ鎮セシム、天正七年、重廣平和泉ノ地頭ニ轉ス、明年八月、島津義久其弟歳久ヲ鶴田・求名・佐志・時吉・紫尾・柏原・湯田・船木・(中脱カ)津川・虎居・平川・久富木ノ十二邑ニ封ス、歳久虎居城ニ居ル、十五年、豊太閤西征ノ時、歳久罪ヲ豊太閤ニ得、文祿元年、其領邑ヲ没収シ、島津義久ノ治下ニ付ス、四年、義久都城領主北郷時久ヲ祁答院ニ遷シ、ノ三ノ候ノ領主北郷△三久北郷時久ノ第三子ヲ薩摩郡平佐ニ遷シ、薩摩郡・日置郡・本郡ノ内壹萬千五百四拾石餘ヲ領セシム、日置郡ハ川上村、本郡

ハ久富木村、薩摩郡ハ同郡郡志ニ詳ナリ、慶長五年三月、時久ノ孫忠能ヲ舊邑都城ニ遷シ、十二月、東郷領主島津忠長貴久ノ弟ヲ宮城ニ遷シ、十九年、市成大隅嘯嶽領主樺山久高ヲ蘭牟田郷ニ遷シ、寛永十一年、平房大隅肝屬領主島津豊後守久賀島津季久ノ後ヲ黒木郷ニ遷ス、明暦二年八月、島津光久島津忠朗請カ島津家久ノ弟ノ孫久峰ニ佐志郷ヲ與エ、子孫相承ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、島津忠長・島津久賀・樺山久高・島津久峰ノ裔孫領スル所宮城・黒木・蘭牟田・佐志ノ四邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿児島縣ニ屬ス、

同國同郡  
屋地村管轄沿革  
本村ハ古時祁答院ニ屬シ、後宮ノ城郷ニ屬ス、康治ノ頃、大前道助祁答院又太祁答院ノ郡司タリ、鎌倉執政ノ時、守護島津忠久ニ屬ス、當時道助ノ子大前道秀祁答院ノ郡司タリ、虎居城ニ居ル、班目六郎聖惠モ亦祁答院一分ノ地頭タリ、寶治二年、澁谷重光(光重)ノ第三子重保祁答院ヲ領シ、祁答院ヲ氏トシ、吉岡三郎ト稱ス、其苗孫良重ニ至テ滅

フ、永祿九年、島津貴久國老村田越前守經定ヲ蘭牟田ノ地頭ト為シ、祁答院ヲ鎮セシム、天正八年、島津歳久祁答院ニ封セラレ、虎居城ニ居ル、二十年八月、豊太閤歳久ノ領スル所祁答院ヲ没収シ、島津義久ニ與フ、文祿四年八月、義久都城領主北郷時久ヲ祁答院ニ遷ス、慶長五年、義久時久ノ孫長千代丸ヲ都城ニ復シ、島津圖書頭忠長ニ宮ノ城郷ヲ與フ、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠長ノ裔孫某ノ采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿児島縣ニ屬ス、

#### 同國同郡

##### 平川村管轄沿革

屋地村ニ同シ、永祿十二年五月、伊地知民部少輔重廣本村ノ地頭ト為リ、天正七年、平和泉ノ地頭ニ遷ル、

#### 同國同郡

##### 船木村管轄沿革

屋地村ニ同シ、澁谷良重ノ時、船木播摩守本村ヲ領ス、

#### 同國同郡

##### 時吉村管轄沿革

屋地村ニ同シ、元應ノ頃、時吉孫太郎本村ヲ領ス、

#### 同國同郡

##### 湯田村管轄沿革

屋地村ニ同シ、古時、大前道嗣之ヲ領ス、應永中、大前道重之ヲ領ス、道家、道能相承ク、

#### 同國同郡

##### 山崎村管轄沿革

(本村脱カ)

本村ハ古時祁答院ニ屬シ、明暦中、久富木村及ヒ薩摩郡二渡村・白男川村・泊野村ノ五村ヲ山崎郷ト為ス、鎌倉執政ノ時、守護島津忠久ニ屬ス、當時大前氏薩摩郡東郷及ヒ本郡祁答院ヲ領ス、寶治二年、澁谷光重ノ第三子重保祁答院ヲ領シ、其弟重茂鶴田ヲ領ス、重茂ノ第三子澁谷右馬權頭重直本村ヲ領シ、右馬頭重興、治部少輔重藏、伯耆守重有、右兵衛尉重通相承ク、其後澁谷氏ノ族皆島津貴久ノ麾下ニ屬ス、天正八年、島津歳久祁答院ニ封セ

ラル、十五年、歳久野村良綱ヲ以テ本村ノ地頭ト為ス、二十年八月、豊太閣歳久ノ領スル所祁答院ヲ没収シ、島津義久ニ與フ、文祿四年八月、義久都城領主北郷時久ヲ祁答院ニ遷ス、慶長五年、義久時久ノ孫長千代丸ヲ都城ニ復ス、後島津氏世々地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

久富木村管轄沿革

山崎村ニ同シ、古時、祁答院公重ノ弟重氏本村ヲ領ス、永祿ノ頃、久富木兵庫頭重全之ヲ領ス、

同國同郡

蘭牟田村管轄沿革

鎌倉執政ノ時、守護島津忠久ニ屬ス、寶治二年、祁答院重保本郡祁答院ヲ領ス、其裔孫延重第二子重基ニ本村ヲ與フ、文明六年二月、重基ノ孫重持本宗澁谷氏ニ屬シ、薩摩郡水引ノ諸城ヲ取ル、是月、島津忠廉蘭牟田城ヲ襲

ヒ之ヲ拔ク、其後島津氏世世之ヲ領ス、慶長十九年、島津家久市成領主樺山久高ヲ本村ニ遷ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、久高ノ裔孫某ノ采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

上手村管轄沿革

本村及ヒ下手村・南方村・北方村ノ四村ヲ大村郷ト稱ス、應永ノ頃、澁谷氏ノ族澁谷又次郎諸重大村郷ヲ領シ、大村ヲ氏トス、其後島津氏久諸重ノ子駿河守重知ヲ攻メ大村ヲ取り、本田某ニ與フ、其後祁答院氏復之ヲ取ル、永祿八年、入来院重豊祁答院ヲ取ル、未タ幾モナクシテ島津貴久ノ治下ニ屬ス、後島津氏累世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

黒木村管轄沿革

古時、大村郷ト一郷タリ、應永ノ頃、澁谷氏澁谷又次郎諸重之ヲ領ス、寛永十一年、島津義弘<sup>(家久)</sup>大村郷ヲ割テ黒木郷ヲ置キ、島津豊後守朝久ノ子久賀ニ與フ、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、久賀ノ裔孫某ノ采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

#### 同國同郡

##### 廣瀬村管轄沿革

屋地村ニ同シ、明暦二年、島津光久第四子久岑ヲ島津又五郎久近ノ嗣ト為シ、本村及ヒ田原村ヲ賜フ、久當、久幸相承ク、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、久岑ノ苗裔某ノ采邑ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

#### 同國同郡

##### 永野村管轄沿革

屋地村ニ同シ、建武中、鎌田春政本村ヲ領ス、永祿中、澁谷氏ノ族祁答院新兵衛尉之ヲ領ス、十二年、島津貴久

兵ヲ發シテ之ヲ攻ム、城遂ニ陥ル、天正八年、遠矢信濃守良時本村ノ地頭タリ、子良珍承ク、其後島津義弘島津豊後守久賀ニ本村等千餘石ヲ與フ、久賀後帖佐ノ地頭ト為リ、寛永十一年、黒木郷ニ遷サル、

#### 同國同郡

##### 鶴田村管轄沿革

鎌倉執政ノ時、守護島津忠久ニ屬ス、寶治二年、澁谷光重ノ第四子大谷四郎重茂鶴田ヲ領シ、因テ以テ氏トス、應永中、島津元久・島津伊久兵ヲ構フ、澁谷ノ一族皆伊久ニ應ス、重茂四世ノ孫鶴田重成獨リ元久ニ應ス、應永八年、澁谷氏兵ヲ合セテ鶴田城ヲ攻ム、重成城ヲ棄テ、菱刈ニ遁ル、天正八年八月、島津義久其弟歳久ニ鶴田・求名・佐志・時吉・紫尾・柏原・湯田・船木・津川・虎居・平川・久富木ノ十二邑ヲ與フ、歳久虎居城ニ居ル、文祿元年、豊太閣歳久ノ領邑ヲ没収シ、島津義久ノ治下ニ付ス、其後島津氏世々地頭ヲ置キ之ヲ治ム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

里村管轄沿革

古時、本村及ヒ原田村・大田村・青木村・目丸村・篠原村・木ノ氏村・小川内村・小木原村・牛尾村・淵邊村・平出水村・山野村・大島村・鳥巢村・白木村・下殿村・堂崎村・金波田村・川岩瀬村・田代村・宮人村ノ二十二村ヲ牛屎院又ハ牛山院ト稱ス、後本村及ヒ原田村・大田村・青木村・目丸村・篠原村・木ノ氏村・小川内村・小木原村・牛尾村・淵邊村・平出水村ノ拾二村ヲ大口郷、山野村ヲ山野郷、大島村以下九村ヲ羽月郷ト稱ス、明治二年、大口・山野・羽月ノ三郷ヲ併セテ牛山郷ト為ス、  
 康和二年、大秦元平牛屎院ノ郡司タリ、牛屎ヲ氏トス、元包、元重、元永、元光相承ク、元弘・建武ノ頃、牛屎左近將監高元官軍ニ屬シテ功アリ、院仁中、高元ノ苗裔眞宰院ニ移リ、子漸ク微ナリ、鎌倉執政ノ時、守護島津忠久ニ屬ス、源孫島津忠時ノ時、其庶長子山田忠繼牛屎院ノ地頭タリ、子忠眞繼ク、明應八年、島津忠昌島津忠明ニ牛山郷ノ内三百町ヲ與フ、(五十脱之)忠明大口城ニ居ル、享祿三年、祁答院重武菱刈重州・球摩ノ相良氏ト兵ヲ合セ、大口城ヲ攻メ之ヲ陥ル、永祿十年、菱刈重猛ノ弟隆秋大口・羽月・山野・

曾木・湯尾・平和泉・横川等ノ地ヲ併セ大口城ニ據ル、島津貴久之ヲ攻ム、相良氏隆秋ヲ援フ、貴久之ヲ攻ル累年、相良氏菱刈氏ノ為ニ降ヲ請フ、貴久之ヲ許シ、重猛ノ子鶴千代ニ本城・曾木ヲ與エ、新納忠元ヲ以テ大口ノ地頭ト為ス、其後島津氏世世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

青木村管轄沿革

里村ニ同シ、島津勝久ノ時、菱刈重副本村ヲ領ス、

同國同郡

木ノ氏村管轄沿革

享祿三年、島津久豊大口ヲ島津出羽守忠明ニ與フ、七月、球摩ノ相良氏菱刈重州ト兵ヲ合セ大口城ヲ攻ム、忠明戰死ス、島津貴久菱刈氏ヲ滅スニ及ンテ新納忠元ノ軍功ヲ賞シ、與フルニ大口ヲ以テセントス、忠元辭シテ受ケズ、平泉村ヲ與ヘントス、亦辭シテ受ケス、貴久賞ノ均シカ

ラサルヲ患ヒ、忠元ヲシテ強テ其邑ヲ食マシム、忠元遂ニ本村ヲ請フ、本村ハ大口ニ在テ最下等ノ地トス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、忠元ノ裔孫新納中三ノ領地本村ヲ収メ、尋テ封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

#### 同國同郡

##### 平出水村管轄沿革

里村ニ同シ、古時平出水郷ト稱シ、後大口郷ニ屬ス、應永中、島津忠國ノ弟島津伯耆守忠豊之ヲ領ス、文明中、山田忠繼ノ第三子忠秀ノ子孫宇宿左馬助本村ニ居ル、〔天正七年ヨリ伊地知民部少輔重廣本村ノ地頭タリ〕

#### 同國同郡

##### 山野村管轄沿革

里村ニ同シ、島津貞久ノ時、山野孫二郎本村ヲ領ス、永和ノ頃、山野左衛門尉元詮之ヲ領ス、應永ノ頃、山野因幡守頼元之ヲ領ス、皆牛屎氏ノ一族ナリ、永禄中、出水領主島津義虎本村ヲ併領シ、其臣税所越前守篤職ヲ以テ

地頭ト為ス、

#### 同國同郡

##### 大島村管轄沿革

下殿村ニ同シ、天正中、島津忠明ノ裔孫忠泰本村ヲ領シ、大島出羽守ト稱ス、

#### 同國同郡

##### 下殿村管轄沿革

里村ニ同シ、文保中、牛屎氏ノ一族羽月某之ヲ領ス、島津貞久ノ時、羽月太郎元鎮之ヲ領ス、建武ノ頃、羽月四郎右衛門尉元眞之ヲ領ス、文和ノ頃、羽月孫太郎之ヲ領ス、永和ノ頃、羽月石見守元豊之ヲ領ス、文明中、菱刈氏羽月ヲ取り、羽月氏滅フ、

#### 郷莊

古時、祁答院・牛屎院等ノ稱アリ、後分テ山崎・宮城・鶴田・大村・佐志・蘭牟田・黒木・大口・羽月・山野ノ十郷ト為ス、山崎郷ハ山崎村・久富木村、宮城郷ハ屋地



村・船木村・平川村・柵野村・虎居村・求名村・湯田村・時吉村、鶴田郷ハ鶴田村・柏原村・神子村・紫尾村、大村郷ハ下手村・上手村・南方村・北方村、佐志郷ハ廣瀨村・田原村、<sup>(マ)</sup>蘭牟田村、<sup>(マ)</sup>黒木村、大口郷ハ里村・大田村・原田村・小川内村・小木原村・平出水村・淵邊村・牛尾村・木氏村・篠原村・青木村及ヒ大隅菱刈郡花北村・市山村ヲ管シ、羽月郷ハ白木村・鳥巢村・大島村・金波田村・堂崎村・下殿村・宮人村・田代村、<sup>(マ)</sup>山野村ヲ管ス、獨リ永野村ノ一村ハ大隅菱刈郡曾木郷ニ屬ス、後大口・羽月・山野ノ三郷ヲ合シ牛山郷ト為ス、

此一巻ハ丸山子堅編輯セシ薩摩國各郡地誌ヨリ抄録スル者ニシテ、管内舊古ノ沿革概知スルノ簡便ニ供ス、明治十八年一月、

庶務課文書掛

主任記

祁答院 宮城 山崎 鶴田 大村  
蘭牟田 佐志 黒木

祁答院又太郎大前道助

康治ノ頃祁答院郡司ニテ院内中津川名ヲ領セシコト旧記アリト云、建久ヨリ五十年前ニ當ル、

祁答院又太郎大前道秀

或富岡備前守ト稱シ、壽永中富岡城ニ居ル、又鳥津忠久ノ時本院郡司ニテ、虎居城ニ居ルト云ヘリ、此族時吉氏ヲ名ノルトアリ、道助ノ子孫ナルヘシ、圖田蝶ニアル道房・道友ナドモ同族ナラン、

斑目六郎橘以廣入道聖惠

出羽國ヨリ本院ニ入部シ、建永ノ比一分ノ地頭トアリ、

斑目兵衛泰基

聖惠カ子孫ナルヘシ、鎌倉ノ御下文ニ本院ノ地頭トアリ、子孫斑目氏渋谷家ニ隨身、衰微ス、

吉岡三郎重直

重保トモ云、渋谷太郎光重第三子ニテ、寶治二年入部、本院ニ地頭シ、世虎居城ニ居リ、祁答院ヲ以テ氏トス、重尚、重松、行重、重實、公重、重義、久重、徳重、重廣、重貴、重武、良重ニ至リ断絶、

時吉孫太郎入道

弟彦二郎トトモニ元應ノ頃時吉城ニ居ル、道秀ノ子孫ナルヘシ、

村田越前守經定

永祿九年祁答院良重断絶ノ後、藺牟田地頭ト為リ、院内ヲ鎮ス、

伊地知民部少輔重廣

永祿十二年五月長野城ヲ攻ラル時、經定國政ヲ聞、任所ニ蒞ムコト能ハス、重廣ヲ馬関田ヨリ平河ノ地頭ニ移シ、經定ノ任ヲ撰シ部兵ヲ監セシム、天正七年、重廣平和泉地頭ニ移サル、

島津左衛門尉歳久

天正八年、當院ヲ領シ虎井城ニ居ル、文祿元年七月自殺ノ後、領地ヲ収ム、

北郷左衛門時久入道一雲

文祿四年八月、都城ヲ轉シテ此ニ封セラル、時久ノ孫長千代丸ノ時、慶長五年、莊内ニ帰城ス、

島津圖書頭忠長

慶長五年十二月、祁答院ヲ賜テ移サル、東郷十ヶ村ヲ兼領ス、<sup>(久元代脱力)</sup>十九年ニ至リ、東郷ヲ収メ宮城ヲ領シ世襲セ

リ、

信濃守大前道嗣——大前道重

湯田村城主——應永中、湯田村ニ居城ス、

大前道家——駿河守道能

富光信濃守ト稱ス、永祿中、男道能トトモニ湯田村ヲ領シ、湯田城ニ居ル、

渋谷二郎三郎義鎮

渋谷氏一族、康應中、虎居村松尾城ニ居ル、

船木播摩守

渋谷良重ノ時、船木村ヲ領ス、

清敷彈正重長

應安中、院内中津川名及黒木村ヲ領ス、

島津彈正久慶

島津家久ノ時、大村・黒木・久富木・東俣ヲ増封セラ

渋谷右馬權頭重直

出羽守重茂三男ニテ、應永中山崎ヲ領シ、山崎ヲ以テ氏トス、

洪谷彦次郎重氏

出羽守公重ノ弟ナリ、久富木村ヲ領シ、久富木ヲ以テ

氏トス、永祿中、久富木伊与守・久富木兵庫頭重全、

天正中、久富木山城守重全本村ニ居ルト云、

北郷宗次郎三久

文祿中、久富木村千三百六拾九石余ヲ賜フ、

洪谷又次郎諸重

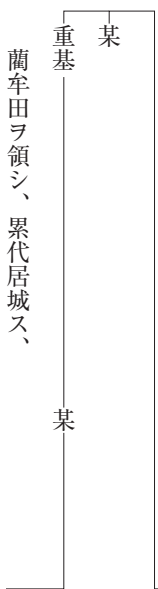
遠江守久重三男、應永中大村ヲ領ス、諸重ノ子駿河重

知代、文明十七年、島津氏ヨリ攻ラレ下城セリ、

平田新左衛門尉親宗

元久ノ時大村城主トアリ、

洪谷出羽重茂 — 洪谷河内延重



蘭牟田河内重持

文明十七年、島津忠廉蘭牟田城ヲ下ス、

樺山美濃守久高

慶長十九年、市成ヲ轉シ蘭牟田ヲ賜フ、世々樺山氏領

ス、元和六年ノ文書ニ、蘭牟田村千三百拾壹石余久高

ニ賜ヒシトミヘタリ、

洪谷大谷四郎重茂

吉岡三郎重直弟、寶治中、薩摩ニ来リ鶴田ヲ領ス、重

行、頼重、重成ニ至リ世傳領ス、重成刑部左衛門ト稱

ス、應永八年、洪谷氏ニ攻ラレ城ヲ棄テ去ル、是ヨリ

島津伊久ノ領ニ係ル、

島津又六久峯

島津光久ノ四男、明暦二年八月、佐志三千石ヲ賜ヒ、

世々傳領ス、國史ニ詳ナリ、

牛屎院

牛山 羽月 山野  
平泉 今平 入山 今市  
出水

大秦元平

大秦氏ハ應神帝ノ時歸化セシコト姓氏録ニ詳ナリ、  
康和二年、牛屎院郡司ニ補セラレ、世其職ヲ襲ク、  
加治木桑波田氏文書ニ詳ナリ、

元包

元重

元永

應保ノ比

大夫判官

元光

安元中・文治中文書ニ詳ナリ、

大秦國元

元兼

文永二年十二月牛屎郡司及十一箇里名主両職國元  
ノ遺領ヲ元兼ニ賜フ下知狀アリ、

牛屎院司入道元覺

淵邊氏系圖ニ、元兼ノ子元茂、其子元尚トアリ、可考、  
元亨二年十月下知狀ニ牛屎院司トアリ、

沙彌惠佛

元尚ニ當レリ、元亨二年十月、大秦元尚牛屎院郡司  
職トアリ、元弘二年十月・建武四年六月牛屎院惣領  
郡司職ヲ嫡子高元ニ讓狀アリ、

太郎高元

牛屎左近將監ト稱ス、元弘・建武中、

元勝

元秀

久元

歡元

應仁中、院内ノ兵乱ニ依リ、  
元親ノ一門真幸院ニ移ル、

元親

進士判官重妙

菱刈氏始祖ナリ、保元中、菱刈方両院七百餘町ニ封セ  
ラレ、建久四年本領安堵ノ下文アリ、翌年始テ入部シ  
太良院ニ居城シ、菱刈ヲ以テ氏トス、両院トハ、本城・  
馬越・湯尾・曾木ヲ太良院ト云、菱刈郡ニ係ル、大口・  
入山<sup>今ノ市山</sup>・羽月・平泉・山野ヲ牛屎院ト云フ、入山ハ  
菱刈郡ニ属ス、其他ハ薩摩國伊佐郡ニ属ス、菱刈氏世  
々領ス、

菱刈左兵衛佐重時

重妙十一代孫ナリ、再羽月・曾木ヲ領ス、

菱刈大和守重副

島津勝久ノ時、享祿元年九月、牛屎院ノ内青木・

長羽ノ両村ヲ與ヘ知行ス、長羽ハ今日丸村ニ  
屬ス、或作長尾、

山田式部少輔忠繼

忠時長庶子

牛屎院地頭職

式部太郎忠眞

文永三年二月、父忠繼牛屎院地頭職知行スヘキ讓

状ニ任セ云々、忠時ノ文書アリ、

田代清定

寛正六年十一月、忠國牛屎院十町五段ヲ與フ、

伊集院繼久

文明中牛山ニ居ルト旧記ニミユ、

島津出羽守忠明久豊ノ四男出羽守有久ノ孫ナリ、

明應八年、忠昌命シテ大口城ヲ守ラシム、城下三百五

十町ヲ領ス、享祿三年、菱刈氏・相良氏ニ攻ラレ自殺、

牛屎院地頭代官 牛屎次郎左衛門入道 牛屎五郎左衛門

羽月右衛門入道 同兵衛入道以上文保中御家人ノ内  
ニアリ、忠宗ノ時也、羽月太

郎元鎮貞久ノ時羽月ヲ  
落城ストアリ、羽月四郎右衛門尉元眞建武三年ノ  
文書ニアリ、

羽月孫太郎文和中直冬ニ屬  
セシ列ニアリ、羽月石見守元豊永和三年十月  
ノ書ニアリ、

大秦元忠福昌奉加帳豊後守元忠トアリ、應永十五年白木村觀音ノ裏ニ  
ミユ、

以上、羽月氏等羽月ニ居タルコト文明六年迄ハミユレ

トモ、忠昌ノ時菱刈氏再羽月ヲ領スル頃ヨリ宗邑ヲ失

※1 (頭注) ヒ、菱刈氏ニ併ラルト云、永祿十年馬越落城後、島津

義虎ニ鎮守スヘキ命アリト雖、十二年ニ至リ命ヲ致セ

※2 (頭注) リ、夫ヨリ新納忠元・肝付兼寛ニ命シテ羽月ヲ守ラシ

ム、同年九月大口ヲ陷サレシ時、忠元地頭ト為ル、後

羽月外城トナリシ時、猿渡掃部助信光地頭タリ、

※1 (頭注) 「永祿中菱刈氏・相良氏ノ乱ハ此冊中ニ詳ナリ、此ニ略ス」

※2 (頭注) 「忠元勲功記參考スヘシ、故ニ略ス」

山野孫二郎或弥二郎

山野孫二郎或弥二郎

山野孫二郎或弥二郎

牛屎氏ノ一族ニテ、島津貞久ノ時元弘中山野城主ナリ、

山野左衛門尉元詮永和三年十月廿八日ノ書ニミヘタリ、

山野因幡守頼元應永ノ末年福昌寺奉加帳ニミュ、

以上、羽月氏・山野氏文明中迄邑地ニ居タルトミヘ、

菱刈氏再羽月ヲ領スル比ヨリ隨身、衰微セシトアリ、

永禄十年以前ハ相良氏押領シ、大口落城後島津義虎山

野ニ城主ス、十二年ニハ其臣稅所越前篤職ヲシテ地頭

タラシム、

島津伯耆守豊久文明十六年十二月、飢肥ニ戦死ス、

忠國ノ弟ナリ、薩州平泉ヲ領ス、

宇宿左馬助

文明六年頃平泉ニ居城ス、

伊地知備後守重康始民部少輔

天正七年、祁答院平河地頭ヲ轉シテ平泉地頭ニ移シ、

肥後堺ヲ鎮セシム、翌年、水俣ノ役アリ、後平泉ヲ平

出水ト改メ大口郷ニ隸ス、

右ノ外市山村・花北村大口郷ニ属シ、此冊中ニアリト雖、

菱刈郡ニ属スル故除ク、「供備考、伊地知季通輯録」

〔纂考〕

伊佐郡

伊佐の郡名和名抄其外の古書に見えず、往古宮之城及び

鶴田・大村・佐志・黒木・蘭牟田・山崎七ヶ郷の地を合

せて祁答院といふ、建久八年薩摩國圖田帳に、祁答院百

十二町内島津御庄寄郡没官御領地頭千葉介、富光五十四

町本郡司熊同丸、倉丸三十町本主瀧間太郎道房、時吉十

五町本名在廳道友、得末十三町本名主肥後國住人江田太

郎實秀とあり、又祁答院の北に接したる牛山郷を牛屎院

といふ、圖田帳に、牛屎院三百六十町内島津御庄寄郡右

衛門兵衛尉、永松二百四十町院司元光、幸万五十五町島

津御庄方辨濟使、木崎十五町名主前内舍人康友、光武五

十町名主九郎太夫國吉とあり、此両院を今伊佐の一郡と

す、此事伊作郡伊作郷の卷に云り、参考すへし、

當郡ハ、東南薩摩國薩摩郡に境ひ、西同國出水郡に接し、

北日向諸縣郡、丑方大隅菱刈郡に接す、郡内牛山・佐志

黒木・鶴田・宮之城・山崎・大村・蘭牟田の八ヶ郷を置

く、

1「嶋津氏文書」

龍伯藏入分

一二千七百八拾壹石三斗六升五合

伊佐之郡之内  
三ヶ村

外略ス、

合拾萬石

右、以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 大閣御朱印

羽柴薩摩侍従とのへ

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

「郡村高辻帳」

東郷

薩广郡南瀬村

泊野村 鳥丸村 六野村

二渡村

藤川村 白男川村 斧淵村

白濱村

田海村 山田村 中郷村

祁答院

伊佐郡時吉村 虎居村 湯田村 宮之城村

平川村

船木村 求名村 平木場村

久木野村

鶴田郷 鶴田村 紫尾村 栢原村

「鶴田」 山崎 神子村 久富木村 山崎 大村

「大村」 黒木 中津川村 黒木村 佐志村 蘭牟田村

「關州曾木」 長野村

入来院

薩广郡裏之名村 添田村 市比野村 中村

楠元村 久住村 倉野村 塔ノ原村

高城

高城郡高城郷

右、島津國史註ニ拠リ抄出ス、

「旧史官調ニ」

一山北 東郷 入来院 祁答院 高城

「薩摩山トミヘタリ」

「箕輪伊賀記」

※ 永祿十二年五月廿五日に祁答院の内長野の城を攻らる、

太守方の軍兵押寄攻戦ふ程に、下楯を攻敗る、爰に比志  
島宮内少輔・同彦四郎・鎌田尾張守、祁答院新兵衛尉合  
戦せられける、其外所々に分捕高名の人々多かりけり、  
市来の住人に忠俊坊・貴島源五郎・税所宮内少輔・深野





〔國史家久傳〕

寬永十一年云々、朝久卒於朝鮮、子豊後守久賀嗣、松齡公賜久賀長野等千餘石地、久賀因遷長野、後為帖佐地頭職、復遷帖佐、又遷鹿兒島、至是改封於黒木郷、〔禰答院有長野村云々〕

〔全光久傳〕

全十七年秋七月四日云々、初公請於縣官曰、薩州伊佐郡長野村山中産金、乞置金場、至是許之、二十四日、公使伊勢兵部・山田民部為金場法令數條、以授留守家老島津彈正・島津久野等、於是長野村始置金場、以北郷久加為總奉行、募國中及四方淘金戸、掘坑採鑛、日得若干斤、

〔全光久傳〕

全二十年癸未春、縣官命停長野金場、〔停金場者、蓋為飢饉故也云々〕

明曆二年六月云々、先是、縣官命停長野村金坑、〔事在寬永二十年〕其後公乞發國中民以鑿之、二十六日、報可、遣〔使〕島津久通謝之、

全三年二月云々、公獻金山所採金五百兩及肴一種、三月八日、奉書答之、

寬文元年二月云々、初公請以國中人鑿長野金坑許之、復〔二〕請廣募淘金戸鑿金場、三月、許之、

2. 〔島津家所藏文書〕

洪谷千代童丸代信政謹言上

欲早被經御沙汰、被召上其身、被處重科、為洪谷石見權守重棟子息彌四郎重春・車内三郎・西岡彌次郎以下一族、以故敵宿意、去五月五日、押寄千代童丸所領薩摩國禰答院太郎丸名長野宿所、致放火狼藉及合戰間、雖訴申守護島津上總入道々鑿、兩月無沙汰間事、

〔後文略ス、

曆應四年七月 日

〔本文書ハ、「旧記雜録前編二」二二三号文書ノ抄ナルベシ〕

〔禰答院記〕

私二曰、自上古長野名者院内之地也、然有故義久公之時

為隅州曾木之地、

3 樺山藏

(前注)参考二供ス

就其塚番、永々御辛勞之由存計候、尤使節以一礼雖可申候、依遠方無沙汰、心外之至候、將又先日於祁答院長野

度々合戦、被懸紛骨候、寔無比類次第候、然者召烈候人

衆各々働、不及申候、心事、恐々謹言、

「永祿十閏五月十七日  
二年」  
「實久ノコト」  
伯罔判

樺山兵部太輔殿

(本文書ハ「旧記雜録後編」二五二号文書ト同「文書ナルベシ」)

〔纂考〕

宮之城郷

島津圖書旧食邑なり、其始祖を左兵衛尚久と云、島津貴久の季弟なり、尚久鹿籠を領す、慶長五年、其子圖書忠長に至り是を領す、其以前の事ハ下虎居城の条に云ふへし、

鹿兒島縣廳より戌亥の方十一里十八町余にあり、東ハ佐

志・大村の兩郷に接し、西南山崎、西北出水、北鶴田・

太良・牛山に接す、周廻十四里二十六町十間、村落八屋地村

松木村 虎居村 湯田村、人員八千六百八人、戸數二千  
柘野村 平川村 求名村

十七、

〔地理志〕

一古昔邪答院氏領之、永祿八年之頃ヨリ入来院彈正少弼

重豊領之、雖然太守公發兵掠取之、○文祿四年ヨリ北

郷氏領之、其後歲久領之、至嫡孫常久、有故去宮之城、

※ ○慶長五年十二月、島津圖書頭忠長移此地、為采邑之

地、○慶長十九年ヨリ島津下野<sup>(マ)</sup>守久元<sup>(マ)</sup>領之、為一

所之地、

※ (頭注)

「忠長ノ譜」ニ、慶長五年賜祁答院、十二月中旬去東郷移宮之城

トアリ」

〔地理志〕

一旧記云、永祿八年<sup>(九年丙寅カ)</sup>乙丑正月十五日、祁答院長重女中ヨ

リ殺害セラレ、依テ入来院又五郎後彈正少弼 重豊ナリ両家ヲ相續

ス、二月廿八日ニ有リ、

一時吉村 應永年間、鎌田三郎左衛門春政江賜當地領之、

一時吉畠在時吉村、  
上西岡ト云、上古唱上城、此畠ハ邪答院郡司大前（祿）

氏代々守之、元應之頃、時吉孫太郎入道道秀并支族同氏

彦二郎令居城、其後△渋谷河内守延重等守之、

〔箕輪記〕

〔永祿〕（元龜）元年庚午正月五日に、隈の城を受取として新納伊

勢守打越さる、備又百次・平佐・高江・宮里・天辰・碓

山をは入来院より差上らる、水引・中江（郡）・湯田・西方・

高城郡をは東郷より差上らる、清敷と東郷に両家を残

し置く、なり、

〔島津支族系圖抜抄〕

貴久 — 義久

右馬頭忠將 — 以久

○尚久

又五郎 左兵衛尉

受封鹿籠住居之、「永祿五年卒于加世田」

○忠長 「天文廿年生鹿籠」

又五郎 左馬頭 圖書頭 入道紹益

慶長五年、賜邪答院宮之城、十二月中旬、去東郷

移宮之城、十五年十一月卒、

忠倍 「初忠直カ」

又五郎 河内守 母右馬頭忠將女

天正六年生鹿籠、慶長十四年死、

久元

新八郎 近江守 下野守 「寛永廿年卒」

敷根中務少輔立頼

久通 「慶長九年生」

又七郎 圖書頭 「延寶二年死、年七十二」

久近

又五郎 島津久四郎忠清後嗣

久竹

又五郎 出雲守 圖書

寛永十二年、生於宮城、

久洪

又五郎 圖書

久方

又之進 圖書

實太守綱貴公五男、

享保四年死、年二十八、

久倫

監物 圖書

久亮

圖書

明和三年死、

實太守吉貴公五男、

〔寶曆十三死〕

久濃

初号山林氏、

圖書 美作

家兄久亮死、故繼久亮跡、改久珍、〔明和七年死〕

久當

久儻

又五郎 圖書

又五郎 圖書

〔實島津波門久住嫡子〕

久中

圖書 〔初又五郎 彦五郎〕 右近 圖書

久寶

久寶

實弟、

〔要人〕

久(治)

圖書

〔旧史官雜記中〕

※1

一尚久代、賜薩州鹿籠地故居之、忠長移居東郷、忠長代

天正十六年、改申良賜薩州東郷地移之、慶長五年、賜

邪咎院宮城地頭職、故十二月中旬與長子又五郎忠直移

居於宮城、慶長八年十二月、下野守久元代、移居眞幸

院末永村、同十四年、改末永采邑賜馬越・大口・曾木

内、同十五年六月二十六日、去馬越移宮城、翌年十月、

※2

移居于鹿兒島、慶長十九年寅六月晦日、賜領地一萬三千六百六十石餘日件、(ママ)

※1 (頭注)

「東郷・申良・馬越等ニ參考スヘシ」

※2 (頭注)

「十五年六月八十九年六月ノ誤ナルヘシ」

〔地理志〕

申良郷柏原村 島津忠長此地地頭職ノ時領當村、天正五年ヨリ同十六年冬迄、夫ヨリ東郷へ移サル、

〔古城主由来記〕

一 祁答院 祁答院吉岡三郎重直、御當家三代之守護久經

公御代、寶治年間に鎌倉より下向して祁答院郡司と成、其元平姓より出る、桓武九代秩父冠者武綱か末子小机

六郎基家三代渋谷庄司重國か孫子東郷早河太郎實重弟也、二代渋谷平太重尚、三代又三郎重松法名行蓮、松尾山興全寺施主、四代平次郎行重法名行意、五代次郎左衛門尉重實法名行祖、六代出羽守公重、黄龍山大願

寺施主也、法名圓綱、七代出羽守重茂法名德翁、八代

遠江守久重法名利翁、九代播摩守德重、十代遠江守重

慶、十一代常陸守重(貴力)、十二代伊勢守重氏(武力)、十三代河

内守良重、島津薩摩守實久聳、義虎姉聳也、永祿九年正

月十五日也、良重為妻被殺、自是滅亡、一族久富木・大村・山崎・

蘭牟田、

〔島津忠長譜中〕

慶長五年庚子冬、祁答院 江忠長罷移候、東郷十ヶ村者私領ニ而候処、久元之代ニ同十九年東郷諸村之事御上地ニ

而、祁答院之内ニ御返地給候而、家中之衆宮之城へ移候、久元之代ニ成候而祁答院ニ者在城候事、

〔祁答院記〕

時吉城

此城者、従上古祁答院郡司大前氏代々居住之地無疑、元應之御下文ニ、祁答院ノ内時吉孫太郎入道ト有之、其頃守居此城大前氏也、私ニ曰、上古此城名ヲ西岡ト云欵、其故者、松尾寺開山琳春へノ状ニ、西岡殿仰ハ相違有ル

マシキト書ケリ、

船木名 有古城、古領⑧主之為居不見旧記、里人聞傳居處地而建墓石云々、私曰、渋谷家臣ノ内舟木播广守・同又八郎トアリ、舟木之領主無疑、

〔見于國史〕

斑目六郎政泰、政泰子孫七政行、政泰父曰次郎泰基、泰基祇答院重松弟、領祇答院相原村之地、出為斑目惟基嗣、惟基橋藏人惟廣次子、惟廣往々見東鑑、

〔國史義久傳〕

天正八年云々、是歲、封左衛門督歲久為祇答院宮城及十二村領主、十二村謂鶴田・求名・佐志・時吉・紫尾・柏原・湯田・船木・中津川・虎井・平川・久富木、

全十五年五月云々、初大口地頭新納忠元與祇答院領主左衛門督歲久謀擊關白軍、竊言於公曰、關白提大兵侵我疆、曾莫一人枝梧、天下將謂國無一男子也、請邀諸路擊之、公不許、曰、已納女子為質、奈何忍棄之、二子重請曰、謀國者不顧家、且人家男女往々多夭折、願割所愛視猶天

折、奈之何以一女子故廢國之大事也、公固不許、曰、與人講和約已成矣、背約不義、且吾以社稷之故祝髮謝罪、卿等不宜負我、二子乃止、於是忠元投知學寺祝髮、自號拙齋、往見關白於曾木天堂尾云々、

〔見古記録中〕

一 歲久 城二 村九 高壺萬四千五百石

居城 宮之城 鶴田 中津川 求名 佐志 紫尾

〔合志〕 〔虎居〕 〔かふし〕 とらい、時吉 久富木 柏原

〔宮ノ城及十二村トアレハ、平川・湯田・船木等ヲ加フルカ〕

一 東郷源七 東郷高千貳百六石

一 入来院彈正 高壺萬六千七百廿斛

清敷 市比野 久重 浦之名 添田 中村 藏野

〔歲久天正八年宮之城ニ封セラレ、文祿迄在城ナリ〕

4 祇答院知行分事令檢地、義久藏入ニ可仕候、猶以寺社領并沽却之領知、縱如何様之判形雖有之、令勘落、何も可致藏納候、薩州惣國之儀者、重而御奉行被指遣、檢地被仰付可被下候也、

天正廿年

八月十四日 太閤御朱印

嶋津修理太夫入道とのへ

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二九四六号文書ト同一文書ナルベシ〕

覺

一 嶋津義久并羽柴薩摩侍從藏納分、近年沽却之田地田畠、

悉勘落可仕候、則如元可為藏入事、

一 寺社領落之檢地仕、當所務より義久藏入ニ被仕候事、

外略、

天正廿年八月十四日 太閤御朱印

嶋津修理太夫入道とのへ

〔本文書ハ「旧記雜録後編」二九四七号文書ヲ抄ナルベシ〕

〔國史義久傳〕

文祿元年八月云々、又賜公朱記、<sup>④書</sup>賞克祁答院之功也、又

朱記書、賜公祁答院、初祁答院人立歳久孫袈裟菊為主、

據邑不下、公與大憲寺<sup>大憲寺不詳所在云々</sup>書、令譴責之、又遣東郷

藤兵衛尉重位慰安之、而細川幽齋與袈裟菊盟書曰、若以

城邑降、則母子三人及家臣皆得不死、公又與盟書、辭亦

如之、家臣等乃以袈裟菊降、於是袈裟菊生六年矣、公遣

入來院又六重時取其城邑、徙袈裟菊母子三人入來城坂中

丸、公欲以馬料所與袈裟菊、請於細川幽齋、幽齋許焉、

九月二十七日、賜袈裟菊塔原三百石地云々、

文祿四年六月云々、北郷長千代丸為祁答院領主、三萬七  
千石云々、

慶長五年十一月云々、居頃之、誅幸侃、賜長千代丸都城・

安永・高城・山之口・勝岡・梶山・梅北七城、二十三日、

復賜山田・野之美谷・志和池三城、凡十城、合四萬一千

石餘、於是自祁答院復莊内、

〔旧記録中〕

一 島津左衛門督歳久生害の後、養子三郎次郎忠隣ハ先立

※ て日州根白坂に戦死し、孫下総常久六歳也しを家臣等

奉して祁答院へ籠城す、龍伯公より段々仰下され、下

城して清敷城に移る、母子三人爰に在り、堪忍料とし

て三百石を賜ふ、本領ハ殿下ニ對し難被下候得共、後

には本領一万七千石給ふへきの誓詞を下し玉ふ、細川幽齋も亦誓詞を被送、後に九千石を賜ふ、其子弾正久慶願之上三千石を加へ賜ひ、日置・東郷二ヶ所を賜ふ、後日置は収らる、久慶願ニ由て東郷を収て日置を賜ふ、久慶没後不忠露顕し、世系を消られ三千石没収せらる、家久公庶子三郎右衛門忠朝下総常久の後嗣に命せらる云々、

※(頭注)

「常久ノ傳ニ、慶長六年蘭牟田ヲ賜、七年祁答院之内船木村ヲ賜フ云々」

「宮之城名勝志抄」

屋地・船木・虎居・平川・湯田・時吉六ヶ村、周廻十四里二十六町十間、柘野一ヶ村、周廻四里六町二十四間、求名一ヶ村、周廻八里十四町四十二間半、

※

慶長五年庚子、圖書頭忠長地頭職ニ補シ、十二月中旬、長子又五郎忠直ヲ携へテ東郷ヲ去テ宮城ニ移ル、十九年甲寅六月晦日、下野守久元代ニ至リ、東郷ヲ収宮城ヲ領ス、久元以来、久通、久竹、久洪、久方、久倫、久亮、

久濃、久郷、久儔ト連綿セリ、

※(行間)

「慶長五年十二月、忠長カ封ヲ宮ノ城ニ移シ、東郷十ヶ村モ兼領ナリシニ、同十九年、下野久元ノ時ニ至リ東郷ヲ収メシトミユ、地理纂考・雲遊雜記等東郷ノ部参考スヘシ」

古城 仮屋ヨリ申酉ノ間五町十八間三尺

松社城・塩城・中之城・尾北城ノ四名アリ、大手口ヲサユミ瀬戸ト云、往古大前氏初テ之ヲ築キ虎居城ト云、康治中、祁答院飛彈守大前道助ナル者舊記ニ見ユ、寶治二年、渋谷庄司國重ノ嫡子中山太郎光重ノ子兄弟五人、將軍家ノ命ニ依テ薩州ニ下向ス、三男吉岡三郎重直柏原ト号シ當城ニ居ル、下城ト改ム、時吉城ヲ上城ト云、重直ノ子平太重尚、其子又二郎重松、其子平次郎行重、其子左衛門尉重實、其子出羽守公重、其子出羽守重茂、其子河内守延重、其子遠江守久重、其子播摩守德重、其子遠江守重慶、其子常陸介重貴、其子伊勢守重武、其子河内守良重ナリ、良重天姓暴逆(マ)ニシテ積惡日ニ厚ク、遂ニ良重妻ノ為ニ刺殺セラル云々、



〔建久圖田帳〕

祁答院百十二町内島津御庄 寄郡 没官御領地頭千葉介

富光五十四町

本郡司熊同丸

倉丸三十町

一名本主瀧間太郎道房

時吉十五町

本名主在廳道友

得末十三町

本名主肥後國住人沼田太郎實秀◎江

〔雲遊雜記伝方〕

文明六年、洪谷左エ門尉重慶居于祁答院、大村 波形 鶴田 山崎 久富木

6 〔比志島氏藏〕

内裏大番自三月一日可致勤仕薩摩國地頭御家人交名事、次第不同、但當參分、

鎧直垂、てうつかかけ有へし、

大隅二郎三郎 式部孫五郎入道

周防藏人三郎 洪谷小四郎入道

洪谷新平二入道 洪谷弥二郎

矢上左衛門二郎〔鹿見島〕 智覽四郎〔智覽〕

洪谷彦三郎入道 光富又五郎入道〔サツマ郡 光富名〕

指宿郡司入道〔指宿〕 朝岳強三郎〔孫イ〕

比志島彦太郎〔鹿見島 比志島〕

建武二年二月卅日

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一七二七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔右ノ如ク洪谷家繁榮セシコト見ルヘシ〕

〔祁答院記〕

當院地頭洪谷河内守良重

桓武天皇十世洪谷莊司重國之子太郎光重之三男吉岡三郎重直十二代之苗裔也、大永六丙戌歲誕生、父曰伊勢守重

武、良重稟性〔家カ〕龜毫而驍勇猿臂也、常好強弓、專剛氣之人

也、或射我奴僕、或射殺他小童等、積惡日々厚、由侮慢

天常、操擅主命、一族家門榮據郡劬、恣生強逆、復造〔邪道〕詭

天之禍、故尋常憶亂國、且吾家雖為故舊之臣、苟不協意

放家追遠、混屯讒佞樂、故懼此睚眦被戮辱者多之、而自

永祿八年初冬獵于上宮頂、既超歲、仍家臣等登山頂、賀

年正、同九年正月十五日歸城、嚮是妻室有恨良重、而其

日手備盛膳進〔城内松社〕益酒、半酣而良重沈醉昏臥、妻女抵掌撫劍、

則刺殺良重、之館也於此災害並至絕洪谷之脉悔、コノトキ峯村尾

龜三十三歳、扈從有其席、不忍瞻危急、忽刺殺良重室、

8「蒲生湯田某藏」

鳥津薩摩守 義虎之姉也、良重法號樹蔭、行鉄大禪定門、行年四十一而死、

良重家門并家臣之長人數付

且亦良重巽祖吉岡氏有六兄弟、嫡子早河太郎實重、薩州

祁答院河内守

蓑毛備後守

神保十郎

東郷為城主、二男遠馬二郎重保、被樹家於相州、三男吉

同加賀守

同外記

長田備中守

岡三郎重直、是祁答院家大祖也、四男大谷四郎重茂、為

同平次郎

同源七

同右衛門兵衛

鶴田城主、五男五郎坊定心、為入来院城主、六男落合六

同平五郎

湯田名領主

池上越中守

郎重貞、為薩州高城郡司、五兄弟俱皆蒙將軍家之恩免、

大井越中守

平氏淡谷

同隼人佐

寛元・寶治之間令下向薩州、是崇五社大明神、在鶴田、

同孫太郎

東郷駿河守

長岩民部少輔

私曰、虎居村立神大明神元祖吉岡氏靈社也、古老傳之、

同形部少輔

同右近允

富光又六郎

鬼丸大明神者良重之父伊勢守重武靈社也、

湯田筑後守

中野宣右衛門

蓑毛美濃守

高城民部少輔

東郷淡路守

同主水佐

坂木又左衛門

青山豊前守

藤井木助

折田外記

同左京亮

同又七郎

行鉄御死去之後、大山刑部左衛門一命を果し候に依て、

前原郷兵衛

安永五郎右衛門

同宣七兵衛

重豊判

同孫十郎

同孫七

原口越後守

永祿 年

大井美作守實勝判

鈴木内蔵助

鶴田左馬介

前原七郎右衛門

高城武蔵守重判

久富木伊与守

藤井筑前守

藤井勘解介

久富木兵庫頭重全判

同兵部少輔

同六郎

高江六郎右衛門

大山外記殿

同平七郎

同因幡守

成松舍人佐

9 觀樹院文書

青山右馬介 <small>舟木村領主</small>	新原壹岐守	西山肥後守
船木幡戶守	同小三郎	同又十郎
同又八郎	<small>息長氏</small> 吉田山城守	鉦中左近兵衛
石塚下野守	野崎但馬守	立木玄番允 <small>(番)</small>
同兵部左衛門	同彌四郎	同藤次兵衛
同彌九郎	床并彌左衛門	鳥取源左衛門
青山甲斐守	同次郎四郎	田上藤右衛門
岩木左衛門尉	<small>堀内權太兵衛</small> <small>三輪氏</small>	同五郎右衛門
同與五郎	上井神三郎	石澤織部助
長野奎之允	前原伊賀守	藤井式部少輔
谷口宮内少輔	同權太左衛門	鈴木奎之允 <small>平氏東郷一家</small>
同平左衛門	同仁五郎	瀬戸口與一兵衛
田中十郎三郎	田中主馬允	中島内藏之允
大窪源右衛門		

薩广國新田宮八幡雜掌申違乱神事、(ママ) 惡訴訟(拾件)、前々  
 有其沙汰者、来月廿日以前、可披露之状如件、  
 元應二年十月廿二日  
「北條相模守高時」  
前遠江守 (花押)  
(北条隨時)

柏原地頭代  
「祁答院家三代渋谷又二郎重松」

「祁答院記」

祁答院一分地頭 班目六郎入道聖惠  
 右族姓者、出羽國班目住人橘以廣者、實朝將軍家之時、  
 建永之頃、使住居于出羽國、而有故下向于薩劔、以廣之  
 孫子橘三廣長者無子、故祁答院家二代渋谷平太重尚之次  
 男為養子、號班目兵衛尉泰基、鎌倉御下文、祁答院一分  
 之地頭有之、自夫子孫十二代住祁答院、何方之居城欵不  
 知来由、

島津左衛門督歲久齋號晴菴  
 右、太守貴久公之御三男也、母入来院彈正忠重聰女、祁  
 答院之領主渋谷河劔良重死去之後、舍兄龍伯公賜良重遺  
 領於歲久之間、居城宮城、文祿元壬辰七月十八日、為関  
 白秀吉卿於隅州瀧水生害、壽五十六歲也云々、  
 北郷左衛門督時久齋號一雲  
 右父曰尾張守忠親、時久享祿四辛卯誕生、母祢寢隆重女  
(尊力)

也、代々日州庄内都城之領主也、

末吉・梅北両所者、伊東・豊州之取合卅年相支、厥中為

加勢被成辛勞候間、從御屋形末吉三百五十町賜之、又梅

北八十町自豊州預之、卅ヶ年ノ間數度戰、一家諸士戰死

不知其數、

天正二(元癸酉)甲戌正月六日、於末吉住吉原<sup>V</sup>肝屬修理亮・同左

兵衛尉・伊集院三河入道為大將打出候處、△莊内衆出合防戰、

肝付衆討負云々、同三月、向松山着陣云々、肝付降參、

為其忠節恒吉・永吉・内浦合百八十町為救仁院志布志之

返地給之、代々給地十五ヶ所之分、文祿三甲午御檢地六

万九千石罷成候、其替之地祁答院三万七千石給之、宮城・

時吉・鶴田・虎井・紫尾・柏原・久富木・平河・船木・

名狩宿・山崎・大村・久木野々・神子・中津川・黒木・

佐司・長野・藺牟田・川内・唐原・高江・宮里・天辰・

平佐・日置・川上・三山・市木、都合高三万七千斛余、

文祿四乙未八月廿四日、携長千代九子時初去於本領莊内

遷于薩州祁答院、領三万七千石、居住于宮城者茲有年矣、

莊内十二外城家臣一万六千人中僅相具五百卅余人、十一

月、建若宮八幡宮於宮城、十二月、建天長寺、五年、建

宮城町、以前此地  
曰五段田慶長元年二月三日、一雲於宮城逝去、  
年六十七、

「抛于文明記及旧記」

文明十四年壬寅春、祁答院左衛門尉重慶・北原長門守立

兼太守忠昌ノ疾アルヲ恃ミ朝セス、乃入来院彈正少弼重

豊・東郷右馬允重理・吉田左衛門太夫泰清・菱刈道秀卜

遂ニ謀叛ス、

<sup>10</sup>「觀樹院文書」

薩摩國新田宮雜掌重言上

當國祁答院(◎行間)時吉ノ城主大前氏時吉孫太郎入道并(◎行間)洪谷

平次郎重松(柏原地頭代等、當宮末社祁答院若宮御放生

會破御致齋間、去正和四年就訴申、一番御手日奈(古)左孫四

郎、於奉行人、被成御教書、而犯漏(畢脱)于今渡日六上者、被

賦一番御手、被經御沙汰、可遂清祓之由、蒙御成敗事、

副進二通 本解并御教書案

右子細、先度具言上畢、仍雖被下御教書、時吉孫太郎入

道并柏原地頭代等、不應御教書上者、任社例、可致清祓

之由、為蒙御成敗、言上如件、

元應二年五月 日

11 右<sup>(前大)</sup>禔答院大村名之内五ヶ度之御供米之事、無闕所渋谷右馬允令寄進所實也、雖<sup>(元カ)</sup>八ヶ度之分、今程者水損成之間、當時五ヶ度ニ罷成候、若如主之田ニ成候ハ、可為八ヶ度之分也、於子孫不可有退轉者也、然者武運長久、子孫繁昌、御祈禱可被抽丹誠者也、<sup>(元カ)</sup>仍為後龜寄進狀如件、△

永正二年乙丑十二月 日

平右馬允<sup>(元カ)</sup>〔渋谷禔答院家十代〕重貴判

〔禔答院記〕

渋谷家代々庶處

行意 三代平次郎行重

行祖 四代左衛門尉重實 妙圓 渋谷家女子

以上開山堂ノ中二建、

聖壽庵 德翁嘗公 六代出羽守重茂 應永廿二年十一月二日

大應庵 雲山慶公 渋谷河内守延重 應永廿七年壬寅正月一日

寶珠菴 利翁勇公 七代遠江守久重 永享四年正月十一日

大雲庵 壽翁仙公 八代播戶守德重 寛正五年六月十五日

大龍庵 谷隱應公 十代遠江守重貴

仙岳登公 十一代伊勢守重武 天文七年七月廿三日

樹蔭鉄公 十二代河内守良重 永祿九年正月十五日

〔興全寺文書載于禔答院記〕

松尾山興全寺

右寺者、古天台之靈地也、當院地頭渋谷平次郎行重為慈

親又次郎重松法名行蓮菩提、永仁年中創建之、開山者越

前房法橋琳春、族姓不知、

文書 松尾寺<sup>(元カ)</sup>代々格語△

12 奉建立 松尾寺〔今改興全寺〕

右意趣者、天長地久、御願圓滿、別沙弥行蓮往生極樂、

頓證菩提為也、當院地頭平行重御子孫繁昌故也、

永仁五年丁酉二月十八日

大檀那平行重 沙弥道覺并橘景泰 沙弥道念

13 ときよしの内とうりやうの給たふ所并とひすひらのこは

の事、西岡〔二服〕<sup>(⑨數)</sup>おほせハ、さをいあるましく候、あひ  
かまへて、田をひらきいたして、御きたふのちうをいた  
され候へく候、かしこ、

十月十九日

〔班目家也〕

景泰（花押）

越前殿

14 讓与 字彼岸次郎丸所

薩摩國祁答院時吉内松尾寺院主職事

在鷄柄田畠在家等焉、

<sup>(⑨栖)</sup>

右、於彼職者、琳春知行之處也、然者、先日雖讓与石見

房朝春、令死去候間、適彼彼岸二郎丸者、依為朝春之子

息、重所合与讓状也、<sup>(⑨合)</sup>然者、可令致御祈禱於丁寧者也、

仍讓与状如件、

嘉曆三年戊辰四月一日

法橋琳春（花押）

15 讓与<sup>(⑨与)</sup> 僧朝春所

松尾寺院主職、同所とひすひらの内おほむたの田園屋敷

等事、

右、所職等者、琳春相傳之所帶也、而間、依為弟子、相  
副次第證文等、所讓与于朝春也、然者、於自今以後者、  
為彼職而可令致御祈禱忠勤者也、仍為後日證文、讓状如  
件、

正和五年丙辰十一月八日

法橋琳春（花押）

16 松尾寺

一廣瀬之内馬越堂跡堀町并溝より南野原相副て、<sup>(⑨)</sup>觀音寄

進申候、道海禪門為偏往生極樂、於彼在所、違乱煩申

人不可有矣、仍證文之状如件、

正和五年丙辰三月十八日

沙弥道海（花押）

17 補任  
（花押）

補任

薩州祁答院時吉名内

松尾寺住持職事

僧弘春

右、於寺領中嶽田畠在家者、為先師琳春跡、所令補任也、

可被致御祈禱忠勤之狀如件、

康安貳年十二月廿九日

沙弥禰阿奉

20 讓与 律師快智所

興全寺住持職、同寺領鴉柄平内太牟田<sup>(鴉)</sup>屋敷等事、

右、彼所職等者、快玄相傳之所帶也、而間、依為師弟、

相副次第證文、所讓与快智也、此寺者、琳春法橋開山、

而号松尾寺、經多歲、雖然、地形不相應之間、至予快玄

<sup>(知)</sup>智行之代、准開山、而堂於移坊舍之近所相應靈地、而改

寺号稱興全寺、然此院主職者、先師付属私領也、仍快智

依為弟子、所合付属也、然者可合致御祈禱也、<sup>(令)</sup>仍讓与

狀如件△

應永十八年辛卯十一月十五日

權律師快玄(花押)

18 讓与 僧快玄所

松尾寺<sup>(院)</sup>主職、同寺領鴉柄平内大牟田之田藪屋敷等事、

右、所職等者、玄祐相傳之所帶也、而間、依為師弟、相

副次第證文等、所讓与于快玄也、然於自今以後者、為彼

職而可合致御祈禱精誠者也、仍讓与狀如件、

阿闍梨玄祐(祐)

至德二年乙丑十二月廿七日

19

<sup>(御是俊)</sup>「豊後」房快舜之處

讓与 「此藥師院之旧跡ニ隆盛寺立、  
曹洞宗也、于今有之」

右、依為弟子、薩<sup>(中津河名之内)</sup>廣國<sup>(中津河名之内)</sup>祁答院藥師院田畠俱悉永代快舜是

俊房讓与處實也、若快鑊存命之中不議<sup>(悉)</sup>之子細有八、取還

可讓餘弟子分也、

永享二年八月廿九日

法印快鑊(花押)

21

田原内柳田ほりまち一段

<sup>(右)</sup>為者、明拾禪尼卅三年までの訪進候、其後ハ觀音寄進申

候、於子之孫々、任恒例、住持可有御訪候、仍寄進狀如

件、

永享四年壬子二月廿二日

原田主計房次(花押)

依為坊屋敷号寺田快玄代新開田、馬越原快智代新開田并馬越堀町松尾寺内者正圓禪門新田、岩本堀町正圓禪門子助次郎開田、柳田堤上下快辨之代新開田、仍田原より寄進田、又快辨之新開田との境ハ、下柳田の溝淵かハラ田のミそふちニ松候するを、しせんのとときハ可為境候、仍為證文之状如件、

永享六年乙卯八月 日 權少僧都快辨判

一馬越原并兩方迫、慈父道阿為往生極樂奉寄進實也、於彼在所、不可有違乱煩申人并矣、〔本ノマ〕仍證文之状如件、

應永廿九年壬丑三月五日 沙弥道憲(花押)

右意趣者、為金輪聖皇、天長地久、御願圓滿、息災延命、子孫繁昌之、松尾寺觀音御宝前ニ、(限カ)今根永代奉寄進状如件、

寛正五年甲申九月十八日

千手觀音(背カ)  
若違輩者、七世之子孫本尊御討可蒙也。

右松嶋原畠地之事、東ハ廣瀬借屋瀬々限水田境、南ハ又廣瀬之田境之限溝、西ハ古路之限堀、北ハ時吉之沙汰人之限田、永代松尾山可為寺領、依之觀音御宝前別而灯明等不可有油断、〔本ノマ〕弥之當院地頭御子孫繁昌、武運長久御祈念、次ニハ時之代官等主君愛敬、息災延命等之御丹誠之旨如件、

當院代官鈴木老岐守

天文二年癸巳八月彼岸日

當住持興弁(花押)

右意趣者、栢原殿下向第八代目之祖洪谷左衛門尉重度行勝之嫡女之御子息東郷備前守重実長岳禪定門不慮之依急病逝去早、而余彼長岳禪定門為子孫繁昌、別而觀世音菩薩以大悲力、為遂往生極樂之願望故也、若於後日違乱相



右、奉寄進觀世音菩薩、大松嶋水田堀町一三升、限永代寄進申候所也、身心堅固、息災延命、子孫繁昌、如意圓滿故也、若於後日違乱之輩有者、千手觀音御討、子と孫と

注置状之事

弘治三年丁巳二月彼岸日

松尾頼意判

注置文之事

右意趣者、弘治二年丙辰十月十九日、於隅州蒲生郷松坂之城、藤井源十郎宗明禪定門打死年十八、為歲此茶湯之借屋瀬之村田中之後りうけ之内田百地寄進マヤケ於永代、宗明之追贖ニ毎月忌日之灵供、正月盆之とふらひ、不可有懈怠者也、仍状如件、

松尾山當寺主淨菩提院頼意（花押）

平朝臣氏女敬白

天文廿四年乙卯三月吉日

障之輩者、觀世音之御討深可蒙子と孫と者也、同四至之事、東北西ハ松尾領、南ハ假屋瀬村西之屋敷水田也、仍状如件、

大施主當各沙汰人  
鬼塚合八左衛門尉

天正二年甲戌八月彼岸日

當住法印頼意判

〔雲遊雜記傳〕

文明六年、祁答院ハ遠江守重慶ニテ、古書ニ澁谷左衛門尉重慶トモ見ヘタル者此ナラン云々、祁答院ハ今ノ佐志・黒木・鶴田・宮之城・山崎・大村・蘭牟田七邑ノ總名ニテ、皆薩州伊佐郡ニ隸キ、牛屎院ノ片割レ也、下章ニ大村・波形・鶴田・山崎・久富木ヲ祁答院分ト載セレバ、此甲午ノ頃、重慶虎居ニ邑シテ斯ク院内ヲ知行セシナルベシ、本院ハ舊ト康治ノ頃祁答院又太郎大前道助此ニ郡司セシトテ、所領祁答院ノ内中津川名ヲ讓渡ストナン舊記ニ見ヘルトゾ、其子孫ニヤ、得佛公ノ時キ祁答院又太郎大前道秀ナルモノ此ニ居城スト云ヘリ、又建久八年圖田丁ニ、祁答院百十二町内島津御庄寄郡没官御領地頭千葉介、富光五十四町本郡司熊同丸、倉丸三十町瀧間太郎道房、時

吉十三町本名主在廳道友トナド見ヘタリ、按ニ、千葉介ハ孫族ニテ、忠常玄孫

常胤ノ曾孫千葉介胤綱ナルベシ、否レハ其子千葉五郎時胤カ、此等ノ間本藩ニ入部セシニヤ、時胤孫千葉太郎宗胤ハ軍奉行セシ事弘安比御一見狀ニ見ヘルトゾ、又富光ハ、永祿ノ頃湯田城ヲ戍レルモノニ富光信濃守大前道家トナト見ユ、熊同丸ガ子孫ニヤ、又瀧間ハ、天文十七年ノ頃鹿兒島衆瀧間九郎右衛門、或ハ永祿ノ頃瀧間越後守宗清、或ハ美作守ナト、見ヘ、宗清后ハ氏ヲ平田ト易ヘタリ、此族裔カ、又在廳道友ハ東郷在國司ニテ、芥淵城ニ居テ、其族世々氏ヲ芥淵、或ハ、又建永ノ頃、宗清宗答院一分時吉、或ハ東郷ナト名ノル者此ナラン、

ノ地頭斑目六郎信濃守橘以廣入道聖惠ナル者出羽ヨリ本院ニ入部シ、其子孫ニヤ、斑目兵衛尉泰基テフモ同ク此

ニ地頭セシ事鎌倉ノ御下文ニ見ヘルトナン、斯テ建永ヨリ四十餘年モ降り、此重慶カ大祖吉岡三郎重直重保トモアリ澁谷

太郎光重ノ第三子ニテ、寶治二年ノ春鎌倉ヨリ來テ本院ニ地頭シ、世々虎居城ニ居テ、宗清宗答院ヲ以テ氏ト為シ、亦澁谷五家ノ其一ナリ、重直ガ曾孫平次郎行重ト云ヘリ、

今ノ佐志廣瀬村松尾寺ノ置文ニ、當院地頭大檀那平行重云々、永仁五年丁酉二月十八日ト見ヘタリ、其ヨリ七世孫即重慶ナリ、此宗答院氏入部シテヨリ、大前道秀等カ

宗答院族ハ専ラ時吉氏ヲ名ノレルカ、寶治ヨリ七十餘年此カタ元應ノ頃、時吉孫太郎入道・同弟彦二郎ナル者ト

モ時吉城ニ居ケルトナン、斯テ此等若クハ斑目等ガ子孫モ後ハ漸々澁谷宗答院ニ隨身セシト見ヘタリ、去テ此族

世々公室ニ叛ケル事ハ入來院ノ註ニ云ヘルガ如シ、此甲午ヨリ九年目文明十四年ノ春、重慶モ北原立兼ト圓室公ノ御病オハスヲ幸ヒ朝セス、遂ニ入來院重豐・東郷重理・吉田泰清・菱刈道秀ヲ語ラヒ叛キ、同十五年ノ頃、屢帖佐ニ會シテ島津忠廉ニモ反ヲ勸メルニ、忠廉聽ス、重慶ソコテ北原・菱刈ト却テ公ニ降り忠廉ヲ讒シ、程ナク又皆叛テ公ノ水引城ヲ攻タレバ、忠廉怒テ重豐・孝清ト重慶領ノ藺牟田城ヲ攻タル事トモ文明記ニ出タリ、時キ城兵ニ斑目右京亮テフ見ヘレバ、既ニ重慶ニ隨ヘルハ明ケシ、重慶ノ孫伊勢守重武カ時キ享祿二年正月、帖佐ノ本城・新城・山田城迄攻取テ本院ニ併領シ、甚逆威ヲ振ヘリ、時キ新城地頭伊地知重辰等カ拒戦テ討死シタル事トモハ既ニ吉田ノ下ニ云ヒオケリ云々、重武ノ子河内守良重カ時ニ至テ、大中公平松ニ御オハセシ時キ、弘治元年四月二日ノ夜、良重黨皆帖佐ノ本城・新城・山田城ヲ委テ、宗答院ニ引去レリ、翌三日ノ曉ニ公彼三城ヲ取返サレ云々、永祿九年正月、良重其妻ヨリ寢室ニ弑セラレ、宗祀絶云々、同二月廿八日、入來院又五郎重豐當院ヲ併セラレシニ、院衆服セス、多クハ謀テ公ニ内應シケ

レバ、公兵ヲ遣テ此ヲ取玉ヒ、國老村田越前守經定ヲ薦  
 牟田地頭ト為シ院内ヲ鎮ラレシニ、年号、同十一年三月、  
 未考、良重カ族人祁答院新兵衛尉等長野城ニ據テ菱刈方ニ應シ、  
 曾木・市山ノ兩城ヲ攻テ後援ヲ為スニヨテ、同十二年五  
 月、公諸將ヲ遣リテ長野城ヲ攻玉ヘリ、時キ經定ハ入テ  
 國政ヲ聞レ、身任所ニ蒞テ軍行叶カタシトテ、伊地知民  
 部少輔重廣重康下モ云ヲ馬関田ヨリ平河ノ地頭ニ召移サレ、經  
 定ノ任ヲ攝シテ部兵ヲ監シケルトソ、其ヨリ天正三年十  
 一月、松齡公真幸四百餘丁ト也ヨリ封ヲ本院四百六十町許ニ轉セラレ、  
 其二十一日ニ下之城今ノ宮ニ御移初ノ議定マテアリケルコ  
 トトモ上井日記ニ見ヘレト、公ニ代リテ飯野ヲ鎮メマス  
 程ノ英將更ニ無カリシニヤ、同七年、重廣等ハ宮ノ城ヨ  
 リ平和泉地頭ニ移サレ、翌八年、心岳君ヲバ吉田ヨリ封  
 ヲ本院十二ヶ村ニ移サレ、宮ノ城ニ居玉ヘリ、文祿元年  
 七月君自殺ノ後、宮ノ城召上ラレ、嫡孫常久等ハ清色城  
 ニ差置レ、北郷時久ヲ同四年八月都城ヨリ封ヲ此ニ移サ  
 レ、嫡孫北郷忠能ガ時ニ至テ、慶長五年三月、舊邑都ノ  
 城ニ復セラレ、同十二月、島津忠長ヲ東郷ヨリ此ニ轉封  
 セラレタリ、今ノ宮ノ城一所此ナリ云々、

〔旧史館調之内〕

大村・宮之城・佐司・山崎・鶴田此五ヶ所并長野邊迄を  
 祁答院与申候、祁答院之号ハ古文書等ニモ相見得申候、  
 吉岡三郎重保致傳領居候処ニ、弘治之比、祁答院(河内カ)伊勢守  
 良重与為申者代、故有之子孫斷絶、

〔和泉實忠譜中〕

○洪谷石見權守重棟遣其將士守祁答院温田城、六月朔日、(曆応二年)  
 洪谷安藝權守經重及村田如嚴等攻陷之、遂據其城、二日、  
 渋谷又次郎入道及在國司彌二郎・東郷彦三郎左衛門入道  
 等帥牛屎・和泉・山門・莫禰軍數百騎攻温田城、經重等  
 善禦之、十三日、又次郎等不克敗走、是時忠國・如嚴・  
 經重等應南朝、而於實忠及渋谷重棟・又次郎入道重幸、老  
号覺禪  
 等屬幕府勸軍忠也、

一延元四年六月日村田輔阿闍梨如嚴軍忠上申状、原文略  
 ス、

〔國史貞久傳〕

曆應二年四月云云、渋谷石見權守重棟遣其將士守祁答院温田城、六月朔日、渋谷安藝權守經重攻陷之、村田如嚴

有戰功、經重遂據温田城、二日、渋谷又次郎入道・在國

司弥二郎等帥牛屎・和泉・山門・莫祢軍數百騎攻之、經

重・如嚴等善禦之、數日不克、又次郎入道等敗走、元德二年四月、

有渋谷又二郎重幸法師覺禪、後此四年、康永二年九月、有渋谷又次郎入道覺禪、則此云渋谷又次郎入道者、乃覺禪也、東郷總左衛門系圖、覺禪初名重幸、後改氏重云々、

改氏重云々、

29]村田氏家藏]

▽⑩一見了(花押) △

村田輔阿闍梨如嚴申軍忠事

延元四年卯月廿一日、属于嶋津圖書助忠國之手、押寄

薩摩國給黎院上籠・網屋二ヶ所城、嶋津豊後守 実忠代權籠、令追落御

敵等⑩候事、

一同六月一日、渋谷安藝權守經重相共押寄同國祁答院温

田城、渋谷石見權 守代權籠、及散々合戰、令追落御敵於、經重相共

楯籠彼城之處、同二日、渋谷又次郎入道・同八郎三郎、

同彦六并在國司弥二郎・東郷彦三郎左衛門入道、其外

牛屎・和泉・山門・莫祢軍勢等數百騎寄來之間、至于

同十三日、及昼夜合戰、打留御敵等數輩、悉追散早、然早給御判、為備後證、言上如件、

延元四年六月 日 阿闍梨如嚴上

(本文書ハ「日記雜錄前編二」二〇四八号文書ト同一文書ナルベシ)

「纂考」

虎居城 トウキ 傳に云、往古大前某初て此城を築き、虎居城と

名けて是に住す、一名を宮之城といふ、旧記に、康治年

中祁答院又太夫大前道助、又建久年中祁答院又太郎大前

道秀、俱に祁答院の郡司たり、此外薩摩國圖田帳に祁答

院云云本主道房及ひ本主名主在廳道友とあるも同族なる

へし、又建永の頃、班目六郎橘以廣入道聖恵といへる者

出羽國より祁答院に入部し、其裔孫班目兵衛尉泰基祁答

院に地頭たり、宝治二年の春、吉岡三郎重直渋谷太郎光重の 第三子、重直或

ハ重保 鎌倉より來り、祁答院の地頭にて、世々當城に住し

下城と改め、祁答院を以て氏とす、是渋谷五家の一なり、

渋谷五家の事ハ東 郷の卷に詳なり、重直より十四世河内良重暴逆にして、忠良

の旧臣と雖とも心に慝ウラナざる時ハ、或ハ追放、或ハ戮辱す

ることその數をしらす、永祿八年の冬、良重上宮山に登

りて狩す、良重か妻島津氏薩摩守義虎の姉嫉妬の恨常に深く、良重を殺さんことを謀る、同九年丙寅正月十五日、良重城に帰る、島津氏手自盛膳を備へ杯酒を進む、良重の沈酔昏倒するを待て、島津氏劔を撫て良重を刺殺す、家臣村尾亀三といへる小童是を見るに忍びず、島津氏を刺殺す、祁答院氏十四世星霜三百余年にして宗祀断絶す、一族入来院又五郎重豊祁答院を併ハす、衆服せず、多く島津貴久に内應す、是に因て貴久兵を遣し祁答院を取り、地頭を蘭牟田に置く、其後天正八年、島津左衛門尉歳久に祁答院を與へ、歳久當城に移る、同十五年五月、豊太閤水引泰平寺の營より軍を旋し山崎城に入り、當城の形勢を窺んか為に軍士五十二騎當郷諫方の原に来る、歳久の歩卒馳進んで騎馬の十六騎を斬る、残兵山崎へ走るを逐て牛渡瀬に至る、残兵地理を熟せず深沼に陥り、或ハ馬を断崖に馳せ落し、散々にして本陣に退く、歳久諸臣を集めて、関白の威風草の偃か如しといへとも、歳久に於てハ更に恐るゝ事なしとて、郭外を固め、態ツッ、ツブリと九尾今九尾の所あり、山崎より鶴田を経て爰に出づの通路となして少も動揺せず、又家臣本田四郎左衛門九尾の山の中に

伏し、関白の乗輿を射る、六矢を発ツといへとも恙なくして、従者劊を蒙る、関白當郷界を過ぎて鶴田に宿す、其後歳久関白の為に自殺し、領地除せらる、當時の事状帖佐瀧ケ水の条に詳なり、(文祿)同四年八月廿六日、北郷左衛門時久入道一雲本領都城を轉して當郷に移り、時久より其孫長千代丸まで三代此城に住居し、慶長ノ誤ナリ同五年、長千代丸「莊内ニ帰城ス」旧領に復して、同年十二月、島津圖書忠長當郷を領す、

※(頭注)

「時久家臣五百三十余人ヲ率ヒ宮ノ城ニ移ル、慶長元年時久卒ストアリ、長千代ノ莊内ニ帰城ハ慶長五年ナルコト明ケシ」

「地理志」

上古名虎井城、中古下城、今為宮之城、上古ヨリ時吉氏守之、康治ノ頃時吉氏大前道助已来守之、建久ノ頃、祁答院又太郎大前道秀守之、從寶治二年頃祁答院吉岡三郎重直實重弟ヲ鎌倉下向当地領之△、同洪谷平太重尚同又次郎重松、同平次郎行重、同次郎左衛門重實、同出羽守公重、同出羽守重義、同遠江守久重、同播摩守徳重、同遠江守重慶、同常陸守重貴、同伊勢守重武、

同河内守良重迄領之、而永祿九年斷絶、其後島津左衛

門督歳久、其後北郷左衛門時久入道一雲、其後島津圖

書頭忠長、已來代々住之、

一 塚田畷在求名村、古昔境田氏守之、

一 古畷在平河村、唱〔石明〕城、由緒不詳、

一 求摩陳在求名村、永祿十二年五月廿五日、自守護方美長

野城、往古祁答院ノ内、今淵州曾木ニ属ス、此時相良家球ノ兵卒陣営場也、

一 新城〔上田〕村、由緒不詳、

一 長岡畷上古大前氏格護之城也、中古渋谷蘭甫ト云人

令住居ト云々、蘭甫ハ良重ノ父重武ヲ云カ、

一 轟原畷長岡畷取添也、由緒不詳、

一 湯田畷上古大前氏格護之城ニテ、富光氏當院郡司笈

淵氏一族守之、永祿ノ比、富光信濃守大前道家・同駿

河守道能等守之、〔祁答院記ニ、上古ヨリ富光氏代々守之云々、道家無子、當院ノ地頭渋谷伊勢守重武ノ弟常陸守

重清ノ孫子駿河守為養子、号富光駿河守道能、是信濃守智ニテ、湯田村ノ領主ナリ、子孫蒲生郷湯田氏ナリ、今高岡ニ富光氏アリ、一家ナリ〕

一 古畷在船木村、城主由緒不詳、渋谷良重家臣船木播广守・

同又八郎令居住歟、

一 一ツ木里在虎井村、文明十六年、為渋谷退治守護兵乱入

祁答院、此時渋谷方水井五郎被討早ル、名井・水井何レカ是ナルヤ

於此所挑戰之亘旧記ニ有リ、

〔島津忠昌譜中〕

文明十七年二月十九日、東郷右馬允發軍勢於祁答院、於

一木致合戰、名井五郎一人討取、將引退、祁答院〔重慶〕付送、

而於山田又有合戰、互自身取太刀散火競戰、今度者東郷

打負、兒玉越中守・同五郎右衛門尉被討捕畢、

同日、加治木右衛門佑・日置美作守自横川至祁答院、發

軍勢將引退、祁答院衆付送而為合戰、加治木之軍敗、而

一族枝次民部少輔・同彦二郎・鍋倉五郎右衛門尉共三輩

被討取、而引退畢、

〔湯田村古城由緒調中〕

大前源道嗣——大前道重——大前道全

信濃守——應永ノ比居城、文明比居城、

富光信濃守道家——富光駿河守道能

永祿ノ比、本姓渋谷氏、

此子孫蒲生士湯田氏——一族高岡富光氏也、

〔文明記〕

〔顛注〕「文明十六年」

二月十九日、匠作・入来院下野守・吉田治部少輔祁答院  
蘭牟田之城ニ押寄て云々略、同日、東郷右馬允祁答院江  
勢を遣而、於一木合戦で勝利を得、敵一人名井五郎打取  
テ引退く処ニ、祁答院衆重度付送りて、於山田又合戦有  
り、相互ニ自身太刀打有而、此度ハ東郷切負而、兎玉五  
郎右衛門被打而、同日に加治木左衛門佐・日置美作守横  
川より祁答院江勢を遣而引退処を、長野衆付送而合戦す、  
祁答院衆得勝利、加治木親類枝次民部少輔・同藤次郎・  
鍋倉五郎四郎・山下三郎四郎四人被打而引歸る、同廿六  
日ニ高尾野より東郷衆得勝利、穂北父子打留、同晦日、  
斬〔帖佐〕匠作平山江被歸云々、

〔國史忠昌譜中〕

文明十七年三月十七日、島津三郎太郎重久自出水引兵而  
西、明日、下湯田城、二十日、下水引城、重久國久之子  
也、重久見上八年、旧譜作忠興、非也云々、忠興重久  
子、生於文明十八年云々、湯田村有古城墟云々、

〔纂考〕

松尾城 康應の頃、渋谷氏一族渋谷二郎三郎義鎮當城に

在り、永祿中、大隅蒲生の城主蒲生範清渋谷良重に黨し、

島津貴久に反く、弘治三年四月、範清落城して宮之城に

来り、良重に寄寓す、良重扶助を加へ當城に居らしむ、

永祿十二年己巳五月、貴久諸將に命して祁答院新兵衛か

曾木長野城を攻む、此時範清渋谷旗下の將として援兵に

来るといふ、

推込 推込ハ地名にて、川内川筋にあり、渋谷出羽重茂

の時、大重恵四郎出水より来て下之城を攻む、戦利あら

すして、悪四郎及一族二百余人此所に溺死す、故に推込

の名を得たりとぞ、

〔地理志〕

松尾畷 在虎井村、上古斧淵家・渋谷家等之持城也、弘治三

年四月廿日、蒲生越前守茂清蒲生落去ノ後渋谷河内守良

重ヲ憑退去、居此畷云々、

〔纂考〕

轟原城 大前氏居城なりといふ、由緒詳ならず、

旗の尾 豊関白此所を通行の時旗を留めし跡なるか故に  
名を得たりとこそ、其跡今猶残れり、

諏方之原 此所にて島津歳久歩兵豊関白従軍の騎兵六人  
を討捕しといふ、事ハ上章ニいへり、

牛渡瀬 舟木村の中にて小川なり、下流ハ川内、川に入る、歳久の歩兵

豊関白の斥候五十二騎を追入れし跡なりといふ、此外古  
城跡數ヶ所ありといへとも事蹟詳ならず、

新城 平川村にあり、渋谷遠江久重居城と云傳ふ、由緒  
詳ならず、

〔地理志〕

一遠見星 永祿ノ頃、従守護方為渋谷家退治責入祁答院  
之時、軍衆籠此星、祁答院之凶徒ヲ防ト云々、

〔宮之城名勝志調〕

推込大川筋 渋谷家七代出羽守重茂代に、大重悪四郎出  
水ヨリ軍兵を卒して平川・白川の両所に陣を取り、下の  
城に乱入す、されとも大重方軍利なふして悪四郎戦死、  
一族二百人大道院の下大川筋推込といふ所に水に溺れ死  
す、重茂手には戦死するもの白川清鑑入道・鳥取長門守・  
東郷出雲守・時吉太郎次郎・長吉彦五郎・蘭牟田主計な  
りと傳ふ也、

古城 本城を富岡といふ、繫の城所々ニアリ、一ニは鶴  
ヶ城・高城・弓場ヶ城、往古大前氏之ヲ築ト云、壽永ノ  
比富岡備前守大前道秀居城富岡と云、元應二年ノ比大前  
家時吉孫太郎入道居城ト傳フ、其後渋谷氏支配ニテ、上  
城ト唱フ、又西岡トモ云、

湯田原 假屋ヨリ子丑ノ方五十一町二十二間

應永ノ比、渋谷河内守重延ノ時、祁答院ノ神主種子田伯  
耆守出水へ差越シ、溝口一家ヲカタラヒ重延ヲ襲ハんと  
するによつて、渋谷龜徳軍士八十騎を引卒して湯田原へ



打出、人馬を休めケルニ、時吉長門守後より責来て挑戦し、終ニ龜徳戦死と傳ふ、

境田城求名村  
上境田 往古越智氏境田左門居城ト傳フ、境田門農

民子孫ト云、眞幸吉田士境田仲太夫モ此一流ニテ、十一月廿二日ヲ以城主ノ祭祠アリ、

古城上ノ城  
下ノ城 求名村  
黒鳥 古城三全村  
上村 廣橋

球摩陣全村麻川内 古陣全村永野通路

陣ノ尾全村溜池

右五ヶ所由緒詳カナラス、

古城平川村  
雨瀬 椿之城ト唱フ、由緒詳カナラス、

古城平川村  
悪四郎原 溜柄之城ト唱フ、由緒全、

新城全村  
觸園 往古渋谷遠江守久重居城ト傳フ、宮坂ト云所ニ

供養石アリ、永享二年三月十一日、法名利翁行勇大居士トアリ、

悪四郎石 渋谷出羽守重茂代ニ、大重悪四郎ナル者出水ヨリ軍兵ヲ卒シ平川・白男川ノ間ニ陳ヲ取ル、悪四郎虎居村推込ニテ戦死ス、原中ニ古塔アル、明徳中建中ノ塔ト旧記ニアリ、

「地理纂考」

八幡神社湯田村

奉祀 應神天皇 神功皇后 玉依姫 建内宿祢

社傳に、壽永年中祁答院の惣鎮守に鶴岡八幡を迎祭すといふ、文明三年辛卯仲冬再興の棟札を蔵む、内陳に太刀・鎧其外武器を納めたり、祭日に神輿川内川の上流なる川原に濱下の式ありて、神官宝劔二振を奉して神輿の左右に扈從し、或ハ神幣を捧げ、或ハ神舞を奏す、是日詣人甚多く、或ハ門外に市店を構へ、遠近より男女老若群參す、

○宝什 太刀二口 一口備前  
兼光在銘、鳥津義弘朝鮮出陣の時の奉納、一口ハ無銘、相傳へ  
青江作とす鳥津歳久奉納、○三十六歌仙額一枚 裏に天正九年辛巳五月十六日奉寄進鳥津左衛門督歳久と記せり、○鎧四領 一領ハ義弘朝鮮渡海の時の

奉納、一領ハ中納言家久朝鮮渡海の時の奉納、一領ハ島津歳久奉納、一領ハ北郷長千代丸奉納といふ、鎌鏝一柄 義弘奉納、銀幣 歳久室奉納、怒狨カウネコ 文明十一年とありて以下分明ならず、神輿 應永云々地頭洪谷 遠江久重と記したり、

〔宮之城名勝志調〕

再興棟札、文明三年辛卯仲冬六日、大檀那平仙千代殿次重續云々、天正十三乙酉八月、大檀那藤原朝臣歳久并女云々、

若宮八幡ハ、往古壽永元年壬寅後藤兵衛尉實元・餅田太郎左衛門尉関東鶴ヶ岡ヨリ正躰ヲ守下ルト云々、

〔地理纂考〕

白山神社求名村 奉祀詳ならず、祭日十一月十八日、棟札に「再興也」  
「大施主藤原定房并女云々、源有安敬白とアリ」  
明應十年卯月九日とのミありて、創建審ならず、

〔地理纂考〕

箭武佐神社求名村 同村にあり、奉祀詳ならず、例祭十一月五日なり、棟札に大永五年霜月建立とあり、

〔祁答院記〕

境田城求名村 境田氏此城ヲ守ルト云、

求摩陣求名村 永祿中守護方ヨリ長野城ヲ責ル時、相良家ノ軍士陣所ト云、

〔地理纂考〕

山神社求名村 同村にあり、奉祀大山祇命、祭日十一月七日、天文二十四稔重建の棟札を蔵む、

〔宮之城名勝志調〕

若宮八幡虎居村一ツ木ニアリ、祭神四座、仁徳帝及其妹神ナリ、正躰鏡・金佛各四躰、祭日十一月八日、洪谷領ノ時、大井某関東鶴岡八幡宮ヲ守下リ勸請ス、棟札ニ、延徳二年庚午年潤八月十五日、大檀那平朝臣重慶并女云々、再興棟札、慶長十年乙巳十一月吉日、藤原朝臣忠長・同忠倍

云々、

立神大明神虎居村宗功寺境内 祭神吉岡三郎重直靈、神躰十一面觀

音金像ナリ、祭日九月十九日、宝治二年、重直関東より下向ス、三代渋谷又二郎重松永仁年中重直ノ靈ヲ甫立ト

云所ニ勸請すと云、正徳中日田部博綱カ所撰之由来記に詳なり、天文九年棟札ニ祁答院常陸守・同大和守トミユ、

〔地理纂考〕

菅原神社 屋地村にあり、例祭八月廿五日、木像の背に、應永六年三月吉日、施主愛遠、作者正勤と記せり、

〔宮之城名勝志調〕

鬼丸大明神虎居村 祭神渋谷伊勢守重武靈、神体甲冑ノ木像、長刀を持、重武ノ子河内守良重建立す、永禄中棟札、

大檀那高城筑後守平重次・吉田右馬助息長清興、堂座主權少僧都頼尊云々、

船木村 渋谷良重の代舟木播广守領主とあり、

箭武佐大明神求名村谷常陸守 建立棟札、大永五年霜月、大檀那平重貴云々、

山神求名村麻野谷河内守良重也 再興棟札、天文廿四稔、當院主宰平良重〔洪〕殿云々、

〔名勝志〕

松尾神社 屋地村にあり、領主仮屋を距ること辰巳方五拾間餘、宮之城ハ島津圖書久僞の領分にして、仮屋ハ屋地村にあり、祭神一座、大己貴命、祭十一月十五日、

勸請年月詳かならず、圖書久竹此地に誕生し、生土神なるゆへ、宮殿を再興して一郷の惣廟となす、

〔祁答院記〕

松社 宮城本丸ノ名也、此ハ則良重之死地也、仍建灵社崇松社、中古迄社頭有ト云、

額娃殿石芝邊ニアリ、此處ヲエトカホキト云、古老ノ云傳シハ、

昔於斯合戦アリ、額娃氏ヲ此ホキニ追ハメ討取タル所也、仍エドノホキト云、古塔アリ、明徳中建タル銘アリ云々、

〔名勝志〕

若宮八幡 湯田村にあり、領主仮屋より丑寅方凡壹里、

祭神四座、鶴岡八幡宮に同じ、祭數度、正祭九月廿五日、壽永年中鎌倉

より守下りて勸請し、正祭、九月廿五日、壽永年中鎌倉

文明三年辛卯仲冬再興の棟札あり、内陳に太刀・鎧其外

武器を納む、正祭にハ神輿に遷し、神樂を奏し、二王門

外川原に濱下りあり、社官四家職司後藤氏、大宮司山口氏、今

に存在す、別當を金興山真蓮寺清淨院といふ、八幡宮の

右脇にあり、真言宗坊津一乘院の末にして、開山權大僧

都忠喩、遷化年月傳ハらず、本尊不動明王、立像、開基年月詳かならず、

脇坊四ヶ寺宮司坊・松下坊・金藏坊・常泉坊二王門内にあり、今廢す、

〔祁答院記〕

若宮八幡再興棟札、文明三年辛卯仲冬、大檀那平松千代

殿次重續、大工願主橋口彦三郎、

御輿ノ銘ニ、應永中當院地頭渋谷遠江守久重寄進云々、

本尊箱ノ銘ニ、山門平家全同千代龜丸十一歳、明應六丁巳十二月

七日、當檀那平朝臣重慶云々、

再興若宮八幡棟札、天正十三乙酉八月吉日、大檀那藤原

朝臣島津金吾歳久并女、本田掃部助藤原親辰云々、  
仁王ノ銘、慶長九甲辰卯月、貴島主膳正種貞云々、

(地理纂考)

穴川アナカハ 水源太良郷長野村に発し、數里を經、當邑時吉村

と佐志郷との境にて川内川に入る、

豊川トヨカハ 水源當邑船木村の山中に発し、虎居村に至て川内

川に入る、

船木川

水源二所有り、共に宮之城旧牧内より発し、二

水合流し、船木村に至て川内川に入る、

中福良川ナカフクラカハ 水源二所有り、一源ハ當郷求名村グメウに発し、一

源ハ太良郷長野村に発す、兩水合流して、鶴田神崎村に

入り川内川に會す、

轟之瀧 當郷虎居村と時吉村との境にて、大瀧なり、水

源諸縣郡飯野郷及び肥後の山中より出て、則川内川の上

源諸縣郡飯野郷及び肥後の山中より出て、則川内川の上

源諸縣郡飯野郷及び肥後の山中より出て、則川内川の上

源諸縣郡飯野郷及び肥後の山中より出て、則川内川の上

流なり、里俗宮之城轟と称す、此所曾木瀧より六里下流にて、其間に激流多しといへとも、更に此轟に並ふ所なし、左右ハ巖壁にして水面まで高三丈許、屏風を建たるか如し、横幅十五六間、長六七町、其急流斜にして、上下の高低相反する事二十余度に及へり、激浪雷の轟くか如く、其色雪に似たり、舟を下すに其迅速なる事一瞬目の間にて、熟練の者に非されハ過つ事ありとぞ、上る時ハ傍に支流ありて、其より上流に曳登る、久見崎の海口より漕船此瀑下までハ通ふといへとも、瀑上に至ることを得ず、便利ならざるか故に、往年島津久通宮之城古領主舟船の運送せむことを謀り、石を斫り岩を崩くといへとも、水勢壮大にして其功を遂す、然るを天保壬寅の年、藩吏相議して更に轟の大巖石を碎き、數年を経て其功を遂げ、今水上六里曾木の瀧下まで容易く舟船往來の自由を得たり、

上宮嶽 出水郷上宮嶽の東面なり、當郷及び出水・山崎・鶴田の諸郷に盤根して、此邊第一の高山なり、委しくハ出水郷の巻に出たり、

九尾野牧跡虎居村 周廻三里餘なり、往古此牧野の頂上に鉾

を建て牧神に崇めし故、鉾之尾とも称す、渋谷光重か孫

渋谷良重此地を傳領して始て此牧を建つ、渋谷氏亡ひて、

慶長年中島津左衛門歳久是を領し、牧馬ますく繁殖す、

島津光久追風と名付て秘藏せし名馬あり、此牧の産なり

しとぞ、

悪四郎石平川村 大重悪四郎軍兵を卒ひ出水より来て渋谷出

羽重茂を攻む、遂に虎居村推込に於て溺死す、其石塔な

りといふ、

物産

衣服 麻 此地の名産なり、世に宮之城芋(地産)と号して賞美

す、

器用 紙 皮鞋

鱗介 鯉 鮒 鰻 香魚 鱒 鰻 龜 鼈

飛禽 雉 鳩 鴛鴦

〔地理課川調帳〕

伊佐郡

宮之城郷

川南  
一北平川

求名村  
鶴田村

水源鶴田・求名ノ頭 ●ムジナツカ ●ニウ、ケ求名 ○川内村 ○下境田、  
大ヒラ 出水ヨリ 飯屋

鶴田 ○北ヒラヲ經テ、里程一里五分川内川通工入、  
浦川内

一 下湯田川

湯田村

水源鶴田郷神子村ヨリ里程三分ヲ經川内川通工入、

一 佐志川

屋地村

水源桑原郡栗野恒次村之内金山 高塚南北 ○山ケ野 ○九郎太郎 ヨリ

○石塚 ○大平山 ○又南 十三谷 ヨリ流出、伊佐郡永野村 ○新地 ○  
野山 ○八郎次ケ峠 皮木平 ○下別府 ○川上 流通、同大村北方村 ●ハチノムレ ○松八重  
廣村 ○木ノ下 ○黒島 尾カクラ ○小川田  
○舟迫川ト流合、又山ムタ 黒木村ヨリ水源流出 南方 ○大窪野  
○飯屋原 佐司村下ニテ流合、各一線ニ圓テ宮ノ城川轟原  
ノ下

ニ於テ里程四里川内川通工入、

一 小川三ツ里程五分ツ、

同村

水源麓ノ頭ヨリ銘々川内川工入、

一 古城川

同村

水源佐司 ○耳取池ヨリ ○中ノ ○白石 ○古城村 小川九ツ流合、  
○山ノ川 ○舟木村

里程一里三分川内川通工流入、

伊佐郡

宮之城

屋地村 平川村 終野村 時吉村  
求名村 船木村 湯田村 虎居村

一 古昔祁答院氏領之、永禄八年之頃より入来院彈正少弼

重豊領之、雖然 太守公發兵掠取之、

一 文禄四年より北郷氏領之、其後歲久領之、至嫡孫常久、

有故而去宮之城、

一 慶長五年十二月、忠長移此地、為采邑之地、

一 慶長十九年より島津下野 ∇ 守久元 △ 領之、為一所之地、

一時吉村 鎌田三郎左衛門春政 江賜當地領之、應永年間

也、

一 旧記ニ云、永禄八年乙丑正月十五日、祁答院良重女中

より殺害玉ふに依て、入来院又五郎 弼重豊也 両家を相続

ス、二月廿八日ニ有、

一時吉屋 在時吉村、  
上西岡と云、 上古唱上城、此畧者祁答院郡司大前

告

氏代之守之、元應之頃、時吉孫太郎入道道秀并支族、同氏彦二郎令居城、其後△洪谷河内守延重等守之、

一宮之城上古名虎井城、中古下城、今為宮之城、上古より時吉氏守之、康治之

頃時吉氏大前道助已來守之、建久之頃、二弟祁答院又太郎

大前道秀守之、從寶治二年頃祁答院吉岡三郎重直二弟

▽鎌倉下向当地領之△、同洪谷平太重尚、同又次郎重

松、同平次郎行重、同次郎左衛門重実、同出羽守公重、

同出羽守重義、同遠江守久重、同幡广守德重、同遠江

守重慶、同常陸守重貴、同伊勢守重武、同河内守良重

迄領之、而永祿九年断絶、其後島津左衛門督歳久、其

後北郷左衛門時久入道一雲、其後島津圖書頭忠長、已

來代之住之、

一堺田墨在求名村、古昔境田氏守之、

一求广陣右同村、永祿十二年五月廿五日、自守護方責長

野往古祁答院之内、今隅州曾木ニ属ス、城、此時相良家球广之兵卒陳営場也、

一古墨在平河村、(中為朝)、唱〔石明〕城、由緒不詳、

一新城上同村、由緒不詳、

一松尾墨 上古斧淵家・洪谷家等之持城也、在虎井村、(龍力)

弘治三年四月廿日、蒲生隅州之城主蒲生越前守茂清蒲

生落去之後、憑洪谷河内守良重退去祁答院、良重扶助(中此)而儉居墨、

一遠見墨 傳云、永祿之頃、從守護方為洪谷家退治責入

祁答院之時、軍衆籠此墨、祁答院之凶徒を防と云々、

一長岡墨 上古大前氏格護之城也、中古洪谷蘭甫と云人

令住居と云々、不知詳、田部姓政博云、蘭甫俗名洪谷

家系ニ不見得、良重之親父重武を云欵、居住當城欵と

云々、

一轟原墨 長岡墨取添也、由緒不詳、

一湯田墨 上古大前氏格護之城ニ而、富光氏當院郡司斧

淵氏一族守之、永祿之頃、富光信濃守大前道家・同駿

河守道能等守之、

一古墨在船木村、城主由緒不詳、田部政博云、洪谷良重家

臣船木播广守・同又八郎令居住欵、

一一ツ木里在虎井村、文明十六年、為洪谷退治守護兵乱入

祁答院、於此所挑戰之夏旧記ニ有、

〔地理纂考〕

黒木郷

島津主計久寶田食邑なり、始祖を島津豊後季久といふ、島津久豊第三子なり、豊州家と号す、初め大隅國帖佐を領す、文明十八年、十一代島津忠昌季久の子修理忠廉に日向國飢肥・福島を與ふ、忠廉より第四世豊後忠親伊東義祐等と屢戦て、永祿十一年、遂に其地を失ひ都城篠池に寓居す、島津義久忠親か子豊後朝久に大隅國平房・市成を與ふ、平房ハ市成の隣邑百引に平房村あり、是なり、朝久か子豊後久賀か時、寛永十一年、黒木に轉す、鹿兒島縣廳より亥方九里なり、東ハ桑原郡山田に隣り、南北大村に接し、西ハ佐志に接す、周廻五里二十四町二十(⑩ナシ)間、村落一黒木村、人員九百十七人、戸數二百二十一、

〔入来院氏藏文書〕

(頭註)應安七年ナリ

應永七年十二月廿一日、重茂在判、清敷殿宛、祁答院内

中津川名并黒木村事者、重茂雖為由緒、進所云々、

〔地理志〕

一古領主等不見旧記、文明十六年九月(⑩ナ)五日、為洪谷家退

治守護之兵馳屯此邊、放火在々、

一 ▽ ⑩寛永ノ比 △ 島津彈正太弼久慶領之、

一 寛永十一年戊七月廿二日ヨリ賜豊州家一所之地、代々領之、

30 〔入来院氏藏書〕

祁答院内中津川名并黒木村事者、重茂雖為由緒、依申談

子細候、(⑩選)遲進所實也、仍為後日之状如件、

〔(⑩水)應安七年十二月廿一日

(⑩洪谷)重茂 (花押)

〔應永ニアラス〕 清敷殿「彈正重長」

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二七六・六六八号文書ト同一文書ナルベシ)

〔祁答院記〕

黒木名 文明六年九月十五日、自守護方洪谷退治之軍兵

馳屯此邊、皆兵起燒拂此在所、文明記ニ見ヘタリ、

〔國史家久傳〕

寛永十一年云々、初島津朝久封於宮崎三百町、使日置越

後忠充等守之、忠充善射、多門人、中有與伊東氏有舊者、



道路流言、忠充貳於伊東氏、由是得罪於貫明公、朝久亦坐忠充事、去宮崎移居飯野、馬關田、平松、卒於朝鮮、子豊後守久賀嗣、松齡公賜久賀長野等千餘石地、久賀因遷長野、後為帖佐地頭職、復遷帖佐、又遷鹿兒島、至是改封於黒木郷、郡村高辻帳、帖佐郷有平松村、祇答院有長野村

〔國史〕

慈眼公時、増封彈正久慶大村・黒木・久富木・東俣、後以東郷代大村・黒木・東俣等、而領日置如故云々、

〔島津支流系圖〕

豊州家元祖

季久 — 忠廉 — 忠朝 — 忠廣 — 忠親

○豊後守朝久 — 久賀

〔元祖季久六世孫也〕

豊後守 豊前守

寛永十一年、賜薩州伊

佐郡黒木、

○久守 — 久邦

左近太夫 豊前守 二郎三郎 豊前守

○久兵 — 久智

内膳 實帶刀久元二男、 左近將監

○久中 — 久蔵

藤七郎 内膳 後久長 藤次郎

文化五年死、 内膳 丹波

○久宝 — 久典

藤次郎 主計 豊後 御城代 東次郎 隼人

母島津十太右衛門女

〔島津下総守常久傳中〕

慶長九年、黒木ヲ賜云々、

〔地理纂考〕

大王神社

祭神 大物主命

創建の年月傳はらず、當邑の總鎮守にて、正祭十一月八日なり、

菅原神社 元和五年建立すといふ、祭祀八月二十五日なり、

諏方神社 慶長五年建立とあり、祭祀七月二十七日、

〔名勝志〕

大王權現 黒木村に鎮座、領主同村にあり、黒木八島津内膳久丘の領分なり仮屋津内膳久丘の領分なりを距ること西方耆町余、祭神一座、神名詳かならず、祭十一月八日、勸請年月傳はらず、社司元山氏、

〔地理纂考〕

黒木峰 當邑第一の高山にて、群山の上に秀つ、土人入来郷八重山に其高類すといふ、

高峰山 餅上峰 當邑の地連山層嶂相接す中に黒木嶽に亜て高きハ此二峰なり、

長江瀑布 當郷と大村郷中津川南方との境にあり、大村の巻に詳なり、

〔名勝考〕

長江瀧〔同郡黒木郷南方村にあり、源黒木嶽より出て、大村郷中津川を經、この末佐志村に注ぐ、〕飛泉の落口に盤石オホイシあり、水之か為に派ワカれて二流となり、西に向ひて落る、其高さ一間三尺餘、横幅八間許、

此地紫尾權現あり、〔例祭九月廿一日・十一月廿四日なり、〕社僧神興寺の傳に秦徐福なりといふハ、熊野に徐福か祠あるより附會せしもの也、此弁ハ南島の末巻に著しぬ、

〔地理纂考〕

物産

藥品 金銀花 茯苓 瓜蒞實  
 樹木 杉スギ 樟クス 黃櫨ハシ 楮カチ 櫛カシ 椎シ  
 走獸 猪 鹿 兔  
 飛禽 山鷄ヤマトリ 雉キジ 鶉ウツラ 鳧カモ 鴛鴦ウツリ

〔地理課川調帳〕  
 宮ノ城屋地村佐志川ノ支川

一高柳川

黒木村

水源高柳左小(マ)へヨリ流出、又前平南ノ方ヨリ流出、取  
 合セ小川八ツ圓フテ里程一里七分五(本カ)リ流木川エ入、

伊佐郡

黒木 黒木村

一∇<sup>④</sup>寛永ノ比△島津彈正太弼久慶領之、  
 一寛永十一年七月廿二日より賜豊州家一所之地、代々引

次而領之、

一古領主等不見旧記ニ、文明十六年九月五日、為渋谷家  
 退治守護之兵馳屯此邊、放火在之(④)、旧記ニ有、

〔纂考〕

山崎郷

鹿兒島縣廳より西北十里にあり、當郷卯方大村、辰巳蘭  
 牟田、午方入来、未申樋脇、西方東(④郷)、戌方高尾野、亥方  
 出水、子方宮ノ城に接す、周廻十四里十八町二十四間、  
 村五(山崎村 久富木村 白尾(④男) 泊野村 二渡村)  
 百四十八、

一白男川村・泊野村・二渡村薩摩郡ニ属ス云々、

31 北郷氏藏書

返地目録

祁答院之内久富木村

高千三百六拾九石六合七夕

外数行略、「此全文平佐ノ条ニアリ」

文祿四年拾月七日

本田下野入道

三清判

伊集院右衛門太夫入道

幸侃判

〔時入道〕雲子「三入」

北郷宗次郎殿

〔祁答院記〕

山崎城 應永之頃、當院地頭渋谷出羽守重茂之三男右馬權頭重直為領主也、文明十六年九月八日、守護方渋谷退治之軍衆出張牧峯、文明記ニ見ヘタリ、

〔國史義弘傳〕

慶長五年十二月二日、増封島津忠長一千石、與前所食一萬一千石合為一萬二千石、註云、増封祁答院山崎村七百二十七石二斗餘、指宿十九町村二百七十二石七斗餘、合千石餘、

〔國史忠昌傳〕

文明十七年七月八日、公還自櫛間、祁答院重度<sup>①</sup>撫兵<sup>△</sup>據邑不從飮肥役、聞公歸鹿兒島也懼、乃使使謝公焉、曰、臣之罪甚多矣、幸若獲宥、使改事君、君之惠也、臣之願也、唯君圖之、公免之、因言、且俟後命、然後朝鹿兒島、二十三日、重度奄至、既而夜亡、逃歸祁答院、公

聞之曰、重度復反矣、當討之、八月十五日、公之谷山、

召島津國久・島津忠廉、與議軍計、島津忠廉・村田經安

※將兵擊祁答院、九月五日、<sup>②</sup>至入來、與入來院重豊・東郷

右京亮謀軍事、八日、前至山崎牧嶺而上、<sup>③</sup>十二日、島津

國久・島津友久等引兵至山崎、與忠廉・經安會、國久・

忠廉前至大村、軍馬比尾、十三日、次郎三郎忠頼引帖佐

兵至馬比尾、共攻大村城、<sup>④</sup>牧嶺在山崎郷、馬比尾讀曰麻巳呂、忠

頼忠廉之子也、十五日、友久・經安等皆會大村、兵合三

千餘騎、燔黒木・中津川等衆落、祁答院重度將兵八百軍

鋒尾、兩軍交射、而日置美作守引横川兵入長野、燔聚落、

祁答院兵擊之、美作守退、二十一日、國久・忠廉退反入

來、休兵兩日、二十三日、復攻祁答院、會鶴田兵據紫尾

大願寺、可三百人、忠廉等遣輕卒擊破之、二十四日、諸

將班師、<sup>⑤</sup>中津川村、屬大村郷、鋒尾在佐志郷、今称九尾、長野屬祁答院、

後属關州曾木郷、大願寺在鶴田郷、横川島津忠廉邑、大村・馬

比尾・黒木・中津川・鋒尾、<sup>⑥</sup>長野、並係祁答院所領地、

※(眞注) 〔入來・山崎・大村・黒木・鶴田

右郷々参考スヘシ〕

〔纂考〕

山崎城山崎村 宮之城通路川内川の上流に臨める一山なり、

往古大前氏太前氏の事ハ宮之城の城跡ニイヘリ所領なりしを、洪谷出羽重氏重茂祁

答院に封せられ、重氏第三男洪谷重直山崎を領す、文明

十七年九月八日、守護方の軍當城を攻めし時、牧峯當城より凡十六に屯して山崎城に對せしよし旧記に見ゆ、其後島津

町許ニアルハ文明記ナルヘシ貴久の威徳に服して洪谷か一族悉く降參す、天正十五年

丁亥五月、関白秀吉公平佐城を發し坂陣の時、川内川を

廻り當城に入る、時に島津歳久居城宮之城の形勢を窺ん

か為に軍士五十二騎宮之城に至る、歳久の歩兵二騎を討

取り、残兵山崎に走る、此時の事宮之城の巻に云り、山

崎まで宮之城より一里、平佐城より凡四里なり、

〔名勝志〕

上文略、洪谷出羽守重茂の三男右馬權守重直山崎村の主

となりて居住す、文明十六年九月八日、守護方洪谷退治

の時、軍衆牧峯に出張して山崎ニ對す云々、

〔地理志〕

一山崎壘 上古在國司入道大前氏支配之城ニテ、應永之

頃、山崎右馬權頭重直洪谷出羽守重茂三男守之、文明十六年九月

八日、守護之兵為洪谷退治發向此所、

一久富木村 山洪谷彦次郎重氏六代洪谷出羽守公重弟ナリ以來代々守之

△、永祿ノ比、久富木伊与守・久富木兵庫頭重全山良重

▽山守之△、天正ノ頃、久富木山城守重全ニ至リ家断絶、

一糟毛田 在久富木村、文永ノ比旧記、祁答院大村ノ郷糟毛

田郷ハ常陸國佐竹源八郎殿ヨリ車内殿東郷ノニ賣渡ト

有之、▽不知為何子細、△此時久富木村ハ大村郷ノ内

ト相見得候、

一簾之尾 秀吉公上洛之節為被立旗所也、

一鋒之尾 同人平佐ヨリ此思アツカシ涯ノ軍有之候、

一陳ヶ尾 同人陳營ノ跡存せり、岡カ行カ

※(行間)

「洪谷四ヶ所ノ清色ヲ以テ畔ク、應永十八年、元久軍衆ヲ率ヒ

其地ニ到リ、陣營ヲ鋒ノ尾ニ構トアリ」

〔祁答院記〕

久富木城 祁答院地頭洪谷出羽守公重之舍弟彦二郎重氏

為當村領主、子孫代々守城、永祿之比領主兵庫守重全者

(御頭)

良重代ノ家老也、天正之比有久富木山城守者、修兵家繼

與、發名譽、法名前山城守遠岳久居士、天正四年三月

吉祥日、文永・弘安比之旧記、薩广國祁答院糟毛田郷并

宗三郎入道親跡之事、親父重春之所領ト有之、亦糟毛田

郷常陸國佐竹源八郎殿ヨリ車内殿ニ賣渡ト有之、渋谷家私文書

ニ曰、車内者東郷家渋谷氏也、重春者祁答院之祖渋谷彦

二郎重春也、元亨ノ比ノ人、又古へ東郷之一族ニ糟毛田

ノ称号アリ、

〔國史〕

慈眼公時、増封彈正久慶大村・黒木・久富木・東俣、後

以東郷代大村・黒木・東俣等、而領日置如故、

〔纂考〕

久富木城久富木村 當邑の旧記を按するに、昔時渋谷出羽公重

弟彦次郎重氏久富木村の領主にて、當城に居住し、久富

木を以て氏とし、天正の頃に至り久富木山城重金城主と

見ゆ、

〔名勝志〕

○永祿中、久富木兵庫頭重金ハ家嫡河内守良重の家老ト

祁答院記に見へたり、

〔纂考〕

松尾城 久富木城の南に續きて、土人久富木を本城とい

ひ、當城を小城と呼ぶ、境内久富木に比すれハ稍廣し、

〔纂考〕

牧峯 山崎・久富木両村の境にあり、文明十七年の秋、

守護方の軍山崎城を攻し時、島津修理忠廉陣營にて、即

前の山崎古城の条に云る牧峯是なり、

※ 高城二渡村 渋谷氏一族東郷氏重第七男東郷六郎居城なり、

六郎後に二渡を以て家号とす、

※ (頭注)

「高城 名勝志ニ北原安藝守ナルモノ守ルトイヘトモ其時代ヲ

詳カニセストアリ」

※白男川城 白男川村にあり、東郷氏重第五子白男川次郎

四郎居城なり、「〔〕 祇答院記ニ、古者東郷ノ内、中古祇答院領ナリ、白男川氏ハ東郷城主渋谷又二郎武重入道覺禪カ末子白

男川村ノ領主トナル云々」

※（頭注）

「古城ノ山上ニ白男川殿墓ト云傳ヘ古塔アリ、子孫鹿兒島上町

人ト云々」

栗脇城 同村にあり、事蹟詳ならず、

〔地理志〕

古墨〔〕在〔〕白川〔〕白川村ハ往古東郷〔〕薩摩〔〕之地、中古為祇答院家

領也、古領主白男川氏ハ渋谷又次郎武重入道覺禪〔〕東郷〔〕城主末

子ニテ、初テ領當村、〔〕弘安・正應ノ比歟、

〔島津忠昌譜中〕

文明十七年九月五日、修理亮・村田肥前守先令越山于入

来、而與下野守・東郷右京亮俱凝評議、同八日、以為吉

日、發出于山崎之牧嶺、而令向軍兵於久富木・山崎之兩

所、同十二日、集勢於山崎、薩摩守・修理亮者越山于大

村、其夜者以號馬〔〕比尾〔〕之地為假陣、而待帖佐軍勢之至、

于時島津二郎三郎令引率隅州面々、至于大村之最口、雖

然風雨猛烈、故不得通融、翌日十三日、兩所之軍勢共為

一所、懸野伏於大村城、其間構陣、同十四日、自大村城

裏敵勢二百有餘令發出、欲討雜兵之往還、于時帖佐之軍

令進發、大村之敵二人討捕畢、同十五日、大村之寄手共

為一所、都合三千餘騎、黒木・中津川其外在々所々令放

火、祇答院其勢八百許馳越於鋒尾、雖對面、唯有矢軍無

合戰、同日、日置美作守自横川至長野、發軍勢令放火、

于時祇答院以多勢發出之時、故地下勢共競進付送、於所

々致合戰、日置助四郎其外横川勇軍等碎手防戰、故敵味

方蒙疵者數十人也、○同廿一日、大村開陣、而如入來被

引退、于時敵軍二三百人雖付送、武略勇氣共以賢哲、故

無恙悉引退畢、

〔文明記〕

去程ニ、祇答院ヘ一勢可被遣由忠昌様被仰出テ、〔〕文明十七年八月十日

二日、於谷山方々被召寄御談合有テ、九月五日、先匠作〔〕六日

村田肥前守如入來院被遣テ、同八日、久富木名ノ内牧ノ

峯へ被打出テ、同十二日ニハ相州友久ヲ大将トシテ祁答

院山崎ニ篠立有リ、薩摩守・同三郎太郎・同三郎九郎・

同中務太輔・匠作・同二郎三郎ヲ始トシテ、其外諸勢大

村ノ如ク被打越、其夜ハマコロヒノ松尾ト云處ニ被成在

陣テ、同十三日、大隅衆ニ取合テ、大村ノ古城ニ陣ヲ取

ル、同十四日、城衆少々出合テ防ク處ヲ、帖佐衆馬ニ掛

分テ貳人敵打取ル、同十五日、山崎ニ篠立セラレタル人

數モ大村江一處ニ成合テ、都合其勢三千餘騎ニテ陣ヲ取

テ、黒木・中津川・敷部其外所々ヲ放火シテ、同廿一日、

開陣有テ、入来院ノ如ク打掃テ、同廿二日ニ東郷ノ内山

田ニ打越テ、同廿三日、祁答院ノ内平川村ニ打出、川ヨ

リ西ハ無残處様ニ被仕拂テ、同廿四日、各在々所々ニ打

掃リ畢、

〔地頭系圖〕

伊佐郡

山崎

野村美作守利綱

天正己前カ、

此利綱モ兵部少輔ト云シヤ、左アレハ、利綱・良綱二代山崎・平佐地頭

ニ補セラレ、利綱天正ノ比ニ當ルヘシ、  
疎考

野村兵部少輔

天正八年比、良綱コトカ、  
ト大概記ニアリ、  
平佐地頭

野村美作守良綱

利綱ノ子也、山崎・平佐地頭トアリ、

岩切六右衛門

平田藤右衛門宗則

寛文初比カ、

吉利仲次郎久良

渡邊勘左衛門

明曆三年九月十八日ヨリ寛文二年迄、

堀四郎左衛門興延

入道宗勲 吟味役、寛文二年二月晦日ヨリ定、  
同三年迄、

五代勝左衛門

寛文三年十一月七日ヨリ定、同四年十二月迄、  
自系モコレ

土持左馬權頭盈信

寛文五年二月二日ヨリ定、同八年十一月ヨリ  
日迄、  
或四年十二月ヨリ

菱刈孫兵衛重敦

初左京亮、寛文九年六月ヨリ定、異本八年十二月  
二十日ヨリ同十一年十一月迄トモアリ、  
系圖ニ八年トアリ

相良與左衛門長種

李助長貞ノ弟、寛文十一年亥三月三日ヨリ定、  
異本十年十一月ヨリ延寶二年迄、

新納喜右衛門久行

初甚兵衛、久盛、京大坂藏奉行・御用人、延寶  
二年二月ヨリ定、天和三年迄、

諏訪仲左衛門兼郷

兼利ノ養子、實弟也、吟味役・御使役也、天和  
三年三月ヨリ同四年迄、

伊東六右衛門祐章

御納戸奉行也、貞享元年九月ヨリ同五年迄、

芦谷内藏之丞

御船奉行也、後仕、寛陽公、御近習、貞享五辰九月  
五日ヨリ元禄八年迄、

赤塚源太左衛門

元禄十年正月二十五日ヨリ定、異本九年十一  
月ヨリトモ、

西八左衛門

寶永二酉九月三日ヨリ、



〔地理纂考〕

飯富神社イヒトミ 山崎村

奉祀 倉稻魂命

創建の年月詳ならず、祭日にハ闔村より祭祀をなし、大鼓踊を興行す、拜殿に飯富大明神五字の額を掲ぐ、例祭十一月十日・七月十日なり、

稻荷神社イナトミ 山崎村 奉祀倉稻魂命 正徳三年再興の棟札に、初

め當郷城山の側にありしを、野火の災に罹り此所に改建せしよしを記せり、例祭十一月十八日なり、

稲富神社イナトミ 木村

奉祀 倉稻魂命例祭七月二十三日

天正年中久富木城主久富木山城守造立のよし、元禄十年再興棟札に記せり、山城守ハ即下の久富木城主に久富木山城重金と見ゆ 是なるへし、毎年祭日に大鼓踊を興行す、

〔地理纂考〕

諏方神社イナトミ 木村

奉祀 建御名方命 事代主命

享保十四年マ丁未八月再興の棟札に、久富木邑之寄主渋谷重受之代、應永三十癸卯年、始草創於此村と記したり、重受ハ、當郷の旧記に渋谷公重弟次郎重氏三世の孫次郎太夫重受とあり、祭日七月廿三日、土民大鼓踊を興行す、

〔名勝志〕

飯富神社 山崎村に鎮座、地頭仮屋をさること卯方壱町余、祭神倉稻魂命、正祭十一月十日勸請年月詳ならず、拜殿に飯富大明神五字の額を掲、社司鮫島氏、

〔地理纂考〕

同郡

山崎郷

上宮嶽泊野 此峯鶴田郷シビ紫尾山の頂きにして、當郷及び出水・宮之城・鶴田郷の四郷に分界す、巔に上宮神社ありて出水に属す、巔の辰巳の方八町許山下の地名を宮床と呼へり、當郷の内にて、往古此處にも上宮社鎮座ありし

と云り、上宮社の事出水郷の巻に詳なり、

牧峯マキミネ 山崎・久富木両村の境にあり、文明十七年の秋、守護方の軍山崎城を攻し時、島津修理忠廉陳營にて、即前の山崎古城の条に云る牧峯是なり、

〔祁答院記〕

〔頭注〕宮ノ城久富

一糟毛田久富 木村 文永ノ旧記ニ、祁答院大村ノ郷糟毛田之郷

ハ常陸國佐竹源八郎殿ヨリ車内殿ニ賣渡サルト有リ云

々、

〔地理纂考〕

物産

衣服 麻 煮拔芋ニコキマ及ひ鐵引カナヒキを製す、

藥品 枳實(地産) 金銀花 茯苓

飛禽 雉ヤマトリ 山鷄ヤマトリ 鵠カキ 鶺鴒セウリン

走獸 野猪 鹿 兔 貉

鱒ニギハヤヒ 鯉 鮒 香魚ウナギ 鰻ウナギ 龜 鱈

〔地川〕

花卉類 山茶ツバキ 久富木村にあり、其花大にして葩紅く、

其莖シジ白く、甚艶美なり、土人法圓寺山茶と号す、往古此所に法圓寺といへる寺ありしに因て名を得たりとぞ、

〔地理課川調帳〕

川南 一久富木川

大村 同 山崎 同 通ノ村方 上手村 下手村 久富木村 山崎村

佐司 田原村 藺牟田村

水源大村上手村ノ内 ●勝利塚 ●中間 ●サヤノウト及 佐司田原村

●耳取山ヨリ ●川内野、下手村 ●仕明ニテ吐合、又同村 ●マコロヒ

○大窪 ○藤木 ○金本川 流合、久富木村、山崎村ヲ經、里

程二里八分流川内川通エ入、

川北

一白男川

水源泊野村 ●枚野ヶ村山 出水滝ヲ落、 ●市野々 ●泊野 ●御腰野

●袋井野 ●鍋田 ○川口ヲ 經テ里程三里二分五リ流レ川内川

通入、

川北

一二渡川

二渡村

水源●カラス山●鷲山  
高城ヨリ 二渡村ヲ經、里程五分流同、

伊佐郡 久富木村 山崎村 白男川村薩戸郡之内ニ有

泊野村上同、二渡村上同、  
山崎

一久富木村 久富木洪谷一族氏代々知行之、永祿之頃久富木伊与守、天正之頃久富木山城守重全ニ至り家断絶、

一糟毛田在久富木村、文永之比旧記、祁答院大村之郷糟毛

田郷ハ常陸國佐竹源八郎殿より車内東郷家を差而云云、殿内ハ東郷之本名也ニ賣渡と有之、不知為何子細、此時久富木村ハ大村郷之内と相見得候、

一簀之尾 大閣秀吉公上落洛カ之節被立旗たる所也、

一鋒之尾 右同人平佐より此思アツク進行軍有之候、

一陣か尾 右同人陣営場所ニ而、其跡存せり、此三ヶ所岡カ

何方郷之義不詳、追而可考、

一久富木村④在久富木村、洪谷彦次郎重氏六代洪谷出羽守公重弟也已來代

々守之、永祿之頃、久富木兵庫頭重全④良重④守之△、

天正比、山城守某守之、

一山崎 上古在國司入道大前氏支配之之城④ニ而、應永

之頃、山崎右馬権頭重直洪谷出羽守重茂三男守之、文明十六年九

月八日、守護之兵為洪谷退治發向此所、

一古墨④白川村④在り、白川村者往古東郷薩戸郡之地、中古為祁答院

家領也、古領主白男川氏者洪谷又次郎武重入道覺禪東郷城主

末子初而領當村、弘安・正應之比歟、

〔纂考〕

大村郷

鹿兒島縣廳を距る事北方十里十八町、午方蘭牟田、申方

山崎、戌方宮之城、子方佐志、寅方黒木の五郷に接す、

周廻七里三十一町三十六間、村落四南方村 北方村 上手村 下手村、人員三

千三百三十一人、戸數七百六十七、

〔地理志〕

一島津彈正久慶領之、後東郷御操易、大村外城ニ立、

一應永之頃洪谷又次郎諸重遠江守久重三男也已來子孫領之、

〔旧記〕

文明六年云々、祁答院分、大村・波形・鶴田・山崎・久富木、

氏久・元久両公ノ家老

〔國史〕

慈眼公時、増封彈正久慶大村・黒木・久富木・東俣、後以東郷代大村・黒木・東俣等、而領日置如故云々、

〔纂考〕

大村城 一名を永福城と呼ぶ、初め大前氏の居城にして、

※康永の比大村太郎居城と旧記に見ゆ、宝治二年、早川次

郎實重兄弟五人鎌倉より薩摩に來り、東郷・高城・祁答

院・鶴田・入來院を分領し、大前氏と合戦數年に及び、

大前氏遂に勢ひ衰へ、早川か一族祁答院を一統し、同族

大村又次郎諸重を大村の城主とす、諸重ハ渋谷遠江久重二子なり諸重子洪

谷駿河重知同族と心を合せ、其勢強大にして四境を侵掠

す、島津元久屢兵を發すといへとも服せず、又文明十七

年九月、元久兵を發し當城を攻む、戦ひ利あらずして軍

を班す、

※(頭注)

〔祁答院記ニ、氏久公御代、大村氏依為國一揆有御退治、跡城

者有故本田方格護也、山田聖榮自記ニ見ヘタリト云々〕

〔平田氏系圖〕

親宗

新左衛門尉 入道玄親 祁堂院ノ大村ノ城主

〔地理志〕

一應永ノ頃ヨリ渋谷又次郎諸重守之、氏久公御代、大村

〔古城主由来記〕

祁答院

祁答院又太郎道秀

忠久公の時令居城也、其元大前氏より出たり、此一流上

古より祁答院郡司を勉めし也、又太郎道秀か先祖は、近

衛院御宇康治の頃、時吉大前氏道助か所領祁答院の内中

津川名を譲り渡すと書たる旧記有て、御當家四代之守護

忠宗公御代、時吉孫太郎入道・同弟彦次郎など、いへる

者令居城、皆祁答院郡司道秀か一流なり、

駿河守重知諸重男依國一揆之張本御退治及落城、賜本田

也、文明十七年九月十三日、太守公被責之、

一中津川 右大村城攻之時、於此所迫合有之、

「山崎郷ノ牧峯・久富木等ノ説文明記ニ見ユ、大村ノ事由モ參照スヘシ」

〔國史忠昌傳〕

文明十七年八月十五日、公之谷山、召島津國久・島津忠

廉、與議軍計、公將討祢答院、乃之谷山、召國久・忠廉而謀、當時必有以也、島津忠廉・村田

經安將兵擊祢答院、九月五日、行至入來、與入來院重豊・

東郷右京亮謀軍事、八日、前至山崎牧嶺而上、④止十二日、

島津國久・島津友久等引兵至山崎、與忠廉・經安會、國

久・忠廉前至大村、軍馬比尾、十三日、次郎三郎忠頼引

帖佐兵至馬比尾、共攻大村城、大村城遺墟在下手村云々、忠頼忠廉之子

也、十五日、友久・經安等皆會大村、兵合三千餘騎、燔

黒木・中津川等聚落、祢答院重度將兵八百軍鋒尾、兩軍

交射、而日置美作守引横川兵入長野、燔聚落、祢答院兵

擊之、美作守退、二十一日、國久・忠廉退反入來、休兵

兩日、

〔纂考〕

新城 此地大村城より巳午方諏方山及溪流を隔たり、里

民渋谷河内良重居城なりといふ、今に濠塹の跡或ハ礎の

類存せり、良重ハ渋谷五家の一にて、祢答院氏十四世なり、

松尾城 四方懸崖にて、西南ハ川に臨ミ、東に高岡あり、

山上縦横三町許、今日田なり、城主詳ならず、

〔地頭系圖〕

伊佐郡

大村

比志島美濃守國守入道玄心 永祿十年比、初義貞 彦三郎 源左衛門ト云、

白濱周防守重政 東郷周防守二男也、近侍 貴久公 義久公、天正十五討死云々、

澁谷次郎左衛門重治入道伴松 重政子、天正八年比、初白濱ト号ス、

菱刈半右衛門重榮 寛永十年、轉馬越補大村、京都・大坂藏奉行、同十七年十月死去、

毛利肥前元親 初内膳 實覺右衛門元房弟にて養子、御兵具奉行、御船奉行・御支配奉行等勤

有馬次右衛門純生

諏訪采女兼延 御使役、承應元年三月ヨリ、

樺山長門守 明曆四年九月十日定、忠重ナルヘシ、

川上左京久虎 寛文八年九月十日定、

岩切彦兵衛 延寶八年申八月十二日、

村田平右衛門經寧

(堀力)  
平内左衛門純辰、實(堀力)養子、實(堀力)四郎左衛門貞延二男也、大坂藏奉行・御用人等勤、貞享三年九月二十七日ヨリ、

樺山助太郎忠輝

寶永三年戊正月二十七日、二年酉十月三日ヨリトモ、

伊東十郎右衛門祐房

寶永七寅七月二日、

川上縫殿久映カ

正徳二年辰正月七日ヨリ元文三年午十一月二十二日迄、

〔地理纂考〕

大居神社<sup>オホキ</sup> 奉祀及創建の年紀詳ならず、一説に、祭神

天照皇太神・手力雄命・豊秋津姫命なりといふ、往古よ

り當郷の鎮守にて、例年九月三日を祭日とす、

〔名勝志〕

大居神社 上手村に鎮座、地頭飯屋<sup>下手村</sup>にあり辰巳方拾

八町許り、祭神一座、神名詳かならず、薬師をも、勸請年月傳

ハらず、社司松永氏、

〔地理纂考〕

長江瀑布<sup>ナカエノタケ</sup> 當郷南方村と黒木郷との境にあり、水源二

ありて、一ハ當郷の山中より出、一ハ黒木郷より出つ、

南方村にて両川合流して瀑となる、川中に大岩ありて瀑

水兩派に分れ落つ、高さ十一間三尺、濶さ八間余、瀑潭<sup>ツキノボ</sup>

の深さ僅に一問余なり、左右の巖崖に櫻・楓及び紫藤・

躑躅多く、春秋俱に其風景愛すへし、下流を南川といふ、

此邊に長江といへる聚落あり、故に里人長江の瀑布と号

す、下流佐志郷を過ぎ川内川に入る、

島津歳久石塔<sup>南方村</sup> 島津左衛門督歳久の石塔なり、凡五六

年<sup>ヒトタビ</sup>に一回、闔郷の諸民塔前に於て舞躍を興行す、當郷の

壯觀にして、詣人且見物人多しとぞ、

物産

器用 火繩<sup>ヒトス</sup> 縣内にて當郷多く是を製す、上品にして他

に勝れり、故に大村火繩と称す、▽<sup>④</sup>紙△

薬品 枳實 茯苓

飛禽 雉<sup>キジ</sup> 山鷄<sup>ヤマトリ</sup> 鶉<sup>ウツラ</sup> 鶉ハ此地の名産にして、其聲他に

「地理課川調帳」

勝りて高し、人はを賞して大村鶉といふ、

鱗介 亀 鼈 鰻 川鰈 鮒 鯰

一 柵野川 西

水源大村 ○イムタ ○ロラ ○轟木  
○海老城 ○柵野 ヲ流七分同、

一 北方川

北方村

水源 ●●ハチノムレ ●●松八え  
●●小ムレ ●●岩下 ヨリ五川圓、一里五分流レ同、

一 梅川 南

水源山崎ノ内 ○ナコ原下ヨリ  
○梅ヲ通り 七分流、久富木村前ニ於テ同、

一 上手川 南  
中床川 南 山崎郷久富  
木川ノ支川

上手村

水源上手村 ○蘭牟田  
○薩比良 ヨリ流出、大村ノ内ニテ二川吐合、

一 里四分流テ久富木川通工入、

伊佐郡

大村 南方村 北方村 上手村 下手村

一 川内野川 西

水源大村 ○耳取  
○川内小川六ツ流合、一里流テ町下ニ於テ同、

一 谷川 西

水流大村 ○豆ヶ野  
ヨリ マコロヒ谷ヲ通、一分流同、

一 宇都川 東

水源大村 ○蘭牟田  
○カレキノ ヨリ ○カレキノ  
○ウトムラヲ通、七分流同、

一 大野川 南七分  
一 古城川 南二分 同所ニ於テ同、

一 島津彈正久慶領之、後東郷御操易、  
〔永〕 大村外城ニ立、

一 康安之比、大村太郎領之、

一 應永之頃洪谷又次郎諸重  
〔重三〕 遠江守久已来子孫領之、

一 なかえ瀧 〔重三〕 深サ右同、

一 大村城 ○康安年間、大村太郎洪谷一族守之、應永之頃  
〔重三〕 〔重三〕 〔重三〕 〔重三〕 〔重三〕 〔重三〕 〔重三〕 〔重三〕 〔重三〕 〔重三〕

より洪谷又次郎諸重守之、氏久公御代、大村駿河守

重知 〔重三〕 依國一揆之張本御退治外落城、賜本田氏也、

文明十七年九月十三日、太守公被責之、

一、中津川 右城攻之時、於此所迫合有之、

〔纂考〕

蘭牟田郷

樺山氏旧食邑也、其始祖ハ島津忠宗第五子安藝資久に出つ、資久始勝岡郷樺山の邊を領す、因て氏とす、勝岡の巻古城の条に詳なり、

鹿兒島縣廳より西北八里十八町余にあり、東ハ蒲生に接し、南入来に隣り、西山崎に界ひ、北大村に接す、周廻五里十八間、村落蘭牟田村、人員千五百二十六人、戸數三百五、

〔纂考〕

蘭牟田城 當村浦の川内にあり、弦掛城とも名く、西に

連れる野岡を西の城といふ、蘭牟田城の支城なり、初め

洪谷河内延重延重ハ祁答院氏六世出羽重茂の子にして、家統をつかさの第二男重基蘭牟田

を領し、累代の居城とす、其孫蘭牟田河内重持高城・東

郷の両洪谷と兵を合せ、文明十七年二月、川内水引の城を陥れ、勢ひ大きに振ふ、島津修理忠廉島津久豊の第三子季久の子、時に帖佐の主な是を撃むと欲し、是月二十日、蘭牟田城を襲ふ、久富木又太郎・大村太郎各兵を率ひ来て城を援く、忠廉是を破り、終に城を抜く、城兵班目右京・蓑毛五郎右衛門三十余人戦死す、文明記等に見えたり、

〔名勝志〕

上文略、蘭牟田川内權守重持の世にあたりて、邦君圓室公洪谷一族の徒黨を退治し給ひし時、村田肥前守・薩州・匠作大將となりて、文明十六年二月廿日、祁答院に責入、手初に此城を攻む、城兵互に落合、太刀打して挑ミ戦ふ、蘭牟田遂に利を得ずして下城す、城衆班目右京進・蓑毛五郎右衛門戦死す、此外蘭牟田方の手に切捨三十五人と云々、事ハ文明記ニ見へたり、

〔島津忠昌譜中〕

文明十七年二月十九日、修理亮忠廉越入来山、翌日、押寄于祁答院蘭牟田城、一時之間切崩、班目右京亮・蓑毛



五郎右衛門尉其外討捕頸十三、切捨六十餘人也、去程、帖佐・吉田・入來軍中士卒被疵者及于八十二人云々、

〔文明記〕

〔十七年〕

二月十九日、匠作・入來院下野守・吉田治部少輔祇答院  
蘭牟田之城ニ押寄テ、一時ノ中ニ切崩ス、斑目右京亮・  
蓑毛五郎右衛門ヲ初トシテ切掛ル頸十三、切捨卅五人ナ  
リ、去間、帖佐・入來・吉田衆手負八拾貳人ニ及ヘリ云  
々、

〔祇答院記〕

蘭牟田城

祇答院家ノ統領洪谷河内守延重次男重基當村ノ為領主、  
代々守城也、而時領主川内權守重持代、文明十六年二月  
廿日、守護忠昌公為退治洪谷薩州・匠作・村田肥前守為  
大將責入于院内、手初メニ先ツ被責蘭牟田城、城内衆兵  
落合、互有太刀討、雖挑戰、蘭牟田不得勝利下城矣、此  
時城衆斑目右京進・蓑毛五郎右衛門遂戰死、此外蘭牟田  
ノ手ニ切捨卅五人也、文明記  
ニ見ユ、

〔國史忠昌傳〕

文明十七年二月廿日、島津忠廉將吉田・入來院等衆攻祇  
答院、自西道入、拔蘭牟田城、加治木右衛門佐忠敏自東  
道入、東郷重理自西北道入、共攻祇答院、不克、皆引去、  
晦日、忠廉還帖佐、蘭牟田郷多古城墟、  
忠廉所拔不詳何城、

〔西藩野史〕

文明十七年、高城・東郷の二氏起て薩州水引城を陥る、  
入來院又五郎碓山を陥る、於此洪谷氏の勢大に振ふ、島  
津修理亮忠廉帖佐  
主是を撃んと軍を卒して郡山に赴き、先  
川田城を攻む、川田飛彈守立昌援を村田越中守(ツマ)に求む、  
村田伊集院の軍八百人を卒し上の原郡山に軍す、忠廉援  
の至るを見て、去て入來山を越へ蘭牟田洪谷  
氏領を襲ふ、久  
富木又太郎遠見岡是を下山  
越ト云フに在り、大村太郎東尾に軍し、  
城の勢を援ふ、忠廉進て城を攻む、久富木・大村下り戦  
ふ、忠廉悉く是を撃破る、終に城を抜く、守將斑目右京  
進・蓑毛五郎左衛門命を聴す、久富木・大村敗走す、洪  
谷重國援兵を卒し一木の郷祇答院  
之内に至る、忠廉亦進て是を  
敗る、洪谷退て山田邑東郷を保つ、忠廉追ひ至て戦ふ、

時に加治木左衛門佐横川の軍を卒し来て忠廉を襲ふ、渋谷大に勢を得て進ミ戦ふ、忠廉前後に當る事能ハす帖佐に帰る、

〔島津支流系圖〕

樺山氏系圖

安藝守資久十代孫

○久高

權左衛門 美濃守 入道玄屑

慶長十九年、轉所領市成賜蘭牟田、寛永十一年死、

○久守

安藝 早世、 助七郎 早世、

○久辰

○久尚

又九郎 實太守家久十五男也、早世、

○久廣

又九郎 若狹守 諸右衛門尉  
實島津源七郎忠直子也、慶安三年死、

○久清

源三郎 權左衛門 元禄四年死、

○久福

助太郎 諸右衛門 寶永八年死、

○忠郷

助太郎 相馬 助太郎 權左衛門

○久堅

主計 後久初

○久智

久倫トモ

七郎 左京 權左衛門 主税

○久言

實父新納氏

文化五年九月切腹、

○久相

大助 權左衛門 主殿

久要

〔島津下総守常久傳〕

慶長六年、蘭牟田ヲ賜フ、七年、祁答院之内船木村ヲ賜フ云々、

常久ハ歳久養子忠憐（隣）ノ子也、

久幸

喜入楨津守

忠政判

下野守

久元

32 〔樺山氏藏書〕

知行目録

薩州出水郡之内

高三百石

鯖淵村之内

高五百八石壹斗貳升三合

大河内村之内

高千三百拾壹石八斗七升七合

伊佐郡祁答院  
蘭牟田村

高五拾石

同郡大口  
市山村之内

合貳千百七拾石

片城 高城の西六町余、極めて高阜にして四面岩壁なり、城主詳ならず、

右知行、今度御分國中相改配分候、全可有御領地者也、

伊勢兵部少輔

〔地理纂考〕

元和六年三月三日

貞昌判

三原諸右衛門

日枝ヒエ神社 山王嶽の半腹にあり、神体鏡、背に神像あり、近江國日吉ヒエ神社に同じ、正月朔日・十一月初申の日を以て祭日とす、

重種判

當郷の宗社なり、創建の年月詳ならずといへとも、土人相傳へて太古よりの神社なりといふ、昔ハ醫王寺といへ

町田圖書頭

る別當寺ありて、其跡今猶存せり、

○神泉 當社の左掖樟樹の傍にあり、御手洗といふ、春の央より湧出して、秋の央に水涸る、夏ハ水勢多く、社前田地の用水を助く、

○白髭神祠 本社シホヒの右側にあり、祭神猿田彦命なり、

〔地理纂考〕

諏方神社 社地を薩摩田と号す、領主樺山氏其祖先より世々諏方神社を尊信して、領地にハ必當社を建立せりといふ、樺山氏始日向國勝岡郷樺山村等を領し、後大隅國國府郷小濱に移り、又同國市成に轉し、慶長年中第十三世樺山久高此地に移りて當社を建立すといふ、七月廿八日を以て祭日とす、

山王嶽 藺牟田村古里にあり、當郷第一の高山なり、山下に日吉神社ありて、俗に山王山と号す、

藺牟田池 山王嶽の山下にあり、其形團扇の如く、周廻凡一里許の清池にして、四周野岡なり、其清池に倒影を

醜ヒクせるを飯盛岡といふ、池の北傍に日吉神社あり、因て土俗山王の御池ともいふ、社の南二町許に清泉流れ池に注ソクぎ、四時絶ることなし、古より池中多く藺を生ず、毎歲八月吉日を撰シひ、村長出て海螺イナヅチを吹号をなし、農民争ひ出て藺を茹る、又菅スゲと葦アシとを産す、又秋の季より春の始ハジまで毎夜鴨多く来りて此池に寓ヤスり、翌朝池を立て四方の岡を越るを土人待受、網に掛て取る事夥し、

砂石温泉 砂石ハ地名にて、此所の田間溪流の左右に湧出サレシす、浴池餘多なり、温泉極めて清澄にして鏡に對するか如し、能く上氣・疝癩等の病イを痊す、

物産

器用 藺キムシロ席  
飛禽 梟カモ 鵜ウ 鷺ワシトトリ  
藥品 枳實 瓜婁實 金銀花 茯苓

伊佐郡

蘭牟田 温泉有り、

一文明之頃、渋谷河内守延重二男重基領之、

一蘭牟田城 蘭牟田渋谷家一族家元祖渋谷重基殿之延重二男 以来代々守

之、

一文明十七年二月十九日、島津豊後守忠廉攻之、渋谷氏

重基守之、城陷矣、

一文明十六年二月廿日、忠昌公為退治渋谷伊佐薩州・匠

作・村田肥前守為大將責入于陳内、先被責當城、城主

蘭牟田河内權頭重持指揮兵卒而防、戦不利、終下城矣、

〔纂考〕

伊佐郡

伊佐郡の事同國伊作郷の卷にいへり、参考すへし、

〔纂考〕

牛山郷

鹿兒島縣廳より亥子の方に距る事十六里十八町也、周廻

二十二里五町一間、東吉田・吉松、南太良・菱刈、西出

水、北肥後國に境を接す、村落二十五牛尾村 青木村 里村

氏村 小木原村 淵邊村 大田村 釜原村 平出水村 小川内村 木之

市山村 花北村 田代村 大島村 釜波田村 白木村 山野村 下殿村

堂崎村 川岩瀬村、人員八千八百八十人、戸數二千五十九、

宮人村 鳥巢村

※

當郷八固大口・山野・羽月の三ヶ郷にて、往古牛屎院と

云ひしを、併て一郷とし、郷名を牛山と改む、牛山ハ大口

建久八年薩摩國圖田帳に牛屎院三百六十町云々とするは

即此地なり、後に牛屎院を牛山院とも云り、同郷平泉村

愛宕社天正十五年の棟札に牛山院云々、同所入山山ノ權現社

慶長十五年再興の棟札に牛山院云々、又宇佐八幡宮元和

二年の棟札にも牛山院とあり、牛屎の名を忌て改めけむ、

※(頭注)

「明治二年巳十月、大口・山野・羽月ヲ合シテ牛山郷ト改称ス、

同時ニ馬越・湯ノ尾合シテ菱刈郷ト改ム」

〔建久圖田帳〕

牛屎院三百六十町内 島津御庄寄郡

永松二百四十町内 院司元光

幸万五十五町 島津御庄方弁濟使

木崎十五町

名主前内舍人康友

光武五十町

名主九郎太夫國吉

33]新田宮觀樹院文書

薩摩國御家人交名注文

牛屎院 地頭御代官 牛屎二郎左衛門入道

羽月右衛門入道 牛屎五郎左衛門(①兼)

同兵衛入道 篠原孫三郎入道

永竹二郎入道 同又太郎 同弥三郎入道跡

萩浦入道跡 曾木入道辨濟使 永羽名主

下司圖書入道 兵衛五郎入道(①跡) 郡山名主

外略、

右、太略注文如此、此外相漏人々者、可致注進之状如斯、

文保元年七月晦日

(本文書ハ、「旧記雜録前編」二一二〇号文書ノ抄ナルベシ)

「山田氏系圖」

忠繼

式部少輔

二代太守大隅守忠時初忠義一男、雖然不為家督者、

依他腹也、

薩摩國之内賜牛屎院地頭職於忠時矣、

「二代」  
忠真

初忠實 式部太郎三郎 式部少輔 大隅守

34

ゆつりわたすうしくその院者、太郎忠さねさたたるへし、入道より給ハる本せうもんをくして、ゆつるところ也、たのさまたけあるへからず、後日のため

にせうもん如件、

文永三年九月廿日

式部太郎(②三) たうふつ判(忠時)

(本文書ハ、「旧記雜録前編」二六八四号文書ト同一文書ナルベシ)

35

薩摩國牛屎院地頭職事

任亡父文永二年九月廿日讓状、無相違可知行也、

仍永代為無違乱、重所加讓状如件、

文永三年二月廿七日

道仏判〔忠時〕

式部太郎

〔本文書ハ「旧記雜録前編」六八八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔忠貞長男〕  
土用熊丸

〔文永十二年忠貞ヨリ谷山郡讓状アリ〕

〔田代清定傳〕

寛正六年乙酉十一月十五日、又賜十町五段於牛屎院、

〔忠國ヨリ〕

〔此坪付、和多田中ノ村門・全道元門・大田名中ノ橋ノ口門・大田名のおさまちの門・長松名高山の門・原田名・ひらいつみの内きとの口の小屋敷云々ミユ〕

〔國史貴久傳〕

享祿元年九月十日、大翁公賜菱刈大和守重副青木・長尾、

重副忠氏之孫也、菱刈忠氏見〔貴久時ナラフ〕⑨第十二卷A、文明十七年、大口郷有青木村・長羽村、扇目丸村、長羽讀日奈加遠疑是

尾、長

〔國史貴久傳〕

享祿三年庚寅、初圓室公時、使島津出羽守忠明守大口城、以備求麻相良氏、相良氏攻大口城、忠明擊破之、賜忠明大口三百五十町、以賞軍功、相良氏與菱刈相模守重州合兵、復攻大口城、秋七月二十七日、忠明戰死、重州取大口、相良氏遣兵戍之、忠明忠福之子、重州重副之子也、

〔島津支流系圖〕

島津氏久豊四男

出羽守有久

出羽守忠福

長祿三年戰死、

出羽守忠明

太守忠昌公使忠明守大口城、歷求摩之相良氏、相

良氏發軍陣大口、欲拔之、忠明運籌策陷敵陣、故

相良氏退散大口、太守公感其功、賜大口城下三百

五十町於忠明云々、享祿三年戰死、崇西原八幡云

々、

明久

大島出羽守忠泰

後忠征 次郎四郎 享祿二年、戰死羽月大島、

〔平姓淵邊家系圖〕

※桓武天皇十二世孫

信基

薩摩守 或陳元

薩摩國伊佐郡牛山・羽月・山野・入山・平泉、是

曰牛屎院、亦同郡之内入來・鶴田・佐司・山崎・

宮城・大村・黒木、是謂祁答院、是曰兩院、院則

城号也、信元依保元之軍忠知行之、

元包

元永

壽永元年比、就京都之兵乱、為院内守

護、當家之從臣赤田之一族以牛山構城

郭籠城之、仍相良家與菱刈家合兵而責

落牛山之城、依是院内為兩家之領所、

〔元衡

四郎

保元三年八月十三日、薩摩四郎元衡初下向薩摩國

牛屎院、牛屎院者、薩摩國伊佐郡之内牛山・羽月・

山野・平泉・入山五ヶ所之惣合也、

基光

大平 依夢想改姓於太秦、

文治三年未五月元光如元安堵本領牛屎院御教書云

々略、

元能

後平二

鎌倉之公事奉行平五盛時被遣鎮西守護天野藤内遠

景其狀曰、

賴朝公御判

薩摩國住人大平基光并舍弟後平二元能、企參上入見

參、所被歸國也、可被存其旨行者、仰下如此、悉之、

五月二日

〔文治三年〕

〔盛時存〕



伊豆藤内殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二七の号文書ト同一文書ナルベシ)

大平者、薩摩國伊佐郡之内祁答院有之、凡大平家  
之子孫牛屎・羽月・山野・鳥越・淵邊・太田・青  
木・入山・屋代・入田以上十一家、各同姓一家也、  
凡十一家之内羽月・山野・太田・青木・入山・淵  
邊・屋代・入田之八家、其村在牛屎院、大平・鳥  
越之兩家、其村在祁答院矣、

國元

元兼

同太郎

嘉嶺中、

同左衛門尉

元茂

元尚

高元

大隅守

牛屎左近將監

正平中文書略、

元息

牛屎河内守

37

永和三年巳十月廿八日、為將軍家味方一味同心一

揆契約之人數四十五人、其内當家之一門七人、牛

屎左近將監高元・羽月石見守元豊・山野左衛門尉

元詮・牛屎河内守元息・太田沙弥元清・青木沙弥

元生・鳥越隼人佑義元、

元勝

同彦太郎

去七日平二郎殿方御狀一見候訖、抑此間其方様事云  
々略、

卯月十日

元久判

牛屎殿

御返事

(本文書ハ「旧記雜録附録二」五七九号文書ノ抄ナルベシ)

元秀

牛屎近江守

此堺江罷越候、先日(⑩ナシ)者度々御懇之御音信祝着云々略、

二月晦日

忠國判

牛屎殿

(本文書ハ「旧記雜録附録」一六〇二号文書ノ抄ナルベシ)

久元

牛屎越後守 永享中福昌寺造營勸進ニアリ、

歡元

同越後守 文正中ノ人

元親

右衛門尉

應仁元年丁亥、依牛屎院之兵乱、當家之一門移日州真幸院、北原家者素依為當家之親族如此云々、

重元

牛屎權守 永正中ノ人

實元

牛屎平二郎 明應三年、生於真幸院、

号淵邊氏、元龜三年、自真幸移栗野云々、

宗實之君達二人有之、其母者、源三位入道賴政之嫡子伊豆守仲綱之女子也、建久七年辰二月、宗實

之息男兄弟蒙頼朝公之恩免、為遠流下向薩摩國、

居住于羽月、羽月十町・山野五町・平泉五町為賄

所知行之、其子孫后号牛屎、其庶流号淵邊、延元

之比、牛屎左衛門尉忠濟・同末子出家三位房慶澄、

或牛屎越前權頭・同刑部太輔、其外牛屎正蘇・正

忠・文濟・正文之人々、皆可為宗實之子孫欵、

盛元

子孫略、

号淵邊權之允、

※(頭注)

「康和二年、大秦元平ナル者牛屎院郡司ニ補セラレ、元包、元

重、元永、元光ト世襲郡司タリシコト、桑畑氏文書ノ辨解ニ

詳ナリ、此系圖ヲ平氏ニ系ルノ誤ナルコト甚シキト云ヘシ、

元平——元包——元重——元永——元光

右ノ如ク郡司職世襲セリ、古城主由来記等モ皆誤レルコト、

末ノ文書解ヲ見テ知ルヘシ」

〔文明記〕

去程に、閏三月朔日、匠作押テ同心して菱刈へ被打越、

道秀の父子を頼らる、間、相良長輔も内々口入有ル間、

彼是以て無余儀テ、相良次郎五郎を始として牛屎の面々

〔參會ヲ為スコトト見ユ〕

不殘現形有り、同九日、求麻と牛屎の境に國見と云處に

〔頭註〕國見畔ト云アリ

て匠作・長輔對面有り、ケ様ニ弓箭大になり行こと、當

家滅亡之本なる間、薩州・北郷・樺山内談有て、三ヶ國

皆同意に和與可然之由、相良為續江中心見らるゝ處に、

無余儀同心の返事有りける間、〔此ヨリ以下異本ニアリ〕薩摩守國久鹿兒

島を立テ、四月二日、和泉ニ着〔國久〕、於水俣薩州相

〔為續〕

良ニ對面有云々、

〔雲遊雜記傳〕〔伊地知季安所著述〕

文明六年、牛山ニ伊集院三郎左衛門尉トアリ、按ニ、伊

集院氏別族上野介繼久カ初ノ稱ナリ、繼久ハ嫡家頼久ノ

第三子也、

牛山トハ薩州大口ノ舊名ト云ヘト、則牛屎ノ別名ナルカ、

伊佐郡牛山・羽月・山野・平泉・入山〔今市山〕村五ヶ所ノ總名

ヲ牛屎院ト云ヘルトゾ、當院ハ抑大秦氏ノ屬傳領シテ牛

屎ヲ氏ニス、然ルニ平族安藝判官基盛ノ子薩摩守信元〔或作信基〕

保元ノ軍功ヲ以テ牛屎・祁答兩院ニ封セラレ、其第四子

薩摩四郎元衡保元三年八月牛屎院ニ入部シ、大口ニ居城

シテ、世々院司タルトゾ云々、文保元年、薩摩ノ御家人

ニ牛屎院地頭御代官・牛屎二郎左衛門入道・羽月右衛門

入道・牛糞五郎左衛門・同兵衛入道ナド多ク出タリ、又

貞治二年定山公訴狀ニ、牛屎近監高元〔左近將監〕同一揆ナド見

ヘタリ、此等ヲ牛屎一族ト云ヒ、皆大秦姓ニテ、應永ノ

季頃迄ハ盛レルニヤ、福昌寺奉加帳ニ、牛屎越後守久元・

羽月豊後守元忠・山野因幡守頼元ナト出タリ云々、

天正十五年伊地知備後守重廣カ愛宕ニ寄進シタル鰐口ナ

ド牛屎院平和泉村勝軍庵開山之時ト記セリ、慶長十五年

入權現棟札ニ牛山院平出水村、元和二年宇佐八幡棟札ニ

伊佐郡菱刈牛山院鎮守トモアレハ、牛山モ牛屎モ共ニ同

院異名ナルコト以テ知ルヘシ云々、

菱刈氏重ノ玄孫相模守重劬入道天岩、此時相良ニ黨シテ

公室ニ叛キ、享祿二年己丑九月、大口城主島津出羽守忠明ノ子次郎四郎明久ヲ羽月村(大島脱カ)ニ斬レリ、翌三年七月二十七日、天岩マタ相良ガ兵ト合セ諏訪ノ社事ニ紛レ入テ大口城ヲ襲ヒ、城主忠明ヲ殺シテ遂ニ大口城ヲ拔ケリ云々、永祿十年八月、親ヲ飯野ニ如キ玉ヒ、十一月二十三日、却テ般若寺越ノ嶮路ヲ歴テ、不意ニ菱刈方ノ馬越城ヲ攻伐セラレ、城將井手籠父子ヲ始メ二百餘級ヲ斬テ、其日遂ニ城ヲ陷サレ、公等親ヲ兵ヲ將ヒテ戊ラセ玉フ、菱刈衆此ヲ畏テ、二十四日ノ夜、曾木・平良本城ナリ・湯尾・羽月・山野・平泉・青木・一山ノ八城ヲ委テ皆大口城ニ圍リ、鶴千代ノ叔父菱刈大膳亮隆秋モ作レリヲ戊將トシテ此ヲ保テリ、時キ菱刈民部モ亦横川ヲ公ニ致シテ、躬ハ大口ニ奔レリ、是ニ於テ二十五日、公等ハ馬越ヲ本營ニ遊バシ、將卒ヲ分遣テ本城・曾木・湯尾・一山ヲ戊ラシメ、山野・羽月・平泉ハ義虎ニ命セラレ、其兵ヲ分テ此ヲ戊ラセラル、然ルニ隆秋ハ急ヲ玖摩ニ告ケ、兼テ援兵ヲ乞ケレハ、相良モ今ハ救ハテ叶ハシト、俄ニ玖摩・葦北・八代ノ師ヲ起シ、義虎ノ戊ラセラル山野・平泉等ノ怠レルニヤ、相良方ヨリ三百餘兵大口城ニ馳加ツテ後援ヲ為

セリ、斯リケル處ニ、十二月二十九日、我カ市山ノ戊卒他ノ屯ニ謀ラス出テ大口城ヲ窺ヒタルニ、城將兵ヲ發シテ此ト戰ハシム、我師利アラス、戊將市來備後守家利等戰歿ス、其ヨリ市山危カリケレハ、公乃チ新納忠元ヲシテ代テ戊將タラシム、同十一年戊辰正月二十日、貫松(義久・義忍)公馬越ヨリ偏師二百ヲ率ヒテ伏ヲ設ケ賊ヲ伐ントシ玉ヘルニ、大口城ヨリ兵四五千ヲ縱ハナテ此ト戰ハシメ、公師敗績シテ公等殆ト危險也、時キ國老川上久朗返テ飛田瀨大口東花北村ニ在リニ奮戰シ、躬數創ヲ被テ公等ヲ退ケ奉リ、家ニ歸リ、穆スシテ二月三日遂ニ死セリ、其ヨリ松公自ラ殿シ玉ヒ、羽作瀨ニテ又イト御危カリケレバ、財部傳内等拒戰ヒ、其外長野仲左衛門等死ヲ致シテ脱シ奉リ、ヤウ／＼曾木城ニ入玉ヘリ、同二月二十八日、公島津忠長・肝付兼寛ヲ市山ニ遣サレ忠元ト攻城ノ謀ヲ議セシメ、忠長等還ルニ、忠元送テ小苗代ニ別ル、時キ賊兵發出シテ、大ニ此ト戰ヒ、各勇功ヲ顯ハセリ、三月二十三日、澀谷黨モ亦後攻ニ來テ曾木城ヲ攻メタリ、去レド城將宮原筑前守景種等堅ク城守シケレバ、去テ市山城ヲ攻ム、忠元既ニ兵ヲ永福寺ニ遣リテ此ニ備シム、故ニ賊兵克ズシテ退キタリ、五月、日新公動

モスレバ戰士ノ死ルヲ惻隱セラレ、篤キ仰言アリケレバ、  
 公山野ヲ相良ニ畀ヘテ和ヲ成シ玉ヘリ、然ニ又八月、相  
 良・菱刈盟ヲ負ヒテ伊東・澀谷ニ連和シ、堡障ヲ堂崎ニ  
 築キ、大口ノ兵ヲ分テ此ヲ戍ラシム、伊東義祐亦使ヲ攻  
 麻ニ遣リ、我ハ田原ニ陣シテ加久藤ヲ攻シ、君侯ハ兵ヲ  
 大明司ニ出シテ飯野ヲ破レト謀合セ、此月九日、伊東新  
 次郎ヲシテ兵ヲ帥ヒテ田原ニ陣セシム、時キ玖麻士皆越  
 六郎左衛門將監隆後也其妻大河平氏隆充ノ女ト陰ニ松齡公ニ服  
 シ、豫メ其謀ヲ知テ公ニ泄シケレハ、十二日、公乃チ中  
 野越前守・伊尻神力坊ヲシテ先ツ大明司ヲ戍テ玖麻ニ備  
 サセ玉ヘリ、故ヲ以テ新次郎モ謀ヲ失ヒ、兵ヲ引テ退キ  
 タリ、斯テ同二十日丁酉、義祐又僱ヲ桶比良良即此レニ築キ、  
田原也ニ  
 戍士ヲ入レテ飯野ノ間ヲ窺ハシム、斯ル處ニ日新公加世  
 田ニテ御病ヒ重ラセ玉ヘレバ、十一月、公モ還リテ御看  
 病マシ、馬越ニハ貫明公居マシテ諸軍ヲ指揮シ玉ヘ  
 リ、十二月、十三日ニ日  
新公御卒去、新納忠元・樺山玄佐等公子家久  
 ヲ奉シテ平泉ヲ戍レリ、同十二年己巳正月、相良頼房・  
 菱刈隆秋等義虎ニ因リ感應寺ヲシテ和ヲ乞、大口ヲ公ニ  
 致ント説シム、二十日、或ハ二十  
四日トモ、和成テ鶴千代ハ祁答院

ニ去レリ、公モマタ山野ヲ相良ニ畀ラレタリ、左アレド  
 幾クアラス、相良ノ將深水三河守頼兼等盟ヲ負ヒテ、三  
 月二十八日、蒲池越中守ガ平泉ニ往クヲ伐テ十七人ヲ殺  
 シ、羽月ノ郭ヲ破レリ、義虎畏テ戍ヲ致ス、故公忠元・  
 兼寛ヲシテ羽月ヲ戍ラセ、家久ヲシテ忠元ニ代テ市山ニ  
 戍將タラシム、然ニ賊ナホ羽月ヲ侵スコト屢ナレバ、忠  
 元・兼寛市山ニ間行シ、家久ト謀コトヲ定メ、五月六日、  
 遂ニ伏ヲ止神尾ニ設ケ、中ニ挾ンテ大ニ相良師ヲ敗リ、  
 百三十六級ヲ得ラレタリ、壹岐氏カ伊東方ニテ聞書セシ  
ハ、玖麻衆三百人程ト作レリ、同二  
 十五日ニハ又祁答院ノ長野城ヲ攻ラレ、此ヲモ陷シ玉ヒ、  
 菱刈方彼此ニ辟易シタル折シモ、七月十一日、伊東ノ世  
 子義益岩崎社ニテ頓死ナリケレハ、伊東方モ此嘆キニ大  
 ニ氣ヲ失ヒ、事ヲ相良ニモ謀ラス、同十四日、桶比良ヲ  
 モ陣ヲ開キテ去ニケリ、此ヨリ相良モ伊東ト善カラス、  
 自然ト我公時ヲ得玉ヒ、八月十八日、遂ニ師ヲ進メテ大  
 口城ヲ攻圍レ、城下四方ノ秋作ヲ拂ハレケレバ、相良方  
 モ人ヲ救トテ却テ多ク士ヲ死セ、更ニ幾クカ殺サントテ、  
 竟ニハ隆秋ヲ勸メテ大口城ヲ降ラシメ、因テ公室ニ願ハ  
 レシハ、相良カ三年籠城シタル驗シニ菱刈家ヲ平良城ニ

立オカセ給ヘガシトノ事ナリケレハ、公御許容マシ、同二十六日、貫明公鶴千代ニ書ヲ賜テ本城及ヒ曾木ヲ下サレケレハ、九月十日、相良モ同姓帶刀等ヲ公室ニ質タラシメ、同十四日ニハ遂ニ大口城ヲモ去渡セリ、是ニ於テ同十八日戊子、公及世子等大口城ニ入テ凱歌ヲ唱ラレ、其ヨリ新納忠元ヲ大口ニ地頭タラシム、是ニ由テ重廣本城ニ居ルコト故ノ如シ、斯テ六年目天正二年、本城ヨリ封ヲ伊集院ノ神殿村ニ徙サレ云々、下文略ス、

39

〔旧記〕  
〔頭註〕〔参考用〕  
文明六年、岩野某・加治木三郎四郎・直山某・田代肥前入道・黒葛原少輔居于牛山、

〔島津氏忠久譜中〕

文治三年丁未夏五月三日、下文以大秦元光領薩摩牛屎院郡司辨濟使如故、分註、元光或作基光、淵邊彌兵衛系圖書、大秦氏之先出於平維盛、傳至薩摩守信基、信基領牛屎院、傳三世至元光、元光有瑞夢、以大秦為氏、子孫或為牛屎氏、或為淵邊氏、郡村高辻帳頭書、牛屎院即今伊

佐郡大口郷・山野郷・羽月郷凡三郷也、（舊地）以上分註、

〔島津家譜中〕

建久四年癸丑、初

後白河帝詔、賜進士判官重妙大隅州菱刈院、是歲、幕府

又賜下文、據菱刈氏系圖、古者謂牛屎院、太良院為菱刈兩院、見系圖、

九州雖為遠土、隅州太郎院七百餘町、為深心一儀也、

就中、為藤家摂政太政大臣政、訪朝家古法處、伯父惡

左府依為崇徳院之御味方、須有清盛存旨、先應一旦之

時節、可令遠國者也、

保元元年丙子十一月朔日

〔本文書ハ「旧記雜録前編」一三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

五年甲寅春正月十二日、重妙始居菱刈郡太良院、領本城・馬越・湯尾・曾木・大口・入山・羽月・平泉・山野等地、因以菱刈為氏、重妙者宇治惡左府頼長之曾孫也、據菱刈系圖、按郡

村高辻帳頭書、菱刈郡本城・馬越・湯尾・曾木称太良院、平泉今属大口郷、又大口郷有入山城遺墟、

〔諸家大概記〕

大秦姓牛屎氏・井手籠<sup>④</sup>氏・羽月氏・柿木原氏など一家ニ而候、大秦姓ハ、秦之徐福か蓬萊ニ不死之藥を求にとて日本ニ渡り、熊野山共又者富士<sup>⑤</sup>ニ来りたり共申傳候、直ニ日本之住人ニ成而、秦を以て姓として大秦と号たると申傳候、牛屎氏上古薩州牛屎院之領主ニ而候、頼朝公之御判物數多于今有之、先年牛屎家之文書ニ嶋津庄惣地頭惟宗忠久と有之故進上仕候、餘ニも御判物有之候、殊之外繁榮為申家ニ而候、元弘・建武之戰ニ牛屎左近將監高元旧記ニ見得申候云々、井手籠氏ハ、建武年間直義卿御教書ニ井手籠孫次郎江宛書被下候、其後菱刈氏牛屎・太良両院を領申候ニ付、彼一族菱刈氏へ致隨身候、牛屎氏ハ菱刈<sup>⑥</sup>氏ニ隨身為仕と見得候、羽月氏ハ建武之比旧記ニ少々見得申候、柿木原氏文書等餘多<sup>⑦</sup>所持申候、是茂△菱刈氏ニ隨身、大口邊ニ罷居、其所々を領申候と見得候、

40 加治木桑波田氏藏書

右近衛府牒 薩摩國衛

欲被早任先例并傍例、停止相撲人大秦元光先祖相傳所

領田畠、為家道・重綱并國吉等以非道致妨事

使番長和氣光里 火長二人

牒、得彼元光解狀稱、於件郡者、元光先祖元平去康和二〔頭注〕本府ト右近衛府ナリ年依貢節之功、始賜本府牒、補郡司之後、迄于元重帶代イタルヲテ々府牒并宣旨等、知行郡務來之間、去應保年中、敵人家道構取國司廳宣、知行僅四箇年也、然而任道理、元重如元還補畢、其後元永請繼彼職知行之間、去承安二年比、敵人重綱以野心致濫訴之刻、以問注狀、被問法家之時、法家勘判明鏡也、絶家道・重綱愁緒之處、今又國吉出來〔承和四年ニアタル〕名田之致妨之條、無其謂、何況元光去年依貢節功、任手繼相傳代々之文契理、注子細訴申本府之時、同九月日賜府牒、同十月十九日賜宣旨之後、郡内田畠山野併無相違可知行郡務之處、郡内云親<sup>⑧</sup>、濫行為先之輩有其數、〔頭注〕疎ノ字原本ナシ、脱カ自茲元光于今不安堵之條、愁緒之至、無道之甚、何事如之、然則賜本府御下文、任道理停止件家道・重綱并國吉等乱行、元光如元欲遂安堵計焉、望請府裁、任道理賜御使、停止親疎横妨等、無相違知行郡務、遂安堵者、弥仰奉公<sup>⑨</sup>實矣者、府加覆審、所申有實、任先例、早被留家道并重綱乱行、早被停止國吉田畠相論之妨、元光如元任先

祖相傳理、令領知件田畠、且任先例并宣旨・同代々證文等理、可知行牛屎郡司職之狀、依 大將宣、牒奏如件、以牒、〔時ノ大將ハ正二位權大納言兼右大將平重盛也ト三条大納言實萬御一覽ノ上附箋アリ〕

安元元年八月 日

〔印カ〕

正六位上 將曹惟宗〔清景〕<sup>◎</sup>

正六位上 將監多〔好方〕

正六位上 將監秦〔兼賴〕

正四位下行 權中將皇太后宮權亮藤原朝臣判

〔右近衛印〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二五一の1・五四の1号文書ト同一文書ナルベシ〕

41 右近衛府政所下 薩摩國牛屎郡相撲人大秦元光并府使光里等

〔九郎大夫也〕

可早任道理、停止國吉妨田地并蒞取田貳拾伍町參段事

右、得去二日日元光并府使光里等解狀傳、云々具、而件

元光田地、以去々年可停止國吉妨之由被宣下畢、而彼國

吉或相語國衛在廳官人等、或相語島津莊官等、恣去年秋蒞取作田毛稻之由、有其聞、事若實者、且任道理、且任

先日下知之旨、停止彼國吉妨、早可糺返件蒞取稻之狀、依 大將宣、取仰如件、敢勿違失、故下、

安元三年四月 日

將曹惟宗朝臣〔清景〕

〔時ノ大將ハ正二位權大納言兼右大將平重盛也〕

將監藤原朝臣〔定從〕

番長中臣宿禰〔近誠〕

權中將藤原朝臣

〔右近衛印〕

〔和氣ノ光里方同役カ後役カ〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二五二・五四の2号文書ト同一文書ナルベシ〕

42 〔加治木桑幡氏藏書〕

御判

△校正了

下 大秦元光

可早如元令安堵薩摩國牛屎院事

右、件所相傳知行至于去年云々、而小城八郎重道依申有讓據、仰島津莊惣地頭惟宗忠久衛尉宛給郡司辨濟使訖、然

而重道已無相傳之由歟、早停止重道之沙汰、以元光如元

可令安堵院內、但云莊方、云國衛、任先例、無懈怠、可

令勤仕課役之狀如件、以下、

文治三年五月三日



〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二一六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔北条貞顯〕  
前武藏守平朝臣判

43〔全〕

同前

可令早大秦元兼領知薩摩國牛屎院司并十一箇里名主兩職

事

右、亡父國元依受重病、雖不與讓狀、為一子知行彼跡之上、不及異儀、早守先例、可令領掌之狀、依仰下知如件、

文永二年十二月廿七日

〔北条時宗〕  
相模守平朝臣判

〔北条政村〕  
左京權大夫平朝臣判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二六八五号文書ト同一文書ナルベシ〕

44〔全〕

同前

可令早牛屎院司入道元覺跡領知薩摩國牛屎院内知行分事

右、守先例、如元可致沙汰之狀、依仰下知如件、

元亨元年十月十一日

〔北条高時〕  
相模守平朝臣判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二九二号文書ト同一文書ナルベシ〕

45〔全〕

同前

讓與 嫡子太郎高元所

在薩摩國牛屎院惣領郡司職并永松・木崎兩名下地事  
一 木崎名田畠在家等事

〔北条時宗〕  
副渡代々本證文并里々坪付事

右、件所者、惠佛重代相傳之所領也、而高元為嫡子之上、親子之志異他之間、所讓與也、任先例、可令領掌也、且郡内下地知行之輩、皆以惠佛庶子之、所領於他

人讓券却事出來者、可為惣領沙汰之由、先祖代々置文

明白也、可令存知其旨也、次高元母并舍弟武元・元清、

御房丸等仁指色目、可讓與之地有之、不可有違亂、仍

為後代以自筆所書與也、將又讓與于高元之地〔者〕、不

可分與子孫、可讓于惣領一人也、仍為未代讓狀如件、

元弘二年十月十日

沙弥惠佛判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一六一号文書ト同一文書ナルベシ〕

薩摩國牛屎院惣領職并永松・木崎両名田畠在家山野狩倉

以下郡司職事、惠佛多年重病間、讓與嫡子高元〔候〕了、

仍下賜將軍家御教書、誅伐凶徒以下諸事當役勤仕之上者、

可申賜安堵御下文候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年六月十五日 沙弥惠佛判

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一九四号文書ト同一文書ナルベシ〕

47 野田筌原氏蔵

和与

牛屎郡司元尚〔与〕光武孫九郎國題相論薩摩國牛屎院筌原・

目丸両里内田菌荒野島地等事

一下地事

右、雖及相論、以和与之儀、止訴訟早、仍光武名國題

知行分両方、苳彼田頭、なはをひき、是をわらしめ早、

爰筌原里之内西部坪之内柒段・榎田坪之内壹町〔但孫六國長跡知行〕

也分、目丸里之内小長田坪之内參町貳段・余田參段〔此内壹町少次郎道國知行之分加建〕

大長田坪之内肆町壹段壹杖中・余田壹町伍段參杖中・桂木坪之内一所肆段、

已上本田玖町陸段壹杖中・余田壹町捌段參杖中、菌とハ國題當時居菌四至四方皆坪祢〔但半分比道國文弥藤太夫菌壹ヶ所、東限〔道〕、

南限少溝、西限坪祢、北限道〔但秀朝知行分〕、此外ひや水のはし

の内井たれ橋の橋口より東へ、少溝のもとまですくに

とをして、そのさかいとすへし、西〔地此〕小溝をさか

いとして荒野參町、なはをひき、これをわりて、國題

方へ打渡早、此外者、水田畠地山野及國題〔領知〕水田

坪このくち中嶋の〔荒〕野等にいたるまで、國題不可有

違乱競尽候させ矣、

一狩役事

右、郡方狩之時者、國題知行分より狩人一人をいたす

へし、但三ヶ度仁一度者、又太郎秀朝可出之也矣、

以前兩條、守和与状、雖未代相互不可有相違者也、仍

為後代和与状如件、

元亨貳年十月廿六日 大秦元尚

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一三〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

48「野田築原氏藏」

納

造宇佐宮薩摩國牛屎院所課内福光名貳百町別米事

合 伍舛一合二夕

(篠原)  
孫二郎弁

右、所納如件、

元亨三年十二月十二日

專當代家忠印

(印)  
檢押使種延印

關東御使

(ママ)  
頭國

宗覺印

(ママ)  
大官使清春印

(本文書ハ「旧記雜録前編」二一三八五号文書ト同一文書ナルベシ)

49 去七日平次郎殿方御状一見候訖、抑此間其方様之事、連

々示給候条、尤本望之至ニ候、兼又彼方御籌策之事、念

比ニ承候事、悦存候、一晚承候之事者、折節内々おとな

しき者共、不當參候、申談候者、自是追可令申候、此方

様ニ不室連(辨カ)々承、度々示給候ハ、喜入候、恐々謹言、

卯月十日

元久判

牛屎殿「彦太郎元勝ニアタル」

(本文書ハ「旧記雜録附録」二五七九号文書ト同一文書ナルベシ)

50

返々、数ケ度之世上ニ申隔候之処ニ、此間者念比ニ

承候、出主御滯候事こそ如何ニ存候へ、就何方も急

々承極度候、委細者菱刈方ヨリ可被申候、

此堺へ罷越候、先日度々御懇之御音信祝着候、其後御談

合候様如何ニ候哉、同者早々御越候ハ、日出候、指寄

御了簡なく候てハ、此間之御志も又可為徒事候欵、尚々

敏々入見参度心底候、毎篇期面之時候、恐々謹言、

二月卅日

忠國判

牛屎殿「近江守元秀ニアタル」

(本文書ハ「旧記雜録附録」二六〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

「全文書解」

季安按ニ、右近衛府ハ上西門ノ脇ニアリ、上東門ノ脇ニ

アルハ左近衛府ナリ、拾芥抄ニ出タリ、斯テ此府ニ大将・

中将・少将・将監・将曹・府生・番長等ノ官員アルコト

職原抄ニアリ、臂力ノ士ヲ領シ掌レルニヤ、仁明帝ノ時

ニ當テ、左近衛ヨリハ阿刀根、(繼脱之)右近衛ヨリハ伴ノ氏長ト

テ、其頃天下ニ無双ナル相撲ノ最手アリシコト、三代實録四十九ニ出タリ、氏長ハ新猿樂記ニモ、六ノ君ノ夫ハ高名相撲人也、母方則薩廣ノ氏長ノ曾孫也、職人哥合ニモサツ广ノ氏ノ長トヨメリ、太平記ニモ、畑六郎左衛門カ討死ノ篇ニ薩廣ノ氏長ト引タリ、又天武ノ記ニモ、十一年秋七月甲午、隼人多ク来テ方物ヲ貢シ、是日<sup>④</sup>大隅隼人ト阿多隼人ト相撲シ、大隅隼人ノ勝タルコトヲ載セラレヌ、持統ノ記ニモ、九年五月己未、△大隅隼人ヲ饗シ玉ヒ、丁卯、隼人カ相撲ヲ西槻ノ下ニ觀ソナハシタルコトトモ歴史ニ見ヘレハ、大秦元光モ其類ニシテ、右近衛府ニ属シタル相撲人ナリシハ明ケシ、此安元元年ヨリ二十三年後ノ建久八年薩廣ノ國ノ圖田帳ニ據レハ、牛屎院三百六十町ノ内永松貳百四十町ノ下ニ院司ニ元光トアレハ、其町段ヲ知行セシニヤ、又同院ノ内幸万五十五町島津御庄弁濟使トアルモ元光領知セシカ、文治三年五月、御下文ニテ併知ラル、ナリ、此皆元光カ高祖元平カ時キ、貢節ノ功ニ依テ、康和二年庚辰ノトシ堀河帝ノ御宇、右近衛府ヨリ牒ヲ賜テ此牛屎郡司ニ補セラレ、其子左衛門尉元包、其

子元重迄代々ノ府牒並宣旨ヲ下サレテ職ヲ襲キ、郡務ヲ知行シ来ル内ニ、應保元年ヨリ三年迄ノ間ニ家道ト云モノ國司ニ手ヲ入テ廳宣ヲ申シウケ、僅四ケ年許ハ知行シタレトモ、固ヨリ道理ニ叶ハヌコトニテ、本ノ如クマタ元重ニ補セラレ、其子太夫判官元永其職ヲツキ勤ケル時ニモ、承安二年壬辰ノ比、重綱ト云モノ亦道ナラヌ訴ヲ申タテタレトモ、時ノ明法博士御吟味アリシニ、得ト勸ヘテ重綱カ申分ノ甚<sup>ヒキ</sup>非據ナルコトヲ明白ニ申上ラレタレハ、元永カ利運ニキハマレリ、左アリテ、其子民部元光モ亦貢節ノ功モアリ、且先祖代々手ツキノ證文モ明ナレハ、其趣ヲ細々ニ書立テ、承安四年近衛府ニ訴申ケレハ、其年九月府牒ヲ賜ヒ、十月十九日宣旨迄モ賜テ、那内ノ田畠ハ云ニ及ハス、山野ヲモ併セテ相違ナク知行セシニ、院内ノ光武五十町ヲ領セシ名主九郎太夫國吉田畠ノコトニ相論ヲ起シ、元光モ安堵スルコトヲ得サレハ、如此申分ヲセシト見ヘタリ、所謂元光カ解狀トハ此ナリ、本文ニ元光先祖元平云々ヨリ奉公ノ貴矣ト云迄カ解狀ノ文ナルヘシ、若府加覆審ト云ヨリ以牒迄ハ、右近衛少將ナル人右近衛大將ノ宣フ下知ヲ受テ此等ノ成行キヲ高倉

帝ニモ奏聞シテ、右近將監秦ノ兼頼等ヲシテ、一先糺方ヲ右近衛府ノ番長タリシ和氣姓ノ光里ガ其頃府使トシテ火長二人ト薩廣ノ國衛ニ來リ居レルニ仰渡サレシ牒ト見エタリ、御朱印ヲ朱印牒ナトカケルカ如シ、但シ家道ハ山門院司ニモアルカ、秀忠曾孫ニ(⑩家系)家忠ト云アリ、年世ヲ以テ考フレハ家道ハ秀忠ノ父ニ當レリ、(⑪重綱)小城八郎重道也、菱刈六郎重俊等カ族類カ、△光里此ヲ詳カニ聞合セテ、弥元光カ申通りニ實ナラハ、家道杯カ乱行ヲ差トメ、國吉カ田畠ノ論モ停止シテ、元光ニ先祖代々證文ノ通りニ牛屎ノ郡司ヲ本ノ如ク知行セヨトノ赴ナリ、右近衛府ノ番長ハ近衛舍人ノ中ヨリ撰用ラル、コト職原抄ニアリ、此時府使トシテ薩廣ノ國衛ニ居タルト見ユ、在廳官人トハ入来院下司大藏種明ヤ祁答院時吉名主(⑫匠)在廳道友ナト云ヘル類乎、火長ハ令義解ニ、凡役丁迄、皆十人外給一人、充火頭、火頭ト云ハ廝丁也、炊爨ノコトヲ執レハ火頭ト云、廝ハ使ノ如シ、左右衛門式ニ、凡左京ノ非違ヲ檢校スルモノ、佐一人・尉一人・志一人・府生一人・火長九人ト云リ、又天平勝宝七年二月下総國ノ防人ノ中ニナト、火長今奉部與曾布、或ハ大田部荒耳、

或ハ物部真島トテ、三人ノ火長カヨミタル歌ヲ萬葉ニ載セタリ、薩ノ國衛ニツメタルモ此類ナルヘシ、土持仙岩カ古城主由來ニハ、元包カ父ノ元平ヲ薩廣四郎元衡ト作り、其父ハ信基トシ、祖ハ安藝判官基盛、曾祖ハ平相國清盛トス、又淵辺某カ系圖モ、大秦氏ハ平維盛ヨリ出テ、薩廣守信基來テ牛屎院ヲ領シ、元光カ時瑞夢アリトテ平姓ヲ改テ大秦氏ニ為ルト記セシトソ、今季安按ニ、清盛ハ元永二年己亥四月四日ニ生ル、トアリ、然アルニ、其ヨリ二十年以前ニ當レル康和二年ニハ既ニ元平貢節ノ功ヲ立テ牛屎ノ郡司ニ補セラレシト見ユルハ、清盛ノ父ノ時ニモ當レル、元平ヲ曾孫トスルハ誤ノ甚シキ也、況ヤ大秦氏ハ應神帝ノ時帰化セシコトトモ姓氏錄ニ詳ナリ、予カ先年著セシ雲遊雜記傳ノ牛山ノ註ニ述ヲキタレト、其時迄ハ此康和二年ノコトヲ知ラサレハ、誤ヲ承テ仙岩カ説トモニ從ヒヌレハ、此府牒ト併セ觀テ其誤ヲ知ルヘシ、○此ニ府使重光アルモ上ノ番長和氣ノ光里ト全人ナルヘシ、在廳官人トハ國司ノ屬吏ニテ、入来院ノ下司大藏種明ヤ祁答院時吉名主在廳道友ナト云ヘル類ヲ指スナルヘシ、島津庄官トハ、萬壽以來建ラレシ近衛領ノ庄園

ヲ某々司ル官人ヲ云ルナラン、則都城ノ富山氏カ文書ニ  
左ノ如ク見エタリ、其類ヲ云ルナルヘシ、此國吉モ九郎  
太夫國吉ナルヘシ、○建武三年ノ頃牛屎院ニ篠原孫六國  
道ト云アレハ、國吉カ後裔ナラン、

51<sup>⑤</sup><sub>下</sub> 鳥津御庄

補任百引<sup>⑤</sup>弁濟使職之事

勾當僧安兼<sup>⑤</sup>

(石人脱カ)  
任相傳文書之理、補任彼職畢、庄衛宜承知、敢勿違失、  
(故脱カ)  
下、

安元二年七月<sup>⑤</sup><sub>下</sub>

(留脱カ)  
守沙彌判

(本文書ハ旧記雜錄前編一二五五号文書ト同一文書ナルベシ)

庄衛ハ鳥津院ニアル惣政所ナト云ノ類カ、近衛領ノ役所  
ヲ云ヘルナラン、守沙彌トノ守ハ日向守ノ略カ、然レト  
モ國司ヨリ庄官ヲ補セシコトヲ聞カス、考ヘシ、忠久公  
ハ薩隅日鳥津御庄ノ惣地頭ヲ聞玉ヘレバ、牛屎院三百六  
十町鳥津御庄ニ寄郡ノ分ハ惣下知ヲ遊ハシタル故ニ、院  
内ニテ永松二百四十町ハ國衛ニツキ、幸万五十五町ハ弁

濟使分ニテ御庄方ニツケルモ、院司ハ併セテ知行セシ元  
光等カコトトモヲバ鎌倉ノ諸御用御取次遊バシ、何カ申  
渡サレシト見エタリ、是モ鳥津御庄ト云コトヲ薩隅日ノ  
惣名ナリト元曆二年八月十七日ノ御下文ニ引札シテ御庄  
官ニ仰渡シ置レズンバ、御庄ニ属カザル永松貳百四十町  
ノ如キ國衛支配ノ所トモニハ斯ハ御下知モ成サレ難カル  
ベキコトヲゾ頼朝公トク慮リアラセラレ、引札シテ時<sup>⑥</sup>ニ  
鳥津御庄ヲ三州ノ惣名ト究ラレシナラン、左ナカリセバ  
惣地頭ノ威權ウスキ故ナリ、聊カ臆識ヲ此ニ述テ博古ノ  
君子ニ問ハンノミ、此文治三年文書ノ外ニ、七十九年ア  
ト文永二年十二月廿七日、大秦ノ國元カ遺領ヲ一子元兼  
ニ玉ヒ、牛屎郡司及十一箇里名主両職ヲ継セラル、下知  
狀、其ヨリ五十七年元亨<sup>(元九)</sup>貳年十月十一日、牛屎院司入道  
元覺カ跡ヲ如元沙汰セヨトノ下知狀、其ヨリ十一年元弘  
二年十月十日、牛屎院惣領郡司等ヲ沙弥惠佛ヨリ嫡子太  
郎高元ニ讓狀、高元弟武元・元清ナトノ名アリ、高元ハ  
則牛屎左近將監カコト也云々、抑古来ヨリ大秦氏ノ牛屎  
院ヤ大隅ノ桑原郡ナトニ繁茂シテ、織モノヲ日本ニ弘メ  
タルコトトモ、雲遊雜記ノ傳ニ述置タリ、是ト併セ見ル

ヘシ、殊ニ牛屎ノ文書桑波田氏ニ傳ヘシハ尚余カ考ヘニ  
符合スルナリ、桑ヲモテ功ヲ立テ大秦ト云姓ハ賜ヒタレ  
ハナリ、

〔地理志〕

一旧名牛山、大口・山野・羽月三ヶ郷ノ惣名牛屎院ト云、

〔頭註〕信基・元衡ノコト誤ナリ、桑波田氏文書ヲ見テ知ルヘシ、  
牛屎薩摩守信基依保元之軍忠牛屎・祁答院兩院ヲ領ス、

其四男元衡〔於〕下向薩摩國、右元衡ハ元光祖父之弟也、

一文治三年五月三日、大平太郎大秦宿祿元光江頼朝公ヨ

リ牛屎院可為領地之賜御教書〔初而〕△安堵ス、

一菱刈氏世々傳領之、永祿之頃ヨリ球广相良氏領之、

一大口畠 菱刈家世々傳領也、永祿十年丁卯十一月廿三

日、馬越畠ヲ落去ス、依之同廿四日ノ夜諸所之本城・曾

羽月・市山・青木・山野、兵大口畠ニ入、菱刈大膳亮隆秋失勢

之間、從球广肥後州警固之兵三百餘来テ此畠ヲ守、同廿

五日、兵諸方ニ本城・曾木・羽月等也分遣ス也、平泉島津薩守・市

山等之市来・伊集院・田布畠又防禦之備嚴處也、然處十二

月廿九日、市山之兵當畠〔三〕近ツキ△窺其實之處、

守兵見之、鳴刀鎗〔音〕来千餘人、公之兵市来備後守・平田

加賀守・伊集院刑部少輔在西原川涯雖防戰、強敵難凌、  
三人共ニ戰死、依之漸公之兵得入市山之畠、

一飛田瀨 永祿十一年戊辰正月廿日、義久公・義弘公從

馬越畠兵貳百ヲ卒シ發向、欲討此地之凶徒設伏兵、于

此時凶徒進來テ數百人、其中羽師六人為先鋒〔姓名〕曰、

別府安藝守・岩崎六郎兵衛尉・内田傳右衛門尉、外三

人不答其姓名、於爰忠平公〔亦〕安称名奪戰シ給ふ、川上

左近將監久朗到飛田瀨、与別府安藝守力戰、則公弓ヲ

以安藝守ヲ射殺、于時久朗數ヶ所之負矢疵命ヲ終ント

ス、陪臣西郷新八見久朗之向死、直衝入凶徒潔死、我

等終ニ失勢、故公自殿シテ至羽作瀨、敵猶慕跡テ襲来、

此時公ノ兵大潰、殆危急也、遠矢下総守・財部傳内左

衛門尉・入来院筑後守等有戰功、手負奮戰ス、公手自

逼左右敵ヲ屢々殺討ス、時ニ島津左衛門督歳久・伊集

院右衛門兵衛尉久治聞此危急、卒兵駟来挑戰之間、從

千阿弥陀堂之経路歩卒數十突出合鋒、長野仲左衛門・

下島仲左衛門續命、伊東右衛門尉・有川雅樂介等甲諸

兵、故〔忠平〕公漸退入曾木畠、凶徒又悉退散ス、

一小苗代原 永祿十一年戊辰二月廿八日、島津又五郎忠

長・肝付彈正兼寛自馬越到市山、議於陷大口罌策新納  
忠元、帰之時、忠元送其兩將テ至小苗代、(別)欲到之處、  
歩卒馳窺大口罌、則彼營中之凶徒數百競先出來ル、忠  
長・兼寛・忠元指揮テ進士卒、新納右衛門尉被疵、鎌  
田尾張守政年會於凶徒首長牧野次郎左衛門尉力戰、我  
兵眞連坊面高氏名頼俊放銃炮伏牧野氏、見之則田實右  
京亮入凶徒之中得其首、其後欲入市山城、雖強敵、而  
忠元唾掌シテ臨而至白坂、八代(肥後)之勇士的場五藤「本マ、」

〔箕輪伊賀記〕

永祿十一年正月廿日、馬越の城より打出く、大口ニ野  
伏を懸るに、敵猛勢打出、敵も味方も差合て烈しき矢軍  
したりける、敵方強く成ければ、慈(ミヤカ)の勢の中より河上左  
近將監と名乗て飛田の渡瀬に差忍へ、合戦手を碎くと云  
へ共、敵大勢なれば難儀の處ニ、兵庫頭差忍へ給ひ、矢  
だばねを解きくつろけ、少しも不動居給へは、大将討せ  
しと兵共立塞て戦へは、夫より敵も少し引退く、慈も相  
引にこそ退きにける、忠平の今の武勢に多の慈助りける、  
其儘殿し給ひて、羽作か瀬といへる難所の太川を渡し給

ける、御供ニハ財部傳内左衛門・遠矢下総守・入来院筑  
後守、其外究竟の兵とも數と參りける、鹿兒島衆も數人  
軍勞せられける、其中ニ伊集院右衛門と名乗て纏頭の合  
戦せられたり、

〔永祿十一年〕

同三月廿八日に、馬越より一山へ宗徒の人々見廻とて打  
越れける程ニ、此次てに敵の姿勢を見んためニ小苗代原  
へ打出、足輕雜兵を大口表へ差出しける處ニ、大口の城  
より四千余騎を二手ニ合て驅出す、一山よりも新納刑部  
太輔打迎として出られけるか、小苗代に參り、南無藥師  
悲願たのもしやと伏拜ミ、矢立硯を取出し、堂の軒板に  
哥を一首書んとて、壁の貫をふまへ軒ニ取付書んとしけ  
る處ニ、早敵詰入由告れれども、遂ニ哥を書とらんとし  
けるを、郎等に久保筑左衛門・尾崎能登など云者、和殿  
は犬死し給ふかとして引落曳すり退程ニ、敵即追かけたり、  
白坂口へ差忍へける處ニ、八代の住人に的場五藤兵衛と  
名乗て眞先ニ切て懸る、刑部太輔受留て、三尺余の太刀  
を抜ひらき、南無愛岩(石)八幡大菩薩とて、引重てそ討れた  
り、さすか剛なる五藤兵衛打散れて、痛手を負てそ退け



〔國史義久傳〕

る、刑部太輔も五藤兵衛か打太刀ニ面ニ疵をそ儲ける、春成外記ハ弓を得たる者なれハ、矢束解ゆるめて引詰差詰散々ニ射たりけれハ、數多敵を射伏たり、連く軍兵落合て、散々ニ攻戦ふ、求摩の鎧の達人東藤左衛門、相連く若武者に愛甲助三郎・佐牟田守念と名乗て慈の中へ切て入る、鎌田壹岐守・税所右衛門兵衛尉・四本源太兵衛など究竟之兵、數度差忍てそ打留ける、寄手敵を矢衾作て射ける程ニ、悉く手負ニなる、夫より敵も引退ける、

永祿十年十一月廿四日云々、獨菱刈隆秋在大口、嬰城自守、求救於相良氏、二十五日、遣島津義虎守平和泉・山野・羽月、市來備後守家利・伊集院刑部少輔久慶等守市山城、宮原筑前守景種・佐多常陸介久政守曾木城、以距球麻・八代之兵、義虎軍入不徹、球麻・八代兵三百餘人乘之、入守大口城、乃遣又七郎家久・樺山幸久・幸久子兵部太輔忠知・新納某守平和泉、諸所兵衆守山野、使義虎守羽月如故、平和泉城遺墟在大口郷平出水村、山野郷山野村有古城墟二所、羽月郷下殿村有古城墟、名高殿城、市山城遺墟在大口郷、今名入山城、係市山村、曾木郷有古城墟一所、一曰諏訪城、一曰本城。久慶伊集院氏支庶、久政

忠山之玄孫也、註略、十二月七日、吉田地頭寺山出羽守直久成羽月、直久島津駿河守忠悟次子、出為寺山氏嗣云々、二十九日、市來家利・伊集院久慶・平田加賀守領歩卒數人至大口城下、陰覘形勢而還、城中出兵逐之、三子死、大口兵乘勝而進、薄市山城、城中出兵擊之、乃引去、爾後大口兵動輒侵市山城、乃使新納忠元守之、

全十一年戊辰春正月云々、公與大中公・松齡公次於馬越、二十日、大口軍屯堂崎可四五千、公與松齡公督兵擊之、不勝、退保曾木、羽月郷有堂崎村、此戰也、川上左近將監久朗還闕、甚力、身被七創、數日而死、年三十三、久朗忠克子也、久朗年十八、時公命以國老、固辭、不許、乃就職焉云々、(二月)二十八日、公遣島津又五郎忠長・肝付兼盛詣新納忠元、與謀攻大口、忠元親導忠長・兼盛使覘城、送至小苗代原而還、過藥師堂、操筆題壁、忽有呼而走至者、曰寇至矣、君何不去、乃家臣久保勝八也、忠元題壁自若、徐書年月日訖、而大口兵適至、忠元且戰且走、斬敵五人、身被六創、會市山兵來救、乃免、公遣三原右京・長谷場織部勞問、且視其創、肝付兼盛作兼寬、今從肝付典膳系圖、蓋作兼寬者誤、其說云々、小苗代原在大口郷地頭館東南里許、係市

山 忠長尚久之子也、三月九日、寺山直久自羽月還、路遇大口兵、家臣二十人死、直久被創、皈吉田城而死、

〔國史義久傳〕

永祿十一年三月二十三日、菱刈氏・相良氏與渋谷氏合兵攻曾木城、宮原景種・佐多久政閉城固守、三家引去、還襲市山城、新納忠元裹瘡臨陳、遣吉田治部・西田主馬守白坂、本田掃部兵衛・長谷場弥四郎宗純等守永福寺、三家引兵而去、市山城西有白坂口、永福寺在市山城西南四町、

全年五月、以山野與相良氏以和、梅岳君之謀也、曰、爭地殺人、吾不忍也云々略、八月、大口凶徒變約、營於堂崎、伊東義祐應之屯桶比良、將攻飯野城云々、

十二年己巳春正月云々、相良氏・菱刈氏因出水野田感應寺求和、二十日、許之、註略、三月十八日、蒲地越中守住平和泉、至大口城下、相良氏臣深水頼兼殺之、及其從者十有七人、由是和議復敗、菱刈軍攻羽月城、破其外郭、島津義虎懼、請代、公遣肝付兼盛・新納忠元代之、使又

七郎家久守市山、兼盛作兼寬、其兼盛・忠元至羽月、與家久謀攻大口城云々略、五月六日、兼盛・忠元遣大野駿河守久宗・宮原景種伏于戸神尾及稻荷山、家久傳于大口城下、致師而還、城中出兵逐之、至戸神尾西、家久還住拒之、二伏並與、夾擊敗之、戸神尾、大口郷地頭館西北二里餘、今稱戸神岡、係平出水村、羽月郷有稻荷山、野久宗者島津忠悟之孫也、註略、

永祿十二年八月十八日、公與大中公攻大口城、據大中公、貫初相良氏國老以兵八千成大口城、死於戸神尾之敗者一百三十餘人、乃相與謀曰、今日之事、所以為人則善矣、非吾之利也、且島津殿者頼朝公之後胤也、鎮西之大國也、波久世宇之戰、微島津殿之力、相良氏安能得八代、今者縱不能酬德、而為之仇乎、於是遣使乞和曰、願以大口獻君、且使菱刈氏領平城足矣、公許之、註上文略、波久世宇之戰、別無所考、平城依原文、蓋謂平院之城邑

全年九月十日、相良氏以相良帶刀長・深水太郎左衛門尉為質、公以鎌田刑部左衛門尉政廣・本田新介為質、十八日、二公入大口城、以新納忠元為大口地頭、使鎮牛屎・

菱刈両院之地、上文註略、島津左衛門家藏年代記、相良氏以東帶刀、深水太郎左衛門尉為質云々、新介後改甲斐、兼久云々、旧譜、公以忠元為大口地頭、任武藏守、按、天正元年二月廿六日、忠元與祿寢氏盟書、尚称刑部太輔、則任武藏守非是藏事也、政廣政年之子也、

〔地理志〕

▽<sup>㊦</sup>戸神ヶ尾△ 稻荷山 永祿十二年五月六日、忠元・兼

寛兼テ又七郎家久ニ相計、戸神尾・稻荷山両所ニ兵ヲ

伏ラル、伏草大将大野駿河守・宮原筑前守也、家久自

身大口城下ニ馳向、敵ヲ偽引、然トモ不出、猶放鉄炮

テ欺凶徒之營中頻也、従是凶徒如雲霞出營追來、家久

欣然トシテ馳走る、指戸神尾テ退、凶徒乘勝追出、家

久戸神尾ノ西ニテ馬上ノ組打無比類働有之候、忠元・

兼寛指揮兵從西面伏兵を起し、敵百六十六人打取也、

栗野衆前田豊前守魁諸兵有軍功、凶徒終ニ敗走ス、至

是大口ノ賊徒失勢、此時ハ家久平泉ニ在城有之、山野

城ハ是ヨリ先求廣ノ方へ被遣候、

一小河内 此所肥後國通路有關所、

○勝久公御代、菱刈大和守重副重時當代再領此地、自家系

圖相模守重洲譜中ニ見ヘタリ、

一太守忠昌公使一族島津出羽守忠明等守大口之城、壓求

摩相良氏、相良氏脱力發軍陳大口、欲拔之、忠明運籌策陷敵陳、

故相良氏退散大口矣、太守公感其功、賜大口城下三百

五十丁於忠明、而續厲軍功欵、重州有含恨、享祿三年、

重州胥謀相良氏、攻大口城事甚急也、忠明失防禦之術、

同七月廿七日、忠明自殺、一族以下悉戰死、而城亦陷

矣、重州入大口於手裏、相良氏亦會兵焉、先是享祿

二年己丑九月三日、欲大口、會師牛屎院大島、屠殺忠明

之嫡子次郎四郎忠征矣、重州之武威振遠近、故太守貴

久公欲當家平治運謀者多年也、

○西原八幡社伊集ハ大島出羽守忠明靈、太守貴久公御建立也、

一壽永元年ノ頃、就京都之兵乱、伊院為陳内守護、當家之從

臣赤田之一族本ノ、山構城郭籠城之、依相良家与菱刈家

合兵而責伊落牛山之城、依之為院内両家領所、

一保元三年八月十三日、薩摩四郎元衡初下向薩摩國牛屎

院、牛糞院ハ薩摩國伊佐郡之内牛山・羽月・山野・平

和泉・入山以上五ヶ所ノ惣名也、

一大田村 永和三年己十月廿八日旧記ニ太田沙弥元清卜

有、領當村、

○青木村 右全青木沙弥元生卜有、領之、

一平次大夫良道薩摩國伊佐郡本地頭卜有、指宿譜中、

一花北村 嘉曆之頃、花北左衛門太郎入道妙道〔龜〕牛屎一族領

之、

〔古事見聞記〕

〔頭注〕市山・花北ノ両村菱刈郡ニ參照アルヘシ

一里村國王大明神神体木像ノ裏ニ、文明三年辛卯四月五

日、大檀那大秦元經・同元家、惟宗〔為和〕・惟宗周章〔幸〕、

大宮司八郎太郎卜記セリ、

〔喜入氏譜中〕

〔頭注〕菱刈郡ニ入ル

喜入式部太輔季久 永祿十二年、加賜菱刈院内花北名、

「按ルニ、季久世々喜入ヲ領ス、又鹿籠ヲ加封セラル、子久道

ヲシテ喜入ニ居ラシメ、自カラ鹿籠ニ移ル、天正中久道喜入

ヲ領ストイヘトモ、文祿中改易ノ時轉シテ永吉ヲ賜フ、其弟

忠續ニ至リ、又轉シテ鹿籠ヲ賜」

〔纂考〕

大口城 牛山また渚田口城とも云ふ、往古牛屎氏居城な

り、牛屎氏ハ安藝判官平基盛の裔なり、基盛か子薩摩守  
信基保元の軍に軍功ありて、牛屎及び祁答院の両院を賜

ひ、四男薩摩四郎元衡保元三年八月十三日始て牛屎院に

下り、世々院司にて當城を治所とし、牛屎を以て家号と

す、又大平太郎秦宿祢元光牛屎院所領たるへきのよし文

治三年五月三日鎌倉將軍頼朝の下文、及び頼朝より薩隅

日三州之士大夫島津莊惣地頭惟宗忠久下知に従ふへきの

文書を此家に藏む、大平太郎ハ、牛屎氏の支裔淵邊某系

譜に、薩摩守信基曾孫にて、靈夢に依り平姓を秦に改む

と見ゆ、牛屎氏世々繁榮して家聲高く、元弘・建武の際、

牛屎左近將監高光〔元カ〕官軍に属して武名あり、建久五年甲寅

正月十二日、三郎坊法印重妙始て菱刈郡太良院に下り、

其子孫家号を菱刈と改め太良城に據り、求麻の相良氏と

兵を併せ當城を陥れ、牛屎・太良の両院を相良氏と分領

す、是より牛屎氏衰微す、始菱刈氏島津に属し、後叛服

屢なり、因て明應八年、島津忠昌家族島津出羽忠明を大

隅市成より牛山に移し、相良・菱刈に備ふ、〔忠明ハ出羽有久  
子にて、有久ハ

鳥津久豊、享祿三年七月二十七日夜、相良・菱刈の二氏牛

山八幡宮祭祀の中に兵を雜へ當城を襲ふ、忠明目殺し城

陥る、此時菱刈鶴千代重廣幼くして、叔父菱刈大膳隆秋軍事を主り、屢島津氏に敵す、是に於て永禄十年、島津貴久諸軍を率ひ隆秋か馬越城を攻む、隆秋當城に奔り、救を求麻に求む、相良氏は應して兵を出す、援兵敗走す、此に於て貴久馬越城を本營として大口を謀る、要害堅固にして相持する事久し、同十二年五月、貴久隆秋か軍と羽月戸神尾に戦ひ、大に是を破る、此時隆秋か股肱の臣多く喪ひ、是より勢ひ衰ふ、かくて同八月、貴久嫡男島津義久大軍を以て城を圍む事廿余日、隆秋防戦すといへとも遂に力盡き、勢ひ窮り降を乞ふ、義久是を許し、菱刈鶴千代に本城及び曾木今の本郷也を與へ、新納忠元を大口の地頭とす、天正十五年、秀吉公薩摩に來り泰平寺に陣す、和議約定の後、軍を還して大口今の牛山を過き肥後國へ出むとす、忠元當城に在り、守備を堅くして興復を謀り、一時に大軍を破らんとす、時に敵軍糧乏しきを聞、糧米を細川幽齋に贈りて曰、是を食とし兵を勵まして速に來り攻むへしとなり、義久是を聞、再三使者を遣し城を出て謁せしむ、忠元止む事を得ず曾木天堂ケ尾の本陣に至り秀吉公に謁す、公其忠勇を賞美し、眉尖刀一振・道服

一領及び酒を與ふ、此時秀吉公忠元に向ひ、汝猶吾に弓を彎ヒキへきやと問ふ、忠元即ち答へて、義久兵を擧ハ吾も只今にありと答ふ、満坐是を聞て駭かざるハなし、かくて忠元大口に飯り、秀吉天堂ケ尾を發し大口を過き肥後國に出、忠元再ひ羽月郷園田に出迎へて大閣に謁す、事ハ羽月の条に詳なり、羽月ハ今大口と合併して牛山と改む、

## 〔箕輪伊賀記〕

馬越の一城落ければ、難叶やおもひけん、一日の内に湯尾・本城・横川・曾木・羽月・平泉・山野・青木・一山落去けれども、大口一城に取籠り、求摩の加勢を待ける、〔永禄十一年十一月〕明る廿五日には、本城・曾木・湯尾・一山ニは薩摩の番兵を相籠らる、山野・羽月・平泉ニは義虎の勢を可被相籠由仰らるれば、出水の勢共打入ける、薩摩の勢ひ申計なし、去程ニ、菱刈方求摩へ加勢を乞たりけり、相良の頼房此を聞、此度菱刈へ合力せでハ叶まし、求廣・八代・芦北の者共不殘續くへしと觸渡せば、其勢六千余騎、はや大口に馳籠る、迹散タル地下の者共も爰や彼所より馳集て大口に楯籠る、地下旅都合〔本ケマ、一〕一萬余騎とそ申ける、城

はいよ／＼強く成て、左右なく可攻様そなき、○去程ニ、

一山口の足輕共、〔永禄十一年〕同十二月廿九日に無評議大口の城の麓

へ差懸る處ニ、求广・大口の勢共も三千計打出、黒煙を

立て攻来る、西原川口に市来備後守・平田加賀守・伊集

院刑部少輔一同に差忍へ合戦すといへ共、敵大勢なれば

打負て、一ツ枕に討死す、其儘ニ攻崩し一山に寄来るを、

鉄炮を以大凡手負に射成しける、故皆大口へそ引退く云

々、

〔地理志〕

大口城 永禄十年頃〔此城ニ栢籠〕肥後國球广城主相良

氏ニ引合、對馬越之城挑戰有り、○永禄十年十二月十〔廿〕

九日、市山之守兵當城ニ働、西原川原ニテ攻合利ヲ失、

其後凶徒市山城ニ襲来事依有、新納忠元ヲ令被守也、

但其先貴久公〔義久公奉命市来備前守家利守市山城、右〕

合戦ニ同人戦死、

一同十一年正月廿日、城兵堂崎ニ出陳ス、時ニ太守馬越

城ニ御座候故、義久公・忠平公馳向給ふ、貴久公制し

給へ共、若武者等先を争て懸合、一戦ニ利を失ひテ引

退ス、川上左近將監久朗深手を負、羽作之瀬ニテ忠平

公御粉骨被遊候、伊集院久治戦功拔也、〔群〕

一同十二年、伊東カ軍〔飯野〕桶比良、取由問者ヨリ告

来ル故、俄以思召、八月十八日より太守大軍を以困攻

給ふ、九月十日降ヲ乞テ、同十四日城を相渡、十八日、

太守父子城ニ入御、其後新納武蔵守忠元ニ地頭ヲ給、

右合戦之条、九月十日、相良〔東〕東帯刀・深水太郎左衛門

為質、守護方ヨリ鎌田刑部左衛門〔政年〕子・本田新助為質、

同十四日、大口之敵向球广退散、同十八日戊子〔巳〕刻

貴久公・義久公城登り、鎌田政平唱凱歌ト云々、〔年〕

一文禄年中一國一城ニ被仰渡候時分、大口を御居城被遊、〔二〕

町田出羽守久倍ヲ城代被召置候、

〔以上地理志〕

※〔頭注〕

〔義久ノ譜中ニ、永禄十二年九月十四日、大口城落去、而後菱

刈氏降参〕

〔箕輪伊賀記〕

永禄十一年五月の上旬より、山野・羽月・平泉番替にそ

成ニける、此刻を見切ツ、大口の城よりも野伏をそか  
けたりけり、同八月十九日に大口より打出て、堂崎の通  
路に陣を取構へ、深水三河守を大将として、菱刈が家来  
に足輕司の板橋半助・二宮囚獄介と云者共を案内者とし  
て相込、折々野伏をかけさ、へけり云々、菱刈の軍衆<sup>V</sup>  
⑨も徒にして△少々被婦処ニ、其折節を見及て、大口の城  
より打出、馬越田中の河内に伏兵をそ仕たりける、伊作  
衆番替して通けるを真中に取込、川上丹波守・堀之内二  
郎左衛門をそ射取ける、聞之馬越より馳續く鹿見島の住  
人は枝大膳坊無比類打死なり、夫より敵も退にける、日  
新入道敵の行度<sup>テケテ</sup>々の仕方を聞召、此弓箭ながらハ、人  
ハ多く滅て後の為悪しかるへし云々、先一ヶ所をも相良  
方へ相与、一節和睦して時刻を待玉へ、天慮宜キ事あら  
は、負て勝へき道理也、能々談合仕給へと仰ける処に、  
求摩・八代・葦北の大勢共、難所を打越長陣ニ退屈して  
私語ける、相良頼房も如何とおもひける処ニ、伯圍入道  
日新の仰ニ隨ひ、先和平せらるへきのよし仰出されけれ  
は、薩摩守義虎嘜として野田の感應寺の和尚を以山野を  
相良ニ渡され、相共和議の調法を仰らるれば、相悦ヒ和

議とそ成にける、

「市山城・平泉城・飛田ノ瀬・戸神尾等、各其条下ニ載セタリ、  
併テ参考スヘシ」

永祿十二年八月十八日より三日出勢して、大口の城へ押  
寄せ、東西南北馳廻り、秋作をそ拂れける、郡司・郷司  
の大名ニ至迄自ら鎌を手取てそ難れたり、両家の者共防  
んとしけれども、前の勢ひニ劣りたれば、外ニ打出防く  
事不能して、凋り終てそ見へにける、其時相良老名諸事  
談合して申けるハ、頼房よしなき人ニ与力して多くの  
侍を失ふ事、相良の家滅却の瑞相なり、此弓箭長くハ如  
何程の者か滅へき、殊に島津殿は國の太守、分限と云、  
旁以無益なり云々、仍て和平の嘜と成、同九月十四日に  
求摩の如く引入らる、同廿日、大口の城を受取、於同城  
泰平の吐氣をそ作られける、相良申されけるハ、菱刈の  
家を本城へ残して賜り候へ、頼房か三年大口在番したる  
其證しに、哀れ於此面目を取せ給へと詫られける間、去  
は對相良かの家を残し給んとて、本城一所菱刈ニこそ下  
されける、其時大口を新納刑部太輔地頭職を給て、即武

藏守にそ成にける、真幸・菱刈・牛屎皆御退治あれば、此度まいりたる所々の城共皆地頭を被仰付云々、

籠真中、散火煙戰、赤田無勢成、散々被散懸、一騎不殘討果、牛山三百五十町只一日執返、大口一所其日相渡相良殿、

〔菱刈重種所写舊記〕

就京都之兵乱、牛屎之地下人赤田一黨起謀叛、執構牛屎

52〔牛屎氏藏書〕

之城<sup>(郷)</sup>柳作敵、横領牛山、聽而頼朝為天下之將、相良殿給

讓与、嫡子太郎高元所

求麻一郡、建久四年癸丑、人吉下着、同五年甲寅、相印

在薩摩國牛屎院惣領郡司職并永松・木崎両名下地事

重妙相良家遣使者、牛屎之地下人赤田一揆起、牛山

一永松名田畠在家以下里之荒野并山野狩倉等事

三百五十町横領、從相良家相催求麻軍兵、赤田令追討、

一木崎名田畠在家等事

可預院宣本領、為其忠恩、大口一所可捧之旨相通、同歲

副渡代々本證文并里々坪付事

八月六日、三千餘人立求麻人吉、其夜山泊、而七日卯刻、

右、件所者、惠佛重代相傳之所領也、<sup>(⑩)</sup>高元為嫡子之上、

山野之内富氣之川内打渡、山野城柳押寄、思不寄事成、

親子之者異他之間、所讓与也、任先例、可令領掌也云々

我先落行、向者無一人、平泉下城、時刻移而不叶、押寄

略、

羽月城、見山野放火、羽月軍衆馳向川崎原、揃矢崎責戰、

元弘二年十月十日

沙弥惠佛判

赤田俄之事成共、連々用意之程社温、曳具五百餘人、成

(本文書ハ、「旧記雜録前編二」一六一一号文書ノ抄ナルベシ)

羽月加勢、太良院之軍兵三千餘人、同七日寅刻、立本城、

竊置花北山、待時分、申刻勢揃而押渡花北川、古市上懸

53〔野田繁原氏藏〕

火、押寄大口城、赤田留主事成、只一時賣落、赤田是見、

薩摩國牛屎院光武名繁原内松崎參段代用途九貫文二、限

大口被落如離水魚、羽月川原為拽、求麻・太良軍兵共取

永代、中條殿方ニ奉賣候所也、地頭御年貢御公事以下者、



隨分限可有其沙汰候、為後日之狀如件、

正平廿季三月十二日 檜前政國

54  
〔全〕

大隅國菱刈院地頭職之事

- 一 藪田掃部入道知行分 入山地頭分四丁  
久留名片頭門一 針持門一
- 一 同隼人入道知行分 入山地頭分二丁  
末浦名地頭分四丁
- 一 同六郎兵衛入道知行分 入山地分二丁  
佛別府地頭分門一
- 一 同又太郎知行分 重留名種左近門一  
いそろ嶋地頭分門一
- 一 光武滿三郎知行分 長久名淵河門一 重留名地頭分福原門  
①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺  
一 小大丸名山城地頭分門一 下德邊  
地頭分門一 長久名宮田上下
- 一 桂木二郎左衛門知行分 櫻渡瀨門一  
長富名上田中門一 徳光名地頭分門一
- 一 同孫二郎「本マ、」 長留名河池門一
- 一 篠原主計入道知行分 花北地頭分門一  
久留名神田門一
- 一 廣武式部入道知行分 長留名濱川門一  
井手本門一
- 一 築原右京入道知行分 長久名楠原門一 上津原門一  
田籠山門一 小大丸名之内北鶴田田邊門一
- 一 萩崎鶴王丸知行分 久富名池嶋門一 萩原門一
- 一 松本源三知行分 入山名地頭分内四丁  
久富名撞野門一
- 一 岩崎六郎左衛門入道知行 久富名河屋門一  
重富名隅齒門一

一 鵜羽彦三郎入道知行分

荒田原地頭分門一  
久富名上下歩

一 大籠左衛門二郎知行分

小犬名内北鶴田門一

一 築原豊前守入道知行分

重富名地頭分 寒澤水門一 宮王丸名  
地頭分門一 小大丸名之内千華・繁津

一 堀園下歩

長富名鳥市門一 籠嶋門一 宮田上下歩 平津留上下歩

長留名新川門一 築名地頭分門一 諏訪田池袋門一

此外三ヶ名地頭徳分足 長富名米錢百餘貫 長久名米

錢八十餘貫 久富名米錢四十餘貫 此外餘名徳分足在

之、

應永十八年八月十日

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」八三二号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔本文書ハ「家わけ七」篠原文書号文書ト同一文書ナルモ相違多シ、参照サレタシ〕

〔纂考〕

平泉城 永禄十年十一月、菱刈の一族諸城を棄大口に退く、時に山門院の領主島津義虎をして守らしむ、既にして義虎是を辞す、其後島津又七郎家久是を守る、其後又伊集院抱節城主たり、平泉ハ往古一郷にし、て地頭ありしと云ふ、

〔旧記〕

文明六年旧記ニ、平和泉ニ宇宿左馬助トアリ、宇宿氏ハ知覽ト祖ヲ同シテ、俱ニ越前島津ノ庶族ナリ、又山田氏ノ元祖式部少輔忠継ノ第三子三郎忠秀モ宇宿ヲ氏ニス、按ニ、忠継ハ牛屎院ニ地頭タルコトトモ見ヘ、此平和泉ハ則牛屎院ノ内ナレハ、三郎忠秀始メハ父ノ谷山ノ任所ナル宇宿ニ族ヲ分居テ宇宿ヲ家号トシ、後ニ又父ノ牛屎院ノ任所ナル平和泉ニ讓ヲ受テ移居テ、其子孫此ニ載リシ宇宿左馬助ニハ非スヤ、天正ノ比迄ハ平和泉モ外城ニテ、伊地知民部少輔重康後備地頭ニ居ル、後大口ニ隸ス云々、慶長中、大口衆ニ宇宿善左衛門在石丸久堅ト云アリ、左馬助カ族裔欵云々、

〔纂考〕

烏ヶ城 花北村にあり、嘉曆年中、牛屎の一族花北左衛門太郎入道妙道居城なりと云ふ、

〔義岡氏系圖〕

島津伯耆守豊久後忠豊島津忠國弟 應永廿八年生、賜薩州平泉、居住

此地云々、

〔國史義久記中〕

永祿十二年夏四月十四日、公使喜入季久領菱刈院花北名、賞功勞也、郡村高辻帳、太良院有花北村、今属大口郷、

〔箕輪伊賀記〕

永祿十二年三月十八日に蒲地越中守平泉へ通らる、処を、主従十七人打果し、已ニ弓箭取起せり、去れは於今平泉の御格護も一大事と成にける、後に山野と弓箭は大口さき陣なり、通切れて通路不輒、無了簡そ思ハれける、然を先彼平泉をも相去て相良か情欲をも補ひ、後日其仕合を以追伐を加へハ、必御利運あるへきか、先一節御宥候へかし云々、肝付彈正忠・新納刑部太輔同心して申されけるは、敵を退治するは武略様々也、彼相良か躰を見るに、心驕て貪欲不道者也云々、平泉を差捨られは、羽月一城にて大川を隔持てましき所なり、於今ハ平泉在番しかたき所なれとも、此兩人ニ於テは是非百日の在番仕べし、必百日の中に勝負の安否を決する事必有ん、兵を御

頼給へと申されければ、太守聞召、誠ニ神妙なりとて御感あり、諸軍勢へ仰出されければ、數百人の兵進ミ出望申けり、依て平泉在番ニそ定けり、彈正忠兼寛・刑部太輔忠元番大將として三月の末より在番をそ務らる、

〔大島氏系圖〕

大島出羽守後久左衛門尉忠泰〔天正中ノ人〕 領知大口之内大島、始号大島、次郎四郎明久之養子、

〔新納忠元勲功記〕

上文略、忠元儀、十九歳より八拾五歳迄六拾餘年之間、御家之御大事御談合等拘り不申儀者無之、軍功者勿論、種々之勲勞及數十度、無比類事共者、時々為被成下御感状等に明白相見得、其外每茂御難題之節々右 御六代様より為被成下御書中二茂、多々辛勞為仕御挨拶、且御頼思召外佗事不被為在趣之御書等數十通頂戴仕置、殊更太閤西征之節茂第一忠元永く踏答へ罷在下城之儀前文之通ニ而、太閤拜領物等段々訳而被仰付、自其 御兩殿様初上諸大名同様ニ人質常詰ニ而、御直之御朱印迄被成下、

薩摩之親指と他國迄申觸程忠義一筋ニ抽御奉公候證據、段々不少事ニ御座候、然共、右次第度々為被成下置數十通之御感状等〔領九〕餘地為被宛行御判物逆者無御座、就而者代々申傳候義有之候、右地行等之儀〔知九〕ニ付而者、早竟大口表者其以前大嶋出羽守忠明之一所ニ被下置候を、菱刈家切取居候處、専忠元等武功之一筋を以御領分ニ被討取候間、忠元一所之地ニ可被宛行旨御内沙汰為有之由、左候得共、忠元より、御領分折角廣大相成候様にと相勵申候處、其地を被為闕、自分知行に被成下候而者、御奉公為勵主意ニ無御座与達而御断申上候付、左候ハ、平泉村を持切に可被下旨被仰出候得共、是又過分之御知行有之地ニ候間、同様御断為申上由、於其儀者何方成共望可申、無左候而者、同様粉骨為仕衆江者大形一所為被下ニ、忠元老人被殘置茂御賞罰不被為届様被思召上段訳而被仰出、其節奉畏、左様御座候ハ、木之氏村被下度旨申上、拜領仕、尤其比右之村大口中ニ而も一番位劣之地ニ而、夫故願出、則木之氏村江家来共召移農業為仕候由、夫故當分迄木之氏村之儀高取納も家来共より仕、百姓与申而者罷居不申候云々略、木之氏村之儀、惣高四百三十石餘之地面

御座候得共、其内貳百四拾五石餘者、當内藏曾祖父代難

凌借財有之、依願享保十三年五萬石方御買入ニ差上、九

拾貳石餘ハ祖父代鳴津李方江賣渡、殘高六拾四石餘ニ仕

明高貳拾七石餘取合、九拾貳石餘當内藏方江持留罷在候、

右通小身ニ而、養父内藏代必至与困窮罷成候付、木之氏

村江相付候鹿倉山里場迄諸木無代銀申受奉願趣御座候處、

寛政元酉十二月、二階堂主計殿より大野隼人御取次を以、

容易難取揚候得共、先祖代々於諸所軍勞戦死等いたし、

就中武藏事拔群之勲功有之、武藏以来致領知来訳も相變

候付、旁之御取訳を以願之通被仰付段被仰渡、是以武藏

勲功ニ付難有為被仰付儀ニ御座候間、書加申上候云々、

〔天保十四年〕  
卯二月朔日

〔地理志〕

一羽月 惣廻拾壹里五町拾八間、惣人數貳千五拾壹人、

田代村・下殿村地頭飯屋アリ、鹿兒島ヨリ丑寅ノ方ニ當ル十七里・大島村・金波田村・

堂崎村・白木村・宮人村・川岩瀬村・鳥巢村

一忠宗公御代、羽月右衛門入道守之、道鑑公御代、羽月

太郎元鎮守之、此代落城ス、○永和三年巳十月廿八日

〔之頃〕、羽月石見守元豊ト云有、

一羽月城 永祿十年御手ニ入、薩州義虎ニ預玉フ、翌年

返還、依之新納武藏守忠元・肝付彈正忠兼寛ニ在城被

仰付、度々對大口城攻合有之候、其後大口落城ニテ、

此地ヲハ大口ニ被召付ト云々、○忠昌公御代菱刈左兵

衛佐重時、當代再賜此地、忠氏男

一堂崎村 永祿十一年戊辰五月、山野・羽月・平泉今大口内

∨<sup>①</sup>之兵守之、相換之時△凶徒以伏兵欲彼軍打運策、於

和陸求广、許於山野相良氏、同八月、大口之凶徒菱前

約、築一陳於堂崎、伊東入道モ亦合心、陳構於桶比良

日州日州為後詰、故貴久公欲彼黨徒、然トモ霖雨頻也、仍

其策不成候間、暫ク退テ待時節発足可臨兵營、有催帰

鞍者、皆大口之凶徒窺其使川上丹波守・堀内某殺害、

從馬越之營聞之、則旗下之勇兵四五十騎馳續、進退於

其徒黨、大膳房戦死ス、其後相良氏・菱刈氏憑感應寺

野田請和再三未果、翌年己子正月廿日、應求決和融之謀、

然ニ三月十八日、蒲地越前守往平和泉之日、大口城之

士深見頼兼斐前約、屠殺蒲地之從者十七人、爾來彼境

往還不自由、故肝付彈正忠・新納刑部太輔忠元入守羽

月墨云々、

〔雲遊雜記傳〕

羽月 亦牛屎院ノ内ニテ、牛屎別族羽月氏ノ宗邑ナリ、古書ニ十町ト見ヘタルト也、文保元年七月薩戸國御家人牛屎院ノ内ニ羽月右衛門入道・同兵衛入道ナト見ユ、道義公ノ時ナリ、又建武三年正月廿五日大宰少貳ノ書ニ羽月四郎右衛門尉元眞、又道鑑公ノ時羽月太郎元鎮落城ストアリ、時キ公室ニ臣従スルカ、又文和ノ頃大隅ヨリ兵衛佐直冬ニ御方セシ列ニ羽月孫太郎ト見ヘ、又永和三年十月二十八日ノ書ニ羽月石見守元豊、又白木村觀音ノ後光裏ニ應永十五年戊子三月牛屎院大秦元忠、或ハ福昌寺奉加帳ニ、奉加馬壹疋、代錢三貫文、羽月豊後守元忠トモ見ヘ、又羽月彦二郎チフモアリ、何レノ時ニヤ、又文明十七年五月菱刈忠氏羽月某ト鹿兒府ニ朝シタル事モ山野ノ註ニ云ヘルガ如クナレバ、此甲午ノ頃ナホ宗邑ヲ履ヘタルハ明ケシ、左アリテ、菱刈重時忠氏ノ子ナリ圓室公ノ時再ヒ此地ヲ領ストナンアレハ、其時キ羽月氏宗邑ヲ失ヒ菱刈氏ニ併セラレシナラン、斯テ永祿十年十一月大中公馬

越ヲ拔レシ時キ公領ト為リ、二十五日、義虎ニ戍ラセ玉ヘルニ、同十二年三月、菱刈衆屢來テ寇シ外郭ヲ破ケレバ、義虎畏テ公ニ致セリ、其ヨリ新納忠元・肝付兼寛ヲシテ羽月ヲ戍ラセ玉フ、左アルニ、同年九月大口城ヲ陷サレシ時、忠元ヲ大口地頭ニ差オカレ、此モ大口ニ隸ラレシトゾ、去レト幾ホト無ク外城ニ建ラレシニヤ、猿渡掃部助信光越中守也等此ニ地頭セリ、今羽月ノ遺墟トテ下殿村ニ在リ、高山城ト云ヘリ、

〔旧記〕

文明六年、羽月氏居于羽月、

〔纂考〕

山野城

牛屎氏ノ一族山野某世々居城にて、元弘の比山野孫二郎或弥次郎ニ作る城主なり、永和三年十月廿八日の記に山野左衛門尉元詮、また應永の季鹿兒島福昌寺奉加帳に山野因幡守頼元と見ゆ、文明記に、文明十七年五月、菱刈孫三郎忠氏山野・羽月の二氏を率ひて島津忠廉忠廉ハ島津久豊三從男季久嫡男なり

ひ、俱に鹿兒島に服従せるよし見えたれハ、此時迄牛屎氏(●●)の一族猶山野を領せしなり、さるを後に菱刈氏牛屎太郎の両院を併せ、牛屎氏衰微す、永禄十年十一月、島津貴久菱刈隆秋か馬越城を陥れし時、隆秋か諸城主城を棄て悉く大口に奔る、因て島津義虎を山野の城主たらしむ、既にして此地を求麻の相良に與へて和睦す、然るを相良氏叛服屢にて、遂に十二年九月又義虎に與へ、其臣税所篤職を城主とす、城址今陸田なり、

〔地理志〕

一天正之頃、島津義虎領之、○永和三年巳十月廿八日之記ニ山野(●●)左衛門尉元詮ト云者當領主欵、○山野城往古山野氏牛屎氏支族守之、貞久公御代、山野孫次郎守之、

〔纂考〕

関白陣 肥後國への街道にて、豊臣秀吉公水引泰平寺を去て飯陣の時の陣營なり、地名を園田の宇都と云ふ、高原の頂上縦横二十余間、東南より西に廻りて土手の址あり、北ハ白砂の高崖にて、下ハ廣沼なり、

〔雲遊雜記傳〕

山野 亦牛屎院ノ内ニテ、上古牛屎一族ノ分レテ此ニ邑シ、因テ山野ヲ氏ニシタル所トテ、古書ニ五町ト見ケルトゾ、道鑑公ノ時山野孫二郎、或作弥二郎又永和三年十月二十八日ノ書ニ山野左衛門尉元詮、又應永ノ季福昌寺奉加帳ニ、奉加馬壹疋、代五貫文、山野因幡守頼元トナド見へ、又文明十七年五月、菱刈孫三郎忠氏カ山野氏・羽月氏等ヲ以テ島津忠廉ニ從ヒ、俱ニ鹿兒島ニ朝シタルコトモ文明記ニ見ヘレバ、此甲午ノ頃迄ハ山野氏ナホ宗邑ヲ履ヘタルニハ疑ナケレド、大抵頼元ノ子ノ代ニモ當ルカ、時ノ家督イマタ詳ナラス、山野城ノ遺墟ハ今ニ山野村ニ在リ、何レノ時ニ城邑ヲ失ヒケン、後ハ菱刈氏ニ併セラレシニ、永禄十年十一月大中公馬越ヲ陥サレシ時、公取テ出水ノ義虎ニ成ラセ置レ、翌十一年五月、日新公ノ思召ニテ相良ニ界ヘテ菱刈ト和平遊ハシタルモ、其八月又叛レタリ、同十二年正月、相良方ヨリ和ヲ乞ハルニヨテ又山野ヲ界ヘラレシニ、其三月、又彼ヨリ乱ヲ起シ、九月、遂ニ大口城ヲ陥サレシ以後マタ初ノゴト義虎ニ賜ヒテ、其臣税所越前守篤職此ニ地頭シ、義虎ノ子忠辰改易

ノ後ヨリカ又公領ト為リ、大島出羽守・伊地知民部少輔  
重堅等地頭セリ、

※(頭注)

「文明六年比山野氏居于山野ト古書ニアリ」

〔纂考〕

扇取岡 附山下出羽宅址 関白陣を距る事辰巳の方三町許  
にて野岡なり、山下出羽清晴太閤の行軍を遙に見渡し、  
矢を發て鎗印の扇を射落す、因て岡の名とす、清晴か居  
宅の址岡の上にある、

〔地理志〕

菌田羽月内 天正十五年秀吉公(初征)(妙西役)和陸ノ後、五月十八日、  
去泰平寺而趣帰京時過此地、于時新納武藏守忠元為謝送  
別之禮出謁于路傍、秀吉公賜道服一領、又親授修羅扇子  
一柄、

〔纂考〕

藤尾城 下殿村にあり、又高山城とも云ふ、旧記に羽月

城と見えたるは即當城なり、往古牛屎氏の一族羽月某居  
城なり、保元元年八月薩摩四郎元衡始て此地に下りしよ  
り、一族世々牛屎院を分領す、旧記に、文保元年七月薩  
摩國御家人羽月右衛門入道・同兵衛入道、又建武三年正  
月廿五日太宰少貳の書に羽月四郎右衛門尉元眞、又羽月  
太郎元眞落城、或ハ文和の頃足利兵衛佐直冬に属せし中  
に羽月孫太郎など、見えたり、此後も羽月氏の名旧記に  
見ゆ、文明記に、文明十七年五月菱刈孫三郎忠氏羽月某  
と共に鹿兒島に属せしよし見えたるは、此時迄牛屎の一  
族羽月を領せしなり、其後島津忠昌の時に至り菱刈重時  
此地を領すと旧記に見えたるは、羽月氏領地を失ひしハ  
此比の支なるへし、かくて永祿十年十一月、島津貴久菱  
刈氏所領馬越城を陥れし時、當城の主将も城を棄て大口  
に通る、是に於て島津義虎に命して城主たらしむ、十二  
年三月、菱刈隆秋屢兵を發し羽月を侵し、遂に外郭を破  
る、義虎畏て其戍マキを辞す、因て肝付兼寛・新納忠元をし  
て守らしむ、隆秋屢来りて城を攻ると云へとも一度も利  
あらず、

〔纂考〕

※ 戸神尾鳥神<sup>一作</sup>、永祿十三年、肝付兼寛・新納忠元鳥津義虎

に代りて羽月の城主たり、菱刈隆秋猶屢来りて寇す、兼

寛・忠元市山の守将鳥津家久と相議して、同年五月六日、

大野駿河忠宗・宮原筑前景種に命し戸神尾及び稲荷山山一説

山に兵を伏せ置き、忠元戸神尾にありて潜に期を窺ひ、兼

寛白木河内に在りて相圖を待つ、かくて鳥津家久市山城

を出、余多の人馬をして兵糧を平泉城に運ハしむ、菱刈

隆秋足輕を出して路を遮る、家久是を追ふ、隆秋又大軍

を出して是を救ふ、家久暫く戦イヅハリひ伴て敗走す、隆秋か大

軍勝に乘りて逐ふ、家久戸神尾の西に至り兵を還して奮

戦す、時に忠元相圖の螺を吹く、忠宗・景種か伏兵左右

より起り、忠元又敵の横を撃つ、兼寛亦兵を発して前後

より夾ミ撃ち、首を斬る事百三十六、壹岐氏開書に三此外平

泉川に落入りて死する者數を知らず、是より隆秋勢ひ衰

へ再び兵を出さず、一説に、鳥津家久大口の城下に至り鉄砲を放ち、

隆秋か兵溺死せし報を竹瀬と云ふ、今に悪氣殘、伴て戦を挑む、故に隆秋城兵を出すといふ、又

り、五月六日には土人此淵に至ることを禁ず、かくて同年八月十八

日、鳥津義久大軍を領ひ大口城を圍む、菱刈隆秋力盡て

降を請ひ、九月十日、相良带刀・深水太郎左衛門を質と

す、是に於て義久是を許し、大軍圍を解き、隆秋以下大

口を去て求麻に退く、義久城に入り、鎌田尾張政年凱歌

を唱ふ、かくて忠元を菱刈・牛屎両院の地頭に命し大口

城に在り、其後隆秋再び寇をなす事能ハす、

※ (頭注)

「永祿十二年三月ヨリ兼寛・忠元平泉ノ在番ニ定レルコト旧記

ニ見ユレハ、十三年云々ハ誤ナルヘシ、戸神・稲荷山ノ伏兵

ノ擧モ十二年五月六日ノコト也」

〔纂考〕

首家ツカ 白木村の岡腹にあり、永祿十二年五月六日菱刈隆

秋か将士の首家なり、戸神尾より午の方十六町許なり、

地獄窪 首家の下にあり、此所首實檢の跡なりと云ふ、

高殿城 下殿村シモトにあり、一名を小鷹城コタカと云ふ、永祿の比

米良某居城なり、東ハ沼田、西北ハ大池にて、南ハ塹跡ホヱ

あり、

あり、



拵城 宮人村にあり、大島出羽居城なりと云ふ、

〔箕輪伊賀記〕

永祿十二年五月六日、一番の伏兵大将ニハ新納刑部太輔・肝付彈正忠、冨神に三千騎にて伏られけり、二番大野駿河守・宮原筑前守、羽月の麓ニある稲荷山に三千余騎にて伏られたり、請兵ハ塔崎と大島村への下り口井木のはつれ右の方畠なり、羽月の町口其往々に伯囿入道・義久・歳久・又四郎幸久・圖書頭忠長其外一門宗徒の人々、其寄(寄寄)より打寄てしつまり切て居たりける、偽引の大将には中務太輔家久、雜兵四五百人に兵糧運送の風情して、糠俵を馬につけ、或は人に脊負せて、軍兵三十余騎に警固させ、平泉さして通られける、大口の城より是を見て、今日平泉番替なるぞ、追落し荷物を取んと、足輕雜兵共おもひくゝに馳續く、先キ陳の大將深水參河守もし武略ニてもあるかと制してけれ共、吾不劣と宗徒の人を初として数千騎馳来て家久の勢を追かけたり、家久所好之幸とおもひ、差忍へく防ぎ戦ふ程に、栗野の住人に前田豊前介太刀初とそ名乗ける、一合戦してハ退き、一防ぎ

防ぎては退れける程ニ、各軍勞申も愚なり、一ツの伏兵近くにてハ家久已に打れ給ふへく見へければ、伏兵こゝろをすゑ兼て一度に動と起むとしけるを、彈正忠・刑部

太輔未可起と怒り迫て團を以て横扇して下知すれば、今起らんとしける三千の伏兵又はつたりと伏潜む、彼兩人の武威の程を後に感せぬ人そ無りけり、家久色々會積て偽引給ふ程ニ、眞中ニ引入たり、三千の伏兵一度ニ吐と起せは、逞兵精兵一度に動と起合、眞中ニ追取籠攻打程ニ、相良・菱刈か勢悉く敗北して、宗徒の者切懸る頸百三拾六人、雜兵の首八百余人、其外切捨ハ数不知、家久の功名是非ニ及ハぬ処也云々、

〔地頭系圖〕

伊佐郡

羽月

猿渡越中守信光

初掃部介 天正八年比、

猿渡掃部兵衛信豊

番船ニテ戦死、羽月城本丸藤之尾江居城ナリ、

猿渡大炊助信隆

見系圖、

新納武藏守忠元

大口・羽月・曾木地頭ト申傳云々と元祿中書出ニ見ゆれハ、大口ニ寓居しと見へたり、

伊勢兵部 羽月分立比地頭と元禄中嘸書出ニアリ、

圖師喜兵衛 竜伯公・惟新公ニ仕へ羽月地頭とアリ、

高壽伊豆守能延 寛永ノ初比、

伊地知左石衛門重政 寛永十年六月二十二日山野ヨリ移、同十三年三月二十六日迄、

平田狩野助宗弘 寛永十三年ヨリ同十六年正月迄、同月ヨリ野尻ニ

有馬次右衛門純生 實伊勢内記貞朝二男、御納戸奉行、

肥後長左衛門盛行 十人衆役・奏者番・吟味役等勤、

本田弥五右衛門親平 甲斐親良養子、實毛利肥前嫡子、吟味役・京都藏奉行勤、萬治の比地頭歿、後右衛門ト云、寛文二ヨリ財部地頭ニ轉す、

東郷藤兵衛重利 寛文二年七月四日定、

比志島内記 寛文七年二月三日定、或六年冬ヨリ同八年春迄、

樺山長門守忠重 寛文八年九月十日定、

伊東仁右衛門 元禄中嘸書出ニハ見へず、

村尾源左衛門重榮 初舍人 御船奉行・吟味役・総田地奉行、延寶七年正月二十七日ヨリ

伊勢兵部 延寶八年甲八月十二日、

種子島次郎右衛門時春 初七右衛門 主水 貞享五辰九月五日ヨリ元禄九元禄十一年迄、月トモ

大野隼人久矩 元禄十二年卯五月九日ヨリ、

吉田右衛門次郎 寶永二年酉十月三日ヨリ、

山口左衛門 正徳三年巳十二月二十九日ヨリ享保十一年六月七日迄、

寺山源右衛門

實北郷作左衛門三男ニテ、寺山氏嗣子トナル、御納戸・町奉行勤、享保十三年申正月十一日ヨリ同十九年寅正月十一日迄、

大田五郎右衛門

元文五年申正月十一日ヨリ寛保三亥十二月二十八日迄、

桂太郎兵衛久中

延享五年辰三月十三日ヨリ寶曆八年寅正月十一日迄、

〔地頭系圖〕

伊佐郡

山野

楠原内匠允重林

菱刈領ノ時也、天文十七年比棟札ニアリ、

税所越前守篤識

天正九年棟札ニ駿河守篤職、同十年棟札ニ上總守トアリ、

税所神祇史篤良

天正二十年棟札ニアリ、

伊地知民部少輔重堅

文禄二年ヨリ慶長三年迄、

大島休左衛門忠泰 初出羽守 慶長五年比、

敷根仲兵衛頼豊 慶長十五年比、

本田彌六 慶長十九年比、

伊地知左石衛門重政

初民部少輔 慶長十九年七月二十九日ヨリ寛永十年六月二十二日迄、

猿渡新助信元

見于系圖、

猿渡勘左衛門

寛永十一年ヨリ同十八年迄、

児玉四郎兵衛利實

利昌ノ子、御兵具奉行・納殿役人、寛永十六年ヨリ明暦迄、十五年寅八月ヨリ萬治元年戊二月迄、

平田堅物宗乘 萬治ノ比、寛文元年迄ナルヘシ、

丹生彌兵衛信詮 寛文元ヨリ、御曳付留ニミユ、

五代勝左衛門友善 寛文七年二月ヨリ定、延寶六年比迄、

仁禮民部左衛門頼定 延寶八年申八月十二日ヨリ、

仁禮仲右衛門 寶永七寅四月二十八日ヨリ明所、

谷山角太夫 寶永七年七月二日ヨリ正徳迄、

〔地頭系圖〕

伊佐郡

大口

菱刈伊勢重政 左兵衛重時二男ニテ、重時大口領ノ時地頭也、

菱刈兵庫重根 重政ノ子、同断菱刈領ノ時也、

新納武蔵守忠元 永祿十二巳九月ヨリ慶長四年迄三拾壹ヶ年、

町田出羽守久倍入道存松 慶長四年一ヶ年、文祿四、  
年トモ、

新納武蔵守忠元 慶長五年子九月飯野ヨリ再地頭、同十五年迄拾一ヶ年、

伊勢兵部少輔貞昌

伊集院半右衛門 慶長十五年十二月ヨリ元和三巳年迄八ヶ年、

敷根中務少輔立頼 元和三年巳ヨリ同五年未迄三ヶ年、

三原備中守重種 元和五年未ヨリ寛永三寅年迄八年、

三原左衛門佐 寛永四年ヨリ同五年迄二年、

新納加賀守忠清 初刑部太輔 寛永五年十二月ヨリ承應三年二月迄二十七年、

新納次郎右衛門忠饒 承應三年十二月ヨリ萬治三年七月迄七ヶ年、

新納弥兵衛忠尊 初伊地知主膳重頼ト云、萬治三年八月ヨリ寛文四年辰十二月迄五ヶ年、

新納又左衛門久了 寛文五年二月一日四年冬ヨリ定、同六年午六月迄三ヶ年、

島津帯刀久元 初主計、清太夫一旦喜入氏後嗣トナル、寛文六年八月十一日定、六月十四ヨリ延寶二年寅八月迄九ヶ年、

島津新八郎久武 後甲斐、延寶二年寅九月十五日ヨリ定、同八年申七月迄七ヶ年、寛文十補國老、

島津中務久輝 初又七郎、延寶八年申八月十二日ヨリ、○寶永七年迄カ、延寶二年甲寅國老ニ補セラレ、寶永七年庚寅正月職ヲ辞ス、在職三十七年也、

島津將監久當 寶永七寅ヨリ享保十四酉八月十八日迄、初伊賀 勘解由 御家老・御城代、

〔地理纂考〕

同郡

牛山郷

諏方神社 (里村) 原田村 祭神信濃國諏方社に同し、創建の年月詳ならず、新納忠元地頭の時、當社及宇佐八幡・西原八幡を大口の三社と称して崇敬せしといふ、祭日七月廿八日也、

(飛脱カ)  
諏方神社原田(マド)

鎌を神体とす、永祿年中新納忠元大口城主、菱刈隆秋と對陣の時、此鎌何方よりも知れず飛來れり、忠元是を吉瑞なりとせしか、果して程なく隆秋降参す、因て忠元彼鎌を神体とし此處に當社を建立して飛ひ諏方と称す、祭日七月廿五日なり、

愛宕神社(里村)原田村 天正二年新納忠元建立の棟札を蔵む、其

文に十大軍神ハ武家相應神力第一と誌せり、

忠元神社原田村 新納武藏忠元の靈を崇む、忠元生涯の軍勞

叡聞に達し、天保十四年五月十一日、忠元靈神と宣下あり、同十三日、又忠元靈社と神階アヅを上らる、即鹿兒島より官吏を遣し宮殿造營の功畢り、鹿兒島の宗社諏方神宮本田出羽守其外數十人を遣し遷宮の儀式嚴重なり、かくて安政六年二月廿八日明神の宣下ありて、三月朔日、又大明神に上らる、抑忠元ハ島津の始祖忠久より第四世島津忠宗第四の男時久家の庶流にて、家祖駿河是久より五代なり、時久日向國新納院を領す、因て家号とす、忠元人と為り智謀衆に卓越し、又詩歌を善して文武兼備す、

此時に當り西國大に亂れ、兵を交る事連年なり、忠元戰場に臨む毎に功あらざるハなし、島津貴久・島津義久・島津義弘・島津久保・島津家久五代に歴史して、忠節諸臣に冠たり、義久是を感賞して為舟と名付く、童子と云へとも知らざるハなし、永祿十二年菱刈隆秋・相良義陽等降伏の後、忠元を大口今の牛山なりの地頭に命して隆秋・義陽等か押とす、かくて関ヶ原の役後、加藤清正關東に属し、先鋒として兵を薩摩へ差向るとの聞えとりくなり、時に忠元歌を作り、若き男子共に謡ハしむ、其謡 肥後の加藤か来るならば塩焔ユツシヨウ肴ヤクに玉會釋ユヱシヤク玉ハ何玉鎗ナガ玉夫でも聞すに來るならハ首に刀を引出物 この外の事跡次々に詳なり、例祭二月三日・六月三日にて、國人ハ更なり、近國よりも詣人多し、

箱崎八幡神社(市田)原田村 土人の傳説に、往古淵之上・丸山・赤

池の三子子孫詳ならず筑前國箱崎より神靈を奉し來り建立すと云ふ、年月詳ならず、建久八年大隅國圖田帳に菱刈郡入山村箱崎宮浮免田とあり、是を以て思へハ、當時入山ハ菱刈郡に属して大隅の内なりしなり、市山村を往古入山村と云り、箱崎八幡の神領なるを以て當

社を建立せしなるへし、九月十五日を祭日とす、

※

八幡神社目丸村 西原にあり、祭神鳥津出羽守忠明の靈なり、

明應八年、忠明牛屎院に移りて大口城に在り、其子次郎

四郎明久羽月大島に在り、羽月ハ今牛山と改む享祿二年己丑九月三

日、菱刈氏羽月を襲ひ明久を殺し、翌三年七月廿七日、

相良・菱刈の二氏兵を併せ大口城を襲ひ、忠明はか為に

死す、鳥津貴久其忠烈を感賞し、父子か靈を崇め、當社

を建立して西原ゴシハラ八幡と号す、

○寄進 盃一 十字鎗一本

若宮八幡神社 堂崎村にあり、祭神鳥津明久の靈なり、

享祿二年九月三日、明久鷹狩に出しに、菱刈氏はを襲ひ

遂に戦死す、時に年十六歳始西原八幡に父忠明と會祭なりしを、

屢靈異あるか故に、鳥津義久の命に依り没後五十六年を

経て戦死の地に當社を建立し、明久の神靈を遷し若宮八

幡と称す、天正十三年三月二日鳥津義久建立の棟札あり、

八幡神社 高柳タカヤナギ村にあり、祭神豊前國宇佐八幡に同し、

菱刈氏家譜に云、始祖進士判官三郎坊相印重妙保元元年

牛屎・太良の両院に封せられ、同年十二月京をウツチ発て、二

年正月十二日太良に着す、同年重妙管内を巡視す、時に

一人の老僧に逢ひ其住所を問ひしに、豊前國宇佐宮なり

と答ふ、又曰、吾を祭らは裔業を守護して榮福を保たむ

と云ひて即天に飛去る、因て重妙是を建立す、保元二年

丁丑八月なりとあり、華表に八幡宇佐宮の額を掲ぐ、當

郷の總鎮守にて、例祭九月十日也、系譜の一説に、重妙

封に就しハ建久五年にて、當社の建立ハ同年八月とあり、

※(頭注)

「大田村ニ八幡ハ鎮座ス、高柳ハ大田ニ屬ス、村名ニアラス」

菅原神社 同村にあり、鏡を神体とす、背ウツに天正年間建

立と誌せり、

熊野神社山野村 祭神伊弉册命なり、山野村固一郷なりし時

の宗社にて、例祭九月九日なり、一書に延徳四年壬子三

月八日勸請とあり、古鏡十一面を宝殿に蔵む、

諏方神社山野村 信濃國諏方の上下社を會祭す、神体木坐の像の

背に、大檀那菱刈相模守重岳、天文十七戊申十月廿八日、

願主光明院住勢印と誌せり、又奉納の鰐口に寛正二年云

々の銘ありて、天正十年壬子七月廿七日、奉牛屎院御諏

方上下大明神、大檀那藤原義虎、當地頭稅所上総守篤職

と銘す、されは此鰐口ハ他所に在りしを取りて、天正年

中義虎か寄進せるなり、例祭七月廿六日にて、此日村民

鉦鞞を鳴し神前に於て舞蹈す、

菅原神社山野村 創建の年月詳ならず、鏡を神体とす、又画

像ありて、裏に慶長二年丁酉正月廿五日大島出羽守忠泰

再興と記せり、祭日八月廿五日なり、

熊野神社 祭神紀伊國熊野社に同し、社傳に嘉曆元年(マ)庚

申創建なりと云ふ、羽月固一郷なりし時の宗社にて、例

祭九月九日なり、

○支社 八社宮 児オコ之宮 聖ミヤ之宮 本社の境内にあり、

祭神詳ならず、

55の1 「在白木御文書十番箱中」

新納駿(久仰)河

右先祖武藏忠元事、天文・慶長之間凡五十餘ヶ年戰國之

御柄、自他國諸所之合戰毎度拔群之武功を顯し、殊ニ大

口之儀敵地之境目ニ而警衛至而危難之場所柄ニ候故、御

人撰を以忠元事大口地頭職被仰付、彼地江引越、年齢八

十五歳迄数十年之間昼夜安堵之暇無之、苦戰艱難種々之

御奉公相勤、敵徒之兵勢取押へ、昇平之今ニ到り境目鎮

護之仕向嚴密致治定置、土民迄も遺徳を慕ひ候ニ相及、

且又

御先代様方朝鮮

御在陣中ニ者、依

仰鹿兒嶋江致勤番、諸士懦弱之風俗等致改正候儀共、旁

宰相様別而御感ニ被

思召上、先年大口江忠元靈社御創建被仰付置候処、當駿

河儀茂當職心頭ニ掛何篇精密吟味行届、別而御用立候次

第、早竟忠元精忠之遺志を受継家訓不空儀与

御感之御事ニ被為

在、此度猶又格別之以

思召、忠元靈社神階加級之儀

京都吉田家江被

仰進候趣有之、忠元明神并忠元大明神与順之不日ニ神階

加級相成、別而御満足ニ被

思召上、右者別段諏方社惣大宮司本田三位藤原親徳大口

江被差越、式法を以社殿江致勤納候様被仰付候、

右次第厚

思召之程、往々駿河御奉公方之心得ニ茂可相成事候条、

篤与為致承知置候様

宰相様御沙汰御座候、

御取次

四月

永江休之丞

55の2

別紙書付、昨日玉里御休息所

宰相様御前江駿河殿被召呼、拙者御取次を以相渡候、就

右後年為見合御記録所江書留置候様可相達旨御沙汰候条、

宜被取計候、以上、

安政六年未四月十六日

永江休之丞

御記録奉行

〔本文書ハ「旧記雜録追録八」二九〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔名勝志〕

八幡宇佐宮 大田村に鎮座、地頭飯屋の亥子方壱里許り、

祭神宇佐八幡同體、正祭九月十九日保元二年丁丑八月、進士判官

三郎房相印重妙重妙ハ撰政関白大政大臣忠実公の男字治左大臣頼長公の男左中将隆長の男右中将三位隆重の男勸請

なり、初め重妙保元元年丙子十一月朔日後白河帝院宣に

よて十二月京を出て、明る正月十二日隅州菱刈郡に下向

し、領内巡視の時、一人の老僧に逢ひ其所在を問ひしに、

豊前國宇佐の宮なり、又曰、我を祭らハ子孫の榮福を守

護すへしといひ、天に指して飛去れり、重妙神變不思議

を感じ、羽月若王寺能化に命し豊前國に遣し、宇佐宮を

爰に勸請す、即保元二年丁丑八月なり、鳥井に八幡宇佐

宮五字の扁額を掲、大口一郷の惣鎮守といふ、

西原八幡宮 青木村西原に鎮座、地頭飯屋より卯辰方貳

拾町許り、祭神一座、當社ハ鳥津出羽守藤原忠明大島氏の三世の

靈也、初め忠明大中公の命を蒙り菱刈・相良両家の鎮防

となり、明應八年、恩地三百餘町を賜り、大口城に住居

す、享祿二年己丑九月三日、忠明の嫡子次郎四郎明久羽月大島村にて菱刈勢と戦ひ死す、翌年七月廿七日、相良・

菱刈の軍兵相謀て諏訪神事社參の人々に紛れ来りて忠明を圍む、其夜忠明城中に鬪戦し遂に死す、大中公忠明か

軍忠を賞して忠明父子の靈を崇て西原八幡と號し、西原ハの西にあたる 毎歲十月十三日祭事怠たらず、其後貫明公命ゆへなるへし、

ありて明久の靈を戦死の地大島村に遷座し、若宮八幡と稱す、ゆへあることによ、元祿十二年己卯九月十九日、

神祇道管領正三位侍従卜部朝臣兼敬當社に宮號を授らる、宗源宣旨奉納あり、別當山伏堀之内某、

箱崎八幡宮 市山村に鎮座、地頭飯屋の卯辰方三拾町許

り、正祭九月十五日、淵之上氏・丸山氏・赤池氏筑前國

箱崎宮を守下り崇め祭るといひ傳ふ、建久九年八圖田帳、

菱刈郡入山村箱崎宮浮免田と記す、今の市山村はいにしへの入山村なり、箱崎宮神領なるゆへをもて八幡を勸請

したるなるへし、

熊野三所權現 山野村に鎮座、地頭飯屋の午未方三町許

り、祭神紀州熊野大權現に同し、祭九月九日、延徳四年壬子三月八日勸請す、社司成尾氏、

〔名勝考〕

▽◎同郡山野郷に△熊野三社權現社あり、〔後土御門帝延徳四年壬子三月八日勸請す、〕

〔名勝志〕

熊野權現祠 下殿・白木両村の境に鎮座、地頭飯屋白木村にありより丑方三町許り、祭神紀州熊野に同し、正祭九月九日、勸請年月詳かならず、社司長谷川氏、

〔名勝考〕

同郡羽月郷又熊野權現社あり、并に紫尾神を以て伊佐郡の鎮守とす、故にその諸所トコロ奉祀するものかくの如し、謹

按、熊野大神所祭三座、伊弉諾尊与伊弉冉尊於隔絶幽明之間所出生也、故我邦凡所以無間遐邇崇奉最盛者、蓋天

造草昧時、二神為夫為婦剖分陰陽、發毓萬物、有君臣焉、有父子焉、立人倫之極、啓教學之原、所謂道體於日月、



徳表乎生民者、而以天人語明理、莫一不出于茲矣、故曰、君也者諾再合徳之號、二神共議欲生天下之主者、而共生日神、因稱之貴美、諾再之謂也、於是古者昨之土命之祀、必奉熊野神以為國家鎮矣、蓋王制封建之世、所以使四方諸侯藩屏天家、以明祭政之礼重敬宗之道也、今如藩内亦祀熊野神居多焉者、如此故耳、

(地理纂考)

同郡

牛山郷

朝日嶽平泉村 此岳小木原村十曾山と郊野を隔て、相對す、南は出水郷上大川内村に連る、

〔名勝考〕

同郡大口郷泥田口城ハ、松齡公大隅栗野城より朝鮮の役に赴給へる時、此地の領主新納忠元別を送り歌上りし所なり、歌ハ飯野の所に見ゆ、

(地理纂考)

鳥神嶽平泉村 平野に孤立して山上樹木生せず、四面風景佳なり、八分目に小社ありて鳥神と号す、祭神由緒不詳、

十曾山 小木原村にあり、連山波濤の如くにして、北は肥後に連り山林深廣なり、其中の高山を十曾と云ふ、又十曾山の中にて殊に秀たるを紅葉峯、或ハ青木山と云ふ、十曾の名義詳ならず、按るに、曾ハ層の訛にやあらむ、

鷹峯 田代村にあり、此峯田代山の山上に秀つ、絶頂は出水郷に分界す、山中に土瀬戸越と云へる難所あり、出水への通路なり、

三種嶺 川岩瀬村に属す、此山の總名を上場山と云ふ、嶺上に出水への通路あり、上場越と呼ぶ、嶺を下る叟十町許にして谷あり、三種谷と云ふ、上場・田代の両山相接し山林深廣にして、出水上宮岳に連り、土人の獵所なり、

羽月川目丸村 一名を小河内川とも云ひ、又山野川とも云り、

水源牛山小川内より出、山野、羽月を経て市山川に會す、因て諸所にて其名異なり、市山川會流の處より半里許下流にて真幸川に會す、曾木瀧・川内川等の上流なり、市山川ハ水源牛山市山村より出る、故に其名を得たり、市山一山に作る、或ハ

ナカウツウメノ原マデ 鹿兒島新納駿河久仰庭中に在り、新納武藏忠中尾梅村 元大口の地頭たりし時、梅子を大口中尾里に自植す、因て中尾梅と称す、其花淡紅重辨にして甚美麗し、押川強兵衛公近忠元に從ひて大口に在り、忠元此梅樹を公近に與ふ、後に公近鹿兒島に移り梅をも移植す、かくて公近卒し、其子市之丞家を志和屋左京に讓る、左京より六世志和屋良翰に至り梅尚存す、然りとはいへとも老樹と成りて僅に萌蘖を生ずるのみ、文化十年癸酉の正月、新納久命良翰に請ひ、其株を分ちて庭中に移植す、久命ハ忠元より十一世の嫡流なり、久命是を得て愛護する事日を累ね、漸々に再繁茂す、久命嗣子久仰に至り更に梅子を下し、又其枝を接ぎ、年々に繁殖して今數十株に及へり、そもく忠元英邁忠武、生涯争乱の世に在りて、帷幄の

籌、汗馬の勞に暇あらず、さるを種種愛賞して更に屈せざるハ、其平素養所を知るへし、かくて此梅數百年を経て既に枯なんとせしか、再其家に販り繁茂せるハ奇といふへし、

新納忠元墓目丸 旧祥雲寺の跡にあり、法諡を耆翁良英庵主と云ふ、今に至り田夫野人といへとも崇敬する事吾祖先の墳墓に等し、

コガハチノセキ 小河内関 小河内ハ地名なり、此地肥後國との界にて大道通す、因て鹿兒島よりは是を置く、

扇取岡 附 山下出羽宅址村 関白陣を距る事辰巳の方三町許にて野岡なり、山下出羽清晴太閤の行軍を遙に見渡し、矢を發て鎗印の扇を射落す、因て岡の名とす、清晴か居宅の址岡の上にある、

#### 物産

藥種 縮砂 金銀花 半夏

「地理課川調帳」

伊佐郡

牛山郷

川北  
一牛山川

旧山野  
羽月

通ノ村方 山野村 平出水村 淵邊村 小木原村  
 渡田村 牛尾村 大田村 里村 原田村 華北村  
 下手村 鳥巢村 大島村 金波田村 堂崎村  
 下殿村

水源山野村 ●マイヒ岳 ●柿木 ●降エリ塚 ●堂ノハル ●湯木山神  
 ●鉦立 ●桑ノ俣 ●穴エタ ●山ノ神 ●高山セタ尾  
 ●國見山ノ神 ●ハチノ迫 ●ソフシ塚 ○内村 ○石井川内 ○登尾 ○シハコエ  
 ●カウゴ石 ●猪子越 ●ハチノ迫山 ○小水流 ○上ヲホ水流  
 ○山ノ村、又水源小川内村 ●大穴山 ●荒平 ●尾多 ●袴川内 ○  
 上長野、又水源小川内村 ●桑平谷頭 ●朝鹿倉 ●ノヒラ立山  
 ●鬼神山 ●サシノ岡 ○山ノ神 ●小太郎 ○下山野、又水源牛尾  
 ●細工木場 ●木地山 ○狸々村 ●ハシロウ山 ○下長野、

村 ●薩ノ白濱 ●四ツ石 ●鬼ノ腰 ●十曾川内 ●後鹿倉 ●小木原川、又

水源牛尾 ○大ノ川、淵邊村ニ於テ六川流合、渡田村、大

田村 ○牛山川、里村 ○牛山川、原田村 ○國ノ十、華北村、下

手村、於テ 青木・市山・徳邊川ヲ受、西例鳥巢村ニ

於テハ平出水川ヲ受、大島村、金波田村ヲ流、堂崎村、

下殿境ニ於テハ白木川ヲ受入、下殿村・下手村境ヲ流

通シ、里程六里五分ヲ經テ川内川通工流入、

此支

一小川内川

小川内村

水源小川内 ●鬼神山 ●都鹿倉 ●池平 ●五川流合 ○荒平下ニ

里程一里五分流牛山川通工入、

一狸々川

山野村

水源山野 ●桑平ヨリ ●テラ山 ○平岩井 ○山ノ神 ●小谷川七、里程

二里二分五リ經テ牛山川通工同、

一平出水川

鳥ノ巢村

水源平出水 ●朝日嶽 ●万関 ●中尾 ○山ノ口、平出 ○鳥神 岡

ヲ流、鳥ノ巢ヲ經テ里程二里八分流通シ牛山川通工同、

一白木川

白木村

水源白木村 ●柳ノ葉山 ○迫ノ尾 ●羽月籠、下殿村ヲ通り、

里程二里七分五リヲ經テ同、

川東  
一牛ノ川 山野村  
小木原村

水源 ●薩ヲ白瀧  
●四ツ石ヨリ小谷川十四及●カフコウ石、合十六流合

シテ界ノ通里程二里七分五リ經テ牛山川通工同、

同  
一萩ノ段川 渡田村

水源 ●寺路ヨリ萩ノ段、渡田ヲ經、里程六分流通同、

同  
一牛尾川 牛尾村

水源牛尾 ●大野ニ谷川流合、○牛尾○太田  
ヨリニ谷川通リ一里五分流通同、

同  
一青木川 青木村 市山村 目丸村  
原田村 華北村

水源青木 ●三國嶽○一里山川ヨリ二川及●雪ヶ嶽 ○竹カクラ  
●三州界○策林 ●志子ヶ平ヨリ

四川、合六谷川圓フ、青木、市山、目丸、原田、華

北ヲ流、原田村ニ於テ西木ノ氏川ヲ受、又花北村ニ

於テハ徳邊川ヲ受ル、里程三里ヲ經テ○國ノ下ニ至

テ牛山川通工流入ス、

又此支

一木ノ氏川 木ノ氏村  
筭原村  
目丸村

水源木ノ氏 ●大平  
●余野ヨリ小谷川四ツ流合、木ノ氏村

ヲ通、筭原村、目丸村ヲ通テ、里程二里七分五リ

經テ青木川通工流入ス、

一上市山川

水源 ○市山 ○大平岩瀨ヨリ谷川三ツ ○ウト山ヨリ四川

圓フテ、市山・青木境ヲ通、一里七分五リ青木川

エ入、

川北  
一八代川 牛山  
旧羽月 宮人村

水源川岩瀨村 ●井手尾山ヨリ宮人村通、里程一里七分五リ

川内川通工入、

川北  
一田代川 牛山  
旧羽月 田代村

水源田代 ●フシノモト ●雨降ノ尾 山ヨリ ●ヘホキ崎 ○ウツ越瀧ヨリ  
●大長崎 ●柴ノ湯 ○田代

流出、里程一里ヲ經テ川内川通 ○曾木滝下エ落入、

一 ●フシノ本山ヨリ二ツ  
小谷川

同 同村

水源同所ヨリ各里程七分ツ、流テ同所下へ同、

同 同村

同 同村

同 同村

同 同村

同 同村

同 同村

(中表紙)

大口古事見聞記

一 牛野川 小木原鹿倉ヲ流出、淵部村川へ流入、源より里数三里半程、

一 小川 小川内鹿倉より流出、山野川江流入、山野之内流通り淵部村ニ流入、夫より羽月境ニて小木原村、大田村、里村、原田之内(村脱之)流通り、本城川へ流入申候、本城下手村迄源より四り半、小川内川ト云、

一 小川 平泉鹿倉より出、羽月之内亥街淵へ流入、源より一里半程、

一 小川 牛尾鹿倉より出、大田村ニて小川内川ニ流入、源より一里半程、

一 小川 木氏鹿倉より出、筧原小川へ流合、源より式里程、筧原兼松鹿倉より小川一筋、源より流合迄壹里程、

右流合之場所より目丸村、原田村之由(内之)流通り、花北村江流入、木ノ氏川・筧原川流合之場所より本城下手村へ流入、右両川流合之所ニて壹里程、

一 小川 市山鹿倉より出、薩隅川境華北村流通り、本城下手村ニ流入、源より四り程、

一 小川 青木鹿倉より流出、市山村川へ流入、源より式里半程、

一邊路番所七ヶ

○ 青木野から林地頭飯飯より刁卯方三里餘、郷土兩人御番相勤、御扶持米式石四斗ツ、被仰付候、

○ 青木一里山口地頭飯飯より刁ノ方三里程、郷土番人右同断、

○ 木ノ氏あまり野同丑刁ノ方式里餘、

○ 牛尾大野丑ノ方式里半、

○ 小川内池之平戌亥之方三里半、

○ 小川内竹之屋敷番人山野之内六ヶ所より差分り相勤、番人御扶持兩所作事等之儀大口より不仕候、飯(番之)より戌ノ方四里程、

○ 小川内輿番所右同断練廻を以相勤、戌ノ方四里半程、

平出水村飯飯より戌亥ノ方一り半

戸神大明神 由緒不詳、

同村 同道のり  
入権現社 右同、

郡山寺 開山照源 二世長威 三世頼慶 四頼雄 五  
盛遍 六覺榮 七盛鏡 八頼盛 九貫月 十洞賢 十  
一道眼 十二宥盛 十三実純 十四元雅 十五盈超  
十六盛威 今ノ住十七盛香

成就寺 校割帳

○本尊釈迦像一尊 昔日成就山智額寺奉彫造釈迦如来  
永祿庚午歳本願獨力春屋津芳 右書付本尊背後有之、

○三牌 開山代賢和尚自筆二本

○開山代賢頂相一幅 但福昌天海和尚贊、天正十二甲申  
年二月十五日、開山末後辭世之參、但道号諱即有之、  
年号有之トアリ、

「天正ノ比一山トモカケリ」  
市山之城旧名入山 石築地役ノ書ニ、島津御庄寄郡之内  
ニ御家近衛殿 地頭尾張守殿 入山廿丁二丈トアリ、菱刈郡百三十八丁

一段ノ外欵、算用スヘシ、

○菱刈氏始祖重妙、建久四年右大将家下文ヲ給ハリ、同

五月十二日下着于太郎院、知行牛屎・太郎両院、弟  
彦四郎師重領入山、故以入山為家号、  
(傳五郎三郎)

○貞和之比、入山彦五郎入道重家・其子(三郎五郎)領之、  
小苗代葉師、  
文書ニミユ、

○天岩弟尾張守重良入山本地頭ト系圖ニアリ、

○永祿十一月廿三日馬越落城之時、當城ノ凶徒も退散

ストミエタリ、夫ヨリ市来備後守家利蒙 貴久公之命

守當城、同年十二月廿九日、与菱刈氏戰西原川原殞命、

其後令新納刑部太輔忠元守之、同十二月、大口落城、

被移忠元於大口城、同十三庚午、賜町田出羽守久倍以

為食邑地、久倍再興、永福寺、天正六年、久倍移鎮伊集院、故令一

族町田新左衛門尉久吉守之、天正八年水俣出陣人數賦ニ市、

其後大口郷ニ隸ス、(貼紙)「虫付」年月不詳、

○文祿・慶長之比、新納十世四郎忠真ニ市山ヲ玉リ、庄

内薄水野(水カ)ヨリ此にウツリヲレリ、後伊十院福山ヲ玉リ

彼地にウツルト云トモ、此地ハ猶領セリ、シカルニ十

四代近江久辰代寛永十一、市山・福山ヲ隅州踊ノ内三

代堂村ニ代ヘテ賜之ト系圖ニ見エタリ、其后(マ)領トナ

リテ(大カ)口郷ニ隸シト見ゆ、

頓翁宗悟居士  
七周忌日に逢  
侍りて手向く  
さとなん

短冊長一尺二寸余、幅一寸八部位、地紙霞秋水浮草若松ノ模様ヲ金泥ニテカク、地色藍鼠、

時しりて花も涙や濺らむ

鳥はこゝろのわかほになく、久慶

元  
米良氏

義弘公日向伊東殿為防戰飯野御在城之節、御近習ニ被召仕候、名ハ申傳無御座候、弟陳僧ニ而、兩人共

ニ東殿御合戰之節飯野ニ而戰死仕候、

寺原早介重幸

親戰死仕孤弱之故、親之妹 義弘公御内ニ御奉公仕

罷居候ニ付、相付參候、御近習ニ被召仕候、寺原氏

早介ト名ヲ被下候、左候而 義弘公飯野より諸所江

御移之節も被召列、帖佐之御城より高麗江御出陣之

節、御供仕渡海いたし、於彼地高六拾石之御感状頂

戴仕候処ニ、其以後 公義へ御取上被成、其通ニ而

于今有之候、右躰之儀ニ候へハ、早介殉死之御供御

兼約申上置候得共、右病中ニ被召留、往々御奉公可

申上之段御意ニ付、長居被申候、先ニ帖佐より加治

木へ御供仕罷移候、御逝去之後一所ニ罷成故大口

江被召移候、居屋敷水之手口、

家久公薨御之節、大口地頭新納加賀守殿江被申遣候

へハ、惟新様殉死之御供其節者被召留候、其一筋

を以今度 琴月様へ御供之儀御免相達候、其節加賀

老より親早介へ末々可被添御心之御状于今所持候、

於福昌寺御法事御供之方何れも灵膳手向被下候、七

周忌之節、鳥津彈正久慶様より悲悼之御哥一首短冊

被下候、于今所持仕候、琴月様廿五年季御吊ニも先

祖之灵膳手向被下候、宮仕ニ被召寄私相勤申候、五

拾五年季迄ハ右同断ニ相勤申候、

寺原早介 帖佐ニ而出生、

池田家養子ニ成、加治木ニて出生、

寺原五兵衛 加治木ニて出生、光久公定御供被仰付、賢兵衛与名ヲ被下候、子孫于今有之候、

女子 大口ニ而出生、大口衆中鶴丸左左衛門江縁、

寺原源右衛門 周右衛門重政 直政 早介 源右衛門

源七 女子二人



七 源四郎  
八 直次 源太郎  
九 直 源右衛門  
源兵衛  
源之介  
横目勤  
女子  
源太郎  
女子

平出水村瀧ノ瀬戸手前通路脇ニアリ、塚脇ニ木四五本アリ、  
文政元刁六月十七日写、  
戊寅二月十四日

供養塚二基 土俗伊集院殿塚卜唱、



※醜醐味徑(マヤ)一部為 伊集院前下野  
圓和姓通居士 江妙光大姉仲供養者也、  
慶長十八年癸丑十月吉日孝孫伴右衛門尉

白 敬



※法華妙典一千部為  
龍岳盛真居士 地日  
良辰以伸供養畢矣、伏冀依斯善  
利、所吊尊灵、穩坐九品蓮臺、真如解 孝子伴右衛門尉  
脱、不認亡羊、岐路轉身、自在如下、騎鶴  
揚州、要行則行、要坐則坐、变迁優遊者也、  
慶長十八年癸丑十月二十七日

白 敬

西原八幡  
本地堂 弥陀・薬師・観音画像板三枚ニ画ク、彩色ア也、画像板  
之裏、  
弥陀像之裏  
謹奉勸請西原八幡宮御本地之内西方極樂世界之教主無  
量壽如来妙容一尊、右願主大嶋出羽守藤原忠泰并龍菊



丸息災延命、武運亨通、子孫繁昌、家内安全、福智圓滿、心中諸願一々成就、皆令満足祈故也、

于時慶長六歲辛丑拾月十三日  
願主藤原忠泰敬白  
繪者猿川安房守家成

藥師像之裡

春奉掛請西原八幡宮御本地之内東方淨瑠璃世界教主醫王善逝如來尊容一躰、右意趣者、為信心願主大嶋出羽守藤原忠泰并龍菊丸息災延命、身心堅固、子孫榮盛、田地加増、福壽進延、主人託人愛敬愛樂、眷屬衆多、牛馬無災、諸願成就、如意安寧也、

于時慶長六歲辛丑拾月十三日  
施主藤原忠泰敬白  
繪者猿川安房守家成

觀音像之裡

欽奉請西原八幡宮御本地之内南方補陀洛世界教主觀音大士尊像一躰、右願主藤原忠泰并龍菊丸武運長久、福壽増進、身堅固、子孫繁茂、立身出頭、家内安全、病災早起、衆怨悉退散、求願成就、皆令満足所希也、

于時慶長六歲辛丑十月十三日  
施主大嶋出羽守藤原忠泰敬白  
繪者猿川安房守家成

西原八幡

左

金燈炬銘 奉寄進西原八幡宮 寛文十年庚戌八月吉

右

藤原氏久東

奉寄進 寛永十五年九月吉日

平地七左衛門

○淵辺良右衛門景元祖元繼傳初号牛屎弥兵衛、後号淵辺、

○駿河守平朝臣維盛之四男信濃守盛基三代之孫薩戸守信

基初賜薩州牛屎院、從夫十四代之孫平二次郎寛元二男、

本名牛屎氏多故、以母方名字称淵辺、元龜三、從義

弘公戰死ストアリ、

慎奉懸阿吽忿怒之面形一對

西原三社八幡大菩薩御寶前

右造作忿怒之面像者、内慈悲□心、外忿怒

顯相、仍□□塵□万里拂外、□裕於千里水内、

然者此依威神力護持旦那息災

延命、而子孫益□榮、富貴保万年、從類

如雲集、所叶暫時得賤□長久也、重乞

社旦安穩而人□久榮庄園

(ママ) 五穀成就、乃至界平等祓齋

丙辰小春十三日

施主〔原カ〕村又七敬白

于時弘治二季小春吉日

下市山ニ鎮座 地頭飯やより卯辰之方壹里程  
鳥居ノ下ニ御下り有テ神樂アリ、  
祭正月十五日 祭正社司大的中四五尺ノ四半ヲ立、三建

毎月一度ツ、卯日ニ神樂アカル、射御歸有、市山郷土兩人ニテ右ノヲ四立ツ、射ル也、是ヲ所ニテ流鏑馬ト云、見物人多シ、

別當養福寺

社司二ノ宮宮門

正祭九月十五日

一鳥居造立棟札

大旦那藤原朝臣光久公 當地頭新納加賀殿 慶安五年

壬辰卯月吉祥日

文珠坊裏 大工以下略ス、

一同

大旦那藤原朝臣光久公并綱貴公 當地頭島津帶刀殿

延宝二年十二月吉祥日 大工以下略ス、

一島津甲斐地頭之時〔ママ〕八拜殿・舞殿・宝殿再興棟札アリ、文字不分明、則今之宮作ナリ、以後棟札六七枚アリ、

略ス、

一腹巻古物切レメにナリタルアリ、古高城七郎左衛門先祖寄進ト云傳、

上市山村 飯やより辰方壹里程

諏方上下大明神 七月廿六日祭

一棟札 三州太守光久公・薩戸守綱貴公武運長久々、當

地頭島津中務丞殿 天和二壬戌年七月廿日奠〔四〕 泉徳現

住慧海圓澄謹書

一〇寛延元十月 一文化十三鳥居造立

以下所書出書拔 城山根廻り十九丁三十八間、此節繩引仕候、

大口城麓ニアリ、牛山城又牟田口ノ城ト唱、往昔牛屎左近將監ト云人居城〔衍カ〕

ノ由、其后享祿ノ比ノ比島津出羽守殿居城、其砌菱刈

家并求戸相良家ト合戦アリ、右出羽守殿同三年庚子七

月廿七日ノ晚戦死、名法大瑞院祥山瑞公大禪門、大瑞院

麓ニ牌塔アリ、戦死ノ場所ハ右城内ノ由候得共、委相

シレス、

夫ヨリ求戸領ニ相成、相良家四十年餘居城ニテ候処、新納武藏殿城入山ノ・伊集院抱節城平出泉御攻被成、相良

落城いたし、直ニ武藏殿入山之城ヨリ此城ノ下當分  
飯や内上ノ重ニ御移、四十一ヶ年程地頭職ニテ候、

〔天正八薬師田坪付ニ一山トアリ〕

入山之城今市山ノ城ト云、飯やヨリ辰方壹里二三丁程 新納武

藏殿居城、

○永禄十年十一月廿三日馬越（谷城脱カ）之時、當城ノ凶徒モ退散ストミエ

タリ、其後蒙 貴久（八脱カ）之命、市来備後守家利守之、此年十二月

廿九日、家利戰死于西原川涯、与菱刈氏合戦、其後使新納刑部太輔忠

元守之、同十二月、被移忠元於大口城、町田出羽守久倍守、

天正六年、野田新左衛門尉久吉市山頭（地脱カ）トミヘタリ、其後大口

ニ隸シタルナルヘシ、

○菱刈始祖重妙弟彦太郎師重与兄建久五年甲寅正月從京下向、

領此地、以入山為家号、菱刈氏系圖

○貞和六年正月七日足利直義小苗代薬師江田寄進ノ文書ニ入山

五郎三郎殿トアリ、右師重ノ子孫ナルヘシ、

平出水城 飯やヨリ戌方壹里三十丁程 伊集院抱節殿

居城ノ由、

烏ヶ城花北村ノ内 飯やヨリ巳午ノ方一里十丁程 城主  
不詳、

鎌飛諏方大明神 麓諏方ノ側ニ鎮座、

新納武藏殿大口御攻被成候砌、諏方ノ鎌飛来御手ニ入  
候由、夫故鎌飛諏方大明神ト御崇被成、麓諏方ノ側江

社御立被成、于今新納氏子孫内藏殿より年々七月廿五  
日祭有之候、

原田ノ祥雲寺飯やヨリ巳ニ方八丁程 光久公御筆詩哥アリ、

雲寺 雲鎖高山遠近連 聴鐘窓外一聲過

頭鐘（佛息） 鳥飛閃々荒苔徑 寺遙凄涼暮暮天 光久

催花 蛙啼河邊ハ雨のうちそ、き

吟雨 たハ、になりぬ款冬の花

元文四未五月ヨリ延享四卯五月迄九年、

種子島織部時守

延享元子五月、改北条氏、

延享四卯七月ヨリ同五年辰正月迄、

郷原轉久

（雄）

此年正月掃部ト改名、同六巳正月親貞ト改名、  
延享五辰正月ヨリ宝曆五亥六月マテ八年、

平田新左衛門正(補)

宝曆五亥五月廿五日於御手傳場死去故、六月十三日ヨリ月番御用人差引、  
同六月十五日ヨリ鎌田典膳殿差引、

宝曆五亥九月ヨリ同十三末十月迄、

川田伊織國通

宝曆十三末十月ヨリ、同十四申二月十八日御役御免、

名越左源太

宝曆十四申二月十九日ヨリ差引、

川田伊織國通

宝曆十四申三月ヨリ明和六丑十二月迄、

喜入主馬久(補)

明和六丑十二月ヨリ同八卯十月迄勤、直差引、卯正月ヨリ江戸詰、其跡  
小松帯刀へ頼、辰十一月迄

山岡齋宮久(登)

安永元辰十一月ヨリ同五申正月マテ、

町田監物久(申)

安永五申正月ヨリ差引、

喜入主馬

戊正月ヨリ江戸詰、跡差引小松帯刀へ頼、同九月迄、

安永七戌九月ヨリ天明七未七月迄、

菱刈大炊實祐

安永八亥二月ヨリ江戸詰欵、伊せ兵部へ頼、子六月、天明三卯二月よ  
り江戸、跡末川將監、辰二月迄、同五巳正月ヨリ江戸、跡末川將監、

天明七未七月より差引、同九酉正月迄、

天明九酉正月より差引、寛政元酉十一月迄、

市田勘解由教國

寛政元酉十一月ヨリ差引、同五丑六月マテ、  
島津求馬

寛政五丑六月ヨリ差引、同八辰正月迄、

名越右膳盛晨

寛政八辰正月ヨリ同十二申二月迄、

川田伊織佐賢

同十二申二月ヨリ差引、享和二戌十二月迄、

山田伯耆有儀

享和二戌十二月ヨリ差引、文化三亥八月迄、

菱刈下総隆邑

文化三亥八月ヨリ差引、同四年四月迄、

島津將監久美(寅)

文化四卯四月ヨリ同十一月マテ、

樺山主税久言

同四卯十一月ヨリ同九申四月迄、

喜入主水久欽

文化九申四月十八日より差引、同十酉九月迄、

穎娃信濃久喬

文化十酉九月廿八日ヨリ差引、

島津安房久(備)

延宝五年丁巳四月晦日

大口地頭代

渋谷次郎左衛門殿「重知」

右者、加增高式百五拾石ニ而寛文拾年戌八月當地江被

為移候、

右者、加增高五十石ニ而寛文十年戌十二月被召移候、

右付衆  
藺田勘左衛門殿

大口地頭代

相良新右衛門殿「長隆」

右者、加增高貳百石ニ而天和二年戌十一月十日ニ被為當候、

右付衆

三島仲右衛門殿

右者、加增高五十拾石ニて天和二年戌十一月被當候、

大口地頭代

本城源四郎殿

右者、加增高貳百斛ニて元禄十六年未十月十四日より被為勤候、

右付役并暖兼役

否笠庄右衛門殿

右者、加增高五十石右御上代高之内より暖役分地として被差分置候地方被下候、宝永三戌三月朔日より勤役、

大口地頭代

案崎八右衛門殿

右者、加增高百五十拾(石脱カ)ニて宝永五年子四月五日より被為

勤候、

右者、加增高百五十拾石ニて宝永七刁五月朔日より被為勤候、

大口地頭代  
市来李右衛門殿

勤候、

大口地頭代

中村早太殿

右者、享保八年卯六月廿八日、讚良善助殿御取次ニて御地頭代御役被仰渡候、加增高不被仰付候、

大口地頭代

大嶋休左衛門殿

右者、享保九年辰壬四月廿四日、尾上甚五左衛門殿御取次ニて御地頭代御役被仰渡候、加增高百石、是より以下都而百石故略ス、

享保十五戌六月廿五日より、

渋谷四郎左衛門殿

享保拾九刁九月十七日より、

阿多六郎兵衛殿

元文二巳五月六日より、

碓山八郎右衛門殿

延享四年卯五月廿七日より、  
加増之儀不被仰渡候、

伊地知越右衛門殿

寛延二巳正月十三日  
より、御役新高百石、

新納喜右衛門殿

宝曆十二午十月九日より、後山奉行、

菱刈軍太殿

明和六丑十一月四日より、犂死、  
向井十郎太夫殿

明和九辰十一月十四日より、  
山元利兵衛殿

安永八亥、年数筈合首尾被仰上候処、御用被仰渡鹿府へ、  
十一月被差越候処、子年より五ヶ年勤重被仰渡候、犂死、  
安永九子十一月十八日より、天明四<sup>亥</sup>死、  
川上長左衛門殿

天明四辰六月廿八日より、寛政元<sup>亥</sup>死、  
平田孫次郎殿

寛政元酉八月十九日より、  
寺山源右衛門殿

同八辰迄年数筈合御届被仰上候処、六七年勤重  
候義八月十二日被仰渡候、享和三亥十一月退役、  
享和三亥十一月朔日より、文化九二月郡奉行、  
文化九申二月十六日より、同十  
四丑三月十五日山奉行へ御役替、  
同十四年丑二月十五日より、  
日置半右衛門殿

丹生善兵衛殿  
児玉喜藤太殿

延寶五年丁巳四月晦日 大口御地頭代々

為舟為質在京三ヶ年也、  
文禄三ヨリ同五即慶ノ長元ノ  
季春マテト自系ニミユ、  
天正十五ヨリ慶長迄十  
三年之間、忠増忠元、  
忠光、為舟、又忠光、  
カハル質タリ、

新納武蔵殿  
町田出羽殿  
新納武蔵殿  
伊勢兵部殿  
伊集院半右衛門殿  
三原備中殿  
入来院石見殿

敷根中務殿

右御地頭、年来相知不申候、次第迄を尋届相記申候、

張紙

永禄十二巳年より慶長四年迄、大口地頭年数三拾壹年ニ而、飯野地頭御給、  
慶長四亥年迄、  
新納武蔵殿  
町田圖書殿

慶長五子年九月、飯野より御移再篇御地頭、同拾五戌年迄、年数拾壹年、  
慶長拾五戌年十二月より  
元和三巳年迄、年数八年、  
元和三巳年より同五未年迄、年数三年、  
敷根中務殿  
伊集院半右衛門殿

元和五未年より寛永三寅年迄、年数八年、  
三原備中殿

寛永四卯年より同五辰年迄、年数二年、  
三原左衛門殿

寛永五年辰十二月より承應三年迄、年数廿七年、  
承應三年十二月より万治三年十月迄、七ヶ年、  
新納加賀殿  
新納次郎右衛門殿

万治三年子八月より寛文四年辰十二月迄、五ヶ年、  
寛文四年辰十二月より寛文四年辰十二月迄、三ヶ年、  
新納弥兵衛殿  
新納又左衛門殿

寛文六年午七月より延寶二年寅八月迄、九ヶ年、  
延寶武寅九月より同八年申七月迄、七ヶ年、  
嶋津帯刀殿  
嶋津新八殿

此より末略ス、

右之通所旧記ニ相見得申候ニ付、為再見書拔申候、伊



伊集院右衛門太夫  
忠棟

(本文書ハ二旧記雜録後編一二二三号文書ト同一文書ナルベシ)

隅州菱刈院小苗代薬師如来之尊像者、傳教大師御作、  
称一國一佛、以為六十六部之經納所之由、且復尊氏卿  
舍弟直義公御寄進田御直判之御文書・御當家三代之太  
守 道忍公并十六代 義久公御寄進田之御書物等被差  
出、右薬師堂自今已後修造被仰付度之旨被奉願之条、  
遂披露候之处、寺社帳載置、至後年可加修治之旨、延  
宝九年辛酉三月廿六日、相良主税殿を以被仰渡候間、  
仍證書如件、  
天和元年十一月十八日 寺社奉行所印

永福寺

聞書

武州横見郡岩殿竹内山良源寺永海上人日本國回國六十  
六部同行三人、於當山薬師如来御宝前奉納法華妙典三  
部早、上人云一國一薬師也、薩州太平寺・日州法華嶽

寺・隅州ニ當山小苗代、傳教大師之御作無隠灵佛、自  
身致参礼矣、仍而聞書如此、

于時寛文十年戌九月十六日 小苗代 永福寺

小苗代永福寺燒失付、拙者天明二壬子三月勸農方廻勤  
之節直書寫置候付、可遣旨承、書誤等茂可有之候得共、  
差遣候、以上、

寛政十二年申八月 荻谷市六印

郷士年寄衆中

- 〔神体木像ノ裏ニ、文明三年辛卯四月五日、大檀那大秦元經、同元家、惟宗為和・惟宗周章、大宮司八郎太郎ト記シアリ、季通敬参拜写ス〕
- 里村 飯やヨリ亥方九丁程
- 伊七宮 飯やより戌方十二丁程
- 祇園宮 兩社一所ニ安置、六月十六日・九月十六日町中より祭有之
- 国玉大明神 木像 由緒 不詳、祭八月廿四日
- 里村 飯やより戌方十二丁程
- 阿弥陀 木像 六月十五 日前原門名頭より茶立有、

飯やヨリ右同断、

- 十王堂 木像 由緒不知、六月廿四日町部當より茶立有、
- 〔鰯口ノ銘ニ、謹奉掛鰯口十一面觀音、右意趣者云々、天文三甲午十一月十八日、沙門久縁登壽敬白トアリ〕



同戌ノ方七丁程  
○正観音 木仏 右同六月十八日、

里村 同未ノ方十丁程  
○愛宕拾鉢軍神 新納武藏殿勸請ト愛宕ノ裏ニ書付有之、

郷土築原等覚院格護ニ而、六月廿四日茶立有之候、

右同 中方十三丁程

○正観音 木仏 由緒不知、  
籠坂やより未ノ方三丁程 島津采

耳田門名頭より六月十八 仙院・大脇宗之丞・本村

日茶立、 平先祖代籠中奉加建立之

由、年号委不相知、六月

廿四日茶立有、

里村 西方三丁程  
○虚空藏 木仏 圓滿寺本

築原村 丑刁方二十丁程

尊之由候得共、委不相知 ○諏方大明神 祭七月廿二

候、當分癩壞ニ而、郷土 日、井上門名頭より、由

新納七郎次より六月十三 緒不知、

日茶立有、

築原村 丑刁方十八丁程

○天満宮 八月廿五日祭、  
同上月 方道のり上同  
○薬師 木仏 六月八日

同村 丑刁方一里程

○岩屋不動 往古求广領之節、岩屋ノ下 江池山寺ト申寺

有之、本尊之由云傳、池山寺ハ大地ニテ十二坊有之ヲ  
ルヨシ、池山寺ノ鐘今湯之御領大明神ニカ、リ居候由  
也、

同村 子ノ方十八丁程  
○天満宮 八月廿五日芳ケ  
同村 丑ノ方八丁程  
○毘沙門天王 宝勝院本尊

迫門名頭より祭有之、 之由、當分寺破壊ニ而、

六月三日丁中より茶立有

同村舟ノ川 丑二十丁程  
○阿弥陀 木仏 之、

日丸村 飯やより卯方十丁程  
○聖宮大明神 木像 祭十  
同上村 卯方十丁程  
○舞之宮大明神 石像 八

一月中ノ卯日 月彼岸中日村中より祭有

之、古領主牛屎某ノ灵ヲ

崇ト云傳、

同村 卯辰ノ方十八丁程  
○十一面観音堂 木仏 西  
同村 卯ノ方四丁程  
○山之神 麓城山々之根ト

原八幡御本地之由、 云傳、十一月初申祭、

青木村 刁卯一里程  
○天満天神 八月廿五日祭、  
同上村 卯ノ方壹里半程  
○松尾大明神 十一月廿三

日祭、

同村 卯方二り半程  
○諏方大明神 木像 七月  
廿六日村中より祭、

同村 卯方壹里程  
○観音堂 木仏

同村 亥子方十八丁程  
○天満天神 鏡 天正年間  
建立ノ由鏡ノ裡ニ相見得  
候得共、何方より建立之

渡田村 亥子方一里程  
○石神大明神 十一月五日  
祭、

市山 辰方一り程  
○観音 木像

上同 卯辰之方一り程  
○阿弥陀 木仏

訳不相知、

同 卯辰方一り  
○田ノ神 木

牛尾村 亥子ノ方二里程  
○諏方大明神 木像 七月  
廿六日祭、

渡田村 い子一り  
○十王堂 六月廿四日

淵部村 酉戌方一里四合程  
○住吉大明神 鏡 十一月  
五日祭、

牛尾村 亥子方壹里半程  
○熊野權現 九月十五日村  
中より祭、

同村 上同  
○薬師 木仏

淵部村 酉戌方一り四合  
○薬師 六月十二日

上同 上同  
○阿弥陀 木仏 往古朝日  
寺本尊之由申傳、

同村 右同  
○天神 木像 八月廿五日

同村 酉戌之方壹里半程  
○観音

右同 右同  
○熊野權現 鏡 九月九日

小木原村 亥子之方壹里半  
○諏方大明神 七月廿五日  
祭、

木ノ氏村 丑子ノ方一里程  
○諏方大明神 石像 七月  
廿六日祭、

上同 上同  
○薬師 木仏 上同 上同  
○地藏

小木原村  
○天神 祭八月廿五日村中  
より、

右同  
○観音 木 六月十八日

大田村 子丑方三十丁程  
○稻荷 十一月三日祭、  
『忠明勸請ノ由』

大田村 上同  
○田ノ神 十月三日祭、

右同  
○阿弥陀 木像 六月十五日

同村 亥子方十八丁程  
○観音 木仏

上同  
○薬師 木仏 六月「虫付  
目不知」

同村 右同  
○釈迦堂 唐金像

平出水村 戊多方一リ半  
○妙見 十月十八日祭、

同上 同上  
○住吉 鏡 十一月五日祭、

華北村 午方一里程  
○諏方大明神 木 七月廿

同上村 午方壹里三丁程  
○觀音 阿弥陀 木

同 右同  
○荒神 鏡 十一月十日祭、

同 地頭飯やより右同断  
○愛宕 木像 往古伊地知

民部少輔建立之由、六月

廿四日村中より茶立有之、

小川内 戊多方三里程  
○山之神 石 十月廿五日

同上  
○矢房宮 鏡 十月廿五日

同 右同  
○地藏 木 六月廿四日

同 右同  
○大日如来 石像 六月廿

同村 (マ)  
○觀音 像 六月十八日

○薬師 木 六月八日

八日

同 右同  
○阿弥陀 木 六月十五日

原田村 巳方十二丁程  
○熊野權現 木 九月廿三

同 右同  
○觀音 木 六月十八日

日祭、

一 大口惣高壹万千七百三十壹石三斗八升四合四夕五才  
改め  
惣竈数七百四  
内  
高三千六拾六石四斗壹升九合五夕壹才  
申札御

原田村 巳方十三丁程  
○田ノ神 石像

同村之内長尾 辰之方三十丁程  
○熊野權現 木 九月九日

祭、  
高八千六百六拾四石九斗六升四合九夕四才  
郷士給地高

同 巳方十五丁  
○田神 木 十月三日祭、

同 同上  
○鎮守宮 木 十月九日祭、

一 郷士家部三百九拾五  
一 野町家部屋しき三十四  
御蔵入并鹿兒島給地高

同 右同  
○千手觀音 木 六月十七

同村國之十 午方廿丁  
○阿弥陀 木 六月十五日

一 百姓門高式百七拾四  
一 社家式ツ

日  
○千手觀音 木 六月十七

一 小川内御番所 定番郷士兩人七八年代り相勤申候、壹

人ハ役料高三拾石、耆人ハ式拾石、外ニ郷士三人ツ、

二夜三日ツ、代リニ而相勤申候、右番人飯料年中ニ眞

米五石四斗大口助用高所務米之内より相渡候、小川内

居住郷士拾五人、百姓不罷居候付、諸御奉公相勤申候

ニ付、御心付高七拾四石壹斗七升九合式夕六才被仰付

置候、

築原村之内山之口

一邊路御番所式ヶ所 上山口・下山口、郷士貴島甚之丞、

鶴丸金四郎兩人先祖代より屋敷式ヶ所被仰付居住仕候、

地頭飯屋元より子丑之方壹里程、

諏方祭七月廿七日晩より廿八日迄、宇佐八幡祭九月十

八日晩より十九日迄、西原八幡祭十月十二日晩より十

三日迄、此三社祭之日地頭代社參アリ、御物ヨリ祭米

相渡祭仕出、頭屋五月朔日朝六時年寄并賦役麻袴ニ而

出會、頭屋座本吟味之上持高三十石以上ノ人江申渡、

即日頭屋抱役之郷士社家罷出、頭屋ニ而右三社江御祓

仕、夫より吸物・酒出シ、外人々江ハ頭屋亭主心寄を

以祝仕候、右祭之式慶長五年新納武藏殿御究被置候、

一青木村新屋敷名子嘉右衛門 當年五十五歳、文化五年

辰二月、孝養ニ付御褒美三千疋被仰付候、

子丑ノ方ニリ

一白井ヶ野金山ノ内牛尾村、先年御試掘有之、當分鹿兒島上町

石原権右衛門へ御試掘被仰付置候、

飯やヨリ巳年ノ方十六丁程

一新納武藏殿墓 原田村之内祥雲寺淵森之内ニ有、法名

耆翁良英庵主、

申札改め

一大口惣人数男女四千三拾人

内

男女千七百三十人郷士 男六人出家 男女七人社

家 男三人地神座頭 同一人平家座頭 同百七十

五人郷士下人 男女千九百四十三人百姓 男女百

七十四人野町 男女二人寺門前并下人

一大口惣廻り式拾六里四間

一大口之内小川内惣廻り五里拾壹丁三拾八間程

一大口之内花北村・市山村隅州菱刈郡之内ニて御座候、

薩隅堺市山鹿倉より花北村迄境川流通り、本城・羽月

境川へ流通申候、

右、文化十一年戊二月廿八日・同五月八日御記録奉

行江書出之書拔也、

○成就寺 泰清院殿関山良無大居士御牌ハ、島津甲斐殿

地頭之時被得御内意、所衆中奉安置候、○寺地三反二

十步御免地

〔文明六回聞記ノ内鹿兒島衆ノ中、中侯氏アリ〕

開山代賢守仲大和尚福昌寺十八世、薩州人事世氏中侯、永正十二年亥四月八日誕生、永祿四年辛酉十一月七日住于福昌、天正十二年二月十五日化于福昌之室、世壽七十、嗣法喜冠龍慶和尚、權山六世安守長、久入道宗榮四男也。

二世松峰瑞貞大和尚、三世花巖曇大和尚、四世香雪精大和尚、〔位牌ウラニ元和六年造ルトアリ〕六世、劬雲洪、七節菴

貞承三三七、月三日寂、八快岳慶延宝八正、九定山堯澤月九日寂

、享保二十、十別參義門享保十六、十一元康泰麟月十五日

、寛保二壬戌、十二丹嶺泉龍寛保二、十三圓山梅源四月廿八日

、寛延二己巳、十四貞圓利同安永四乙未、十五（ママ）

、正月十四日、十七光山徹明享和元年辛酉六月五日

、十六月潭印、天明八戊申七月廿一日、十八梅本大心文化二乙丑二月十日、十九、二十南國當分

住持

○大門額ハ島津空久峯書、智額山久峰書トアリ、玄喚額

智額山黄鑲鎮玄甚トアリ、

○永福寺、地八反八畦御免地、開山法道傳大和尚成就寺

町田出羽守久倍夫婦牌塔立、久倍惟仙居士、妙鏡大姉、牌

ハ燒失、後町田監物久視寄附、

○大瑞院、地二反二畦廿八步御免地、開山岳慶大和尚

成就寺大瑞院額アリ、宝永中大島盛太夫忠成八世

祥山瑞公大居士石塔有、外ニ脇ニ二ツ古墓アリ、文字

不見、明久忠明嫡子又ハ忠明夫人ナトノ墓ナルヘシ、林宅

自長大姉、ウラ久左エ門久康女子寄附ノ様ニミュ、忠

明ノ夫人ナルヘシ、

○大田村木崎、洲崎山大義寺、廢壞、寺地九畦拾六步御

免地、本尊釈迦如来、唐金像

○泉徳寺宮之城揚宣寺末寺、寺地一反四畦廿八步御免地

○大翁宗心居士牌、塔立、〔新納忠憲〕新納刑部太輔殿

○開山明芳伯和尚、揚宣寺六世明宕清和尚法嗣

○祥雲寺、地二反六畦二步御免地、開山玉隣塚和尚泉徳寺三

○興善院、地九畦御免地、切米二石伊集院善太夫殿よ

り寄付、

開山学甫益大和尚 常珠寺五世吸江善麗大和尚法嗣

○成就寺ハ以前智嶽寺トテ、菱刈十四世大和守重副法号智嶽道永大居士ノ開基トミユ、其時ノ開山不傳、代賢ハ、永祿十一大口御手ニ入テ後ニ成<sup>ハルカ</sup>就寺ト改リタルトミユレハ、其時ノ中興ナラン、寺ハ以前ハ大口城辺ニ為有之由、天正十五忠元入知岳寺剃髮ト系ニミユ、

麓愛岩<sup>〔大〕</sup>十<sup>〔大〕</sup>躰軍神ノ裏ニ「丁丑正月廿九日登謁寫ス」

<sup>〔夫カ〕</sup>支十大軍神者、本源尋者、十累頭領十職之第一也、依

而武家相應之神力、此外不可有者、<sup>④也</sup>信心大檀越

藤原義久御武運長久、為是<sup>〔勳カ〕</sup>觀請奉者也、

〔為ノ字歟焉ノ字歟不分明〕

天正二年令月吉日

〔右前ニアリ〕  
信心 忠元 敬  
重養 白

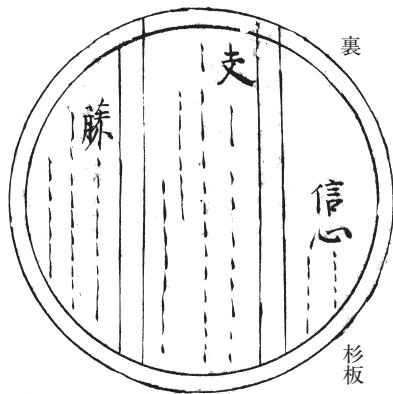
〔本文書ハ「旧記雜録後編」二七一七号文書ト同一文書ナルベシ〕

右三行末



キンメツキ

此所緒付ケリ、今ハ臺ニノリ厨子ニ入レリ、古ハ提ケタルモノトミユ、



裏

杉板

差渡一尺  
三寸位

○牛屎越前守ノ墓ト云傳タル原田村ノ内水ノ橋ノ手前ニ  
「宮方」  
 アリ、文字見エス、越前權守太平記菊池合戰ノ条ニ見  
「延文四年」  
 ユ、將軍方ニ牛屎刑部太輔見エタリ、

郡山寺ニアリ

○田心姫 又田霧姫トモ云、

湍津姫

市杵島姫 又瀛津島姫トモ云、

右三女神ハ天照大神之御子ニテ、葦原中國之宇佐島居

玉フ、則豊前宇佐八幡也、後ニ豊前ノ内水沼之郡ニ移

ス、水沼ハ今ノ曾方郡之事也、

○ 宇佐八幡宮由来記

夫レ此宇佐八幡宮者、當家之元祖進士判官三郎相印重  
 妙之奉崇所也、重妙ハ鎌足十六代智足撰政関白大政大臣忠実公  
 之男宇治左大臣頼長公男左中将隆長之男右中将三位隆  
 重之男也、伯父宇治左大臣頼長公於大和國打死シ玉フ、賜保  
 正一位大政大臣トモ云  
 元合戰之時為崇徳院之御味方於大和國打死シ玉フ、依  
 之御子孫皆流罪諸國、重妙者幼年ナルカ故、登叡山修

学シ玉フ、下シ置キ宇治平等院、以大膳太夫成忠卿為  
 勅使告重妙曰、

御院宣

九州雖為遠土、隅州太郎院七百餘町、為深心一儀也、  
 就中、為藤家撰政大政大臣政、訪朝家古法處、伯父悪  
 左府依為崇徳院之御味方、須有清盛存旨、先應一旦之  
 時節、可令遠國者也、

保元元年丙子十一月朔日

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」三二号文書ト同一文書ナルベシ)

右後白河院隨御宣、同十二月出京、同二年丁丑正月十  
 二日下向菱刈郡、領大隅國院本城・曾木・馬越・湯之尾、薩  
戸國牛屎院大口・入山・山野・羽月・平泉  
 両院、重妙巡見領地之日、打越玉フ山野、於牛之川邊  
 行合玉フ八十有餘之僧、御僧ハ何レノ處ヨリゾト問玉  
 フ、答曰、豊前國宇佐宮ヨリト云、又曰、薩州伊佐ノ  
 郡ノ山工崇我、可守子孫、指天飛玉フ、神變不思議ト  
 テ為拜謝、見ルニ其跡ヲ、紫雲一片アズカイ、重妙巡見了  
 テ命羽月若王寺能化、遣豊前國勸請宇佐八幡、保元二

年丁丑八月建立御假殿、奉崇宇佐八幡宮、九月初九日、号放生會作祭事、是偏家門繁榮子孫長久之瑞相也、兩院在之所之ニ一家一門他門為居城、成繁榮四百有餘年、將軍家御代之御下文・御教書數通有之、且 大守公御代之順御催促抽忠節、依之新恩之地數箇所御判物等數十通有之、我家為次男家筋、因茲奉捧金幣、伏願神灵為守護、比武運於松柏、類子孫於仙鶴、所願皆令滿足者也、

享保第十八歲次癸丑十一月吉祥日

嫡家十二代左兵衛佐重時六代之孫

嫡子  
菱刈次郎兵衛藤原實洪

二男  
菱刈次郎左衛門藤原實邦

菱刈三左衛門藤原實春

一 大般若經全部寫本新納忠元寄進、經文ノ上ニ横ニ、奉寄進薩州牛山総社宇佐八幡宮御寶殿、願主藤氏忠元、天正拾年壬午六月吉日、

一 奉再興宇佐八幡宮御寶殿・拜殿并鳥井建立附御供所造立之并、右意趣者、三州太守源朝臣吉貴公并久保公御

息災延命、御武運長久、御子孫繁昌、國土泰平、万民豐樂、所當地頭嶋津中務守殿為地頭代築崎八右衛門殿給、時宝永四然在(マ)丁亥十一月吉祥日、當座主郡山寺十一代住法印道眼敬白、 普請方名前略ス、

一 寶曆八刁九月鳥居再興棟札有、

一 薩州伊佐郡菱刈牛山院鎮守宇佐八幡大菩薩宮謹奉再興、諸願之意趣者、天長地久、殊者三州大守 藤原家久尊君様御武運長久、御子孫繁昌、御壽命長遠之御為の再興、豈可成就哉、今此所の主將藤原久元公衆中各七難即滅、七福即生、皆満足之御祈禱、郡山神寺御法印於御室前月日之ニ蜜印秘法之勤行不淺者也、此御宮作之由ヲ申さんため、巧匠井畔喜右衛門尉寒夜ニ染筆弁之、夫先主將新納武藏入道拙齋公いま爰にあらすといへとも其名を後代にあらハし、軍忠をつくすといへる時分、大君龍伯様御病床之由申来れハ、拙齋公信心之故、衆中各江御相談を以八幡宮再興之御立願ある、然則上様御快氣之由候、是八幡之御利生也、又御再興之出物賦少マアリ、雖然太閤之御代ニ奇破勸落し、それより以來神社佛寺等再興まれなり、此比より関東江戸 右大



將軍様御代となり、六十餘州五常之道直なれハ成にけん、猶々御當家之儒学政道第一神代よりのおこなひ不意候、され共九州之大將衆閩東上下往還如職、故以衆中もかしけ、立願も成就しかたく、時移物あらたまり候て、當所江者久元公御移たまふ、吉日をゑらひ此八幡宮へ參詣ありし、本よりの衆中御同心なれハ、右之物語共も久元公御點頭にて宮作にて打立、先假葺なされ候砌、又久元公右大將軍様へ御使者御當たまへハ、宮作り延引ス、弥御分國之段銀かさなり候へ者、衆中出物も多々(マ)にそなる、御留守之間ハ不閉候、京閩東みたりかハしく候へ共、即安全之御代とそなりけん、久元公京方御仕合よく御調候て不國(下カ)ありし、弥信心を以伊集院備後守殿へ被仰談、急ニ御宮作始たまふ、本より御談合之衆中出物之米錢相揃被申候へハ、御宮作之賦アイ作事奉行菱刈久兵衛尉殿日記被名嶋甲斐守殿七月廿二日吉日の故、巧匠それかしへ被仰付候、新立ヲ仕始、御祝言之御酒共被下候、其後九月十一日、諸大工衆參申、毎日作事仕候、其名ヲ申候ハん、脇大工河野作右衛門尉・河野新右衛門尉、此の兩人ハ我等兄

弟ナリ、其外大塚清左衛門尉・竹下三左衛門尉・小嶋勝左衛門尉・井口覺右衛門尉・小嶋権右衛門尉・高橋土佐守・税所与助・宇都内匠、宗鍛冶蘭田清兵衛尉・有間讚岐守、彫造川野秀賢・同兵左衛門尉、此等之衆寸陰ヲ惜作事御奉公ニて、霜月廿九日吉日、棟上之御祝言珍々重々、郡山神寺御法印御隱居御祈念并神主祝子等御祓專要也、然間、地頭・衆中合力之御再興なれハ、當所在郷村々屋敷名子并町衆にても御合力精力ヲいたすといへり、已ニ平之院之本城ノ主將新納形部(刑)大輔殿過分之米錢の御合力あり、想是拙齋公御立願の首尾ならんや、来中旬ニ巧匠御榎打御遷宮成就スヘシ、仍か様申者、井畔喜右衛門尉生國忝も神道之始と申福嶋之院龜城ナリ、我等年十有五よりも此道を学ひ、是則大学ニ入といへる心ナリ、福嶋上古よりも御分國なれと、久治公御代として福嶋之院城主となつて御移まします、御武運之大將軍、依之堺目之御番なれハ威光敵陣に發ストそ申ける、其比よりも御奉公申始、先城戸を立、御假やヲ作り申、三十比御弓箭衆中ニ候へ者、御在陣之供奉申、又爰かしこ罷移候て御假や作、加之

高麗渡海之御供申候、其後久元公御供申琉球へも渡ぬ、不意此所へ移申、此再興仕候、身已ニ耳順之年、我等子と孫と繁昌幾千年そ、猶と兄弟子衆各にいたるまでも子孫繁昌、七難即滅、七福即生と御守たまふへし、作事之始より棟木の札ヲミレ者更ニなし、上屋ふきをこほつに、ふき板ノ裏に先作りシ大工墨さしを以、永正四年丁卯再興島津出羽守殿とあり、此等を以かんとふれハ、今年百十年にそなりぬ、依此儀恐後代之巧匠物笑の種子【とカ】をもならむ、巧匠祝言ニ三十一字をつらね侍る、あらためて作り立けり宇佐の宮の神代と共とつきぬきみか代、千秋万歳、就中當主将公衆中各御立願再興成就之處也、作事奉行菱刈久兵衛尉殿御當候先祖之地、第一御信心之故、無吳儀御再興願望成就宮、萬幸と、元和二年丙辰十二月初六寒夜に灯ヲきり、巧匠井畔喜右衛門尉家定書之、殿役奉行村田仲兵衛尉・山下對馬守・宇宿善右衛門、此人數惜力ヲ入名ヲすゝめ、下ニ至まで御神慮ヲうやまふ之故、如此致成就者也、肝煎赤池六左衛門尉・池田九郎左衛門尉・市後崎太次郎、

重修大口郷先〔附〕碑

余九世祖町田出羽守久倍存松法名惟仙宗〔位牌ニハ蓬ノ字ヲカケル〕逢居士及其妣梅林妙鏡大姉之二墓、在菱刈郡大口小苗代村〔附〕永福寺、始永祿中、存松居市山城、与相良・菱刈之賊鬪、鎗刺敵兵有田源四郎獲首級、其鎗當納永福寺、今藏吾家焉、存松拜御家老職遷鹿兒島、使町田久吉成市山、文祿中、豐太閣令 太守貫明公新築大口城居之、而 公不欲、乃賜存松大口、且為一郷地〔附〕、代 公守焉、時存松當國莅政来往京師、未遑寧處、慶長四年、始就大口城、今歲十二月、又如京、翌五年、有病將西歸、秋八月廿八日、歿播磨赤石、歸葬永福寺、八世祖町田圖書頭久幸襲職、館於郷之長羽村、未幾移鎮薩之伊作地頭、寛政八年、永福寺火災〔附〕、木主、於是乎重設木主、且繚二墓以石欄、施金若干於永福寺、世以供其洒掃之用、因勒碑垂不泯云、

文化十年癸酉八月廿八日 石谷邑主町田久〔視脱之〕謹誌

永福寺鐘銘

薩摩州伊佐郡大口郷市山邑小苗代山永福禪寺者、邑中

香院、而未知何代草創之、鐘之來由亦不可知之者也、

旧置醫王閣所現存也、俗曰小苗代藥師、傳教大師之作也、曾文永元年 太守道忍公及貞和六年入山彦五郎入

道重家等寄附若干田充寺產、應為一方巨利乎也、然永祿戊辰、菱刈隆秋以大口叛太守大中公、公命貫明公・

松齡公討之、戰不利、於此久倍輒驅我兵、而鎗刺於敵終得復於全矣、〔元龜元年〕同庚午、貫明公賜市山於久倍、以為食

邑地、所以永福寺為植福本院之初也、然天正六年、久倍移鎮伊集院、遂創一院於邑之石谷、又曰永福寺也、

〔前後〕而復小苗代山罹毀破之難、寺產盡遭沒収焉也、文祿四年、豐臣太閤以菱刈郡大口城將為薩藩本府而俾公居

之、公弗欲、乃使久倍代守焉、先是久倍拜御家老職、是時掃旧香院、而招成就景傳和尚、以復興之者乎也、

久倍者町田出羽守入道存松、法諱曰惟仙宗蓬居士、其妣伊集院氏、曰梅林妙鏡大姉、乃太守道佛公第七子称

大河五郎忠經、久倍其十八代之嫡也、慶長五年歿矣、其子久幸襲職、未幾移大隅高山、是故寺基亦衰哉也、

夫永福寺也、〔附考〕邑中香院成就寺之末也、寬政之初遭火災、寺宇一時燒損之、然而里檀相謀復一新焉、或住侶進退

隨時亦〔附考〕變動者世之常也、况屬鏡之烏有乎、去年癸酉、

久倍九世之孫町田監物久視君重修宗逢居士及妙鏡大姉之面牌焉、今茲甲戌、新鑄〔附考〕鐘一口、繫于堂前、以薦

兩灵、且誌於不忘厥久遠、時拙翁者住之、鐘亦隨成、即是所以君請銘於余也、銘曰、

鐘之為德 體寂心空 空則不礙 寂則無窮 隨擊興響  
〔附考〕中聞啓聰 是天是地 不西不東 破昏覺夢 曷論耳聾

施主檀越 俱證圓通 吼市山月 鳴菱刈風 常資課誦  
自福邑中

于時文化十一年冬十月 福昌五十九世嚴莊幢叟誌

一藥師堂明和五年〔一、二、三〕丑三月出火〔付考〕而燒失、同九年辰四月より御造立、同八月成就、「御、〔付考〕、也」

一額一面藥師堂ノ正面ニ掛ル、小苗代山、初冬藤原久邦謹書トアリ、久邦ハ島津空殿也、

一明和火災ノ時二王門ハ残レリ、故ニ二王ハ古代ヨリノ旧佛也、名作トミユ、木佛也、又二王門ノ扉ニ、永祿

中相良ト小苗代原合戰ノ時、新納忠元樂書被致折、〔附考〕版場五藤追來り、已ニ危キ故、忠元不來引落迹市山城候

由也、其樂書ノ戸近年迄ハ仮ヤニ有之タル由也、

一堂ノ脇ニ開山法道和尚遷化年月  
不見得其外ニ二世三世迄ノ和尚

墓アリ、又永福寺内ニ宗外院トテ三世和尚隱居後開基ノ寺アリシ由、只今廢壞ニテ名ノミ残レリ、

### 西原八幡宮傳記

大口西原八幡宮・羽月若宮八幡宮之傳記、夫惟薩隅日三州之太守陸奥守久豊公之四男出羽守有久者、其先出于清和皇帝之苗裔多田滿仲公、諺田（曰カ）五人島津是也、有久生忠福、忠福生忠明、忠明生明久、代々繼其業興其家、元祖有久為伊東防寓庄内梅北之城、賜於百餘町、長祿三年己酉七月三日、於日州三俣院小山戰死、日新公投于田布施常珠寺建賜義死十二之塔、有久被加其中、二世忠福蓋為忠國公之躰、与有久同寓梅北之城、文明十六年甲辰十二月廿二日、於日州鎌之倉与伊東勢相戰、忠福蒙疵及婦陣而卒、三世忠明為菱刈・相良防、明應八年、賜恩地三百餘町居住大口、此時忠明与菱刈・相良兩家相戰、嫡子明久於羽月大島村構于出張、於是享祿二年己丑九月三日、明久与菱刈勢相戰終戰死、謂

一葉院殿秋山智月大居士、自是士卒以弱故、翌年庚寅七月廿七日、相良・菱刈之勢托大口諏訪之神事、紛來社參之人責戰、蓋忠明於城中戰死、称大瑞院殿祥山瑞公大居士、貴久公厚賞軍功、忠明・明久父子被崇於西原八幡宮、尔来灵鑑又無他、故龍伯公有命、就明久戰死之處大島村構一社、被崇若宮八幡宮、於是乎、未嘗不喟然称歎也、嗟先君可謂君君臣臣、蓋天正十三年乙酉三月二日、大口地頭職新納忠元記其来由、今掛于宝殿、每十月十三日祭礼矣、至今地頭職代就神事有社頭之勤、是蓋君恩之所致、子孫豈思之乎、四世忠泰領于大島村、兼任于馬越・山野之地頭職、所之出陣、就中及朝鮮屢勵忠烈、忠泰朝鮮掃陣之後、用在名号大島、五世忠盈仕光久公、此時雖增加千石辞不受、其寵遇之渥豈敢盡乎、今（ママ）十世繼無子、故久富受命俾紹其蹟、茲年宝曆四年甲戌秋九月、欲使久富曾請于家之宗庶西原八幡宮為祀事、可謂知所報也、傳曰、君子之事親孝、故忠可移于君、余思其志無止、姑錄其世系、使後之子孫互知以忠孝傳家而德庇有自、余雖曾不能文以理之固然也、故係之以詞、玲瓏無影 灵鑑

存誠 是神是聖 天正地正 欲道无語 其功其德 日

月清明 鎮傳孫子 萬代榮盛

惟時宝曆四甲戌九月吉日 前總持現任南林大殊交謹誌

焉、

奉納于西原八幡宮宝殿畢、

古棟札曰、奉造立西原八幡大菩薩御宝殿一字、左右文、字略之、

右意趣者、奉為金輪聖皇天長地久、御願圓滿、殊者護

持信心大旦那藤原朝臣義久御息災延命、御子孫繁昌、

御武運長久、国土泰平、万民与樂、別而當地頭藤原朝

臣忠元・同次郎四郎・同左京亮各々息災延命、子孫繁

昌、武運長久、一々御願皆令満足故也、仍旨趣如件、

天正十六年戊子六月廿八日、當座主照意、大宮司坂

上主税助胤貞、大工柏木勘解由助道房、鍛冶佐藤玄蕃

允清房・松山主計助為貞・久保筑前守行重、ウラニ木屋

奉行衆兒嶋備中入道・大田備前守・坂上伊豆入道・白

坂駿河守・嶋田治部少輔、小工宇土飛彈守、○次郎四郎ハ忠元ノ

嫡孫忠光也、左京亮八弥太右五門忠増コト也、○大概記云、久保正兵衛

祖父筑前初八少八ト申候、新納武州ニ相附家来之由候エトモ、附衆中ニテ

モ候哉、不詳、筑前於所々武州ニ相附武功有之由、

候、近年迄大口衆中ニ候処、鹿兒島土被召成候、

寛永・正保以来之棟札多シ、當分之宮作宝曆四二月ト棟札ニアリ、

十文字鎗一柄 波平家吉作、ウラニ永正八年(ママ)十一月日

トアリ、鋒長一尺一寸位、

冑一 四方シナタレ、妙陣(◎)十代目ノ作ト目利有之由、

シコロハ切レキレニナリタルアリ、

右二品忠明道具ト云、

太刀一腰 身長三尺五寸、柄長一尺六寸、由緒不詳、

面ノウラニ、西原三社八幡大菩薩御宝前、中数行文字不分明弘

治二年小春吉日トアリ、

大島清太夫忠成奉納之八幡由緒板ニ(◎)エルタルアリ、

八幡入口ニアリ

観音堂鰐口銘

奉寄進西原八幡大菩薩御宝前、文禄三甲午三月十五日、

願主藤原女、為現世安穩後生善処也、敬白、

薩州東郷泊野村妙音寺鰐口也、永享甲寅年十一月十八

日、願主永了、上二敬白、

棟札 奉造立十一面観音堂一字、右奉為天長地久、御願圓滿、

殊者藤原光久朝臣御息災、當地頭新納加賀守藤原忠清、  
暖衆寺師伴右衛門尉・宮原狩野助、普請方以下略、慶  
安二己丑卯月吉祥日、

同日  
大旦那源光久公并綱貴公、當地頭島津中務殿、天和第  
三層閏卯月念有二日、ウラニ講衆名有之、略ス、

〔此棟札黒塗ニシテ文字ヲ彫タルナリ、佛殿ニカケル〕  
○興善院者旧在日州福島院、而伊集院下野守久治公之所

草創也、蓋其志為乃祖乃父、而立田充香膳之需、永為  
菩提冥福之地、而以学甫益禪師為第一祖、後以州之菱

刈院大口郷原田村而為累世菜邑之地、故建院、亦以興

善名之、法物供器皆移福島之旧也、嗟乎人世不常、歲

月遷流、已有棟撓凶、越久孟承續先志、以元禄庚午夏、

乃鳩工聚材、以更新之、如金藏經曰、修新不若補故其

福多、則今日補故也、其福豈鮮耶、又幸令後人得後之、

依今而修之如今之、依昔而補之幾乎、教興善之名恐永

不辱于世乎、子孫克思施、伏願 上梁之後 宝祚清

寧 歌堯風於塞外 祖位紹續 懸佛目於天中 夷島蛮

貊蒙 草木虫魚遂性 專祈大檀越 身宮康泰 寿域豊

饒 武威不施而自嚴 國家安危群卒俟命 福履是祈而

悉至 子孫繁榮億萬斯年 火盜潜蹤 法輪常轉 岷元

禄第十五壬午年小春穀日 前福昌三十九世愚海叟玄道

謹誌 大檀越伊集院將監亮藤原久孟 當院八世底庵鑑

徹 大工宇都隼人藤原重維 鍛冶園田清兵衛藤原賴屋

奉行藤田土佐平種良

一 位牌 享祿三庚子三月三日 興善院殿大通心学庵主 元亨二壬戌十月十日 無等道忍庵主 天文 興

(マ) 善院殿梅寒清香居士 天正十五丁亥九月十二日 慶長十二丁未十月 圓和性通居士 龍岳賢真居

廿八日 元和四戊午四月六日 寛永八辛丑四月廿七日 月岑宗印居士 外枚数十位

牌略ス、伊十院家代々ノ位牌ナリ、

一 釈迦涅槃像一幅古画

(蓋カ) 右宮墓ノ裡ニ、本師釈迦如来涅槃像一幅、日州福島院

高峯山興善院現住学甫和尚、于時大永三癸未三月十七

日、為賢好詞堂令移興善院之一脉於薩州大口天龍院、

當主明鑑徹修補、〔忠棟一〕 豈正保四丁亥歲八月彼岸日、

一 開山学甫筌益大和尚、牌裡永祿元年戊午十月廿七日、

二世月汙洞大和尚、天文十一壬子正月廿五日七十八迁

化、拙五十一トアリ、三世一有総和尚、永祿五年壬戌

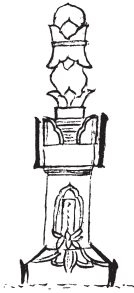
五月廿一日七十一迁化、四世学天作大和尚、五世花山

賢和尚、永祿元<sup>(マ)</sup>戊午三月十九日、六世法道傳大和尚、寛永七庚午五月十六日、七世奩金曇秀和尚、八世底庵徹和尚迄之位牌有、

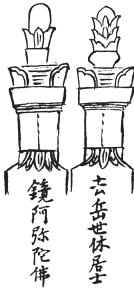
一佛像并雜画数幅アリ、又大永・享祿・天文年号ナト書タル物段々有之、略ス、

按ニ、古城古戰場記ニ、伊東義祐天正五年佐土原没落ノ後、日州ノ諸郡邑ニ地頭或ハ城主ヲ遣フシ警衛ナサレシ時、福島ニ伊集院下野トアリ、去レハ福島ノ興善院ハ大永ノ比ヨリ学甫和尚住持ト右宮ノ蓋ニ見ユレハ、下野守入部以前ノ寺ニ非スヤ、前文棟札草創ノ二字如何、追考シタキモノ也、

○興善院門前小林之中、新納忠元夫婦之墓及忠元殉死二人之墓ニ基左右向合テ立テリ、



夫婦之墓ニツ形同シ、忠元<sup>マ</sup>著翁良英庵主室、笑蓮妙欣大姉



此ニ基忠元夫婦墓ノ前左右ニ向合テ立、去岳ハ伊地知又十郎入道世休、鏡阿ハ宮竹休兵衛、

右四基上屋アリ、板葺ナリ、丁丑三月十八日參詣寫ス、

○祥雲寺什物御短冊二枚地紙ウチ曇リニ金泥ニテ繪アリ、短冊長サ一尺一寸八部位、

催花 蛙啼河邊ハ雨のうちそ、き

吟雨 たハ、になりぬ款冬の花 家久

雲寺 雲鎖高山遠近連 聽鐘窗外一聲過 光久

顯鐘(島) 鳥飛閃々荒苔徑 寺遙淒涼薄暮天

右、丁丑三月十九日、以正本一点モアヤマリナク臨寫スル者也、

○大般若經全部

經ノ末ニ

大口地頭飯屋藏、天正中肥後入之節新納武藏殿取来ラレシト云傳、内数卷及不足、元祿中築原善門院寫次全部ニナル也

於肥州葦北庄湯浦麦牟田大明神御寶前令書寫畢、

右筆勸息有賢也、生年、二十三、

奉施入 湯浦大明神 御寶前

同 永和第二天正月廿二日隻 於肥後國葦北庄温浦岡

村任本書寫早、後見人々不可有御咲言々、

末代之、

右筆有源之生年、二十五歲

同

永和第五己未閏卯月三日午時許令書寫畢、右筆天台沙門

覺實之、生年 廿八歲也、

外ニ段々年間右筆カハタルアリト云トモ略ス、應永年

号ニ書タルモアリ、

花北村 三月廿二日參詣

○諏方上下大明神 神体木像上社男女二体

社内一尺方位ノ板ニウラニ二行文字アリ、不分明、此板何ニカ釘ニ付タルトミヘ、上ノ左右ニ二ツ釘跡アリ、

右旨趣者、時之大檀那藤原朝臣重昌并女大施主息災延

命、子孫繁榮、武運長久、當大宮司兼貞修造之社頭也、

惣一門繁昌、上下万敷、安全富貴、自在一一如意、皆

令満足之攸也、

于時元龜元年庚午十一月大吉日

一薩州伊佐之郡大口之拵花北村(マヤ) 諏訪上下大明神之御戸

之再興之吏、庚申衆 各々 謹奉待庚申亥三年、愚僧忽主其座、

古之御戸為奉供養再興、念者伏願庚申夜禁眠、而逃罪

過達天明、加之誠又帝釈尊天各々敬白、依日夜禁眠功

力、現在保長生、後生證善果者也、 元和七辛酉三月念

五、永福寺當主盟明英誌之、

一延宝六四月御殿再興之棟札有、以來棟札二三略ス、

(神諏)男

一訪方神躰裡ニ、

姓

奉新造立諏方御神躰両社大明神、時之大檀那

藤原朝臣重昌公并神主二宮左近尉兼貞

右旨趣者、武運長久、子孫繁榮之故也而已、

于時天正二天甲戌八月彼岸辰良

一 同女体ウラニ、上下社トモ女体ニハコノ様ニカケリ、

神主兼貞施主、于時天正二天甲戌八月彼岸辰良

一 上社ニ二体夫婦、下社ニ二体、合而四体也、

按スルニ、右ノ大檀那藤原重昌ト有ハ菱刈氏欵、田

尻種甫か地理拾遺ニ花北村菱刈兵庫一所領地トアリ、

喜入家譜 永祿十二年喜入撰津守季久ニ花北名ヲ加賜トアリ、

シカレハ季久シハラク當村領地ニテ、其跡ヲ菱刈氏

領セラレシナルヘシ、

右元龜元年社内納ル所ノ板及天正二年新造立諏方神

体ノウラニ大旦那藤原重昌トアレハ、其時ノ領主ニ

ハウタカヒナシ、夫ヨリ何比ニテ領セシカ、追而可

考、

○重昌ハ菱刈越後守也、嫡家大和重猛所領ヲ 義久公

ニ献セシ時、重昌モ降參シ、曾木ヲ一所ニ拜領シ、



後轉シテ花北村ヲ賜ヒシトソ、其父兵庫重根、祖伊勢重政、二世共ニ菱刈領ノ時大口ノ地頭ト菱刈次郎左エ門家ノ調書ニミユ、但伊勢守重政ハ正統左兵エ重時ノ次男也、

原田村  
○熊野權現

一棟札 奉造立熊野權現社一字事、右意趣者、信心大且那御武運長久、子孫繁昌、并當村中男女息災延命、壽命長遠与具也、寛永十一年<sup>甲戌</sup>四月廿八日、當領主伊集院熊千代丸、大工大東清右衛門、神主二宮伊与太夫、庄や深見善左衛門、講<sup>(神人数)</sup> 祇答院織部佑・生駒新兵衛尉・橋口小監物丞・藤田土佐介・墨木三左衛門・有村右助・後藤弥助・宗左衛門、以下三十人餘之名有、略ス、  
一元文以来之棟札二三有、略ス、元文棟札ニハ伊十院氏ノ名ナシ、其比ハハヤ公領ト成タルトミユ、

○頭屋古帳 <sup>頭屋</sup> 去歲寺師周左衛門格護、帳箱ニ入、

一元龜四年<sup>ミツ</sup>の七月吉日御諏訪祭礼之日記  
一天正九年十年之日記<sup>以上</sup>横折

一慶長五年七月頭屋蘭牟田六丞日記<sup>帳内町田刑部少輔殿・町田助右衛門ナト名あり、</sup>  
一慶長六年七月廿八日頭屋新納武蔵入道殿日記

一慶長八年頭屋上村肥前入道日記

一慶長十二頭屋曾木正右衛門日記・同十八日頭屋伊集院

半右衛門尉日記、以上、<sup>諏方祭礼日記と有、寛永以来、之帳ハ大口三社祭礼日記と有、</sup>

一元和九年<sup>宇佐</sup>西原八幡鎗流馬射手賄方帳寛永以来と略ス、

小木原村 四月三日參詣し謹寫者也

○諏方上下大明神 上下共ニ二体ツ、木像

一下宮男神体ウラニ、为天平國土豊饒五穀成就也、大檀那重住、願主金定、

一上ノ宮男神背



※花北諏方神主二宮左近尉兼貞トアリ、兼貞金定同唱ナレハ同人歟、天文廿二ヨリ天正二迄廿二年ニナルナリ、

一寛政七卯七月廿五日、祭濟、其夜火起社燒失、同八月〔此時古棟札等モ燒タルニヤ、同八月造立ノ棟札マテラ今社ニ納ム〕御殿造立、同八辰二月舞殿造立、出火ノ時〔神カ〕躰体ハ出シ奉リ、右通創見之時のま、にてまします也、

按スルニ、大口ハ享祿三ヨリ永祿ノ末迄菱刈氏・相良氏押領シタトミエタリ、シカレハ天文ノ比専ラ菱刈氏等領主ノ時ナレハ、右ニ大旦那藤原重住公トアルハ菱刈家ノ一族ナルヘシ、菱刈ノ家藤氏ニテ、重ノ字ヲ名ニ付ケリ、〔菱刈〕正統ニハ重住ト云人ナシ、一族ニ此ヲ与ヘテ守ラセナルヘシ、

○宗譜ヲ按ニ、天岩重劬ノ弟ニ重任ト久木野ニテ戦見えシ人アリ、疑ラクハ是ナラン、

小木原村通路ニアリ  
○稻留丹後守隣松墓 正面地藏ヲ刻ス、法名年月等ナシ、墓前石燈炉二基アリ、一基ニ記シト曰、〔神カ〕維藏元文第四年己未、亡父相良長皓偶到于隅州菱刈郡大口郷小木原村、而詣於吾元祖稻留丹後守之廂所、而恭稽首仰望焉、不記法名忌日也、長皓数思之、至於末代遠孫者不可知為何人之廂所、故造立於石燈炉ニ、誌法名忌日、耀此後世、而欲垂無窮所、其事不終病死、故余此節亡親之

以志、〔神カ〕絶叔父相良傳八長好、以廂詣時造立者也、

慶長第二年丁酉天

隣松了竹庵主 相良權太夫長皓欽立

五月廿七晝

維時寛保第二年壬戌十月二十日

又一基ニ記テ曰、奉寄進石燈爐二基、相良彦次郎長當

幼年之故、同姓相良傳八長好立、維時寛保第二年壬戌

十月二十日、

小木原界目

○阿弥陀 木佛 ウラニ数字アリ、脇虫クヒ、文不綴、

〔神カ〕末、薩州大口郷堺目村奉安置者也、六它二五年丁□

八月六日、再興願主比丘牛屎、瑞巖山七杯寺住堯〔神カ〕

不知、〔ムシクヒ〕

平泉 四月七日參詣

○止神權現 宝殿鏡ノ如クナルウスカネノ中ニ佛ヲ鑄テ

付タル三ツアリ、ニツハ一体ツ、〔神カ〕一ツハ六体ナリ、

一棟札〔不知〕宮止神權現御社檀一宇、大願主・大旦那ト

ノ名不分明、文明十二年、十月二日、大願主一、大宮

司一、

一棟札 奉棟上神權現御宝殿一字、右意趣者、護持信心

大旦那藤原重房・同重住御子孫繁昌、武運長久、院中

安全、諸人快樂、皆令満足、并大願主山口主計頭橋家

一心中求願一々如意故也、天文十六年丁未三月廿二日、

大法師勢蓬、大工山口筑後守橋家次、小工竹内伊豆守、

外ニ鍛冶等名有、ウラニ新寄進後迫水田一反、硯水□人

数廿一人、

一寛永廿一甲申三月新納加賀守忠清代再興之棟札ニ者鳥

神大權現トアリ、

一万治三二月、新納次郎右衛門殿地頭ノ時、再興鳥神大

明神ト有、

一元祿四十二月十四日再興棟札ニ鳥神六社大權現トアリ、

一延宝二春舞殿再興、

一正徳三秋舞殿再興、

一明和八八月御宝詞并舞殿・拜殿修甫、以上棟札有、

一古面ノウラニ、天文十三年甲辰十一月日、願主小原五

郎左衛門尉トアリ、

同村  
○妙見 例ノ圓鏡ノ如クナルニ佛ヲ付タリ、又木佛六体

モアリ、六地外ノ様ニモミユ、

一 妙見大菩薩御宝殿一字、大旦那光久公并綱

久公、當地頭新納主膳殿息災延命、万治三年庚子十月

吉祥日、

一當社(奉造立)神明妙見大明神、古ノ立宝泉(貼紙)へ山ニ雖為降

監、元祿四未十二月廿三日、平和泉蘭山ニ(奉造立)御神体

奉頂移、(大略ス)右ウラニ表ニ奉造立妙見大明神舞殿一

宇——トアリ、其後享保九二月宝殿道々ニノ棟札有、

同城ノ下  
○荒神 鏡 佛鉢有、 寛永四霜月再興、貞享四年三月

廿五日再興、享保七刁霜降廿八日再興棟札有、

平泉村仙水  
○入權現社 正鉢鏡数十鉢 皆佛ノ鑄タルヲ付、其一ノ

ウラニいりこんけんと仮名に書タルアリ、古物とミゆ、

又一鉢のうらに▽左ノ如シ、△外ハミナ文字ナシ、

天滿宮安樂寺御正躰一面

右為本宮申下志者、天長

地久御願圓滿、一天四海〔天下カ〕

太平、四恩法界衆生平〔等カ〕

利益、心中所願皆成就□者

奉申下如斯、

正慶貳年癸酉五月廿五日 敬白

安樂寺勾當法眼良重

此ハ文之和尚ノ撰ニシテ、板行ノ南浦文集ニ載レリ、〔文〕大同ナリ、一大日本國薩摩州牛山院平出水村素有一社、名入權現、

〔前租〕門傳、曩昔主於此村者勸請熊野大權現、以為一村之守護神、權現宅跡入居此地、是故号入權現、先是文明十

四年壬寅七月之晦所落成之社至於是歲 〔前庚戌〕 摺指則一百

二十九年也、雖經此歲月、無一人之修之者、以故神厝・

舞殿不蔽風日、是可忍乎、岩崎与右衛門尉秀之齋名猶

存有欲修之之夙願、擇閏二月廿二戊戌良辰、始運斧斤、

至於三月十一日丁巳畢其功矣、伏願上梁之後柱礎堅固、

不動不傾、殿宇清虛、無災無難〔前難〕、專祈今主宰藤氏久元〔二字朱〕

壽量長久、武運亨通、公私安寧、子孫昌盛、更祈檀施

秀之身心康健、災障不侵、壽命長延、福德圓滿、次冀

社門鎮靜、中外咸安、莊固豐登、人民快樂、村裡避疾

疫之害、國中無兵革之憂、慶長十五年庚戌四月吉辰、

猶存敬白、大工越知氏河野作右衛門尉通重、鍛冶蘭田

主計助、

一 寬文六年四月、地頭新納又左衛門之代再興、

一 元祿十五十一月三日再興、

一 寶曆十四申三月再興棟札有、

一 岩崎秀之獅子駒寄進之事記セル札、

一 元和三年トカケル札略ス、

市山村宮崎八幡獅子駒板付ニ

獅子二疋大願〔不知〕

奉造建〔不知〕石見守〔不知〕

繁昌家内安全〔下ノ方字都テ不分明〕

大檀那藤氏朝臣重勅

武運長久而持万年

無疑故也、天文十五年

寬永十年—平地七左衛

門寄進、

此七左衛門子孫今同村

池田門之甚左衛門・其

子七左衛門連百姓也、

同村高松之清右衛門・

盛田門之長之進系圖所  
持之由、青木村後井塚  
之新右衛門も系圖所持  
候云々、

高千九百五拾石七斗七升九合九夕  
現千九百八拾三石貳斗三升五合三夕六才

築原(村脱カ) 門七(夫脱カ) 用貳拾壹人 當分拾九人

九百七拾九石三斗九升五合貳夕壹才

現千拾石九升八合六才

文化元年子六月改 右御支配  
市山村 門貳拾貳 用夫七拾八人 當分八拾壹人 疋

者込

右御支配  
高九百五拾六石五斗八升貳合九夕貳才 貳拾石九斗餘内

小木原 門貳拾八 用七拾九人 當分六拾八人

御檢地門割引入

明和二御檢地  
高九百三拾五石五斗九升八合五夕四才 壹石七合損高

千拾七石三斗三升四合八夕九才  
現千拾四石五升三合貳夕四才

外拾三石五斗餘門割後増

現高九百四拾八石九升七合五夕九才

平出水 門三拾 用夫六拾九人 當分八拾八人

青木村 門貳拾壹 用夫五拾三人 當分七拾五人 疋

九百拾壹石三斗壹合四才  
現八百七拾壹石貳斗貳升七合九才

者込

高七百九拾六石四斗七升五合七夕三才

淵邊 門拾壹 用夫四拾七人 當分三拾人

増布  
現高八百五拾壹石六斗八升三合四夕七才

三百四拾六石六斗五合七夕三才

現三百拾九石六斗壹升九合四夕九才

里村 門三拾壹 用夫六拾三人 當分四拾六人

渡田 門三 用夫人拾壹人 當分拾貳人

百六石四斗七合八才

現百貳石五斗八合貳才

原田 門貳拾貳 用三拾五人 當五拾壹人

千四拾貳石四斗貳升貳合八夕貳才

現九百九拾七石六斗貳升八合七夕貳才

小河内

五拾壹石貳斗四升五合貳夕壹才 郷士自作高

現五拾五石六斗七升三合三夕四才

目丸 門貳拾壹 用四拾三人 當三拾七人

四百拾石八斗壹升四夕貳才

現四百拾六石壹斗七升九合壹夕五才

大田 門四拾八 用九拾八人 當八拾七人(分脱カ)

千四百七拾三石七斗貳升六合三夕五才

現千三百六拾三石五斗八升三合壹才

花北 門拾壹 用四拾貳人 當三拾貳人

三百六拾三石五斗貳升五合

現四百貳拾貳石四斗貳升三合六夕五才

牛尾 門拾八 用五拾八人 當六拾人

五百壹石三斗九升七合四夕

現五百四拾三石九斗壹升三合五夕七才

合高壹万千三百拾壹石三斗貳升六合壹夕五才

外高六拾八石四斗五升八合三夕三才 郷士屋敷餘地高

木氏 用四人 當三人

四百三石三斗壹升六合四夕五才

現四百三石貳升壹合壹夕七才

本書大口有村隼之介所持  
一天正十年十一月廿五日連哥

竜伯一句 洞庵廿四珠

長廿八 為舟廿四 実増廿三 能豊一  
同一所持  
一刀銘尽ノ奥ニ、天文十三年甲辰卯月六日書之、

此本書持主菱刈兵庫頭「此二行重根書

藤原重根伴 加へシトミユ

筆者勢州重政(花押)

今持主

大嶋出羽守 忠富(花押)

一 挂鰐口之事、為爰信心大旦那藤原朝臣相模守重劔御子孫如意武運長久御也、于時天文九<sup>(イマ)</sup>十二月廿二日敬白、

右銘何クノ堂カ杜カニ寫セシカトモ忘レタリ、追テ可糺、

愛宕地蔵<sup>勝軍</sup> 甲冑シテ白馬ニ騎レル像 惣長一尺六部程アリ

一 厨子ノ陰ニ朱漆ニテ、南瞻部部大日本西海道薩戸國於

牛屎院平泉之村伊地知備後守衆頭之時、安置勝軍地蔵

菩薩于勝軍庵□□彼御本尊者、<sup>◎</sup>、<sup>◎</sup>、<sup>◎</sup>、專諸願成

就、殊弓前冥加、戰場利徳、武運長久守護神也、<sup>◎</sup>、

、依之水田奉寄進軍、仍當庵開山殷甫<sup>◎</sup>、<sup>◎</sup>首座也、

右意趣者、信心大旦那平重廣并女大施主息男等息災延

命、子孫繁昌、武運長久、家内安全、諸人快樂、惣者

當所安泰、別三宝弟子佛法繁榮、<sup>◎</sup>末<sup>◎</sup>不退、<sup>◎</sup>萬<sup>◎</sup>如意

皆令満足耳、万民豊樂、仍造立處如件、于時天正八年

庚辰小春廿日庵建立、同十一癸未霜月廿四日本尊者、

同十三年乙酉十月廿三日、<sup>(厨子)</sup>圖師作、圖師者開山一力也、

両作者薰公也、圖師之合力衆

濱田出雲守 小原織部助

一 鰐口銘 <sup>立横七寸、開徑二尺一寸</sup> 奉寄進鰐口勝軍地蔵之御宝前、右ノクタリ、右

所願之意趣者、子孫繁昌、武運長久者也、左ノクタリ、裡

ニ、于時天正十五年丁亥二月彼岸廿四日、右ノクタリ、牛屎院

平和泉村勝軍庵開山之時、伊地知備後守平重廣・同重

泰、<sup>左ノク</sup>タリ、

一 重康之孫重政之時再興棟札アリ、年月ナシ、住持ハ沙

門賢芳トアリ、文略ス、

一 慶安二己丑年十二月吉日再興棟札、大旦那藤原之朝臣

光久公、<sup>◎</sup>、當地頭藤原朝臣忠清、<sup>◎</sup>、施主平重頼ト

アリ、文長キ故略ス、重頼ハ伊地知主膳ナリ、<sup>◎</sup>實ハ忠

清次男也<sup>◎</sup>

一 寛文二壬子年八月吉堀内五郎右衛門・菌田肥後・廣瀬

勘兵衛・赤池用右衛門寄進ノ金燈爐アリ、<sup>四土トモ</sup>平泉人、

一 元禄五年壬申三月吉日小木原村講衆中ヨリ高五斗寄進

札アリ、

一同八年・明和四年再興ノ棟札有、略ス、

羽月地頭ノ部

猿渡越中守信光初名掃部兵衛、加世田地頭ヨリ羽月ニ轉ス、根白坂ニテ戦死、家臣瀬川隼人死骸ヲ負ヒ羽月ニ歸葬ス、墓ニ櫻樹ヲ植エシト元禄

中猿渡監物信方聞書ニ見ユ、

猿渡掃部兵衛信豊信光ノ子、父戦死ノ時幼年也、故羽月地頭ヲ差被附置差引セリ、七衛門ハ信光弟ニテ、鹿島駿河守養子トナリ、信光ニ相附キ加世田ヨリ移リ、入道シテ徳安ト云、信豊ハ朝鮮ニテ軍

勞致シ、慶長三年戌十一月十八日、四十四歳死、装器ヲ帖佐ノ繪禪寺墓リ雲山元ト云々、聞書ニ出、

一 猿渡信方聞書ニ云、掃部兵衛殿羽月地頭之節、肥後國

之落人合志殿湊川加賀守妻子等五十人餘相率ひ被頼來

候処、天正十五年、掃部兵衛殿ニ被仰渡、合志殿・加

賀守其外家臣不残計を以て城内ニ呼入置、羽月衆數十

人ニ命シテ加賀守家臣の第一剛なる紀三義を先討殺し、

即時ニ悉討果せしとぞ、然ニ湊川加賀崇カ甚崇をなすによ

り、其法名玉峯淨金居士を猿渡仲左衛門家の氏神に崇

けるとなり、

伊佐郡 旧名牛山 大口 山野 羽月 三ヶ所  
惣名牛屎院と云、

大口

一 牛屎薩摩守信基依保元軍忠牛屎祀・邪答院両院を領ス、

其四男四郎元衡初而於下向薩摩國、右元衡ハ元光祖父之

弟也、

一 文治三年五月三日、大平太郎大泰初而宿祿元光江頼朝公よ

り牛屎院可為領地之賜御教書初而安堵ス、

一 菱刈氏世々傳領之、永禄之頃より球广相良氏押領之、

一 大口城 永禄十年頃初而弥此城ニ栢籠肥後國球广城主相

良氏ニ引合、對馬越之城挑戰有り、

一 永禄十年十二月十九日、市山之守兵當城ニ働、西原川

原ニ而攻合利を失、其後凶徒市山城ニ襲來事依有、新

納忠元を令々守也、但其先貴久公初而義久公奉命市來備前

守家利守市山城、右合戦ニ同人戦死、

一 同十一年正月廿日、初而城兵△堂崎ニ出陳ス、時ニ太守

馬越城ニ御座候故、義久公・忠平公馳向給ふ、貴久公

制し給へ共、若武者等先を争て懸合、一戦ニ利を失ひ

而引退ス、川上左近將監久朗深手を負、羽作之瀬ニ而

忠平公御粉骨被遊候、伊集院久治戦功拔群也、



一 同十二年、伊東か軍<sup>㊦</sup>飯野△桶比良<sup>㊦</sup>取由問者より告

来る故、俄以思召、八月十八日より太守大軍を以て圍攻

給ふ、九月十日降を乞而、同十四日城を相渡、十八日、

太守父子城ニ入御、其後新納武藏守忠元ニ地頭を給、

右合戦之条、九月十日、相良<sup>㊦</sup>東<sup>㊦</sup>帯刀・深水太郎左衛門

為質、守護方より鎌田刑部左衛門<sup>㊦</sup>政平<sup>㊦</sup>・本田新助為質、

同十四日、大口之敵向球广退散、同十八日戊子戌之刻<sup>㊦</sup>、

貴久公・義久公城登り、鎌田政平唱和歌と云々、

一文禄年中一國一城ニ被仰渡候時分、大口を御居城ニ被

遊、町田出羽守久倍を城代ニ被召置候、

一 山之口 青木 小木原 平和泉 舟之川 木之内 牛

尾

右諸所邊路<sup>㊦</sup>山田<sup>㊦</sup>有、

一 平泉村 永禄之頃ハ一外城ニ而候、同十年丁卯十一月

廿三日菱刈一族大口墨ニ引退候後、使島津義虎令守之、

一 戸神ヶ尾・稲荷山 永禄十二年五月六日、忠元・兼寛

兼而又七郎家久ニ相計、戸神尾・稲荷山両所ニ兵を伏

らる、伏草大将大野駿河守・宮原筑前守也、家久自身

大口城下ニ馳向、敵を偽引、然とも不出、猶放鉄炮而

欺凶徒之營中類也、従是凶徒如雲霞出營追来、家久欣

然として馳走る、指戸神尾而退、凶徒乘勝追出、家久

戸神尾之面<sup>㊦</sup>ニ而馬上之組打無比類働有之候、忠元・兼

寛指揮兵從西面伏兵を起し、敵百六十六人打取也、栗

野衆前田豊前守魁諸兵有軍功、凶徒終ニ敗走ス、至是

大口之賊徒失勢、此時者家久平泉ニ在城有之、山野城

者是より先球广之方江被遣候、

一 小河内 此所肥後國通路有関所、

一 勝久公御代、菱刈大和守重副<sup>重時</sup>當代再領此地、自家系

圖相模守重洲譜中ニミヘたり、

一 太守忠昌公使一族島津出羽守忠明等守大口之城、歴求

广相良氏、<sup>相良氏脱力</sup>發軍陳大口、欲拔之、忠明運籌策陷敵陳、

故相良氏退散大口矣、太守公感其功、賜大口城下三百

五十丁於忠明、而續勵軍功欵、重州有含恨、享禄三年、

重州胥謀相良氏、攻大口城事甚急也、忠明失防禦之術、

同七月廿七日、忠明自殺、一族已下悉戰死、而城亦陷

矣、重州入大口於手裏、相良氏亦入守兵焉、先是享禄

二年己丑九月三日、欲大口<sup>㊦</sup>、師牛屎院大島、屠殺忠明

之嫡子次郎四郎忠征矣、重州之武威振遠近、故太守貴

久公欲當家平治運謀者多年也、

一 西原八幡社 當社者大島出羽守忠明靈、太守貴久公御建立也、

一 壽永元年之頃、就京都之兵亂、為陳內守護、當家之從

臣赤田之一族〔笄〕山構城郭籠城之、依相良家与菱刈家

合兵而責牛山之城、依之為院內兩家領所、

一 保元三年八月十三日、薩广四郎元衡初下向薩摩國牛屎

院、牛糞院ハ薩广國伊佐郡之内牛山・羽月・山野・平

和泉・入山以上五ヶ所之惣名也、

一 大田村 永和三年巳十月廿八日旧記ニ太田沙弥元清と

有、領當村

一 青木村 右同断青木沙弥元達と有、領之、

一 平次大夫良道薩广國伊佐郡本地頭と有、指宿氏譜中、

一 花北村 嘉曆之頃、花北左衛門太郎入道妙道一族領之、

一 大口畷 菱刈家世々傳領也、永祿十年丁卯十一月廿三

日、馬越畷ヲ落去ス、依之同廿四日之夜諸所之本城・曾

尾・市山・青木・山野・兵大口畷ニ入、菱刈大膳亮隆秋失勢

之間、從球广州警固之兵三百余来而此畷を守、同廿

五日、兵諸方ニ本城・曾木・分遣ス也、平泉島津薩广守・市

山等之市来・十院・田布畷又防禦之備嚴處也、然処十二

月廿九日、市山之兵當畷ニ近ツキ△窺其虚實之処、

守兵見之、鳴鎗〔来而〕千余人、公之兵市来備後守・平

田加賀守・伊集院刑部少輔在西原川涯雖防戰、強敵難

凌、三人共ニ戰死、依之漸公之兵得入市山之畷、

一 飛田瀬川内川 永祿十一年戊辰正月廿日、義久公・忠平

公從馬越畷兵貳百を卒し發向、欲討此地之凶徒設伏兵、

于此時凶徒進来て数百人、其中羽師六人為先鋒、姓名

旧、別府安藝守・岩崎六郎兵衛尉・内田傳右衛門尉、

外三人不言其姓名、於爰忠平公も安称名奮戦し給ふ、

川上左近將監公朗到飛田瀬、与別府安藝守力戰、則公

弓を以安藝守を射殺、于時久朗數ヶ所之負矢疵命を終

んとす、陪臣西郷新八見久朗之向死、直衝入凶徒潔死、

我等終ニ失勢、故公自殿〔を〕至羽作瀬、敵猶慕跡而襲

来、此時公之兵大潰、殆危急也、遠矢下総守・財部傳

内左衛門尉・入来院筑後守等有戰功、手負奮戰ス、公

手自逼左右敵を屢々殺討ス、時ニ島津左衛門督歳久・

い十院右衛門兵衛尉久治聞此危急、卒兵駟来挑戰之間、

從千阿弥陀堂之經路歩卒數十突出合鋒、長野仲左衛門・

下島仲左衛門續命、伊東右衛門尉・有川雅楽介等甲諸兵、故ニ忠平公漸退入曾木畷、凶徒又悉退散ス、

一 小苗代原 永祿十一年戊辰二月廿八日、島津又五郎忠

長・肝付彈正兼寛自馬越到市山、議於陷大口畷策新納

忠元、歸之時、忠元送其兩將而至小苗代原、欲別之処、

歩卒駭窺大口畷、則彼營中之凶徒數百競先出来ル、忠

長・兼寛・忠元指揮而進士卒、新納右衛門尉被疵、鎌

田尾張守政年會於凶徒首長牧野次郎左衛門尉力戰、我

兵眞連坊面高氏名頼俊放鉄炮伏牧野氏、見之則田實右

京亮入凶徒之中得其首、其後欲入市山城、雖強敵、而

忠元唾掌して臨而至白坂、八代肥後州之勇士の場五藤<sup>㊦</sup>

竹添丹後守へ會戰、丹後守者刺忠元脇、從臣之見之合力奮戰、

而遁其場、于時川畑藤七兵衛尉・春成外記有功、東藤左衛門

尉・愛甲助三郎・佐牟礼等<sup>求</sup>ノ兵欲越壁、鎌田彦岐守・税所

右衛門兵衛尉・四元源太兵衛等出向、彼三人ヲ忽チ殺害、由

是大手口引退、弱手口又討戰甚敷故敵退散ス、忠元被疵六ヶ

所、太守公聞其軍勞、使三原右京亮・長谷場織部介感其軍忠

同年三月廿三日、於永福寺合戰、防相良・菱刈・入来院・邪

咎院・東郷之凶徒者、本田掃部兵衛・川野玄蕃允・間瀬田形

部左衛門・鎌田外記・長野民部少輔・濱田右京亮・上床孫六

兵衛尉・日高甚五郎・伊地知新三郎等也、於是凶徒四五十騎

ノ中着赤衣兵為先鋒進而欲入永福寺、本田掃部兵衛尉・川野

玄蕃・長谷場弥四郎等防戰、移刻弥四郎放鉄炮伏彼赤衣者、

其後敵引退△

伊佐郡

一 登尾 荒平 上場 内村 此四ヶ所邊路番有、  
一 袴川地 鳥越 此二ヶ所右以後邊路番立、  
山野 <sup>イニ高名飛と云、</sup>

一天正之島津義虎領之、  
<sup>(頃脱)</sup>

一 永和三年巳十月廿八日之記ニ山野(仲)左衛門尉元詮と

云者當領主欵、

一 山野城 往古山野氏牛屎氏守之、貞久公御代、山野孫次

郎守之、

伊佐郡

惣廻拾老里五町拾八間 惣人数貳千五拾老人  
羽月 高頭五千八百四拾三石余

一 田代村 下殿村 <sup>地頭飯屋あり、鹿府より</sup> 大鳥村 金波田村

堂崎村 白木村 宮人村 川岩瀬村 鳥巢村

一 忠宗公御代、羽月右衛門入道守之、道鑑公御代、羽月

太郎元鎮守之、此代落城ス、

一 永和三年巳十月廿八日(註二)之頃、羽月石見守元豊と云有、

一 羽月城 永祿十年御手ニ入、薩州義虎ニ預給ふ、翌年

返進、依之新納武藏守忠元・肝付彈正忠兼寛ニ在城被仰付、度々對大口城攻合有之候、其後大口落城ニ而、

此地をハ大口ニ被召付候と云々、

一 忠昌公御代菱刈左兵衛佐重時、當代再賜此地、忠氏之男、

一 牛屎家系圖ニ、淵邊之家ハ平家小松内大臣重盛之末子

土佐守宗實子孫也、宗實之君達二人有之、母ハ源三位

頼政之嫡子伊豆守仲綱之女子也、建久七年辰二月、宗

實之息男兄弟蒙頼政公之恩免為遠流下向薩州ニ、居住

ス于羽月、(註三)羽月△十町・山野五町・平泉五町為賄

所知行之、其子孫居号牛屎、其庶流号淵邊、延元之

頃牛屎左衛門尉忠濟、同末子出家三位坊慶澄、或牛屎

越前權守、同刑部太輔、其外牛屎正蘇、正忠、文濟、

正文、人々皆可為宗實之子孫歟、

一 堂崎村 永祿十一年戊辰五月、山野・羽月・平泉今大口

守之兵相換之時、凶徒以伏兵欲彼軍打運策、於和睦求

廣、許於山野相良氏、同八月、大口之凶徒變前約、築

一 陳於堂崎、伊東入道も亦合門、陳ヲ構於桶比良(註四)、

為後詰、故貴久公欲打彼(註五)堂崎徒、然共霖雨頻也、仍

其策不成候間、暫く退而待時節發足可臨兵營、有催帰

鞍者、皆大口之凶徒窺其使川上丹波守・堀内某ヲ殺害、

從馬越之營聞之、則旗下之勇兵四五十騎馳續、追退於

其徒黨、大膳房戰死、其後相良氏・菱刈氏憑感應寺野

田請和再三未果、翌年己子正月廿日、應求決和融之謀、

然ニ三月十八日、蒲地越(註六)前守往平和泉之日、大口城之

士深見頼兼斐前約、屠殺蒲地之從者十七人、余來彼境

往還不自由、故肝付彈正忠・新納刑部太輔忠元入守羽

月皇云々、

一 蘭田 天正十五年秀吉公(註七)初征和陸之後、五月十八日、

去泰平寺而趣帰京時過此地、于時新納武藏守忠元為謝

道別之禮出謁于路傍、秀吉公賜道服一領、又親授修羅

扇子一柄、

「地理纂考」

鶴田郷

鹿兒鳥縣廳より北十四里十八町、東宮之城、南佐志、西出水、北牛山に境を接す、周廻十四里十七町六十六間、村落四鶴田村 神子村 紫尾村、人員三千二百八拾九人、戸數七百六十七、

(地理志)

一當郷ハ祁答院惣地頭渋谷領ノ外也、其故ハ、鶴田氏鼻祖薩州下向之時、蒙將軍家之命為當領主、自夫子孫代々領之、

一寶治年間、渋谷大谷四郎平重茂祁答院吉岡三郎平重直弟自鎌倉下向當地守領之、次テ子孫傳領之、天正ノ比太守貴久公御御代迄領之欵、其時分永祿・天正ノ初城主鶴田駿河守卜有、子孫蒲生士矢口氏

ト云々、

〔古城主由来記〕

一鶴田城

渋谷大谷四郎重茂

祁答院元祖吉岡三郎重直次ノ弟也、寶治年間兄弟共ニ下向して鶴田城を守る、承久の兵乱に於宇治川討死し、

二代太郎左衛門尉重行、三代五郎左衛門尉頼重、四代

刑部左衛門尉重成、此代より島津判官伊久の鶴田城を

責圍まれ、城主難儀を受るよし太守元久公聞召れ、鶴

田へ御出陳有て城を助る御合戦あり、奥州公御代也、

此合戦を世唱て山引合戦と云、大合戦也、太守貴久公

御代迄ハ渋谷氏城を守る欵、

〔蒲生小山田氏文書之内〕

一義弘様久保様祁答院鶴田城ニ而御指出被成候、其ヨリ

久保様御上洛之事、

但太閤秀吉公川内太平寺へ御動座、御帰洛之節右所

ニテ初而御目見、

〔島津氏久譜中〕

渋谷氏守護領之在山北四ヶ所東郷・祁答院高城・入來者盡以押領、剩九

州探題今川殿致直參為奉公、是又非守護之催促、而緩怠

之至也、去程上渋谷鶴田某婦意於氏久、是以発向于彼堺、

出野臥放矢石矣、近邊▽⑩菱刈・牛屎△両院之凶徒等攻寄

于氏久之陣、已及難儀、故將開陣矣、于時渋谷出大野臥

急速懸付、氏久自身迄打太刀<sup>⑧急</sup>。於其傍式部彦七・本田弥七踏留而遂戰死、其間山之此方逾越也、雖然凶徒等乘勝慕來者甚急也、以立返合戰散火、此時渋谷大村某討取者也、依之合戰止、敵軍引退畢、是稱氏久之山引合戰云爾、

〔國史元久傳〕

應永二年云々、上文略、渋谷氏盤踞東郷・高城・入來・祁答院之地、号稱山北四族、應安以來又結探題今川了俊為援、嘸強難制、<sup>〔氏久也〕</sup>齡岳公時、有鶴田某者、私為内應、公因之乃將兵擊渋谷氏、菱刈・牛屎遣衆救之、公戰不利、引兵而還、渋谷氏大發輕卒尾擊之、式部彦七・本田弥七死、當時号為山引合戰、<sup>〔山北謂入來山之北、山引猶云踰山而還、山蓋入來山云々〕</sup>

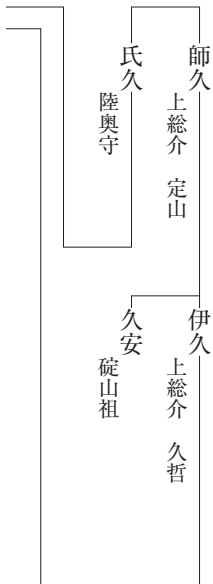
〔國史伊久傳〕

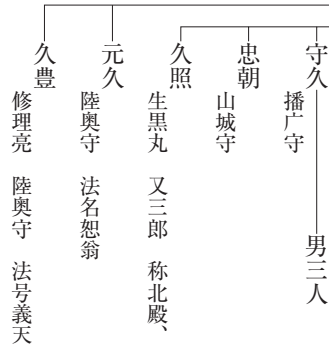
應永八年辛巳三月云云、渋谷四族皆應久哲公、獨鶴田氏附愬翁公、久哲公遣大村氏・清敷氏・柏原氏・東郷氏・高城氏等攻鶴田某於鶴田城、軍萩平、夏四月二十三日、愬翁公引兵如市來、屯鎮守山、將攻市來忠家、久哲公將兵救之、忠家遣直山新左衛門・有川彈正入道告久哲公曰、

敵軍偽為攻市來者、聲言趣惣陣尾、而其實將救鶴田、為公計者云々、<sup>〔已而愬翁公養生黑丸以為己子云々、久哲公使山田式部・山田孫次郎・酒匂又次郎・上井神五郎為之傳、山田・酒匂等倚威陵物、于時有北風烈之諺、已而肥後・石井等殺、久哲公不悅、與愬翁公有隙、愬翁公出養子久照、又出夫人、夫人者總州家之子也、遂與〔久哲〕公絶、初齡岳公臨薨、召本田忠親託以後事曰、為吾調護兒子、令與山北和睦、毋使生忿爭、及愬翁公娶於山北、國人相賀以為兩家重親、國之福也、至是忠親以齡岳公遺命諫、〕</sup><sup>⑨筑</sup>若之祁答院與大村某合兵攻鶴田、公從其計、還軍萩平、<sup>〔鶴田村・萩平遺墟并係鶴田村云々〕</sup>

〔一八〇應永七年条ナリ〕

〔参照〕





〔國史伊久傳〕

※

應永八年云々、九月五日、恕翁公將三千五百騎救鶴田、  
 屯熊越、久哲公與二子守久・忠朝俱有萩平出岩腋、潛軍  
 熊越下、十日、恕翁公軍入鶴田城、二十日、鶴田城出兵  
 一千屯鶚巢、久哲公遣相良讚岐守貞頼率二百人屯其西北  
 以備之、二十一日、鶴田城遣兵五百屯神崎山、大村出羽  
 守大村出自渋谷氏言於久哲公曰、若使敵軍趣丸尾城、扼善福寺山  
 而與神崎山兵合、則我軍往來絶矣、先即制人、後則見制  
 於人、請先取善福寺山、久哲公從之、遣東郷某・副田淡

路守將百四十餘人往扼善福寺山、冬十月十日、久哲公云  
 云略、久哲公乞師於球麻相良氏、相良兵庫允實長與牛屎  
 某將三百騎助久哲公、躡紫尾山至簾迫、二十五日、久哲  
 公與恕翁公戰於千町田間、恕翁公不勝、鶴田某奔菱刈、  
 恕翁公罷師而還、各記此段合戰事、互多抵牾、今扼久哲公田譜・應永記、撮其大略而書之、紫尾山在鶴田郷、千町田間在鶴田郷、東至神崎山、西至善福寺山、南至鶚巢、北至萩平、

※(頭注)

〔西藩野史云、鶴田刑部左エ門尉重成族ヲ離レテ元久公ニ通ス  
 ル事年アリ、渋谷黨是ヲ惡テ、清色・柏原・車内・高城大軍  
 ヲ發シ鶴田ヲ囲ミ攻ム、上総介伊久入道久哲渋谷ヲ助テ萩カ  
 平ニ軍ス、元久公鶴田ノ急ヲ聞テ、三千五百餘兵ヲ卒シ鶚巢・  
 神崎山ニ軍シ鶴田ヲ援フ、久哲軍ヲ善福寺ニ移シテ是ニ對ス、  
 渋谷又援ヲ求麻ニ請フ、相良前續自身來テ是ヲ助ク、是ニ於  
 テ日々ニ戰ヲ挑テ雌雄未タ決セス、元久公鶴田重成ヲ論シテ  
 曰、今賊軍四集シテ敗ル可カラス、孤城又永ク保カタシ、暫  
 ク鶴田ヲ以テ渋谷ニ與ヘヨ、更ニ封スルニ谷山ノ地ヲ以テセ  
 ン、重成諾ス、城ヲ下テ菱刈ニ遁ル、渋谷鶴田ヲ取ル〕

(頭注ハ鹿兒島県立図書館本ニノミアリ)

〔全義久傳〕

文祿元年云々、太閤之發太平寺也、註略、見上  
天正十五年、當宿祁答

院界、使公告領主左衛門督歲久、歲久弗許、太閤怒曰、

必於祁答院界、拋貫明公旧譜天正十五年五月十九日關白秀吉與  
木食上人・石田治部少輔・伊集院右衛門大夫書、自

山崎如鶴田、歲久發人為道、行歷九尾、太閤以為故意困

人於阨、又有飛箭及肩輿前、太閤以為賊由歲久、旧譜殿下  
曾木云々譯、九尾在宮之城、  
佐志・大村接界處云々、乃遣家

臣本田掃部助知館事、明日、太閤如曾木、有門子門子此  
云小姓別

取屏風畫、其人已行、而掃部助切讓後人、後人謂後  
行者云々、太閤

聞之、即斬取畫者指、與畫併送、太閤積怒非一、然以業

已與公講解、且優答之、以下除クヘシ至是有告歲久為梅北黨、太閤大

怒、十日、賜公朱記書、數歲久之罪焉、曰、速斬歲久首

來、不即且屠汝國、於是公召歲久於祁答院、歲久詣鹿兒

島云々、以下鶴田郷ニ係ラス、略ス

〔纂考〕

旧城鶴田村今竹林にて、壕塹ほりの跡遺れり、宝治年中大谷四

郎重茂茂或ハ諸  
に作る居城にて、重茂は渋谷太郎光重か四男なり、

光重鎌倉將軍に仕へ、薩摩國祁答院を領す、光重數子あり

りて祁答院を分領し、重茂鶴田の領主たり、一族探題に

屬して國命に應せず、支族蔓延して勢強大なり、重茂よ

り四世鶴田刑部左衛門重成に至り、獨同族を離れて守護

方に通す、是に依り、島津氏久軍を卒し鶴田に至り、重

成と相議して渋谷を打むとす、渋谷忽ち大軍を催し氏久

を襲ふ、氏久利あらず、入來山を踰こて鹿兒島へ退く、渋

谷か兵勢に乘りて追ふ、氏久軍を返し親先登して敵を斬

る、敵遂に退く、かくて應永八年、渋谷か一族兵を合せ

當城を攻む、元久嫡男是を聞、三千五百余人を卒して重

成を助け神崎山に戦ふ、神崎ハ旧城より西の方、  
大川を隔て三町許なり渋谷又援を球

麻の相良に乞ふ、相良兵庫允實長牛屎某と三百騎を將ひ

來りて是を助く、連戦雌雄を決せず、元久重成を諭して、

今敵軍四集して孤城保ち難し、暫く鶴田を渋谷に與へて

時を待へし、重成に與ふるに谷山の地を以てせんといふ、

重成是に従ひ菱刈に遁れ、元久兵を収む、

○塔ツツカ之墓 當時の首家なり、旧城より未申の方七町許田

間にて、即戦場の跡なり、

〔祁答院記〕



鶴田城

鶴田名者祁答院之内也、然レトモ惣地頭渋谷領之外也、

其故者、鶴田氏先祖始使下向于薩州之時、蒙將軍家恩免

為鶴田領主、自夫子孫代々守此城來、先祖者良重ノ曩祖

吉岡重直ノ次弟也、號大谷四郎重茂、承久合戰ニ上洛シ、

於宇治川討死、厥后應永八年、島津判官伊久上渋谷・下

渋谷・菱刈・北原・牛屎・和泉・相良等國一揆之者共ト

同志、既伊久馳越于鶴田、彼地ノ萩平ト云所ニ構一陳圍

鶴田城、鶴田氏者此時元久公之御味方也、城主及難義之間、元久公聽此危急、

俾救鶴田、則有御出陳、彼處神崎ト云所ヲ為本營、自夫

兩陳落合挑戰刻也、一本ケマ、總州伊久方不得勝利、後和平、奥州

方大将蒲生美濃守・吉田若狹守有軍功、元久公御一世ノ内大合戰是也ト日記ニ有之、

〔鶴田由緒記〕

一長岡城柏原村在リ、渋谷次郎太郎惟重弟柏原又次郎重松居

城ト傳フ、

〔島津元久譜中〕

渋谷四ヶ所之鶴田某、畔於久哲歸心於元久、其陰謀既露

顯矣乎、久哲使大村・清色・柏原・東郷・高城等向其地

構陣柵於萩原⑩平屢攻鶴田也、元久不忍鶴田之聞急難、而應

永八年辛巳九月五日、率鹿兒島・谷山・伊集院・禰占・

佐多・肝付・大始良・新納・北郷・樺山・梅北・財部・

稅所・廻・玉利・加治木・平山・餅田・平松・中津野・

平瀬・吉田・蒲生・和田・高木・眞幸・栗野・馬越・平

良・曾木之兵共三千五百騎到其地、先構陣於熊越、而後

構陣於鶴田古城・鸚巢・神崎山諸所、日々發輕銳之士、

相挑飛羽箭侮大敵、互死者多矣、被傷者不可勝記也、他

日新納八郎三郎久顯越後守實久之二男候于元久之本營、葢于退出之

期、敵兵發出、久顯直為前矛馳對之、已為合戰、太刀初

之地而久顯之從兵中野四郎九郎已下數輩戰死、伊集院兵

部太輔亦遂戰死也、久哲軍中亦渋谷下村某已下數十人斬

獲矣、今日敵兵者攻寄神崎本營外牆之際、味方者攻入久

哲陣之牆内、自他雜乱未分勝敗、任天命盡筋力挑戰、果

元久方勝利也、雖然遠越山路、援兵少糧鹽亦不饒、且復

鶴田狹小一所士卒不多也、我之軍中募軍功企訴訟、當日

軍務輕薄怠慢、旁以無如之何、於茲豫將行祿賜、谷山郡

内山田村三十町者雖為山田殿名字之地、強借之以畀吉田

某、以和田村三十町畀蒲生某、由是兩輩廻和諧之計策、附屬鶴田城於久哲、鶴田某遁菱刈、而後元久亦歸陣也、其後畀谷山中村之内六町與佐屋脇之内今(網浦)於山田某、是又名子(字)之地所望返地也、

「島津久豊譜中」

山北四ヶ所開陣之際、大夫判官守久・山城守忠朝・北殿久照・野頸殿已下一族皆先入薩摩郡、而守久入部于山門院、忠朝居于隈城矣、薩摩郡内永利・碓山・荒川・羽島等之諸所屬渠之旗下、且復川邊為伊集院彈正少弼頼久之領地、上總介久世請之定居城矣、故穎娃・知覽・山田・別府・阿多・田布施・伊作・伊集院・市来等之諸所又屬渠焉、久豊之旗下鹿兒島・谷山・指宿・吉田・蒲生・税所氏・本田氏・溝邊・田万理・敷祢・廻和田氏・高木氏・北郷氏・樺山氏・末吉・恒吉・市成・山田氏・平房・宮里氏・百引・高岳・鹿屋・大始良・下大隅・財部等也、

「地理志」

鶴田城中山城、應永之頃、渋谷刑部左衛門尉重成号上渋谷守之、

離渋谷黨通志太守氏久公、依之國一揆之主將渋谷黨并菱刈・北原・牛屎・和泉・相良等之凶徒憤此責此城、於是氏久公為援兵御出馬有之候処、凶徒等逼公之陣、合戰及難義御開陳有之候処(公)、渋谷黨出兵遮歸陳候間、公自身下手太刀打有、士臣式部彦七・本田弥七抔返合戰死を遂候、此間ニ漸山ヲ越テ退陳有ニ、敵勝ニ乘リ追來ル故、

以大返之術御勝利、凶徒之主将等大半被打取候、世俗是ヲ公之山引合戰ト唱候、其後應永八年比、凶徒等右之憤ヲ不忘、島津太夫判官伊久入道久哲渋谷家一味ニテ大村・清色・柏原・東郷・高城等ヲ遣シ、再攻當城急也、元久公聞此危難、以大兵三千五百人為後詰御出馬有之、于時應永八年九月五日(也)日(也)ニ合戰有之、其後及和睦、當地ヲ久哲ニ渡シ而城守菱刈ニ退去ス、

「纂考」

鷲ツルノ之巢陣營 應永八年、渋谷か一族兵を合て鶴田重成か旧城を攻む、島津元久兵を發して重成を助く、其時の陣營なり、

鳶巢壘トビノネ 大閣秀吉公陣營の跡にて、俗に関白陣と号す、

天正十五年泰平寺より坂軍の時、此所に一宿す、島津義

弘（備飯）飭野より来りて公に謁す、宮之城街道より東四町許に

て高原なり、縦横十余間、四方を遠望す、諸所に堀切の

址アトノコ遺れり、

〔纂考〕

梅君ヶ城ウメノキノキ 或ハ鶴ヶ城といふ、島津歳久居城なり、山上

に社ありて歳久の霊を祀る、

萩平營萩平鶴田鶴田 善福寺營 此二營、應永八年鶴田戦争の時洪

谷氏營址なりといふ、

〔地理志〕

▽萩平△應永八年合戦之時、〔大村・清色・柏原・東郷・高城〕洪谷黨・島津判官伊久陳

等トアリ所也、

一神崎山〔鶴田村〕 右合戦之時、〔應永八年〕元久公本陳ヲ爰ニ被居候、町ノ

上山ナリ、

一善福寺 町近邊寺趾有之、右合戦之時、島津上総介伊

久張陳當寺、對神崎山、同十月中旬、球广之加勢之將

實長ト云者也、同廿五日、千町田間ニテ合戦有之、

一右合戦ノ節、守久・同忠朝兵貳百計熊越ノ陳下ニ陳ス、

相良讚岐守自頼從兵貳百計鷲巢江（江）戊亥ニ陳ス云々、以

下略ス、

〔應永記〕

應永八年辛巳、元久卒大勢、四月廿三日ニ市来ニ押寄、

鎮守ノ山陣取玉フ、總州即時ニ有御越山云々、鶴田之御

陣錯乱タルカト覺候、是非祁答院ニ有御越、大村方ニ可

被力副吏肝要ニ候、左様ニ候者、太郎家親御供可致存候

ト也、有總州御悅喜、筑州中村ノ左京亮・田口ノ左近將

監召具シ而、於于總州御宿有談合、聽而鶴田ニ有御越、

彼城ヲ被取卷、元久ハ以大勢後卷有、相隨人々者誰々ソ、

高城・伊集院・谷山・鹿兒島・祢占・肝付・佐多・大始

良・北郷・樺山・新納・梅北・財部・税所・廻・玉利・

加治木・平山・餅田・平松・中津野・平瀬・吉田・蒲生・

和田・高木・真幸・馬越・平良・曾木・栗野何茂有奔走、

其勢三千五百騎、九月五日、熊越ヲ打上而大陣ヲ被取、

依之御方陣成懸間、總州ハ諏防ノ坊近キ所ニ有御座、嫡子守久・二男忠朝モ其勢貳百計河ヲ打渡リ、萩ノ平ヲ打通り、岩腋ノ陣ヲ打過、熊越ノ陣ノ下ニ潛入テ取陣玉フ、敵御方見之、無不褒人者、去程ニ同十日、熊越勢二千騎計差下テ鶴田ノ古城ニ被乘臬ル、同廿日ニ古城ノ勢千餘騎程ニテ河ヲ渡、鶯巢ヘノ陣ヲ被取、御方ノ通路ハ可為難儀トテ、相良讚岐守自頼萩平陣ヲ過テ其勢二百計拔連テ河ヲ打渡、鶯巢陣之戌亥ニ鶴翔形ノ陣ヲ取、亦次日廿一日、古城ノ勢ハ五百計ニテ神崎山ニ取上陣ヲ取、大村羽州總州ニ被申臬ルハ、敵方ハ巧了見ヲ仕候、今夜熊越勢敵城ニ入候而丸尾カ城ヲ取下リ、善福寺ニ陣取、神崎山ニ取合候者、惣陣切通路、三ヶ國ノ安否ヲ可仕候カト存候、是非ヲ有御計、善福寺ヲ可被召、總州尤可然、入來・東郷有御憑之由被仰臬利、先畏ト被申、中ニモ副田淡路守總州ニ被申者、重頼依當病被歸在所ニ候、此左右雖可申遺候明日ニ可宐延、誠ニ御大綱見得候、非可辭退、此在所ニ可取乗ト被申、御悔玉リ、總州ハ庭ニ下合給フ、禮義誠深シ、大將ノ法ト見得タリ、両手甲百四十五ニ而善福寺ニ被取乗、其勢從諸陣見物ス云々、同十月中旬

ニ實長牛屎ヲ有同道被着陣、馬上三百騎ト云々、自紫尾山簾迫古陣ニ被支、敵御方見物之、然ニ敵城ノ通路モ不切、鏡（山石）・熊越者開合セタレトモ、後卷之勢共モ勘忍難叶哉有ケン、安否合戦ト見得而、敵方之陣々ノ勢ハ三手ニ作縣計利、十月廿五日酉ノ始ニ、千町田間ニ待請ケ、日入迄之切合也、両方大勢討死、手負不知數、去共敵方道ノ口ヲ有所望開城、鶴田方ト打連給テ元久菱刈ニ引退玉ヒ、合戦者可依其在所宐成者、大勢茂不叶ト申臬ル云々、

〔山田聖來日記  
「地理志」〕

四ヶ所鶴田方奥州ニ心を寄候テ、清色・柏原・車内・高城寄合於度々勢を仕、既ニ難儀を請（シ、御）番衆ニ勢を雖被遣、総州未存生ノ事なれば御越陣（候而）、於此時元久被馳越、一陣を取給候得ハ、差合ノ敵モ陣取、総州方ノ惣陣ハ萩ノ平と云所也、奥州ヨリノ惣陣ハ神崎と云所也、両方大勢なれハ日々ニ野州出合、矢を射通事無隙、此時新納八郎三郎殿惣陣ニ御參、被帰処ニ野州を懸候ニ依テ、早太刀打ニ及ントス、其時ニ成テ談合する事もな

く、兩陣共ニ下合太刀打シ、太刀始之所ニ而新納手ニ中野四郎九郎打死ス、一家ニハ伊集院太輔殿打死有、総州方ニハ渋谷下村方前として數十人討る、敵ハかん崎の惣陣外垣之涯ニ切入、味方ハ総州陣之内より内迄切入、敵味方勝負見分ぬ程之合戦也、され共元久方ハ切勝、面ハ負ニなれ共、四ヶ所地下と云大野隊多し、既ニ求广・和泉・牛屎・菱刈ニつ、けハ大勢也、鶴田御方なれ共一人也、爰ニ味方ノ中ニ物言有ニ依、奥州御難儀ニ可成様たり、所詮所領沙汰せは如何と而、御料所之内云々、

〔地理志〕

- 一 柏原村 上古祁答院吉岡三郎重直早川太郎實重三弟為地頭知行之、柏原氏ト号ス、○寛元・寛治ノ比將軍家ノ公領也、元應二年十月廿二日北条相模守高ノ状〔本ノマ、〕柏原地頭代ト有、
- 一 合志村 天正之頃歳久公領分也、〔時〕
- 一 秀吉公西征和睦ノ後、義久公鶴田城ニ暫御滞留之砌、義弘公モ飯野ヨリ御差越、當城ニテ御對顔有、夫ヨリ鹿兒島江婦殿ト云々、
- 一 秀吉公御和睦後、龍伯公鶴田城ニ暫御滞留、義弘公飯

野ヨリ御參越ニテ御對顔有之、夫ヨリ鹿兒島江御帰城也、○天正十五年五月、秀吉公山崎郷江御着ニテ、本道ヲ除九尾ト云所ノ難所ヲ導御通ノ時、祁答院士卒弓鉄炮ヲ射掛奉ル、然トモ無事故鶴田村江御一宿ニテ候故、此所ニ而御兩殿様御對顔被遊、歳久主ハ依病氣、家臣本田掃部介ヲ以被窺安否候、左候而、翌朝發駕、神子村通行ト云々、

〔地頭系圖〕

伊佐郡

鶴田

- 鎌田監物政貞 加賀守政在之子、寛永九年比、同十一年死去、
- 東郷若狹守昌重 後榊山諸右衛門久廣ト云、寛永十一年正月ヨリ、正保三年日州松山地頭ニ轉ス、
- 大野内記
- 渋谷周防重堅 吟味役・御納戸奉行、承應四年正月八日ヨリ定、
- 岩切六右衛門 嘉左衛門トモ、寛文二五月十一日ヨリ定、
- 北郷又次郎 寛文七年二月三日ヨリ定、
- 阿多六兵衛 六太夫忠寄コトナルヘシ、御納戸奉行・御兵具奉行、吟味役、江戸御留守居、延寶三年卯四月十一日定、
- 三原次郎左衛門重儀 二男、御納戸奉行、御勘定奉行、奏者番、延寶九酉正月ヨリ、三月トモ、

大野源右衛門 隼人久明ノコトカ、

仁禮覺左衛門 貞享三年寅三月ヨリ、二年十二月ヨリトモ

諏訪仲右衛門兼近 仲左衛門兼郷二男、元禄十二年卯五月九日ヨリ、

〔地理纂考〕

諏方神社 鶴田村・神子村両村の境にあり、奉祀鹿兎鳥

諏方社に同じ、棟札に奉建立應永三十三年丙午七月吉日

平氏女とあり、按ずるに、當郷ハ宝治の頃より數世渋谷氏舞殿に所領にて平氏なれば、彼家の女なるへし。

諏方上宮・諏方下宮の両額あり、裏に永禄三庚申再興日

新とあり、日新ハ島津貴久父忠良なり、鶴田の鎮守にて、例祭七月廿八日

〔名勝考〕

紫尾三所神社〔三代實録〕○此山を上宮嶽と云、前に見へ

し出水郷武本村の内にて、山上に權現社ありて、歳々三

月四日に諸人群詣す、さて此社は山足フモトに在りて鶴田郷に

係る、故に下宮と稱へり、

〔傳説〕  
奉社熊野大神〔例祭十一月三日〕

府北十三里

三代實録貞觀八年四月七日辛巳、授薩摩國正六位上紫美

神從五位下、〔按に、出水郡高尾野郷に亦紫尾神社あり

て、共に熊野大神を祭る、しかるに古俗に湯谷權現と稱

ふるよしを傳ふ、さて此地に温泉有て、その湯谷ハ湯山

と通ひぬ、湯山主三名狹偏彦ハ大己貴命の異名なり、三

名狹漏ハ三名候といふ義と見へたれば、紫尾三所權現も

湯山主を祭れるにはあらしか、又按に、湯谷の訓熊野の

字音に近し、熊野權現といふは素戔嗚尊也と見へたり、

然ともこの紫尾神ハ猶熊野大神なるへし、紫尾ハ本地名

なるを、この山頂に神宮あるより乃其山をも上宮嶽と呼

名し、この神宮ハ其山下に在りて因て下宮とハ稱へしな

り、○又山中を七里紫尾山五里墓原といふて故墳累々た

り、さらハ出雲の伊賦夜坂などに縁ありて、紫美山も死

人山などの義に出しにあらしか、而黄泉路平坂などの事

ハいひ傳へすや、未だ審に考へ得ず、伊賦夜坂の縁にし

あらんにも熊野大神を祭るにハ據なしといふへからず、

〔勝景百圖考〕

紫尾山神社 薩摩國伊佐郡紫尾村に鎮坐す、當社ハ孝元

天皇の時始めて上宮嶽に垂跡し給ひ、その後継體天皇の時に至りて空覺上人このところの靈地を探り社殿を建立せしといふ、さてその紫尾と称するものハ、秦徐福不死の薬を求めし時、初め冠嶽に至りて玉冠を留め、又こゝに來りて紫の紐を貽せしより此山の名とすといへり、類聚國史に、貞觀十年三月八日壬寅、授薩摩國正六位上紫尾神從五位下と見えたり、社前の池中に小洲あり、辨財天社を建つ、松あり、千代の松と呼ふ、温泉あり、能く諸疾に功あり、別當寺を紫尾山祁答院神興寺といふ、天台の古刹なり、

〔地理纂考〕

紫尾神社紫尾村 奉祀社傳に伊弉册命 事解男命 速玉男命

三坐とす、神鏡三面を納む、相傳へて承元年中將軍源實朝公奉納なりといふ。例祭九月廿九日・十一月廿四日なり、三代實錄貞觀八年丙戌四月七日辛巳、

授薩摩國正六位上紫尾神從五位下とあり、此事委しくは

高尾野郷紫尾神社の卷に云り、社傳に曰、秦徐福始皇か命を受不老不死の仙薬を求む、初串木野冠岳に來り玉冠を留む、因て冠岳の名を得たり、後又爰に來り冠の紫の

紐を貽せるに依り紫尾の名を負へりといふ、後漢書曰、會稽海外有東靺人、又有夷洲及澶洲、傳言、秦始皇遣方士徐福、將童男女數十人入海、求蓬萊神仙不得、福畏誅不敢還、遂止此洲とあるハ何方とも知るへからざるを、俗に皇國の事とするハ然らず、此ハ大秦姓を今俗徐福か後裔なりといへる妄説に因て付會せるなり、大秦姓は徐福か裔にあらず、始皇か後裔なり、姓氏錄に、大秦公宿祢、秦始皇十三世孫孝武王之後也、男功滿王、足仲彥天皇諡仲哀八年來朝、男融通王一曰弓月王、譽田天皇諡應仁十四年來朝、率百二十七縣百姓歸化、獻金銀玉帛等物、大鷦鷯天皇諡仁德御世、以百二十七縣秦民分置諸郡、即使養蠶織絹貢之、天皇詔曰、秦王所獻絲綿絹帛、朕服用柔軟温暖肌膚、賜姓波多公、秦公酒、大泊瀨幼武天皇諡雄略御世、絲綿絹帛悉積如岳、天皇喜之、賜号曰禹都萬佐と見えたるを證とすへし、

〔宮之城名勝志調〕

種子田參河橋の長則カ祖ハ、大前氏祁答院の領主たりし時より天正之比迄種子田村八町の領主にて、紫尾山の社

司なりしが、種子田備後守より松尾大明神の社司と相見

得候、上古の由緒不詳候、中古伯耆守、其子武藏守、其

子長門守、其子備後守、其子吉之太夫、其子淡路守秀長、

其子伯耆守則秀、其子参河守秀安、其子左京亮秀常、其

子掃部秀昌、其子舍人長吉、其子丹膳長高、其子當参河

長則、

参河所持之文書寫

大檀那平朝臣

行重

薩州祁答院紫尾山熊野大權現社内

神主種子田讚岐守宗安

弘安十丁亥年八月彼岸日

64

譲与

長門守宗重所

右、種子田村八町之事、先祖信宗以来子と孫との所領

也、依為宗重嫡子譲与所如件、

宗芳「キル、」

文永五戊辰年二月二日

薩州祁答院種子田郷主

伯耆守宗常判

永仁二甲午年八月廿日敬白

「地理纂考」

○嚴島神社 附龜石

(紫尾神社) 本社の東南十歩許池の中島に在り、

三女神を奉祀す、其側に奇石あり、土人龜石と呼ぶ、  
形象能く似たり、

○鶴石 本社の東北五六歩池の側にあり、形状鶴に似た

り、

○温泉 神社より東五六歩にて、浴池二所にあり、灰汁

の氣ありて疥癬(癩)の類に効あり、往古此所に別當寺あり

て紫尾山祁答院神興寺といへり、大寺にして西國の高

野と称し、修験の侶大峯と号して入峯修練の徒多かり

しを、領主渋谷氏滅ひて遂に荒廢す、其後貞享二年再

興して近年までは小庵ありしを、今廢してなし、

稻荷神社柏原村 渋谷の一族吉岡三郎寶治年中建立なりとい

ふ、

紫尾山權現

御寶前



古紫尾神社柏原村 祭日二月九日・十一月朔日なり、延寶三

年乙卯九月再興の棟札あり、創建詳ならず、

野母毛神社柏原村 神体六尺余の裂石サケイシなり、祭日十一月朔日、

稲留神社イナドメ 神子村カウシにあり、例祭十一月五日、

以上三社祭神・創建及び由緒詳ならず、

〔名勝志〕

諏訪神社 鶴田村・神子村の境ひ杉山に鎮座、地頭飯屋の酉方四町許り、祭神前に同し、正祭七月廿八日、棟木に、奉建立諏方大明神御社一字、應永三十三年丙午七月吉日、大檀那平氏女と記るす、此時勸請したるにや、由縁詳かならず、舞殿に諏訪上宮・諏訪下宮の二額を掲ぐ、裏に永祿三庚申再興日新と彫刻す、公いかなるゆへに寄進し給ひしことを詳かにせず、本邑の崇廟にして、社司岩崎氏、

紫尾山三所權現 紫尾村に鎮座、地頭飯屋より戌方凡貳

里廿八町、祭神熊野權現に同し、祭九月廿九日・十一月廿四日、當社ハ、人

皇八代孝元帝の時、異國より來朝して上宮山に跡を垂れ給ひ、下宮の池に紫雲たなひきしといへとも知る人なし、

上宮は出水郡武本村の高山にして上宮嶽といへり、山の絶頂に小社を安して上宮權現と稱す、毎歲三月四日參詣多し、下宮ハ即當社のことなり、

廿七代繼體帝の時、空覺上人當山の靈地を見て社を建立し、紫尾山權現と號し、護持の精舎を建て紫尾山祁答院

神興寺といふ、三代實録に薩摩國紫美神と記せるハ此社

ならん、類聚國史に貞觀十年三月八日壬寅授薩摩國正六位上紫尾神從五位下と見えたり、或説に、紫尾山權現ハ

熊野の本宮なり、昔し秦始皇仙道を學ひ給ひし時、徐福

此山に來りて異國のしるしに紫の紐を擲られしゆへ紫尾

山と號すといへり、永和元年ママ丙辰の春、絶海和尚使僧と

なり、大明大祖皇帝に使節を勤めたり、高皇帝絶海を英

武樓に召して日本の風土を尋給ひしに、我國秦始皇の時、

徐福なるもの日本に不死の藥を求めむ為に渡海して、終

に本國に帰らず、其所に徐福社あるときく、實ならば詩

を賦して獻すへしと詔を蒙る、其詩云、

熊野峰前徐福祠 滿山藥草雨餘肥 只今海上波濤穩

萬里好風須早歸

天子叡感ありて尊和を賜ふ、其御製、

熊野峰高血食祠 松根琥珀也應肥 當年徐福求仙藥

直到如今更不歸

此詩に據て按するに、當山の權現異邦より來朝し給ひしといふに符合せり、社の東に池あり、中島あり、辨財天を安ず、南の方の池中に千代の松あり、中間の浴池自然の涌出温湯にして、諸疾を治するに功あり、側に六地藏を建立し、文安二年乙丑と銘す、いにしへハ坊津一乘院の末にして真言宗の叢林なりしゆへ、二王門内十二の坊  
舍川上坊・松本坊・川添坊・上之坊・中之坊・山中坊・谷野坊・  
山本坊・尾崎坊・橋本坊・橋口坊・北之坊・菩提院・脇寺・杉本坊・  
奥野坊・瀧本坊、此四ヶ  
寺ハ座主部屋分の寺なり  
減ひて後、天正中干戈の災に罹り、寺ハ悉く荒廢して社廟残りしに、貞享二年乙丑四月、神照寺權大僧都快善法印なるもの此山に來り、閑居の地を下するに、古跡の荒壞を京ミ、己か資財を出して邑民に告、神興寺を再當し、朝ハ遠山を望て心を澄し、暮ハ温湯に浴して身を安し、日々杖を曳て徘徊し、四時風景尤多し、元禄十年丁丑の春、紫尾八景を撰ひ、狩野昭信に請て其圖を画き、諸山の僧詩を賦し、一軸となして寺に蔵む、又當山の不動谷

奥院を開き、上宮の頂に參詣するに一步一遍光明真言を唱へ、又仁王經一萬二千二百餘卷を讀誦し、同十四年辛巳七月二十一日、年六十八にして入定、是年九月十三日命を終る、廟所華表外、右脇にあり、正徳四年甲午の春、往古天台門の古刹たるゆへ、淨國公命ありて天台に復し、南泉院の末寺たらしめ、權僧正智周をもて中興となし、紫尾山神興寺  
祁答院と改め、權現の別當職を司らしむ、

〔祁答院記〕

紫尾三所權現 縁起曰、熊野三所大權現從異國來朝之當日、紫雲牽瑞連于下宮池、是則弥陀之來迎也、人皇八世孝元帝之時ニ關山號紫尾山、人皇二十七代繼躰天皇之時人也ト旧記ニ見ヘタリ、開山空覺聖人、古繁榮之時者有十五坊、本坊號祁答院紫尾山神興寺、河上坊 北坊  
橋口坊 川添坊 橋本坊 中坊 上坊 谷口坊 杵本坊  
山元坊 瀧本坊 菩提院 松本坊 尾崎坊 山下坊  
瑞雲寺曹洞 徳壽菴

紫尾山紫尾村 盤根當郷及び宮之城・山崎・東郷・阿久根・

野田・高尾野・出水・牛山の九ヶ郷に跨り、薩摩第一の

大山なり、其中の一峰を上宮嶽といふ、絶頂に小祠あり

て上宮と称す、因て總名を上宮山とも呼へり、麓に紫尾

神社あり、上宮に對して俗に下宮と称す、山中の形勢出

水郷の卷に詳なり、

〔勝景百圖考〕

神子轟カウシトウゴ 薩摩國伊佐郡神子村にあり、隅州菱刈郡曾木瀑

泉の下流にして、泓々たる大河數里を雄呑し、遂にこの

村下に至れば巨巖亂石縱横堆疊して三道の飛泉となる、

高僅に三四尋に過すといへとも、其奔湍怒急の勢ひ、浪

湧て千層の雪を捲き、岸震て一聲の雷を轟かす、四望開

濶の境、風物おのつから塵を絶し、人をして快哉の觀を

盡さしむ、

〔地理纂考〕

曾我石モト村イマ 鶴田村の市頭に素觀音堂ありて、鶴来山興禪

寺といへる尼寺ありしとぞ、其側に石塔ありて、上に梵

字を鐫り、下に比丘尼阿カ滿河奉建廻と銘あり、大磯の虎女  
建立せし一國一基の塔なりといふ、

〔祁答院記〕

大願寺原 犬追物之跡アリ、犬馬場トモ云、又櫻馬場ト

モ云ナリ、

〔宮ノ城平川村也〕  
平河原 石塔アリ、悪四郎石ト云、新納悪四郎ヲ祭ルト

云、

八丈瀬 渋谷家ノ女子八人溺死ス、此名ヲ得ルト云、河

邊ニ墳墓アリ、長祿三己卯二月七日ト記ス、洪谷播摩守

徳重ノ時トアリ、

旗井田求名村 昔時八幡宮下向ノ時、神旗ヲ立シ處ト云、山

ノ高キ處ニ堀ヲ築圍タル跡アリ、

逢多山求名村 鶯ノ名所ト云、

物産

藥品 枳實 金銀花 茯苓

飛禽 雉 山鷄 鴛鴦

走獸 野猪 鹿 貉 猿

鱗介 鯉 鮒 鮓 鮎 鰻 龜

〔地理課川調帳〕

川南 鶴田郷

一 ●二ウケ川 ●池平川 ●木ハ鹿倉川 小川七ツ 鶴田村

●岩瀬多尾川 ●松平川 水源銘々ヨリ小谷川七ツ、各里程二分五リツ、川内

川通工入、

川北 一 柏原川 宮ノ城柵野村 鶴田 紫尾村 同 柏原村

水源宮之城柵野々 ●カクヒラ ●高鼻 ●流頭 ●宮園 紫尾

村 ●長野ニ至リ、又水源柵野々ノ内 ●小權八え山中ヨリ ●今別府 ●花ムレ

●マナガセト ●古屋敷 ●新地及 紫尾村 ●三日月田 ●上ノ門 ●大塚

●長尾山 ●山ノ口 ●津高橋 ●紙漉 於テ吐合 ●片野 柏原村ヲ

經テ里程三里ヲ流、川内川通工入、

一 川口川 神子村

水源神子村 ●鬼木場 ●中尾 ●高尾山 柳野神子村ヲ川口

ニ 於テ里程二里川内川通工入、

一 七郎鹿倉川二分 小櫻山川二分 下大迫川五分 神子七分 水源同所

崩ケ平川一里 大野川二分 上大迫川五分

ヨリ銘々川内川通工入、

伊佐郡 紫尾村 神子村 鶴田村 柏原村

鶴田

一 當郷者祁答院惣地頭渋谷領之外也、其故ハ、鶴田氏鼻

祖薩州下向之時、蒙 將軍家之命為當領主、自夫子孫

代々領之、

一 天正之頃、左衛門督歳久拝領也、

一 寶治年間、渋谷大谷四郎平重茂 祁答院吉岡三 自鎌倉下向

當地守領之、次而子孫傳領之、天正之比太守貴久公御

代迄領之欵、其時分 永祿・天 城主鶴田駿河守と有、子孫蒲

口氏と

一 鶴田城 中山城、應永八年合戦之節、城主渋谷刑部左衛

門重成為國方、應永之頃、渋谷刑部左衛門尉重成号上渋谷

守之、離渋谷黨通志 太守氏久公、依之國一揆之主將

渋谷黨并菱刈・北原・牛屎・和泉・相良等之凶徒憤此

責此城、於是 氏久公為援兵御出馬有之候処、凶徒等

逼 公之陳、合戦及難義御開陳有之候処ニ、渋谷黨兵

遮帰陳之間、 公自身下手太刀打有、⑩公士臣式部彦七・

本田弥七次⑩杯返合戦死を遂、此間ニ漸山を越て退陳有ニ、

敵⑩勝ニ乘り追來る故、以大返之術御勝利、凶徒之主將等

大半被打取候、世俗是を 公之山引合戦と唱候、其後

應永八年比、凶徒等右之憤を不忘、島津太夫判官伊久

入道久哲渋谷家一味ニ而大村・清敷・柏原・東郷・高

城等を遣し、再攻當城急也、 元久公聞此危難、以大

兵三千五百人為後詰御出馬有之、于時應永八年九月五

日也、日々合戦有之、其後及和睦、當地を久哲ニ渡シ

而城守菱刈ニ退去ス、

一 萩平 右合戦之時、渋谷黨・島津判官伊久陳所也、

一 神崎山 右合戦 元久公本陳を爰ニ被居候、⑩町ノ△

上山也、

一 善福寺 町近邊寺跡有之、右合戦之時、島津上総介伊

久入道久哲張陳當寺、對神崎山、同十月中旬、球广之

加勢之將実長と云者也、同廿五日、千町田間ニ而合戦

有之、

一 右合戦之節、守久・同忠朝兵貳百計熊越ノ陳其下ニ陳

ス、相良讚岐守自頼從兵貳百計鶯巢江⑩江戊亥ニ陳ス、伊

久陳善福寺、乞援兵肥後國求广領主相良家、然而実長

と云者同十月中旬從賊徒三百騎自紫尾山⑩山簾ケ迫之古城

ニ支たり、同十月廿五日、千丁田間ニ而合戦、其後有

和平而城守開當城、 太守元久公共ニ齋田某退去菱刈、

一 柏原村 上古祁答院吉岡三郎重直早川太郎実重三弟知行之、柏原

氏と号、

一 合志村 天正之頃歳久公領分也、

一 秀吉公西征和睦之後、 義久公鶴田城ニ暫御滞留之砌、

義弘公も飯野より御差越、當城ニ而御對顔有、夫より

鹿兒島江⑩江婦殿と云々、猶可相料、

一 萩平 一熊越後 一齋田古城 一鶯巢 一神崎山

一 善福寺 一千町田間 諸所者陳場并戰場也、

一 柏原村 上古寛元⑩主・寛治之頃將軍家之公領也、祁答院

家鼻祖吉岡氏下向有而為地頭と云々、鎌倉御下文ニ柏

原代④と有、亦元應二年十月廿二日鎌倉執權北条相模

守高時之書狀ニも柏原地頭代と有、祁答院家三代渋谷

文次郎重松を云坎、

一鶴田城 秀吉公當國御下向、御和睦相濟、龍伯公當

城ニ暫御滞留、義弘公飯野より御參ニ而御對顔被遊、

夫より鹿兒島江御帰城也、

一天正十五年五月、秀吉公山崎郷江御着ニ而、本道を

除九尾と云所ノ難所を導御通之時、祁答院士卒弓鉄炮

を射掛奉る、然共無支故鶴田村江御一宿ニ而候故、此

所ニ而 御両殿様御對顔被遊、歳久主者依病氣、家臣

本田掃部介を以被窺安否候、左候而、翌朝發駕、神子

村通行と云々、

〔國史光久傳〕

延寶七年己未二月云々、久四郎忠清松齡公之第五子也、

早死無後、初慈眼公賜千鶴湯沐邑三千石、千鶴適島津久

元、生又五郎久近、久近久元第三子也、久近卒無男、公

以第四子又六久岑為久近嗣、久岑卒亦無男、公又以第十

一子權七久寬為久岑嗣、比及三世食三千石、實佐志、皆

號為千鶴後、議者以女子不宜立後、三月十一日、公以忠

清為祖、久近・久岑・久寬皆為之後、而使久寬食佐志如

故、註云、原書、慶長十九年、慈眼公賜妹千鶴志布志槻

野村二千石、元和五年、増封千石、地闕、合三千石、明

曆二年、寛陽公以又六久岑為又五郎久近嗣、使食千鶴所

領佐志三千石、則三千石遷於佐志明矣、故註之曰實佐志、

〔参照ノ為〕

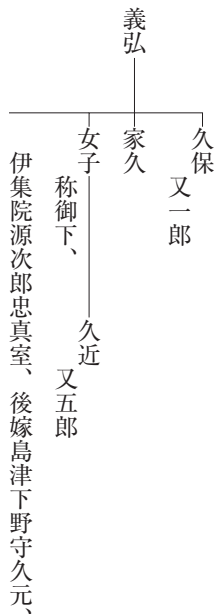
〔纂考〕

佐志郷

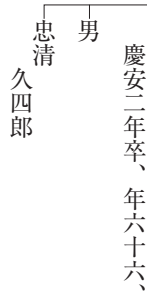
鹿兒島縣廳の北に距る事十一里、東黒木、西宮之城、南

大村、北鶴田の四郷に接す、周廻五里十五町十九間、村

落二廣瀬村、田原村、人員總計千百九十八人、戸數四百五、



※



〔島津支流系圖〕

太守義弘公四男

忠清

長満丸 久四郎

天正十年丙午生、文祿四年七月早世、年十六、  
(ママ)

①久近

又五郎 元和八年生、

母義弘公御女〔千鶴此人也、慶安二年死〕初伊集院忠真室、称御下、慶安二年卒、

延宝七年三月十一日、太守光久公降命、使又五郎

久近繫母堂之舍兄忠清之後嗣、實父者島津下野守

久元、寛永十三年死、

①久岑

又六 實太守光久公四男、

寛文八年死、年十九、明暦二年八月、賜佐志、

①久當

權七 伊賀 縫殿 勘解由 將監

實光久公十一男、享保十四年卒、

①久東

權七

實綱貴公七男、正徳廿年卒、年十五、  
(二九)

①久幸

小平太 實佐多備前久達二男、

久金

小平太 左中 伊賀

寛政十一年死、

久美 〔後久泰〕

久方 後久品

小平太 左中 将監 金次郎 小平太 縫殿

久健

初久照 金次郎 小平太 縫殿

寛政十一年生、

徳之助

※(頭注)

「國史卜参照ノ為也」

〔地理志〕

一 佐志・黒木・鶴田・宮之城・山崎・大村・蘭牟田、此

七ヶ所ヲ祁答院ト云、

一 惟新公御姫御下様御拜領ノ地也、

一 近衛院康治之頃、祁答院郡司又太郎大前道助或在國司、又時吉・斧

淵之姓名ヲ名乗 祁答院領主也、自夫歴一百余年之星霜、寶治二

年戊申、吉岡氏柏原氏下向之後此名字ヲ名乗、関東洪谷之二族 蒙鎌倉將軍之命

下向當國、被補祁答院地頭職、子孫十二代至永祿年中

領之、此洪谷五家ニ分ル、

一 V 祁答院一分ノ地頭△班目六郎為信濃守橘以廣入道聖惠、將

軍實朝之時代建永之比、使住居于出羽國、而有故下向

薩州云々、又云、子孫班目兵衛尉泰基祁答院一分地頭

ト鎌倉御下文ニ有、子孫十二代居住祁答院、子孫有和泉其比

當院ハ洪谷家ト班目家ト相知行と見得タリ、

一 往古佐志郷ハ時吉村宮城之内 V 之内在名也、△領主等別

ニ居住之事不見旧記、島津下野守久元妻虚空徒白庵

主為菩提所料、家跡島津又六久岑ニ被分候此地、子孫相

續テ為采邑之地、

一 島津又六、同權七、伊賀、勘解由、将監、小平太、新

次郎相續而領之、

65「興全寺文書」

(本文書ハ二四号文書ト同文ニツキ省略ス)

66「全」

薩州祁答院佐志村田原門之内柳田本田一反、觀音ニ寄進

申候矣也、仍為後日證文状如件、

皆明應四年乙卯九月十八日



松尾山當住承辨權少僧都

(渋谷)  
遠江守重慶(花押)

の額を掲、天正十一年十一月再興の棟札を納む、本邑の惣廟にして、社司丸目氏、

67[全]

奉寄進松尾山觀音御宝殿、佐志之名苅屋瀬之内篠田一反、子孫繁昌、家内安穩之為、祈念之如此也、

藤井平兵衛尉房幸

〔祁答院記〕

葦院殿墓司名、由来不詳、昔佐司名ノ領主ト云傳タリ、至徳四年丁卯八月八日、嘉慶二天丙辰三月二日ト記セシ

供養塔アリ、

大永七年丁寅(亥)二月彼岸吉日定之

當住持興弁代

〔地理纂考〕

〔地理纂考〕

阿字賀神社 廣瀬村にあり、祭神及び創建の年月詳ならず、一郷の宗社にて、例祭九月九日なり、社内に天正十

金山川 水源太良郷長野金山より出つ、故に名を得たり、當郷及宮之城の別地求名村等の數里を歴て、川内川の上流宮之城轟の瀧に會す、

一年十一月再興の棟札を納む、

物産

〔名勝志〕

阿字賀社 田原村に鎮座、領主仮屋廣瀬村にあり、佐志ハ島津將監久美の領分なり

をさること西方四町許り、祭神詳かならず、弥陀・薬師・

觀音をもて本地とす、祭九月九日、拜殿に阿字賀大明神

飛禽 雉キシ 山鷄ヤマトリ 鴛鴦ウツク 鵜ウ  
鱗介 鯉コイ 鮎フナ 鯰ナマツ 鰻ウナギ 鰻ウナギ 龜カメ

伊佐郡 佐志 黒木 鶴田 宮之城 山崎 大村  
蘭牟田 此七ヶ所を祁答院と、(註云)

佐志、廣瀨村、田原村

一 惟新公御姫御(註下)様御拜領之地也、

一 近衛院康治之頃、或在國司、又時吉・斧淵之姓名 祢答院領主也、自夫歷一百余年之星霜、寶治二

年戊申、吉岡氏相原氏下向之後此名字を名乘、関東洪谷之二族 蒙鎌倉將軍之命

下向當國、被補祢答院地頭職、子孫十二代至永祿年中

領之、此洪谷家五家二分ル、

一 祢答院一分之地頭斑目六郎為信濃守橘以廣入道聖惠、將軍

実朝之時代建永之比、使住居于出羽國、而有故下向薩

州云々、又虫(註云)、子孫斑目兵衛尉泰基祢答院一分地頭と

鎌倉御下文ニ有、子孫十二代居住祢答院、子孫有和泉 其比當

院ハ洪谷家と斑目家と相知行と見得たり、

一 往古佐志郷ハ時吉村宮城之内 (註ナシ)之内在名也、△領主等別

ニ居住之事不見旧記、島津下野守久元妻虚空(註慈)從白庵主

為菩提料、家跡島津又六久岑ニ被分候(註与)此地、子孫相續

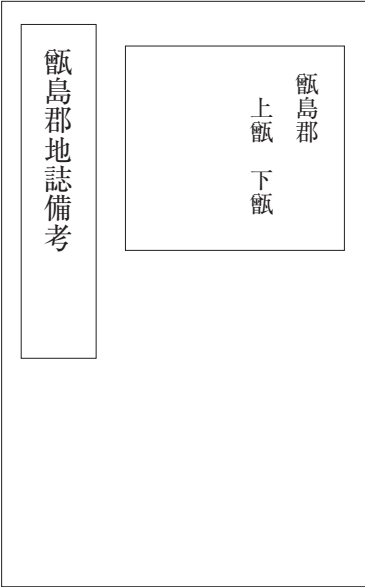
而為采邑之地、

一 島津又六、同權七、伊賀、勘解由、将監、小平太、新次郎相續而領之、

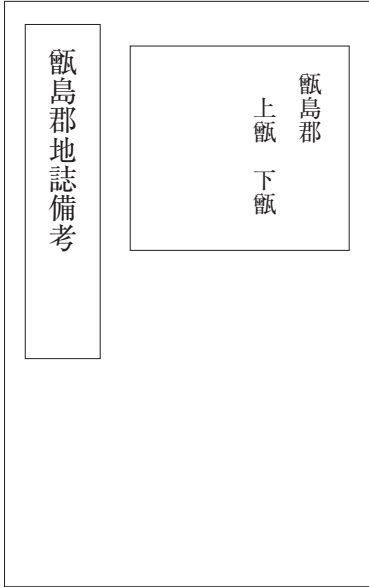
甌島郡地誌備考



(表紙)



(中表紙)



甌島郡

疆域薩摩日置郡市來湊ヲ距ル海上十三里、大洋中南北ニ  
 流レ二島トス、北ニアルヲ上甌周廻十四里三町、南ニアルヲ下甌周廻十二里二十町トス、上下海上ヲ距ル老里、伊牟田ノ迫門ト云アリ、

管轄沿革

本郡ハ上古ヨリ薩摩國ニ属ス、續日本紀寶龜九年十一月ノ紀ニ、遣唐第四船來泊薩摩國甌島郡云々、上甌島ノ中東西アリ、串瀬戸ト云、其内甌形ノ巨嶼アリ、島ノ名ヲ得ルト云、ハヤヒト又神護景雲三年、天皇薩摩國正六位下甌隼人麻比古ニ授正六位上トアリ、大日本史ニ、正安三年十二月、相模守北條貞時奏、元兵寇薩摩子數島云々、建久八年薩摩國圖田丁ニ、甌島四十町鳥津御庄寄郡トアリ没官御領地頭千葉介、内上村二十町本地頭在廳道友、下村二十町本地頭藥師丸トミヘタリ、夫ヨリ二十余年ヲ降り、承久三年六月、小門太郎季能姓ハ日泰氏、其先日野宰相宗頼ニ出關東ニ属シテ甲斐宰相範頼或範義ニ作ルヲ宇治ノ役ニ斬リ、其功ヲ以テ本島ニ封セラレ、其子小太郎季直カ時入部シテ龜鶴城ヲ築キ之ニ居リ、子孫世々相承本島ヲ領シ地頭タリ、

文保中・建武中、其、文祿中、裔孫小川越前守或中有季ヲシテ島他旧記ニ見ヘタリ、

津義久封ヲ阿多郡高橋ニ徙シ、歲租千石ヲ食マシム、其時ヨリ島津氏直轄ト為リ、慶長十六年ニ至リ、島津家久本田伊賀守親政ヲ本島ノ地頭ト為ス、爾來歷世地頭ヲ移シ本島ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年、鹿兒島縣ニ屬ス、

「地理纂考」

甌島郡甌島

當郷ハ上下二ツに分れて島形南北に長く、北を上とし南を下とす、上甌と下甌と相離れて上下相距る事一里、二島の間を伊牟田迫戸といふ、潮水甚急にして、汐時を以て通船す、上甌ハ島形方にして山林少く、四面に海灣多くして良港あり、下甌ハ南北長く東西短く、大形山林にして海灣なし、二島民居<sup>◎俗</sup>海岸にあり、属島若干、本島の外八人家なし、

鹿兒島より西海陸二十四里、上甌島周廻十四里三町余、

村落八中甌村 里村 江石村 平良村、人員一万五千百七十桑浦村 中野村 小島村 瀬上村

二人、戸數三千四百七十五、

續日本紀宝龜九年十一月の紀に甌島と見え、また子敷に作る、和名鈔甌島、<sup>註古之</sup>木之方、また唐書波耶小王云々とあり、

按するに、續紀孝謙天皇神護景雲三年十一月庚寅、天皇

臨軒、薩摩國正六位下甌隼人麻比古ニ授正六位上とあり、<sup>(上之ハヤヒト 外從五位下カ)</sup>

波耶ハ隼にて、小王ハ其酋長をいへるなるへし、<sup>一説武備志に天堂</sup>

とあるを甌島なりとい、偕島名を甌といへるハ、中甌島の中に

東西へ潮の通ふ海門ありて串瀬戸と云ふ、其内に甌形の

巨嶺あり、島民是を甌大明神と称す、是より出たるへし、

是に因て思ふに、串瀬戸のクシハ甌の略語なるへし、續

紀宝龜九年十一月壬子の紀に曰、遣唐第四船来泊薩摩國

甌島郡、其判官海上真人三狩漂着耽羅國、被島人略留、<sup>(島カ)</sup>

但録事韓國連源等、陰謀解纜而去、率遺衆四十餘人而來

帰、<sup>中</sup>又曰、第一船海中斷、<sup>(各船カ)</sup>船艙各分、主神津守宿祿國

磨并唐判官等五十六人、乘其艦而着甌島郡、又三代實録

曰、貞觀十五年五月廿七日庚寅、先是大宰府言、去三月

十一日、不知何許人、舶二艘載六十人、漂着薩摩國甌島

郡、言語難通、問荅何用、其首崔宗佐・大陳潤等自書曰、

宗佐等渤海國人、國王(彼脱カ)差入大唐、賀平徐州、海路浪險、

漂蕩至此、國司推驗事意、不責公驗、所書年紀亦復相違、

疑是新羅人偽稱渤海人、竊來邊境(規脱カ)坎、領將二船向府之間、

一船得風、飛帆遁逃、是日、勅、渤海遠蕃婦順於我、叢

爾新羅久挾禍心、宜令府國官司加推勘、實是渤海人、

須加慰勞充糧發婦、若新羅凶黨、全禁其身言上、兼令管

內諸國重鎮警守、大日本史後二條天皇正安三年十二月十

一日丙子、前相模守北條貞時奏、元兵寇薩摩子敷島云々、

異稱日本傳曰、嘗聞藤原經長記、曰、正安三年十二月十

日、異國賊船來于薩摩國子敷者一艘、凡海上船可三百艘、

此為寧一山後事、而元史不見、蓋世祖困於我、二十三年

罷征日本、遂死而後已、成宗繼立、使一山、而一山不帰、

故浮巨艦、候我動靜、又薩摩國圖田帳に、甌島四十町内

没官御領千葉介、上村二十町本地頭在廳道友、下村二十

町本地頭藥師丸とあり、此上村・下村ハ今の上甌・下甌

なるへし、寛永十九年七月十七日、日本人三人ありて、

南蛮人六人を擁護し當島の海岸に匿居せし者あり、島人

是を捕へ訊問するに、金一貫七十錢・銀六百三十六錢を

蔵む、状を以て官に告ぐ、遂に幕府に達し、異國人とも

に九人を長崎に監送すといふ、土人野に耕し海に漁し、

織布製器を産業とす、人口繁殖して民居稠密なり、偕此

島下甌の地ハ層山複巒連綿して絶えず、其高峰の第一な

るを敷潮嶽シキホケといふ、一に御嶽又大嶽ともいふ次を青潮嶽、口嶽といへ

り、上甌島ハ山林少く郊野多し、高山を牟禮嶽といふ、

其次を大藏嶽といへり、凡此島の形怪巖奇石連り、唐画

の山水に能く似たり、

※(頭注)

「中甌島ト云へハ別ニ島アルカ如シ、中甌ハ上甌ノ村名ナリ、

誤ル勿レ」

(頭注ハ鹿児島県立図書館本ニミアリ)

「建久圖田帳」

甌嶋四十町内島津御庄寄郡

没官御領千葉介

上村二十町 本地頭在廳道友

下村二十町 本地頭藥師丸

1]新田宮觀樹院文書

薩摩國御家人交名注文

甌島 小川小太郎入道跡

同太郎三郎

外略ス、

右、太略注文如此、此外相漏人々者、可致注進之状如斯、

文保元年七月晦日

(本文書ハ旧記雜録前編一二二〇号文書ノ抄ナルベシ)

「名勝考」

甌島 和名鈔甌島 古之岐之萬

甌島 續紀〇吉續紀作子敷、〇海東諸國紀甌島、  
〇武備志作天堂、〇哥人称冲津島、

上甌・中甌・下甌あり、南北に長く、北を上とし南を下とす、按に、唐書云、有波邪小王云々、波邪疑謂甌島乎、續紀に甌隼人あり、波邪は隼人の訛なるへし、詳に異称傳に見えたり、府西廿二里、京泊道自市来、 湊海上十三里、上下の間相距こと 〇上甌 廻十四里、下甌まで十三里、湊海上十三里、 〇里村港あり、陸海の通津なり、むかし甌島郡司居址の地を龜鶴城と云、即古の府なり、今中甌村を以て府とす、日置郡串上野より海上 〇中甌即中甌村と云、〇平村ハ中甌の南に在り、満潮 〇下甌

回十二里、〇手打村港あり、上甌里村より下甌手打村迄十三里、出水郡京泊より海上七里、加世田野間村より海上十八里、皆是港に出入す、

〇瀬々浦 下甌片野浦村の隣より、俗に志々浦とも云、シセ通音とす、海東諸國紀世々九浦ハ蓋是にて、九ハ乃の誤歟、此處高岸怪立回渚環列して、〇鷹乃巢 海中に離立せ、チヨフセ 〇千世經瀬 俗にチウセト島中の絶勝とす、

〇精靈洞 餘方の岩洞也、中に出水あり、精靈泉と云、古俗相傳へ言、黄泉國に往の道なり、七月中、ニツ 〇眺浦 瀬上村の東元の前、路側の岬葉おのれと左右に偃塞す云々、

〇眺浦 海濱にて、第一勝處とす、爰に湖汐池ニツありて海風を生ず、慶安元年の夏、寛陽公當所遊覽の時、ニツ 梶原某か宅に次し、江中の小島を逃臨し玉へり、ニツ 小島入海あり、一里許風景多し、土風御縁曲ハ此時に始めりとそ、

「甌島旧跡考」

甌島郡

薩摩の西に當る島にて、日置郡市来湊を距ること海上拾三里、南北に流れて二の島なり、北にあるを上甌といひ、南にあるを下甌といふ、上甌の周廻拾四里三町、下甌は拾貳里貳拾町といふ、上下相距ること海上壹里、伊牟田の迫門と云、潮汐甚た早く、潮時をもて通船す、甌島と名付しこと由来詳ならねと、上甌之内中甌村に串の瀬戸とて潮の東西に通ふ切門あり、其中に甌形の大岩あり、是を神石と崇め甌島大明神と称し、毎歳九月九日をもて



神供を備へ島民之を祭る、よて島の名となるともいへり、  
續日本紀寶龜九年十一月の紀に甌島の郡見ゆ、武備志日  
本西海道地圖に天堂といへる島有り、其方向今の甌島に  
當る、唐山にてハ甌島を天堂ともいふとなり、

上甌島 惣高千四百六拾六石余、竈千貳百余、  
男女六千七百余

中甌島村

上古は中津串と唱ふ、いつの年よりか中甌と改しや詳な  
らず、世俗に中甌を上下の列に習ひ傳へて別に島ありと  
いふ、誤也、中甌は上甌の村名にして、別に島有ニあら  
す、多の士を居らしむ、地頭も常に居住す、湊の入  
江拾五町、横拾貳町余もあり、琉球三島の大船も此湊に  
汐掛りして風をもて出帆す、いかなる風波といへとも難  
を免かるといふ、

〔日野宰相宗頼之末流日奉姓小川氏系圖〕

季能

小川小太郎 ○宇治合戦依功給甌島、

〔季直〕——季有——季久

小太郎 下向甌島、 又太郎

〔公季〕——久季——高季

前美濃守 遠江守 三郎太郎

〔久季〕——公季

太郎三郎 越後守 遠江守

〔季安〕——忠季

伊勢守 越前守 妻吉利下総女

〔有季〕

又八郎 中務太輔 妻薩州義席女

〔尚常〕

喜兵衛 養子、實伊勢内記三男、

〔諸家大概記〕

日奉姓小川氏、能谷・平山など一族ニ而、承久兵乱宇治

川合戦ニ小川太郎季能軍功ニ付甌島を被下、季能子小太

郎季直(備代)甌島江罷下り、代々領知仕候、文書等有之候、

天正比之日帳ニハ甌島殿と有之候ハ此小川氏之事也、小

川越中守代ニ甌島練替高五百石拜領ニ而、夫より漸々衰

微仕候、小川喜兵衛ハ其養子(備筋ニて候)也、

〔國史家久傳〕

慶長十四年九月二十五日云々、大炊御門藤原頼國・松木

少将藤原宗、坐猪熊侍従事流於硫黃島、猪熊侍従等与宮女通、事覺被誅、連座者數

諸州、宗、者飛鳥井雅庸之親戚也、冬十一月七日、雅庸遺

公書而属宗、焉、乃使宗、及頼國處甌島、甌島即薩、國甌島郡

寛永十二年秋七月云々、初小河氏居甌島、貫明公時、遷

小河氏於阿多郡高橋、以甌島為公邑、及公之時、以本田

親政為地頭云々、使本田親政為甌島移地頭、九月二十七

日、復貽留守家老書曰、本田親政往甌島未、其地僻遠、

恐有姦人潜伏、其令親政慎加查點、註云、甌島移地頭始

此云々、

〔横川郷酒匂氏由緒〕

一慶長三年戊戌の年、薩州甌島を領せられし小川藤八郎

殿、於高麗無奉公有けるとて、田布施ニ屈居せられて

切腹なり、従夫景信と岩崎出羽守兩人ハ甌島地頭代官

を被仰付、十一ヶ年致勤仕もの也云々、其後甌島ハ鹿

児島御屋形ニ御進上被成候、時役相替り候而、其時地

頭を本田甲斐守殿ニ給せ給ふ也、

〔酒匂景綱〕

加賀守

景信

源五郎 後勘右衛門ト云〕

〔雲遊雜記傳〕

文明六年、甌島仁小川トハ、按ニ、小川氏十一世遠江守

公季ナリ云々、其子ハ伊勢守季安ト云ヘリ、姓ハ日奉氏、

其先日野宰相宗頼ヨリ出タリ、武州西小川ニ居テ小川ヲ

氏ニスト云ヘリ、甌島ハ郡名ニテ、薩州ニ隸キ上下二島

アリ、上甌ノ串瀬戸ニ甌形ノ大岩アリ、里人祀テ甌島大

明神ト云ヘルニ由テ名ヲ得ルトナン、建久八年ノ圖田丁

ニ、甌島四十町鳥津御庄寄郡没官御領地頭千葉介、内上村二十町

本地頭在廳道友、下村二十町本地頭藥師丸ト見ヘタリ、

千葉介ハ忠常カ玄孫胤綱ナラン、道友ハ東郷在國司ナラ  
 ン、薬師丸ハ高城郡ノ内ニモ若吉三十六町本郡司薬師丸  
 ト見ヘ、嘉祥二年新田宮ノ社家ナル宮里壹岐ト云モノ新  
 田宮ヲ上甕ニ祠ルトモ云ヘバ、宮里一族ノ幼字トモニハ  
 非ルカ、詳ナラス、左アリテ、此建久ヨリ二十五年此カ  
 タ承久三年六月、公季カ祖小川太郎季能関東ニ屬シテ甲  
 斐宰相範頼ヲ宇治ノ役ニ斬テ功ヲタテ、本島ニ封セラレ、  
 其子小太郎季直カ時キ、此ニ入部シテ亀鶴城ヲ築テ、代  
 々地頭ヲ以テ居城セリ、今其遺墟トテ里村ノ場圃ニ名ヲ  
 傳フトゾ、文保元年七月御家人交名ノ列ニ甕島小川小太  
 郎入道跡・同太郎三郎ト見ヘ、又建武四年八月ノ書ニ地  
 頭小川小太郎武光トモ見ユ、同年市来院赤崎合戦ノ時、  
 甕島小川小太郎等云々見ユ、天正ノ頃迄ハ甕島殿トアリ、  
 文禄中季安ノ子小川越前守中務トモアリ有季カ時ニ至テ封ヲ高橋  
 ニ徙サレ、歳租五百石千斛ヲ食メリ、其ヨリ子孫彼是ト  
 衰微セシトナン、然ルニ甕島ハ其時キ公領ニ召上ラレ、  
 地頭トテモ無カリケルニ、慶長十六年頃ヨリ本田伊賀守  
 親政ヲ本島地頭ニ仰付置レ、又元和五年四月、命シテ移  
 地頭ニ遣サル云々、

「地理纂考」

亀鶴城 里村にあり、往古島主小川氏世々の居城にて、  
 其跡今陸田なり、又辰巳方に水田を隔て古塁あり、上古  
 甕隼人の居城なりと云、小川氏系譜を按ずるに、其祖先  
 日野宰相宗頼より出たり、宗頼故ありて武藏國に配流せ  
 らる、是より其子孫武藏國に住す、宗頼の子宗親武藏國の内を  
 領して其家族同國に繁殖し、  
 平山季重・稲毛入道等其支族なり、右大臣實朝  
 公の時、小川右衛門尉重高相模國ニフ宮を領す、  
 其後承久の亂に小  
 川小太郎季能北条義時か軍に従ひ、官軍の裨将甲斐宰相  
 範義を斬る、其功に因り義時甕島及び肥後益城郡の内七  
 十町を與ふ、其子小太郎季直始て甕島に下り、小川小太郎  
 甲斐宰相範  
 義を斬しハ、承久記・是より世々承襲す、古文書に小川郡司  
 北条九代記に出つ、  
 或ハ地頭小川某云々と見えたるハ皆此子孫なり、將軍家  
 文書數通此  
 家にあり、元弘・建武以来の亂に小川氏足利に属し處々の  
 役に武功ありし事旧記に見えたり、季直より第十三代中  
 務まで凡四百餘年甕島を領し来りしに、文禄中所々の邑  
 主を移封の時、中務を田布施の内高橋に改易し、千石を  
 與へ、中務男子なし、其没後中絶せしに、中務カ智伊勢内記ニ男長次郎  
 に田禄五百石を與へて中務カ後を嗣しむ、内記官に乞を以てなり、  
 既にして島津家久命にて長次郎を以て有馬丹  
 波カ後を嗣しめ、其弟喜兵衛中務カ後を嗣く、曾木甚右衛門・酒匂  
 兵右衛門をして當島の代官たらしめ、慶長十六年、本田

伊賀守を甌島の地頭とす、是より世々地頭を置て島吏を宰らしむ、  
ツカサト

「地理志」

古昔小川氏領之、建武四年八月比之旧記ニ地頭小川小太郎武光ト有り、○慶長十六年ヨリ寛永十六年迄移地頭本田伊賀、○小川太郎季能宇治川合戦依軍功知行ス、其子小太郎季直代下向當嶋ト云々、

「旧跡考」

龜鶴城跡惣周廻三百六十間許、竪百拾貳間、横六拾四間、高さ貳拾間許有り、

「島津家久譜中」

薩州甌島郡甌島者、麿城之西隔海陸十五六里許而在于大洋中、中古以来小河某者領之島居、抵前太守義久之治世、有故取公之、使小河氏移居阿多郡内高橋、自来以来唯耕夫漁人而稱士者僅不滿百、是亦業耕漁而計生理而已、如斯無主宰而至于今、則逋逃者自他邦來竄、魚塩買賣之賈客亦集、第一為耶蘇大禁者之窠窟、則後悔省悟無其詮、

「元和五年」

而四月二十二日、家久撰島之當明府和地也本田伊賀守令遷

居彼島、久元・貞昌奉令以書通同職島津久慶・川上久國

如左、此島居地頭濫觴在于是年矣、

2「本田氏藏書」

一書申候、然者甌之嶋之儀隔海路、一所としたる所ニ而候条、此中も奉行がましき衆を不断可被召置候處、御油断之様ニ成行候、方より旅人共集所之由候間、主なしにて候ハ、連々如何様成私がましき儀も可有之候、就中御當代御法度之だいすきりしたん宗なともかくれ居事も可有之候、又者ばはん人なとも所よりも可出候、他所之者も可隱居候、左様成ニ付而、本田伊賀守可被召移之由御意候、右ニ如申隔海路、鹿兒嶋よりも程遠候間、大形之衆者結句私がましき儀共候て如何敷可有之候条、彼地へ可被遣人能々御撰候ハてハと思召候處、⑩老此伊賀守事地頭と申者者之儀候、先年琉球へ御人衆被遣候時も、歴々不行儀ニ候處、伊賀守・市来八左衛門兩人迄りちぎニ被相勤候故、御褒美共被成候条、弥入念可申与思召之由御託候、⑩説此旨被仰渡、早々被罷移尤候、堺目へ被召移

候衆へハ御加増共候間、其同前ニ於彼地知行可被遣候、

先年肥後堺目之儀彼是御心遣之所ニ而候間、可被罷移由

雖被仰出候、病氣ニ付延引之躰ニ候、今度之儀者別而被

仰出儀候條、違儀なく被罷移候様ニ急度可被仰渡候、猶

三大藏太輔殿可被申達候、恐惶謹言、

〔元和五年〕

卯月廿二日

〔國老〕伊勢兵部少輔

貞昌判

〔島津〕

下野守

久元判

〔國老〕〔久國〕

川上將監様

〔久慶〕

彈正大弼様

人々御中

〔本文書ハ「田記雜錄後編四」一五八五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔地頭系圖〕

甌島郡

甌島

本田伊賀守親政 初市正 次右衛門 与兵衛

新納勘解由

大野正右衛門久種 正保元ヨリ四年迄、

肥後長左衛門盛行 本姓町田氏、源左衛門久政之二男也、奏者番・吟味役、

比志島監物義之 國貞之養子、新恩地五百石を賜ひ吟味役也、慶安元年十月八日移る、

比志島彦右衛門 寛文七五月十七日移、

木脇刑部左衛門 天和元西正月二十二日ヨリ、異本延寶八秋ヨリ元禄八年夏まで、

新納小右衛門 元禄八亥三月朔日ヨリ、異本八年夏ヨリ同十二年まで、

菱刈十兵衛重格 元禄十二卯十一月六日ヨリ、後新五兵衛〔至御用人、小根占地頭ニ轉ス、實伊地知助右衛門重英ノ弟也〕

伊勢八右衛門貞庸 寶永二年九月二十三日ヨリ、

篠崎八右衛門 寶永七年寅三月晦日ヨリ、

上甌島

〔名勝志〕

新田八幡宮 里村に鎮座、里村の地頭飯屋を距ること已

方五拾間余、祭神一座、瓊々杵尊、正、嘉祥二年、薩州千

臺八幡新田宮の社家宮里壹岐なるもの神體を守來りて勸

請す、

〔甌島旧跡考〕

祈願所長園山本福寺 中甌村地頭飯屋亥方凡四拾間余ニあり、真言宗大乘院の末にして、本尊阿弥陀、當寺は中古小川氏領の時は宮司坊といひし里村新田八幡宮別當寺なり、小川氏没落の時寺も廢ニ及ひしを、慶長中甌島外城となりし時、公命によって再建して本福寺と改め、果慶法印をもて中興とす云々、

〔名勝志〕

甌島大明神 中甌島村串瀬戸にある大岩なり、地頭飯屋を距ること申西方拾八町余、祭神詳かならず、按ずるに海神なるへし、例祭九月九日、串瀬戸は東西潮の通ふ切戸にして、その中に甌形の大岩あり、甌ハ飯を炊の器、黄帝の飯などいふこと今にあり、日本紀孝德帝大化二年の記に、有百姓就他借甌炊飯と見へたり、是を神石と崇む、社もなく、何年祭り初めしや詳かならず、上古は島の崇廟なりしよしいひ傳ふ、神職日笠山権太夫世々祭祀を司る、

〔旧跡考〕

六王大明神 中甌村に鎮座す、神體木像、祭神及勸請年

月詳ならず、毎歳九月廿五日を以て祭日とす、天正五年造立宮司坊扶忠、明曆三丁酉再興地頭比志島監物範貞(貞カ)、棟札を社内ニ納む、

〔地理纂考〕

甌神社平良村(中甌) 當村串瀬戸に在り、即前にいへる甌大明神にて、島の宗社なり、俗に甌岩と云、祭神詳ならず、或ハ海神なりといふ、中甌村と平良村との間一二町許の海門にて、東西の潮水相通して、涸潮の時ハ接壤カツキなり、甌岩ハ中甌の方なる巖石の上に聳て其高三十尋許、其形宛も甌の如し、是を神體に崇めて別に社殿なし、祭祀九月九日なり、祭日にハ必ず蜥蜴トカゲに似たる奇魚海渚に飛上ると云、土人其魚を呼んで龍駒と稱す、

新田八幡神社(里村)平良村

奉祀 瓊々杵尊

同村にあり、嘉祥二年、水引郷新田宮の社司宮里壹岐神体を奉し来り創建すといふ、祭祀九月十九日なり、天正十五年以來再興の棟札存す、

〔旧跡考〕

瀬上村 上甌江内湊に在る村なり、農民百三拾戸、田野に耕すの間あれハ、舟を浮へて江内を釣魚し産業となす、江内の眺望尤よし、

春日社瀬上村 祭神勸請年月不傳、九月五日祭日とす、社地ニ春日マ大明神あり、祭日六月十五日なり、

詠之濱 瀬上村東の海邊ニあり、眺望とも長目浦ともいふ、上甌島の勝景にて、盆石出る也、大なる二の潮池あり、一里二十二町廻り、深さ十四尋にして、海鼠を生産す云々、

〔地理纂考〕

講本神社平良村 同村市浦に在り、祭神詳ならず、往古鎮

主小川某小川氏支跡龜鶴城の卷に詳なり始て當嶋へ渡海の時、市浦へ著船して暫く滞留し、既にして里村に治所を定む、故に此地に當社を建立すと云、祭祀九月廿四日とす、社号其意を得ず、

〔旧跡考〕

愛岩堂中甌島村 勝軍地蔵にして、正體馬上の木像なり、宝永七年寅二月廿四日、中甌邑士等相議して創建す、六月廿四日例祭とす、

蛭児大明神 中甌村にあり、神体木像、勸請年月不詳、例祭十一月三日、

〔甌島旧跡考〕

里村中甌地頭飯屋より寅卯方一里半許り

上甌島北面の濱にして、纔なる入江ありて、石垣を築き船の繋き所となす、上甌島に渡るもの爰に着船す、むかし小川氏島の領主なりし時は此村に居住したると見えたり、今も地頭飯屋を置いて多くの士を居らしむ、入江の眺望景色よし、

牟禮嶽里村 上甌島第一の高山なり、古ハ御嶽權現を嶽の絶頂に崇め在しを、近代愛岩堂社地に遷しけるとなり、

小島村 上甌江内湊内に在り、百余の竈あり、山野に行、或ハ江内に釣魚をなして生活す云々、

一 蛭児大明神桑之浦村 勸請年月不傳、例祭十一月三日、

住吉四社大明神小島村 祭神不詳、祭日九月六日、

一 中野村

一 辨財天中野村 勸請年月不傳、例祭九月十五日、

蛭児大明神小島村 神體自然石、例祭十一月三日、

一 中野川中野村 瀧之上・とふめき所より流通り、中甌濱 江流出ル、土橋とふめきあり、又土橋弥左衛門あり、

〔旧跡考〕

一 江石村

一 市山野の牧里村 牧の周廻百式町余、馬數六七二過す、一草川里村 小川なり、水上倉谷・作井手両所より流出、

一 蔵王三所大權現江石村 祭神勸請年月傳ハラス、例祭九月九日、

人家の中央を流通、板橋在り、草川橋石橋在り、大門口橋といひ傳へ、小川氏領の時大門在し所と云、

一 六王大明神江石村 祭神勸請年月傳ハラス、例祭九月九日、

一 鉄崎池里村 周廻貳拾町余、深九尋、

一 蛭児大明神江石村 祭日十一月朔日、

一 須口の池里村 海邊ニあり、周廻拾六町余、深さ六尋、

一 篠間ヶ池小島村 周廻十九町余、深さ八尋、

〔勝景百圖考〕

一 大蔵嶽瀬上村 宇佐川原山といふ所へあり、

一 里村入江 薩摩國甌島郡上甌島にして、里村の民居この江灣に縁れり、故に千里の風烟を帯ひ、四時の漁船を業とす、さて甌島ハ素より上下両島にして、其間相距ること一里許り、その迫門奔潮急流極めて險悪なり、續日本

一 桑之浦村 中甌地頭飯屋より 戌亥方へ海路二里、

一 上甌西のはて江内湊ニ在り、纒なる民家在り、

一 宇佐八幡宮桑之浦村 祭神不詳、例祭九月四日、



紀に、稱徳天皇神護慶雲三年十一月庚寅、正六位上甌隼(景)  
人麻比古授外(從五位下)正六位上と見ゆ、この他國史載するところ  
甌島の事に係れるものあり、

平浦 薩摩國上甌島平村の江浦なり、元は一島連接の地  
といへとも、潮至れハ四周に漲り、沙石を没し一孤島の  
ことくにして、遠近の山水左右に環繞し、高岸回渚一望  
の中に入りて殊に勝絶たり、

〔地理纂考〕

東浦(里村) 平良村 當嶋の北面にして、舟船泊繋の海湾なり、上  
甌に渡る者必ず爰に舟を入る、俗に里村の入江といふ、  
此所往古小川氏島主たりし時の治所なりといふ、

〔纂考〕

眺浦ナカメウラ 同村瀬上の海邊にあり、海渚に海鼠池ナマコ及び旗間池ハタマ・  
鉾崎池クハサキ等あり、此海邊沙渚平遠にして、碧石多く盆石を  
産す、島の嘴ハナ遠く海上に突出して天草島及び肥後・薩摩  
の遠山を望み、又櫻島嶽を雲際に望ミテ、海陸の風景上

甌第一の勝地なり、慶安五年、國主光久當島に渡海し、  
梶原某か家に宿りて此浦に遊び絶景を賞せしとぞ、土謡  
に御縁曲ゴエツプシあり、此時に始るといふ、

〔旧跡考〕

六王大明神平良村 祭神詳かならず、例祭九月十九日、  
小池權現平良村 祭神不詳、

愛宕(右)平良村 勸請年曆不詳、例祭六月廿四日、

蛭児大明神平良村 勸請年月不詳、例祭十一月三日、

(地理纂考)  
〔全〕

海鼠池ナマコイムレ平良村 眺浦の海邊より池まで半町許、池の周回一  
里廿二町、深十四尋余にて、潮水出入せず、池内に海鼠  
を産す、此海鼠尋常の種と異にして、其味絶品なり、故  
に此島の名品と称す、海鼠初冬甚小し、春に至りて次第  
に長大なり、夏秋ハ復小きに復る、故に春三月頃に至り

村民舟を浮へて是を漁す、復海鼠池の東僅に二歩許を隔て一池あり、旗間池と云、周回十九町四間、深八尋、両池の間ハ通路なり、此池僅の間を隔て更に海鼠を産せず、

十歩、港内の深五丈余舟艦の出入自在を得て風濤の患を免れ、隆近か功勞永世に及へり、此港人烟繁庶なり、

〔纂考〕

中甌港 中甌村にあり、海岸遠く南に突出して港口を擁抱す、島中頗る輻湊の良港なり、往古唐船漂着の時も此港に泊繫せしといふ、

〔旧跡考〕

平良村 中甌村の一里程南にあり、中古小川氏甌島を領する比ハ矢の島といひて、梶原宗古といふものに小川氏より支配させしといふ、満潮にハ島のことく也、干潮には中甌に續く所也、

浦内港 此港瀬上・桑浦の両浦にかゝれり、周回一里許の海湾にて、其形江湖の如し、風濤の患へなしといへとも舟船の出入に便ならず、

〔纂考〕

大炊中将墓 里村にあり、中将ハ正三位中将藤原頼國卿なり、後陽成天皇の御世慶長十四年七月、松木少将宗隆卿と共に猪熊侍従の事に坐せられ、硫黄島に流さる、宗隆ハ飛鳥井雅庸卿の親戚なるか故に、飛鳥井家より國主に書を贈りて慰勞を乞はる、因て兩人を甌島に處く、同十八年三月十日病て卒す、頼國島土梶原藤右衛門宗政か女を妾として女子を生む、此女島士本田親豊に嫁す、因て本田か子孫世々祭事を主る、始め松樹を植て標とせし

平港 同村の南面なり、往古ハ此村を矢島と称せしとぞ、人家漁釣を以て業とす、此所始港なく、土人風濤の難を患へしに、鹿兒島士長崎八右衛門隆近當島に祇役し、此海邊に大池あるを見て、其池を港に開かん事を官に啓し、報を得て、寛政十一年三月より崑を碎き地を鑿、三年にして其功畢る、港口横十歩、深一丈三尺、周回十町四

を、其松枯て今山茶を植たり、按するに、知譜拙記に、頼國ハ權大納言経頼の男にて、慶長三年左中将正三位、同十四年流罪、同十八年五月硫黄島に卒す、三十七と記せり、五月卒とあるハ都に聞えし時なるへし、公卿補任に、慶長三年、從三位藤原頼國<sup>二</sup>左中将、正月五日叙正三位云々とあり、

松木少将墓 同所西昌寺跡にあり、自然石を建て標とす、寛永五年戊辰八月廿二日、當島にて没す、事ハ上章に云るか如し、梶原宗政家譜を按するに、頼國没後、其妾梶原氏か女を寵して二女一男を生、長女ハ早世し、二女ハ島津家久に仕へ、承應二年、痘を患て死す、男を少兵衛といふ、松木氏を冒す、其子伊兵衛嗣子なし、知譜拙記を按するに、松木家ハ中御門家の事にして、硫黄島に流されし人系譜に見えず、權中納言宗満の第三子宗信兄宗則の養子となりて少将從四位下に拜任せり、時代此人に當れり、

〔旧跡考〕

御嶽權現里村 愛岩社地に在り、祭神不詳、愛岩社と祭日同し、

蛭兒大明神里村 勸請年月傳ハらず、例祭十一月三日、

〔纂考〕

物産

土石 硯石 上甌島小島村に出つ、絶品なり、  
鱗介 松魚<sup>カツ</sup> 松魚脂<sup>センシ</sup> 此他雜魚多しといへとも、松魚を以て島民産業の第一とす、

下甌島

〔地理纂考〕

上甌島を南に距る事僅に一里、周回拾五里、村落八<sup>⑥六</sup>手打村<sup>⑥六</sup>、長濱村、蘭牟田村、片浦村、瀬々之浦村、

〔旧跡考〕

一地頭飯屋<sup>二</sup>下甌村<sup>二</sup>、鹿兒島迄海陸三十二里、

一古城跡

地頭飯屋より引續き後の岡を大城と唱来り、小川氏領せし比の城地と云傳ふ、

一勝山 地頭館より子丑の方拾八町許、

一口嶽 全式拾四町許ニあり、

一城川 小川にして、水上勝山より流出、田地の用水を

弁す、石橋有り、上ニ在ルヲ城川橋と云、

一原川 同しく小川にして、勝山より流出、橋三ツ在り、

上ニ在ルヲ原川橋と云、

一祈願所高竹山大性寺下齋村 開基年月不詳、小川遠江守

日奉公季の位牌を安置し云々、

一稻荷大明神 大性寺境内ニ在り、社内ニ九社之梵字ヲ

彫刻シ、裏ニ、九社大明神正体、永正六年十一月、願

主當寺住僧云々、大檀那日奉朝臣義季云々、例祭十一

月三日、

一菩提所補陀山常樂寺 曹洞宗云々、小川遠江守信將の

位牌を安置す、位牌の裏に、永正六年巳二月七日亥刻

逝去ト記云々、

一威徳天神 勸請年紀不詳、例祭十一月廿五日、

一愛岩(宕)勝軍地蔵茶園ニ在り、勸請不詳、例祭六月廿四日、

一弁財天平の上ニあり、例祭十一月十五日、

一手打村

一長川地頭飯屋西戌方六町余 小川にして、水上喜森山より流出、田

地の用水を辨す、板橋上ニアルヲ長川橋、中ニアルヲ鶴三ツ

在り、

一経塚地頭飯屋申西方廿四町

一ひよふたん嶽全申西方一里半

一六所權現宮全西の方七町四十二間 勸請年月不詳、鰐口に願主源國

定文明五年七月十日と記す、

一長屋宮 石垣ニ在り、辰巳ノ方五町五拾間、祭日正月十日、十一月十五日、

一濱方

手打邑ニ属す、

一蛭児宮濱ニ在り、正月十二日・九月十六日ヲ祭日とす、

一池之御前地頭飯屋巳午方七町許 岩穴ヲ崇来ル、祭日正月十二日、九月二日、

一片野浦邑

下甌島の西面にして、纒なる入江の湊あり、常に波高く荒磯にして、風景尤よし、五町余隔て、百余の人家

あり、役所ヲ置、小庄屋を居らしむ、

一 蛭兒宮 祭日・五月朔日・九月五日・十一月五日

一 山神 蛭兒社地ニ有、祭日十一月五日、

一 田の浦

一 乙御子宮 田ノ浦ニ有り、十一月五日祭日也、

一 瀬々野浦邑

片野浦邑を距る事、(マ)人家多し、土民此村をし、の浦と

云、暮春一日輕舟を浮へ其風光を見るに、左ニ鷹之巢、

或ハ離れと云大岩あり、中に黒瀬、右ニちう瀬と并ひ、

數十丈の嶮巖側立して絶景たくへなし、冬ノ日ハ波荒

く、漁船も風波の静なるを得されハ乗船する事あたハ

すと云、

〔名勝志〕

八幡新田宮 手打村に安鎮す、地頭假屋同村にあり、手打

り西方凡拾三町、祭神三座、神功皇后・應神天皇・玉依姫 例祭九月十九日、下甌島の

宗廟にて、勸請年曆傳ハらず、社司日笠山織衛、

〔旧跡考〕

一新田八幡宮 社内棟札ヲ納む、大檀那日奉義季云々、

大永三年未十一月吉日ト記す、又天文四年乙未十一月

一日、大檀那小川日奉朝臣豊千代丸并日奉重如、大願

主日奉式部太輔季遠云々、

一 脇之宮 六王大明神を祭る、

一 山神 八幡社地ニあり、例祭十一月十六日、

〔名勝志〕

大多羅姫祠 瀬々之浦村生靈穴の隣に鎮座、祭神詳かな

らず、例祭五月二日・九月六日・十一月六日、

〔旧跡考〕

一 生靈穴 大多羅姫の隣岸の下に在り、式間余方の洞に

して、高さ式間計、内ニ泉あり、其側ニ人家あり云々、

一 内之浦 瀬々野浦村人家より凡一里計ニ在り、大内浦

と云、おての浦、或おちの浦共いふ、むかし平家之落

人落来りし浦ならん、川在り、内之浦川と唱ふ、又矢

房大明神在り、勸請年月不詳、例祭十一月十五日、

〔地理纂考〕

新田神社（手打村） 浦村 天文四年の棟札に水引八幡新田宮の末

社を勧請すとありて、祭神詳ならず、一説に神功皇后・

應神天皇・玉依姫の三坐なりといへり、大永三年小川伊

勢守、天文四年小川豊千代丸修造の棟札を蔵む、往古下

甕島の總社にて、祭祀九月十九日なり、

○側之宮 本社の左右に一社宛在りて、共に側之宮と号

す、一社ハ祭神詳ならず、一社ハ六王大明神と号し神体

六坐あり、然れとも神号ハ詳ならず、

諏方上下神社（手打村） 浦村 奉祀信濃國諏方神社に同し、創建

の年月詳ならず、鰐口に永享五年の銘あり、又文龜三年

癸亥八月日奉氏遠江守公季再興の棟札を蔵む、當島の總

社なり、往古甕島上下の總社なりしといふ、例祭八月廿

八日にて、士族四人社司と共に八月廿五日より参籠し、

社前の弓場にて蓼目を射るを旧例とす、當社神事記一卷

ありて、文安三年より文祿四年までハ上下の甕島より官

吏祭祀を司りしよし見えたり、又鰐口に永正五年大仲氏

敬白云々の銘あり、

大多羅姫神社（瀨々浦村） 瀨々浦の中大内浦にあり、神牀靈石四、

木像四体を安置す、神功皇后三韓征伐の時此浦に軍船泊

撃ありしに因て建立すといふ、按ずるに、大多羅姫ハ神

功皇后の御名息長帯姫を誤れるにて、祭神神功皇后、其

外の七坐ハ武内大臣を始供奉の人々なるへし、大内浦の

名も此地に御上陸あり行宮の跡なるか故に負へるにやあ

らむ、今略して内浦といふ、創建の年月詳ならず、例祭

十一月十四日なり、

○末社 山神社 蛭見社 此両社本社の境内にあり、

矢房神社（瀨々浦村） 同浦に在り、神体靈石四を安置す、神功皇

后三韓征伐の時泊撃ありしに因て建立すといふ、祭神創

建詳ならず、

青潮神社（青瀨村） 浦村 同所青瀨にあり、神鏡一面を納む、背

に富士山を鑄付たり、祭神創建詳ならず、

〔旧跡考〕

一青瀨邑 下甕東面にして、地頭飯屋丑寅方凡二里、人

家多し、常に漁獵をもて生産す、春夏ノ間網を海中ニ敷入、許多の鮪魚を得ると云、

一青潮大明神青瀬 祭神勸請年紀不詳、

一溝川 大川と唱、水上山手山等三方より流合、田地用

水ニ掛り、末は渚ニ至る、板橋在り、大橋と唱ふ、

一青潮嶽 地頭飯屋丑寅ノ方貳里許、

一矢房大明神青瀬村江崎ニ在り、勸請年月祭神不詳、

〔地理纂考〕

敷潮神社シキシホ 長濱村にあり、往古島主小川氏の一族長濱村

を領して建立すといふ、祭神及び建立の年月詳ならず、

〔旧跡考〕

一長濱邑 青瀬邑ニ續き東面の村にして、地頭飯屋を距

る事二里二十余町、人家多く、小川氏領の時、中濱と

名乗り長濱村を領すと、(ママ)今手打邑土ニ長濱某此か祖な

りと云々、敷潮神社再興棟札ニ往古中濱三郎建立而尤

尊崇靈神也と云々、

一山神 敷潮宮社地ニ在り、祭日十一月十五日、

一敷潮嶽 地頭飯屋より丑寅ノ方三里、

一敷潮川 敷潮嶽谷合諸所より流出、土橋在り、大川橋

と云、

〔地理纂考〕

〔全〕

手打港テウチノミナト手打ハ地名なり、海形固より湾曲をなせる

うへに又湾内に港堤を設け、舟船繫泊の便りを善くす、

當村の良港なり、

瀬尾タケ瀑布キ同村音瀬村 水源此地の瀬尾山より出る、故に名を得た

り、水勢大ならずといへとも其高事凡三十余間、東に向

ひて三段に落つ、下の一段ハ大岩の滑石ナマリイシにて、幾筋にも

水分れ落て白練シラヒを余多垂たるか如し、瀑ナマリの下ハ一面の平

石にして瀑潭ナマリノなり、流水其石上を走り下流海に入る、此

海口を青瀬といふ、左右岡阜にて大樹翠ミドリノキを交へ、風景愛

すへし、海上に船を浮へて望めハ、上中二段の瀑布山翠

の中に彩を分ち、景状殊更なり、

〔旧跡考〕

一瀬尾瀧青瀬村 地頭仮屋子丑ノ方一里七町三十二間云々、西より東ニ落る三重上段拾四間、横六間、中段七間三尺、横三間三尺、下段高九間、横五間ありの飛泉なり、下の一段は大岩を滑りて幾筋も別れ、恰も白糸を練掛たるに似たり、無双ノ絶景なり、瀧つば浅く、流れて青瀬の渚に至る、瀧之下ニ式間四方の觀音堂を安置す云々、

〔纂考〕

瀬々浦瀬々浦村 俗に志々浦ともいふ、海東諸國記に世々九浦とある、九ハ乃の誤にて、即此所なりといへり、其是非を知らず、此浦下甌島の西面にして、岸壁千尺直立し、怪巖奇石萬態の奇觀なり、海岸より五歩許海中に中礁ナカセと呼ぶ礁ありて、其高六十間、周回二町許なり、此邊波浪殊に高くして、漁船も容易く過難し、又此浦人家の邊より海上二町許に玄礁ウロセ・鷹巢礁タカヌセといへる双岩ありて、海門の如く相並へり、両巖共に其高五十間、周回一町許、兩崑相距る事二三間にして、舟船其間を往来す、

八艘穴同村 瀬々浦の海岸なり、穴の口西に向ひ、其廣漁

舟八艘を繫泊すへし、故に名を得たり、いかなる大風といふとも此所に舟を入れるれハ更に難ある事なし、然れど此洞穴に入り舷フナバタを敲ウツハ雷の如く轟き、岩洞崩る、か如くなるゆゑに、恐れて船を入れる、者稀なりとぞ、

〔纂考〕

精靈洞シヤウレイノアナ 同浦の海濱崖下にあり、深二間、廣二間余方にて、底に瀦水タマリミあり、土人精靈水といふ、土俗古来より相傳へて黄泉国への通路なりといふ、七月于蘭盆(佛)の前後にハ、洞口の邊草花右左へ靡き伏て踏分たるか如し、靈魂の来往せる跡なりといふ、

蓮華池 伊牟田村にあり、周回三百二十余間にて、蓮池なり、満開の時ハ白赤色を交へ、其香四方に薫りて、其景愛すへし、

〔旧跡考〕

一鹿島大明神蘭牟田村 祭神勸請不詳、社地ニ山神・蛭児宮あり、



一 兔川 上沼田より流出、溝川なり、

一 板橋 上ハ兔川橋、中ハ中橋、下ハ川尻橋ト云、

〔地理備考〕  
〔全〕

物産

産物 硯石の外上甌島に同し、

〔旧跡考〕

一 出産之品 一 葛粉 一 葛布 一 海人艸 一 草摺厚朴

一 織木綿 一 ところてんのり 一 鱈節 一 干鮭

一 九万引

〔旧跡考〕

一 八ヶ村百姓濱人惣人口六千七百八拾四人、竈千五十一

戸、惣高貳千拾五石余、

〔勝景百圖考〕

八艘穴 薩摩國下甌島瀬々浦村の海岸奇形怪状のもの數

ふへからす、その中巖洞あり、廣大にして魚船八艘を繫

くに足れりとす、故に狂風暴浪の時といへともこのところにあれハ其險をしらす、又爰にして試にその舷を叩けハ、響應怒號し奔雷落ち、洞窟崩る、か如く、膽を喪ひ魂を銷すに至れり、

瀬尾瀑布 薩摩國下甌島青瀬村にあり、遠く望めハ層嶽連山の間を貫き、恰も白虹の雲空に度るか如く、その高きこと千尋とも謂つへし、落て三段となる、近く就けハ向上藹々然として唯最下の一段を見る、その勢ひ彼遠望の壮大なるものと異にして鮮明潤滑、流れて一大巖の面に隨へり、その激するものハ百條の絲を繰るかごとく萬斛の珠を注くに似たり、▽<sup>㊦</sup>ソノ平カナルモノハ結氷ノコトク翠羽ニ似たり、△故に潭下清浅にして水僅に尺に過ぎず、潭上林樹の中に觀音堂あり、この佳景をして大士のために留むといふへし、

〔勝〕

浦々浦 薩摩國下甌島瀬々浦村の外面上にして、峭壁峻巖霜に磨き風を捲き、暗礁嚴瀬截るかごとく断つか如く、凜々として碧瘦嶄絶奇々怪々幾百千といふ數をしらす、

縦横に森羅たり、溟渤の氣これを撃て鯨翻暴激し、雷威

震怒するものを常とすれハ、嘗て人をして驚異せしむるに至る、

〔中表紙〕

〃 甕島舊跡考

〔此旧跡考ハ、嘉永元年、余締方横目勤務ノ時在勤セシニ、諸旧記ヲ集メテ一冊トナシ置ケルアリ、明治廿四年、備考ノ追録トナス、伊季通誌ス〕

文保元年七月晦日薩摩國御家人交名注文に、甕嶋小川小太郎入道跡・同太郎三郎と見へたり、

建武四年八月十四日夜、延時彦五郎忠能・在國司又二郎・甕嶋主小川小太郎等市来城主市来太郎左衛門時家と市来の内赤崎に戦ひ戦功を(マ)ませし事、忠能か軍忠状等に見ゆ、

甕嶋郡

薩摩の西に當る嶋にて、日置郡市来湊を距ること海上拾三里、南北に流れて二の嶋なり、北にあるを上甌といひ、南にあるを下甌といふ、上甌の周廻拾四里三町、下甌は拾貳里貳拾町といふ、上下相距る事海上壹里、伊牟田の迫門と云、潮汐甚た早く、潮時をもて通船す、甌嶋と名付しこと由来詳ならねと、上甌之内中甌村に串の瀬戸とて潮の東西に通ふ切門あり、其中に甌形の大岩あり、是を神石と崇め甌嶋大明神と称し、毎歳九月九日をもて神供を備へ嶋民之を祭る、よて嶋の名となるともいへり、續日本紀寶龜九年十一月の記に甌嶋の郡見ゆ、武備志日本西海道地圖に天堂といへる嶋有り、其方向今の甌嶋に當る、唐山にては甌嶋を天堂ともいふとなり、

上甌嶋 惣高千四百六拾六石余、竈千貳百余、男女六千七百余。

中甌村

上古は中津串と唱ふ、いつの年よりか中甌と改しや詳ならず、世俗に中甌を上下の列に習ひ傳へて別に嶋ありといふ、誤也、中甌は上甌の村名にして、別

に嶋有にあらず、多の土を居らしむ、地頭も常に爰に居住す、湊の入江拾五町、横拾貳町余もあり、琉球三嶋の大船も此湊に汐掛りして風をもて出帆す、いかなる風波といへとも難を免かるといふ、

祈願所長園山本福寺

中甌村地頭飯屋亥方凡四拾間余ニあり、真言宗大乘院の末にして、本尊阿弥陀、立像、長貳尺五寸、安阿弥作、當寺は中古小川氏領の時は宮司坊といひし里村新田八幡宮(別脱カ)當寺なり、小川氏没落の時寺廢に及ひしに、慶長中甌嶋外城となりし時、公命よて再建して本福寺と改め、果慶法印をもて中興とす、里村の八幡祭禮の時は、當寺より座主于今勤来りしとなり、  
黄門公御短冊一軸を藏む、由来詳ならず、  
令下向以面談 露分旅行袖もこれやこの

可申候一首 仙齋 おもハむ中は帰り相坂 家久

甌嶋大明神

中甌村串瀬戸にある大岩なり、地頭飯屋を距ること申西方拾八町余、祭神詳ならず、串瀬戸は東西潮の通ふ切戸にして、其中に甌形の大岩あり、  
甌は飯を炊の器、甌の

飯なといふ事今もあり、是を神石と崇め、社もなく、何の年よりか祭り初りしや詳ならず、上古は嶋の崇廟なりしよし、嶋の名も此大岩より初りしといひ傳ふ、毎歳九月九日をもて例祭とす、神職日笠山伊膳世々祭祀を司る、

#### 六王大明神

中甕村に鎮座す、地頭仮屋を距る事卯辰方式町余、祭神詳ならず、神體木像、高さ九寸五部、勸請年月も亦詳ならず、毎歳九月廿五日をもて祭日とす、神主日笠山伊膳世々之を司る、天正五丁丑霜月大吉日造立宮司坊扶忠、明曆三丁酉臘月十九日再興地頭比志嶋監物範員、元禄七甲戌十一月吉祥再興地頭木脇形部(刑)左衛門と記せし棟札を社内に納む、鰐口ハ平氏上村六右衛門清盈・是枝太郎右衛門快重と記す、亦弓一張を納むといへとも由来不詳、

#### 愛宕堂(石)

中甕村にあり、地頭仮屋より子之方三町余、勝軍地藏にして、正體馬上の木像高さ四寸三部馬高さ四寸余なり、寶永七年寅二月廿四日、中甕邑士等相議し創建す、六月廿

四日をもて例祭とす、邑士人参詣せざるはなし、本福寺住僧神供を備へ祭りの事司るといふ、

#### 蛭兎大明神

中甕村にあり、地頭仮屋を距る事酉戌方四町余、神體木像、冠袈束、彩色あり、高さ七寸、勸請年月不詳、例祭十一月三日、日笠山伊膳世々祭祠を司る、中甕村漁師中より神供を備来ると也、

#### 津口番所

中甕村海邊に在り、地頭仮屋より酉戌の方式町余、常に番人を置いて大小船の出入ことに堅く改む、

#### 遠見番所

中甕村之内川道山の頂上に在り、

#### 平良村

中甕村の一里程南にあり、中古小川氏甕嶋を領する比ハ矢の嶋といひて、梶原宗古といふものに小川氏より支配させしといふ、満潮にハ嶋のことくなり、干潮には中甕に續く所なり、人家多く、平日漁獵をもて生産す、湊なく、風波によて苦むこと甚た多し、

こ、に於て本府士長崎八右衛門隆近此嶋に勤仕し、嶋民の苦難を察し、海邊の大地を船繫場となさんと欲し、有司に乞て國命を奉り、寛政十一未春三月、岸を崩し石をくたき、泥砂を除き湊を作る、池の廻り拾町四拾五丈余もとより民力薄く、三年を経て其功を終ふ、湊口横拾間、深壹丈三尺、今は船も出入して逆風の難を免かれ、商船も此湊に繫り利を失さるものおほし、隆近の功勞を賞せざるはなし、

六王大明神

平良村に在り、中甌地頭飯屋を距ること未方海路一里、祭神不詳、中央木像立座、高さ壹尺七寸余左右唐金神鏡三面を崇む、勸請年月不傳、毎歳九月十九日をもて例祭とす、中甌六王大明神社司日笠山氏祭祠を司る、梶原某か家より世々司参りを勧む、古矢の嶋といひし時領知せし比より祭りの事に司りしならん、再興の棟札を社内<sup>に</sup>納む、寛永十二年二月吉祥日當地頭本田伊賀守と記す、伊賀守は慶長十六亥年より寛永十六卯年まで式拾九年地頭と見ゆ、此嶋の地頭の始なり、

小池權現

平良村にあり、中甌地頭飯屋より海上式拾八町余、祭神不詳、木像及び唐金神鏡四面・自然石等を崇む、何の年勸請せしや詳ならず、むかし梶原七郎兵衛なるもの嶋に渡り小池といふ所ニ勸請せしといひ傳ふ、例祭九月九日、日笠山伊膳之を司るとなり、元禄六西十二月地頭木脇刑部左衛門祐春再興、寶永中再興の棟札等を納む、

愛岩(岩)

平良村にあり、中甌地頭飯屋より未方海路一里、正體木像安座、高さ七寸勸請年曆傳ハらず、毎歳六月廿四日をもて邑士西山某家より神供を備へ祭り来るといふ、

蛭兒大明神

平良村にあり、中甌飯屋より未方海路一里、正體圓鏡三面を崇む、勸請年曆不詳、毎歳十一月三日をもて祭日とす、

阿弥陀堂

平良村にあり、中甌飯屋より未の方海路一里、勸請

年月傳ハらす、施主同村の農民善左衛門といふ、  
船改所

平良村之内に在り、中甕地頭飯屋より未の方海路一  
里、

里村中甕地頭飯屋より寅卯の方一里半許り

上甕嶋北面の濱にして、纒なる入江ありて、石垣を  
築き船の繋（ト脱カ）き所（ト脱カ）なす、上甕嶋に渡るもの爰に着船す、  
むかし小川氏嶋の領主なりし時は此村に居住したる  
と見えたり、今も地頭飯屋を置て多くの土を居らし  
む、入江の眺望景色尤よし、

新田八幡宮

里村に鎮座す、里村の地頭飯屋を距る事巳方五拾間  
余、祭神天津彦火と瓊と杵尊、中央木像安座、高さ九寸、二重連臺高さ五寸、七部、裝束アリ、左右木像二座、高さ皆壹尺三寸余、嘉祥二年、薩  
州千臺八幡宮の社家宮里壺岐といふもの神體を守渡  
りて勧請すと云、毎歳九月十九日をもて正祭とす、  
神職日笠山某祭祠を司る、往古は宮司坊といふ別當  
寺もありけれど、今は本福寺住僧より勤来りしとな

ん、民家の童子神前に相撲を興行す謂れこと、と聞  
ゆ、何の年より始りしを詳らかにせず、許多の棟札  
を社内（文カ）に納む、天正十五亥十一月造立宮司坊沙門秀  
善、寛永拾六卯二月造立地頭本田伊賀守、慶安二己  
丑三月造立地頭比志嶋監物範員、寛永三癸卯七月造  
立地頭比志嶋範員、元禄七甲戌十月地頭木脇刑部左  
衛門と各記せり、

龜鶴城跡惣周廻三百六十間許、豎百拾貳間、横六十四間、高さ貳拾間許り有り、

里村にあり、地頭飯屋午未方式拾間許り、いにしへ  
小川小太郎季直といひし人承久之比甕嶋の領主とな  
りて相州鎌倉より下向してこゝに居城す、夫より文  
禄中までは小川氏居住す、今畠となる、また辰巳方  
に田地を隔て舊城と云陣跡あり、

小川氏古墓

里村地頭飯屋より未の方拾貳町余、野中の森之内江  
あり、小川山といひ傳へ、石塔十六有り、小川氏の  
墳墓、法名姓名不詳、小川一族于今崇敬す、  
大炊御門中將墓

里村地頭飯屋より午の方凡壺町余にあり、大炊御門

正三位中将藤原頼國權大納言經頼の男也といひし人の墳墓なり、百八代後陽成帝慶長十四年の冬、罪ありて川邊の郡硫磺嶋に流し遣ハさるにより薩戸に下

向せり、邦君慈眼公姑く此嶋にと、め扶助をなし給ふ、同十八年癸丑三月十一日病死、爰に葬り、法

號一清院殿湖月宗珊大居士と諡す、墓上に松を栽て標とし、嶋の土本田藤右衛門なるもの世々香花を

供し祭りをなす、安永六年丁酉八月二十五日、大風に其松倒れて、今椿を栽てしるとす、其椿僅五尺

に過す、本田藤右衛門家の旧記に、頼國此嶋に在りて、嶋の土梶原に過す、原宗故か女を妾とし女子一人あり、成長之後慈眼公に奉仕し、名を春と賜ふ、廿六才にして本田八郎兵衛親豊に嫁す、親豊は即藤右衛門か祖先也、此由縁にて中将の墓を祭るといふ。

松木少将塚

里村西昌寺境内に在り、自然石を建て表とす、慶長十四年、大炊御門頼國と同じく硫磺嶋に配流の身となりて薩摩に下向す、慈眼公頼國と同じく此嶋にと、めて扶助をなし給ふ、寛永五年戊辰八月廿二日爰に死す、法號松雲院殿譽愛慶居士、本田藤右衛門香花を手向といふ、本田藤右衛門簡蔵の旧記に、少將此嶋にすみて、大炊御門中将没して後、又彼妾梶原氏を寵愛し、此腹に二女一男を生す、長女千代蚤死す、二女邦君寛陽公に仕ふ、承應二己十月十七日、疱瘡を患ひて死す、男を少

兵衛といふ、松木氏を称す、其子伊兵衛嗣子なしと云々、

旭寶山西昌寺

里村に在り、地頭飯屋巳方三町余、浄土宗鹿兒嶋不断光院の末にして、開山純譽上人、不断光院四世住持、寛永十五年八月十

四日遷化、本尊阿弥陀如来立像、寛永三丙寅の歳、國命によて純譽渡海して創建す、初め西福寺と云禪寺ありし所なりといへり、甌嶋外城となりし時、松齡公高老石を寄附し給ふ、梵鐘あり、寛永十七辰三月十一日と記す、鰐口には村岡五右衛門良仲と記す、

遠見番所

里村の内野牧の頂きに在り、地頭飯屋より亥の方式拾弍町余、祭神詳ならず、中央に木像高さ八尺余寸六部安座、左右に自然石各壹尺余を崇む、勸請年曆傳ハらす、俗説に、上古小川氏初て此嶋に渡り、市の浦へ船を繋ぎ滞留の時建立なりしといひ傳ふ、初て渡海之地ゆへ市の浦と名付しともいふ、毎歳九月廿四日をもて例

講本大明神

拾弍町余、

講本大明神

講本大明神

講本大明神

講本大明神

祭とす、神職西山某八幡宮脇社司世々之を司る、元禄七甲

戌十月再興地頭木脇刑部左衛門と記せし棟札あり、

明暦四年八月塩田與右衛門信直と記す鰐口を掛けた

り、

愛岩卷

里村にあり、地頭飯屋より午未方四町余、勝軍地蔵

にして木像馬上高さ六寸許り、正徳元年勧請すといふ、例祭

六月廿四日、里邑士人參詣せざるはなし、日笠山三

藏祭祠を司る、

御嶽權現卷

里村愛岩社地に在り、地頭飯屋を距ること午方四町

余、祭神不詳、正體圓鏡、むかし牟禮嶽之頂きに在

りしを近世遷座す、定れる祭日なし、毎歳六月廿四

日をもて愛岩を祭る故に、同じく神供を備へ日笠山

某司ると也、

蛭兒大明神

里邑新田八幡宮社地にあり、地頭飯屋より巳方五拾

間余、神體木像二座、一體冠裝束、岩の上に座す、高さ六寸、  
一體は女体にして裝束、高さ五寸余、

勧請年月由来傳ハラス、毎歳十一月三日をもて日笠

山但見世々祭祠を司る、社内に棟札三枚を納む、

延宝六年七月再興地頭比志嶋彦右衛門尉源朝臣義時、

元禄五申八月再興地頭木脇刑部左衛門、元文元年辰

六月再興地頭川田與右衛門尉義明と記す、

藥師堂

里村に在り、地頭飯屋より卯の方三町余、建立年月

傳ハラス、施主邑の士人岸民右衛門なりといふ、

阿弥陀堂

里村西の濱に在り、地頭館を距る事酉の方拾貳町余、

建立年月は傳ハラス、いにしへ小川領の時仕置場の

地といふ、没落の後堂を建て標とせしといひ傳ふ、

邑の士人大山善左衛門世々堂を守るといふ、

觀音堂

里村に在り、地頭飯屋より午の方式町余、建立せし

年曆月日傳ハラス、邑士人原田五郎兵衛施主なりと

いふ、

牟禮嶽

里村に在り、地頭飯屋より午の方拾九町余、上甕嶋

第一の高山なり、古は御嶽權現を嶽の絶頂に崇め在



しを、近代愛岩<sup>(巻)</sup>社地に遷しけると也、

市山野の牧

里村に在り、地頭飯屋より亥子の方拾貳町余、牧の周廻百貳町余、馬数六七十に過す、毎歳八月馬追をなす、

津口番所

里村濱邊に在り、地頭飯屋より辰の方四拾間余、

草川

里村に在る小川なり、水上倉谷・作井手両所より流出、人家の中央を流通也、板橋在り、草川橋と唱ふ、石橋も在り、大門口橋といひ傳へ、むかし小川領之時城の大門在し所といふ、

鍛崎池

里村に在り、周廻貳拾町余、深さ九尋、濱邊を距る纒十八間、

須口の池

里村濱邊に在り、周廻拾六町余、深さ六尋、濱邊を去る貳拾間余、

小嶋村

上甌江内湊内に在る村にして、百余の竈あり、中甌地頭飯屋より亥の方一里許り、役所を置、小庄屋を居住せしめ、七年をとて交代をなさしむ、農民而已にして、山野に行、或は江内に釣魚をなして生活す、むかし慶安元六月 寛陽公此嶋に渡海し、梶原某か家に止宿し給ひ、一日この江内を巡遊し給ふ、木原某か家に入らせられしともいふ、今木原七兵衛屋敷ニ御成の門跡と唱し所あり、今俗謡の御縁節は此時始るといふ、

甌嶋之大江

中将光久

乗船諷詠大江邊 巖渚揚波出自然 山後山前觀不盡

陰々夏木翠飜天

甌嶋之小嶋

逢山遠岫蠹森々 雲物猿人拂袖吟 不換三公斯小島

一竿垂釣自耳心<sup>(廿九)</sup>

住吉四社大明神

小嶋村に在り、中甌地頭飯屋より亥の方三拾三町余、祭神詳ならず、正體木像四座、二座女躰なり、高鏡四面、さ各六寸ばかり

裏に藤原と有り、勧請年月不詳、俗説に、むかし中村戸兵衛なるもの此嶋に落来し時勧請せしといひ傳ふ、中村か

子孫于今嶋士に在り、毎歳九月六日をもて祭日とす、

延享二丑十月・宝曆五亥菊月造立せし棟札あり、

蛭児大明神

小嶋村にあり、中甕地頭飯屋より亥の方三拾三町余、

神體自然而已、(石脱カ) 勧請年月傳はらず、例祭十一月三日

なり、

阿弥陀堂

小嶋村に在り、中甕地頭飯屋より亥の方三拾四町余、

建立年月傳はらず、施主小嶋村の農民善作といふ、

旗間ヶ池

小嶋村濱邊に在り、周廻拾九町余、深さ八尋、

瀬上村

上甕江内湊に在る村なり、中甕地頭飯屋を距る事亥

子方一里余、農民のミ住て百三拾余の竈在りて、田

野に耕すの間あれば、舟を浮へて江内を釣魚し産業

をなす、役所を置、小庄屋を居住せしむ、江内の眺

望尤よし、

春日大明神

瀬上村に在り、中甕地頭飯屋を距亥子の方一里六町

余、祭神詳ならず、木像立座三體高さ各六寸八部、鏡一面、

勧請年月傳はらず、九月五日をもて祭日とす、中甕

邑士人和田某高式斗七升余を寄付すと也、慶安二丑

三月宮司坊権律師果慶造立の棟札あり、又王永二酉(玉カ)

八月和田與兵衛正信寄附の鰐口を掛く、外ニ鎧の袖・

草摺、或ハ輪金矢の根等を奉納す、古来より由縁詳

ならず、

辨財天

瀬上村春日大明神社地ニ在り、木像安座高さ壹尺四寸余、元

禄中中甕邑士人和田與兵衛なるもの勧請すといふ、

毎歳六月十五日をもて祭日とす、日笠山伊膳神樂を

奏し祭祠を司る、元禄十六未二月肥前本庄町清水覚

左衛門と記せし鰐口を掛ケたり、

詠之濱

瀬上村東の海邊にあり、眺浦とも長目浦ともいふ、

中甕地頭飯屋より子丑の方一里拾町余、上甕嶋第一

の勝景にて、益石出るところ也、大なる二の潮池あり、一里式拾貳町廻り、深さ拾四尋にして、海鼠を生産す、昔時慶安中 寛陽公釣魚の為ニ此嶋に渡海し給ふ時も此詠の濱を遊視し、夫より江内小島を巡見し給ふとあり、

大蔵嶽

瀬上村の内宇佐川原山といふ所へあり、中甌地頭飯屋より亥の方一里式拾九町余、

桑之浦村

上甌西のはて江内湊ニ在り、中甌地頭飯屋を距る事戌亥の方へ海路二里、纒なる民家在りて、役所を置、小庄屋を居住せしむ、

宇佐八幡宮

桑之浦村ニ在り、中甌地頭飯屋より戌亥の方へ海路二里、祭神不詳、木像三座高さ各七寸八部、勸請年月傳ハラス、上古中村但馬といふもの此嶋に落来りし時宇佐川原といふ所へ勸請しけるを、何の年今の地ニ遷せしや詳ならずといひ傳ふ、九月四日をもて祭日とす、

蛭尾大明神

桑之浦村に在り、中甌地頭飯屋より戌亥の方海路二里、神體自然石なり、勸請年月傳ハラス、(祭脱力)例十一月三日也、

中野村

辨財天

中野村に在り、中甌地頭飯屋より卯辰の方拾六町余、祭神詳ならず、正體木像立座高さ七寸九部、勸請年月傳ハラス、毎歳九月十五日をもて祭日とす、本福寺住僧より座主勤来り、日笠山伊膳神職を司る、再興の棟札在り、元禄七戌十一月地頭木脇刑部左衛門・安永七戌五月地頭谷山角太夫と記す、

辻薬師堂

中野村に在り、中甌地頭飯屋より卯の方拾九町余、建立年月詳ならず、中野邑士民皆崇敬す、

薬師堂

中野村に在り、同しく寅の方拾五町余、建立年月傳ハラス、施主邑の百姓市作といふ、

觀音堂

中野村に在り、同しく卯の方拾四町余、建立年月傳  
はらす、施主邑の百姓藏助といふ、

中野川

中野村瀧之上・とふめき兩所より流通り、中甕濱へ  
流出ル、とふめき橋と唱へ土橋あり、又弥左衛門橋  
と唱へ土橋あり、如何なる故にて名付しも謂あるを  
しらす、

江石村

蔵王三所大權現

江石村に在り、中甕飯屋より巳午の方拾八町余、祭  
神詳ならず、神體唐金鏡なり、勸請年月傳はらす、  
毎歳九月九日をもて祭日とす、日笠山伊膳神職を司  
る、社内に棟札二ツあり、寛永十二年<sup>(ママ)</sup>寅二月再興當  
寫地頭本田伊賀守藤原朝臣親政と記し、又元禄十子  
霜月再興地頭新納小右衛門と記す、

六王大明神

江石村に在り、中甕地頭飯屋より巳午の方拾八町余、

祭神詳ならず、正體木像立座、公家の装束二座、高さ各九寸ツ、勸請年

月不詳、九月十九日をもて毎歳の例祭とす、日笠山  
伊膳神職を司る、本福寺より座主動来りしと、<sup>(ママ)</sup>寶曆

十一巳三月地頭町田孫七と記し再興の棟札を納む、

蛭児大明神

江石村に在り、中甕地頭飯屋より巳午の方拾九町余、  
正體石像高さ壹尺、式寸余、むかしは木像にて在しを、近年邑  
の百姓喜右衛門と云もの再興せしと也、十一月朔日  
をもて例祭とす、社人日笠山伊膳之を司る、

地藏堂

江石村に在り、同しく巳午の方拾六町余、建立年月  
傳はらす、施主は邑の農夫喜八なり、

一下甕邑

地頭館を置、手打郷士方と唱来りしを、近代史官篠  
原某廻嶋の時より下甕邑と唱へ改しとなん、

一古城跡

地頭飯屋より引續き後の岡を大城と唱来り、上古小  
川氏領せし比の城地と云傳ふ、

一 勝山

地頭館より子丑の方拾八町許、

一口嶽

全式拾四町許ニアリ、

一 城川

少き小川にして、水上勝山より流出、田地の用水を

弁す、石橋有り、上ニ在るを城川橋と云、

一 原川

同しく小川にして、勝山より流出、橋三ツ在り、上

に在るを原川橋と云、余不詳、

一 祈願所高竹山大性寺

下甌邑に在り、地頭館卯辰の方に隣す、真言大乘院

の末にして、中興開山快賢法印、元禄十三年庚辰九月四日寂、本尊阿

弥陀立、開基年月不詳、小川遠江守日奉公季の位牌

を安置し、前面に物外應公庵主、裏ニ當寺再興大願

主と記す、公季は永正六年二月七日卒と常樂寺位牌

に見へたり、

一 稲荷大明神

大性寺境内に在り、正躰長ケ三寸八部、白狐ニ乗社内に九

社之梵字彫刻スルアリ、文字金磨にして、裏に、九

社大明神正体、永正六年己巳十一月、願主當寺住僧

都勢琳、大(禮九)、那日奉朝臣義季、作者日奉季信と記ス、

毎歳十一月三日をもて祭ル、

一 菩提所補陀山常樂寺

地頭館より戌亥の方一町余、曹洞宗市来金鐘寺の末

にして、開山牯牛怨水和尚金鐘四世、本尊正觀音像座、小川

遠江守信將の位牌を安置す、正面に示寂物外慈公庵

主禪伯、裏に永正六年巳二月七日亥刻逝去と記す、

開基年紀詳かならず、境内小川氏墳墓許多ナリ、

一 藥師堂

常樂寺境内に在り、佛像高さ七寸五部、脇に十二神

安置す、毎歳正・五・九月十二日近隣邑士等佛餉を

備ふ、

一 威徳天神宮

地頭飯屋より亥子の方一町五拾七間、神体木像五・

銅像六部、各装束あり、勸請年紀不詳、正祭ハ十一月

廿五日、神主原崎兵太夫、

一 愛岩勝軍地藏

茶藪に在り、地頭飯屋より子の方四町八間、正体木像<sup>長ケ</sup>、勸請年月不詳、毎歳六月廿四日を祭日とす、  
四寸

一 弁財天

平の上に在り、地頭飯屋より卯の方三町、正体木像一座<sup>長ケ</sup>三、毎歳十一月十五日を祭日とす、  
三寸三部

一 阿弥陀堂

弓場の前に在り、西の方四町許、木像一座<sup>長ケ</sup>一、石像一座<sup>長ケ</sup>一、  
尺八寸、勸請年月不詳、正・五・九月十四日を  
もて祭日とす、

一手打村

一新田八幡宮

手打邑に鎮座す、地頭飯屋西方凡拾三町、<sup>〔六町〕</sup>祭神三座、  
<sup>神功皇后・應神天皇・玉依姫</sup>、  
<sup>例祭九月十九日</sup>、下甕嶋の宗廟にて、勸請年紀傳ハ  
らす、社司日笠山織衛、造立の棟札を納む、大檀那  
日奉義季、大願主法印権大僧都勢琳、大永三年未十  
一月吉日と記す、又大檀那小川日奉朝臣豊千代丸并  
女大施主并日奉重如等、大願主日奉式部太輔季遠、  
開眼師小僧都劬女法眼位、工匠金剛佛子俊善房頼譽、  
當祝子先号小左<sup>(工門カ)</sup> 令附源太夫、于時天文四季未十

一月一日欽白と在り、

一 脇之宮

新田宮脇社にて、左にあるを北脇と唱、靈石六躰、  
木像二躰各八寸余、てんしやを祭ル、右の脇社木像  
六躰<sup>長ケ</sup>七寸、<sup>式部ツ</sup>、靈石一躰、六王大明神を祭る、

一 山神

八幡宮社地に在り、靈石三躰、勸請不詳、十一月十  
六日、神主日笠山織衛祭祠を司る、

一 諏訪大明神

手打邑ニ鎮座す、地頭館を距る事申の方式拾七町七  
間、神躰靈鏡、廿一面在り、寸尺各少異、十三面  
廿八日、<sup>廿五日より邑士四人社司と同じ</sup>、  
<sup>く参籠す、神前にて卷目射斗</sup>、<sup>(ママ)</sup>勸請年紀傳ハらす、  
神主原崎直記家蔵の旧記に、建御名方命・事代主命  
を勸請すと在り、又文安三年より祭禮ニ頭立し事記  
せし在れと略す、再興の棟札ニ、文亀三年癸亥八月  
廿八日、願主大檀那日奉氏遠江守公季、祝子清原氏  
種續、大工宮田伊豆兼親、鍛冶藤氏久續、鰐口之銘、  
永享五天八月廿七日、大仲氏家次息安穩々々々、

一 長川

〔地頭飯屋西戌ノ方六町余〕

小川にして、水上喜森山より流出、田地の用水を弁

す、板橋在り、上ニアルヲ長川橋、中ニアルヲ鵲河

橋、下ニアルヲ廻田橋と唱ふ、

一 遠見番所

地頭仮屋より申の方拾八町五拾間、

一 経塚

同申西の方廿四町、

一 ひよふたん嶽

同申西の方一里半、

一 地藏堂

同西の方五町五拾間、正躰木像、長式尺式寸、岩の上座す、正・五・

九月廿四日をもて祭る、

一 虚空蔵

同西の方七町三拾間、木像一座長ケ壹尺、寸異、正・五・九

月十三日を祭日とす、

一 六所権現宮

同西の方七町四拾貳間、神躰鏡六面、寸尺各、少異、勸請年月

詳かならず、正月初午の日をもて神酒を備へ、神主

原崎萬右衛門祭来る、鰐口に願主源國定文明五年七

月十日と記す、

一 釋迦堂

同西戌の方拾一町四拾間、銅像一座長ケ壹尺、八寸五部、勸請年

紀不傳、正月十六日、五・九月十五日を祭日とす、

一 津口番所

手打邑石垣ニ在り、辰巳の方五町余、

一 長屋宮

石垣に在り、辰巳の方五町五拾間、正・十一月十五

日に祭る、

一 濱方

手打邑に屬す、

一 蛭児宮

同濱に在り、巳午の方六町三拾間、神躰木像長ケ貳、寸六部、

正月十二日・九月十六日を祭日とす、神職日笠山織

衛司る、

一 池之御前 穴之御前

地頭仮屋巳午の方七町許、祭神不詳、岩穴を崇来ル、

正月十二日・九月二日祭る、

一 十一面觀音堂

地頭仮屋巳午の方七町五拾間、木像立座長ケ式尺七寸八部、勸請不詳、正・五・九月十八日祭る、

一 乙御子宮

田の浦に在り、戌亥の方一里拾町、神躰石六座、祭神不詳、十一月五日、日笠山織衛神酒を備へ神職勤、

一片野浦邑

下甕嶋の西面にして、纒なる入江の湊とあり、常に波高く荒磯にして、風景尤よし、五町余隔て百余の人家あり、役所を置、小庄屋を居らしむ、

一 阿弥陀

田の浦に在り、戌亥の方一里拾一町余、木像立座、勸請不詳、六月十五日祭る、

一 阿弥陀堂

「地頭仮屋戌亥方一里一町余」

一 瀬と野浦邑

片野浦邑に在り、木像一座長ケ壹尺三寸余、勸請不詳、六月十五日祭る、

一 地藏堂

阿弥陀堂に隣す、石佛立座長ケ七寸六部、勸請不詳、四月十日祭る、

片野浦邑を距る事凡一里、人家多し、土民此村をし、の浦と云、暮春一日輕舟を浮へ其風光を見るに、左に鷹之巢、或は離れと云大岩あり、中に黒瀬、右にちう瀬と并ひ、數十丈の嶮巖側立して絶景たくへ(冬の九)なし、各、日波荒く、漁船も風波の静なるを得されハ乗船する事あたハすと云、

一 蛭児宮

戌亥の方一里六町余、神躰石、勸請不知、五月朔日・

一 大多羅姫宮

九月五日・十一月五日、日笠山織衛神職を勤む、

瀬と野浦村中に在り、地頭仮屋をさる事子の方三里、神躰靈石四躰・木像四躰、寸尺各少異、祭神且勸請年月不詳、

一 山神  
蛭児社地に在り、神躰石、十一月五日祭る、

一 田の浦

五月五日・九月十日・十一月十四日をもて例祭とす、日笠山織衛神職勤、鰐口に在り、大施主藤原朝臣云々、



薩州下甌瀨と野浦住願主橋口藏之丞、寛文三年癸卯

仲春彼岸と記す、藏之丞子孫邑農夫山下門社地に山神・名頭休右衛門也といふ

蛭児を祭る、靈石各一牀有り、十一月十四日をもて

祭る、

一生靈穴

大太多羅姫の隣岸の下に在り、式間余方の洞にして、

高さ式間計、内ニ泉あり、里俗生靈穴と呼へり、其

側に人家あり、七月魂祭りの時此穴より生靈の出入

するよしいひ習しけると也、

一阿弥陀

堂の山カにあり、子の方三里、木像一座長ケ卷尺五部、安置之

由緒不知、正月十六日・五月二日を例祭とす、

一内之浦

瀨と野浦村人家より凡一里計ニ在り、大内浦と云カ

おての浦、或おちの浦共いふ、むかし平家之落人落

来りし浦ならん、川在り、内之浦川と唱ふ、

一矢房大明神

内之浦に在り、地頭飯屋より子の方三里廿三町余、

神牀靈石四座、祭神且勸請年月不詳、例祭十一月十

五日、神職日笠山某、

一青瀨邑

下甌東西にして、地頭飯屋丑寅の方凡二里、人家多

し、常に漁獵をもて生活す、春夏の間網を海中に敷

入、許多の鮪魚を得ると云、役所を置、小庄屋を居

らしむ、

一瀨尾瀧

青瀨邑に在り、地頭飯屋子丑の方一里七町三拾式間、

水上は瀨尾と云山より出、水勢少く、其高き事凡三

拾間余、西より東に落る三重上三間、横六間、中高七

九間、横の飛泉也、下の一段は大岩を滑りて幾筋も別

れ、恰も白糸を繰掛たるに似たり、無双の絶景なり、

瀧つほ浅く、流れて青瀨の渚に到る、瀧の下に式間

四方の觀音堂を安置立像也す、故に觀音瀧共云、瀧水に

体を没カ侵し諸病平癒すと云、鰐口の銘ニ正徳二年八月

吉日長崎東上町中尾源藏と記す、毎月十八日邑の農

民佛餉を備ふと云、

雪とくる山より高し瀧の音

下甌嶋

青雲

霞む日は瀧の白糸よこれけり 全  
一青瀬大明神(瀧)

青瀬邑に在り、地頭飯屋丑寅の方一里廿四丁四拾間、祭神不詳、神体鏡一面裏ニ富士の画、島邊川内・石体五ツ、勸請年紀も亦不詳、銅幣壹ツ、元禄十二泉州新村青瀬大明神卯九月河内屋善右衛門と記す、五月五日・九月十日・十一月十四日を例祭とす、神職日笠山織衛司神体、社地の内山神石・森神神体・樹木を安置す、各祭日青瀬大明神に同じ、

一溝川

大川と唱、水上山手山等三方より流合、田地用水に掛り、末は渚に至る、板橋在り、大橋と唱ふ、

一阿弥陀

堂山に在り、飯屋より一里式拾六町余、木像一座長ケ六寸、安置之由来不詳、

一青瀬嶽(瀧)

地頭飯屋丑寅の方式里許、

一阿弥陀

江崎に在り、地頭飯屋より二里拾四町余、木像立座金磨

長ケ一尺一寸、安置之由緒不詳、  
一矢房大明神

青瀬邑江崎に在り、地頭飯屋より式里四町許、神体石を崇む、祭神且勸請年月不詳、銅幣一ツ、元禄十六癸未九月吉辰泉州新村願主河内屋善兵衛と記す、例祭青瀬大明神(瀧)に同じ、神職日笠山織衛勤、

一長濱邑

青瀬邑に續き東面の村にして、地頭飯屋を距事式里廿余町、人家多く、役所を置、小庄屋を居らしむ、小川領の時、中濱と名乗り長濱村を領せしものあり、今手打邑士長濱某此か祖なりと云云々、

一敷潮大明神

長濱邑に在り、地頭飯屋寅の方二里式拾五丁、神体鏡五面寸尺各少異、祭神且勸請年月不詳、五月六日・九月九日・十一月十日を祭日とす、神職日笠山織衛、再興の棟札に往古中濱三郎建立而尤尊崇靈神也と云々、延享乙丑洪水の為社地悉空くなる、故に寛延四庚午(マ)季春今の地に新建すといふ、堂の山内に三拾余の古

墓あり、長濱氏墓と云傳へ、長濱仲左衛門香花を司ると云、

一 山神

敷潮宮社地に在り、石を崇む、十一月十五日神供を備ふ、

一 敷潮嶽

地頭飯屋より丑寅の方三里、

一 敷潮川

敷潮嶽谷合諸所より流出、末は渚に到る、土橋在り、

大川橋と云、

一 阿弥陀

長濱村堂の山に在り、地頭飯屋丑寅の方二里廿二丁、

木像立座長ケ式尺五寸五部、建立之来由不詳、毎月朔日・十五

日・廿八日佛餉を邑の農夫備へて祭ると云、

上甌嶋之内

中甌村

※ 一 中甌村之儀、上代中津串と為申由、

※(行間)

「一 串ノ瀬戸 一 沖ノ串 一 へたの串 一 大串 一 小串などア

レハ串島ナラン、ナカツグシヲナカゴシキニ改メシヤ、上古

ハクシ島・クシキ島ト云ヒシナラン、今串ノ字残りシコト明

ケシ」

一 江川有之、中野村瀧之上并とふめき両所より流出、濱へ打出す、

一 中甌・中野境へ土橋有之、通山橋と唱ふ、又壺ヶ所ハ

中甌下夕町橋と唱、

一 地頭飯屋は中甌之内村居中程へ有之、

一 甌嶋大明神は甌嶋宗廟といひ傳へ、中甌續之海邊串瀬

戸といひて東西切戸有之、右脇へ勧請崇来、神躰無之、

正祭九月九日、神主日笠山伊膳、本福寺住持座主勤来

る、地頭飯屋より申酉の間拾八町三拾八間、

一 六王大明神 神体木像剃髮木地安座、高さ九寸五部、勧請年簡

不詳、正祭毎年九月廿五日、神主日笠山伊膳、座主本

福寺住持勤来る、造立棟札、天正五年丁丑霜月大吉日、

裏ニ時之宮司坊扶(忠カ)、又再興明暦三年丁酉臘月十九日、

地頭比志嶋監物範員、再興元禄第七甲戌十一月大吉祥

辰、當地頭木脇刑部左衛門、地頭飯屋より卯辰之間道のり式町四拾九間、

下甌嶋下甌村の儀、此已前は手打郷土方と唱來候を、  
御記奉行篠原善兵衛廻勤之節より唱相替、  
(縁脱カ)

一 地頭飯屋 下甌村に有り、鹿兒嶋迄海陸三拾式里、

一 古城跡 地頭飯屋より引續後の岡を大城と唱來り、小川氏領の時城地と云傳ふ、

一 勝山は子丑の方拾八町程に有り、

一 一口嶽 子丑式拾四町程有り、

一 城川は少キ小川也、水上勝山より流出、田地用水等ニ相掛り海ニ打出す、石橋二ツあり、上ニあるを城川橋といふ、下の橋は名不相知、

一 原川も小川也、同敷勝山より流出、橋三ツ有り、上を原川橋、外式ツハ名無之、

一 祈願所高竹山大性寺 開基年月不詳、小川氏再興といひ傳、已前は大聖寺と書、眞米四石五斗御藏米被下候、

中興ハ開山快賢法印、元禄十三九月寂、飯屋より卯辰

の方四拾八間程、

一 大性寺境内稻荷大明神 岩の上座、白狐ニ乗り、長三寸五部、装束陣羽織、彩色あり、社内九社之梵字彫刻、文字金磨、裏に九社大明神正体、永正六年己巳十一月、

願主當寺住僧都勢琳、大檀那日奉朝臣義季、作者日奉季信と有之、毎歳十一月三日大性寺住持より赤飯シトキ相備祭來る、

(一脱カ)  
菩提所補陀山常樂寺 開基年月不詳、四石五斗御藏米

被下候、開山金鐘寺四世牯牛怒水大和尚、堂内ニ小川

遠江守位牌とて、正面に示寂物外慈公庵主禪伯、裏ニ

永正六年己三月七日亥刻逝去とあり、地頭飯屋戌亥の

方四拾七間程、境内小川氏(墳カ)墳墓餘多あり、

一 藥師如来 常樂寺内ニあり、佛像高さ七寸五部、脇に十二神安置、毎歳正・五・九月十二日近邊郷士中より佛餉相備、

一 威徳天神宮 神体木像・銅像、一体座像一体装束あり、  
勸請之年月不知、正祭八月・十一月廿五日、神主原崎

兵太夫、亥子の方壺町五拾七間程、

一 愛宕將軍地藏 (ママ) 茶菌ニあり、子の方四町八間、神体木像、長ケ四寸、勸請不知、六月廿四日毎年神酒相備、

近邊郷士中より祭来る、

一 弁財天 (平カ) の上ニあり、卯の方三町、木像一座、長ケ

三寸三部、十一月十五日近邊郷士中より神酒相備、

一 阿弥陀 弓場之前ニあり、木像一座、長ケ壹尺八寸、

又石像一座、壹尺八寸、安置之由緒不詳、正・五・九

月十四日近邊郷士中より神酒相備、酉の方四町計、

一手打村

一 新田八幡宮 神体木像二体、壹尺三部ニ七寸九部、二

体ナレトモ神功皇后・應神天皇・玉依姫を崇、小川領

の時勧請といふ、造立の棟札ニ、大檀那日奉義季信心

安泰、武運長久、心中如意、大願主法印權大僧都勢琳、

(大カ) 天永三年未十一月吉日とあり、

下 甌惣廟

一 抑此堂社者、新田八幡末宮、自奉此処勧請以降幾年欵

不知其數、然永正十七年庚辰仲春之比、彼岸春献燈炉

之火用移此宮殿、御身玉鉢共煙失、折節前伊勢守構假

殿本地、以訖鞆縛之三字奉勧請八幡大菩薩事三年、次

年大永三年未、同伊勢守建立宝殿奉成遷宮軌則、從其

以来八幡大菩薩之以種字奉崇敬事十三ヶ年、將又此伊

勢守依無敵男、(備カ) 此舍弟小川式部大輔之子息養子而相續

家氏、而両島堅固令領地事、誠以目出度事也、然則當

檀那日奉朝臣豊千代丸、此親父小河式部太輔季遠為大

願主、同舍弟縫之助季堅奉令癡忘事悲歎、而奉御玉鉢

磨、終遂開眼供養事、天文四年十一月一日、願望令成

就畢、是偏小河朝臣家氏相續、武運長久、子孫繁昌、

息災延命、領内安全、恒受快樂、心中所求皆令満足故

也、白敬 大檀那小川日奉朝臣豊千代丸并女大施主并日奉

重如等、大願主日奉式部大輔季遠、開眼師權少僧都劬

玄法眼位、功匠金剛佛子俊善房頼譽、當祝子先号小左

エ門令附源太夫、于時天文四季乙未十一月一日欵白、

一 脇之宮 北脇と唱、靈石六体、木像式体一ツハ八寸四部、一ツハ八寸五部、て

んむしや祭来る、

一 脇之宮 木像六体長ケ七寸 式部ツ、・靈石一休あり、六王大明神

ト祭来る、

右神主日笠山織衛神職勤来る、地頭飯屋より酉の方六

町程、

八幡宮社地内

一 山之神 靈石三休、勧請不詳、十一月十六日神主日笠

山織衛祭来る、

一諏訪両大明神 靈鏡廿一面、寸尺各少異、拾三面を上  
の宮とす、八面を下之宮とす、神主原崎直記家蔵の古  
帳に、建御名方命・事代主命を勧請すとあり、又下嶋  
惣廟諏訪社御神事由緒と記し、文安三年より文禄四年

迄上下甕より祭禮頭相立と名書あり、

文安三年丙寅八月廿八日

左 又代殿

下之島 左小川六郎左衛門尉

上甕公役 右是枝又七

右 岸七郎次郎殿

やとの居頭 延時弥七左衛門

山中弥平兵衛

是枝重三郎

山中齐助

右両年分、余略シテ載セス、

正祭八月廿八日、同廿五日より郷士四人社人同様参籠、  
神前にて募目射来る、再興棟札、文龜三年癸亥八月廿  
八日、願主大檀那日奉氏遠江守公季、祝子清原氏種續、  
大工宮田伊豆兼親、鍛冶藤氏久續、鰐口之銘、永享五  
年八月廿七日、大仲氏家次息災安穩云々、地頭仮屋よ  
り申の方廿七町廿間程有之、

一長川 小川也、水上喜森山より流出、田地用水に入、

仮屋より西戊の方六町三拾間、板橋あり、上ニアルヲ

長川橋、中ニアルヲ鵜河橋、下ニアルヲ廻田橋と唱ふ、

一遠見番所 申の方拾八町五拾間、

一經塚 申西の方廿四町、

一ひよふたん嶽 申西の方壹里半、

一地蔵菩薩 木立像、岩ニ座、長ケ式尺式寸、西の方五

町五拾間、正・五・九月廿四日近邊百姓より祭る、

一虚空蔵菩薩 木像一座、長ケ壹尺式寸五部、西の方七

町三拾間、正・五・九月十三日近邊百姓共祭る、

一六所權現宮 神体靈鏡六面、寸尺各少異あり、勧請年

代不知、正月初午の日神酒を備祭る、神主原崎萬右衛

門、西の方七町四拾式間あり、鰐口ニ願主源國定文明

五年七月十日と記す、

一釋迦如来 銅座像、長ケ壹尺八寸五部、勧請不知、正月十

六日、五月・九月十五日、近邊百姓より佛餉相備、西

戊の方拾壹町四拾間、

一津口番所 手打村石垣ニあり、辰巳の方五町五拾式間、

一長屋宮 石垣ニあり、辰巳の方五町五拾間、勧請年簡

不知、正・十一月十五日近邊百姓より神供相備、

一出産之品 一防風 一山帰来 一香附子

一天門冬 一金銀花 一葛粉 一ところてんり

一濱方 手打村の内濱也、

一蛭児宮 神体木像、長ケ忒寸六部、勸請不知、正月十

二日・九月十六日神供濱方之者共より相備、日笠山織

衛神職相勤、巳午方六町三拾間、

一池之御前・穴之御前 祭神不詳、勸請年簡不詳、只岩

穴を崇む、正月十二日・九月二日濱方ノ者共神酒相備、

巳午の方七町程、

一十一面觀音 木像二座、長忒尺七寸八分、勸請不詳、

正・五・九月十八日濱方之者共佛餉相備、巳午の方七

町五拾間、

一出産之品 一鱈ふし 一千鯨 一海人舂 一九万引

一片野浦村

一阿弥陀如来 木像一座、長ケ忒尺三寸四部、勸請不知、

六月十五日百姓共佛餉相備、戊亥の方菴里菴町廿間、

一地蔵菩薩 石佛立座、長ケ七寸六部、勸請年簡不知、

四月十四日佛餉百姓共より相備ふ、戊亥の方一里一町

余、

一蛭児宮 神体靈石、勸請不知、五月朔日・九月五日・

十一月五日神酒相備ふ、日笠山織衛神職相勤、戊亥の

方一里六町廿間、

一山神 蛭児社地にあり、靈石三体、十一月五日神酒相

備祭来る、

一乙御子宮 田之浦ニあり、神体靈石六、祭神勸請不詳、

十一月五日神酒相備ふ、日笠山織衛世之神職を司る、

戊亥の方一里拾町、

一阿弥陀 田ノ浦ニあり、木像立座、勸請不詳、六月十

五日百姓共神酒相備ふ、戊亥の方一里拾一町廿間、

一出産之品 一葛粉 一葛布

一瀬之野浦村

一大多羅姫宮 神体靈石四体・木像四体、寸尺各少異、

祭神勸請不詳、神功皇后を祭ると云傳、五月五日・九

月十日・十一月十四日神酒相備祭る、日笠山織衛神職

相勤、鰐口一口あり、大施主藤原朝臣云々、薩州下甌

瀬之野浦住願主橋口蔵之丞、寛文三年癸卯仲春彼岸と

記す、今子孫瀬之野浦村百姓山下門名頭休右衛門也と

いふ、社地ニ山神・蛭児を祭る、靈石各一体有り、十

一月十四日を以て神酒を備ふ、子の方三里、

一阿弥陀 堂の山ニあり、木像一座、長ケ壹尺五部、安置之由緒不知、正月十六日・五月二日佛餉を備ふ、子の方三里、

一矢房大明神 内之浦ニ在り、神体靈石四基、祭神勧請

不詳、神功皇后を祭ると云傳ふ、内之浦を大内浦と書

キ、ヲテノ浦、又ヲチノ浦と唱ヘシト傳ふ、今ハ内ノ

浦と書く、十一月十五日神供相備祭る、日笠山織衛代

と神職を司る、仮屋より子の方三里廿三丁拾間、

一溝川 内之浦川と唱ふ、

一出産之品 一ふのり 一葛粉 一藺吳座

一青瀬村

一観音 瀬尾ニ在り、瀧の観音といふ、石佛一座、長ケ

一尺四寸、安置之由緒不知、鰐口ノ銘ニ正徳二年八月

吉日長崎東上町中尾源蔵と有り、毎月十八日青瀬村百

姓中より佛餉相備、堂之上ニ三重之瀧有之、上瀧高拾四間

横拾壹・中高八間  
間半 横拾四間、下高拾壹間、山手山谷合諸所より流來

る、無双之絶景也、瀧水ニ体を侵シ(侵カ)諸病平癒すと云、

丑寅の方一里七町三拾三間、

一青瀬(瀬)大明神 靈鏡一面、裏ニ富士の画ニ島邊河内大掾とあり、差渡八寸、又石体五ツ、何れも祭神勧請年紀不詳、銅幣一ツ、銘あり、元禄十二歳泉州新村青塩大

明神卯九月河内屋善右衛門、五月五日・九月十日・十

一月十四日神供相備ふ、日笠山織衛神職相勤、丑寅の

方一里廿四丁四拾間、社地ノ内山神神体石・森神神体

樹木あり、各祭日青瀬(瀬)大明神と同じ、

一溝川あり、大川与唱、水上山手山・横氏・かぶたき三

方より落合、田地用水ニなる、末は海ニ入、

一(板カ)枝橋あり、大橋と唱ふ、

一阿弥陀如来 堂山ニ在り、仮屋より一里廿六町拾間、

木像一座、長ケ六寸三部、安置之由来不詳、

一青瀬(瀬)嶽 丑寅の方式里、

一阿弥陀如来 江崎に在り、二里拾四丁四拾間、木立像、

金磨、長ケ一尺一寸、安置之由緒不知、

一矢房大明神 江崎ニ在り、二里三町五拾九間、神躰石



八基、勸請不知、銅幣一ツ、銘ニ元禄十六癸未九月吉

辰泉州新村願主河内屋善兵衛と記す、祭日青瀬大明神<sup>(潮)</sup>

と申し、日笠山織衛神職勤ム、

一出産之品 一枳殻 一海人艸 一葛粉 一天門冬

一鮭

一長濱村

一敷潮大明神 神体鏡五面、寸尺各少異、祭神勸請不知、

再興棟札ニ往古中濱三郎建立而尤尊崇靈神也と記シ、

延享乙丑洪水の為社地悉空くなる、故ニ寛延四庚午季<sup>(ママ)</sup>

春今の地ニ開基すと記し、地頭吉利左衛門とあり、

小川領の時、中濱と名乗り長濱村を領せしものあり、

今手打ニ長濱氏あり、此れか祖なるへし、堂山内ニ石

塔三十七基あり、長濱氏墓所といふ、士人長濱仲左衛

門香花を司る、五月六日・九月九日・十一月十五日日

笠山織衛神職を勤ム、丑寅の方二里廿五丁、

一出産之品 一葛粉 一葛布 一海人艸

一草柎厚朴

一山神 敷潮社地ニ在り、神体石、十一月十五日神供を

備ふ、

一敷潮嶽 丑寅の方三里、

一溝川有り、敷潮川と云、敷潮嶽谷合諸所より流出る、

末は海ニ入、

一土橋有り、大川橋と唱、

一阿弥陀如来 堂山ニ在り、木像立座、長ケ式尺五寸五

部、安置之由来不知、毎月朔日・十五日・廿八日佛餉

を百姓共より相備ふ、丑寅の方二里廿三町、

一藺牟田村

一鹿嶋大明神 神体木像一座、長壹尺五寸四部、祭神勸

請不知、五月五日・九月九日・十一月二日神供を備ふ、

神主日笠山織衛、丑寅の方六里、社地に山神・蛭児宮

あり、神躰各石三基、勸請不知、十一月二日神供を備

ふ、又社地ニ観音、木像立座、金磨、長式尺、安置之

由来不詳、

一蓮池 小牟田ニ在り、廻り三百廿間、蓮盛長景色宜し、

五里三拾二町、

一船改所 六里三町三拾五間、

一 溝川 免川と云、水上沼田より流出、

一 板橋有り、上ハ免川橋、中ハ中橋、下ハ川尻橋と云、

一 出産之品 織木綿 一海人艸 一ところてんのり

一 ふのり 一 鰹ふし 一 干鱈 一 九万引

一 八ヶ村百姓濱人惣人數六千七百八拾四人、竈數千五拾

壹、

一 惣高頭貳千拾五石五升九合九才

下 甕嶋暖役和田治部左衛門万治三年子 <sup>(ヤ)</sup> 廿九日日記

一 尾崎藤内左衛門・同万左衛門此両家一向宗依科大崎へ被召移、

3

覺

「一同年二月、下甕衆中屋敷割有之、 家内五人并諸道具

七拾九人へ屋敷被下候、右之内 藤内左衛門

式人一向宗ニ而、御内被召放候、 家内三人并諸道具

帳除被成浮地ニ相成」 万左衛門

右者、一向宗科分ニ付、甕嶋より大崎之野方村へ被

召移候、御方へ送届候ハ、宿次ニ而右大崎迄御届可

被成候通、郡座より被仰渡候条、如此候、早々相届

候様頼存候、以上、

正月廿九日

申木野・市来諸所

御暖衆中

一同二月、宗躰所江參、加世田次兵衛殿より尾崎藤内左衛門・同万左衛門除證文請取候、

一同年四月廿三日

4

覺

一 割札五拾貳才 松右衛門

一 全四拾九才 女房

一 全廿五才 三介

一 全拾才 男子 千

右者、下甕之嶋青瀬村窪之門一向宗ニて、帖佐餅田村

へ移可被仰付候、以上、

子三月五日

御前配所

問付所

郡座

此表移可被仰付候、以上、

子三月五日

郡奉行所

甌之嶋

噯衆中

右證文一向宗と有之候松右衛門儀、一向宗儀ニ付不被  
召移候、御檢地之時分わいる仕候科ニ付被召移ニ而、  
其通御證文取直、本書ハ此方へ留置、写松右衛門へ渡  
ス、

○万治三年六月十九日

一 中甌より橋口長兵衛殿帰宅ニ而候、比監物殿より御口  
上ニ而被仰聞候様子、肥後守殿領内豊後つる崎と申所  
へきりしたん七拾人余有之由候、然処御國長野金山へ  
右つる崎之きりしたん六人罷居候付、肥後より使人躰  
百人計出水へ被差越たる由候、出水之山田主計殿金山

へ被為越、六人共ニ擲取、肥後使江相渡被成たる由候  
間、下甌他國人出入之刻、改衆念入候様ニ可申付由被  
仰越候、

一 同年、客屋ニ而昨日西八兵衛殿被仰付候、甌御檢地之  
刻、青瀬村ニ而時見衆有馬善兵衛とのへかね進たる由  
候、其刻ちと被為聞様ニも有之候、

5

手形

銀子五百弍拾五匁八分八リ

比志嶋監物殿

右者、下甌蘭牟田之内小浦ニ而唐船破損之時分、監物  
殿より萬入用被為取替之由候間、返金として可被相渡  
也、

子二月廿一日

取納奉行所

坂五兵衛

椀山左京印

仕登蔵衆

6

手形

一 眞米壹石六斗四升九合四夕六才

一赤米四拾五石五斗八升三合四才

比志嶋監物殿

右者、甌之嶋ニテ唐船破損仕候付、唐人荷物相廻候水手并船咎<sup>水手</sup>、諸番所作夫方へ被召仕候水手・夫丸六千式百九拾五人之飯米、右監物殿より被為取替候、返米として可被渡候、一日壹人ニ付飯米七合五夕ツ、但監

物殿差出ニ吳國方より押札ニ御郡代方任裏書也、

子二月廿三日

柏原弥太右衛門印

有馬治右衛門

野嶋少左衛門殿

春山刑部左衛門殿

7

覺

大炊御門中将殿甌嶋江配流居住被成候、慶長年号之由候、何そ文書等無之、妻ハ上甌嶋衆中梶原宗故娘、中将殿死去以來松木少将殿へ被取合候、

女子<sup>(ママ)</sup>松木中将殿息女  
母梶原宗故娘腹

右女子 中納言様江九歳之比より松木少将殿取立ニ而

御奉公、廿六歳ニ而御暇被下之候由、慶長十七年子誕

生、法名喜庵妙壽大姉、貞享三年丙寅正月廿六日死去、行年七十五、上甌嶋衆中本田八郎兵衛妻、八郎兵衛親八左衛門甌嶋地頭本田伊賀殿鹿兒嶋より寛永十三年ニ相附、高三十斛 中納言様より拝領、上甌嶋へ 被召移候、

本田八左衛門父ハ本田八郎兵衛、母ハ中将殿息女、

女子父同人、母同人、上甌嶋衆中村岡舎人妻、

本田次右衛門父同人、母同人、

松木少将殿

右、甌嶋へ居住、中将殿同前慶長年号之由承傳申候、

法名松雲院殿法誉受慶居士、寛永五年辰八月廿二日死去、少将殿死去之時分、京都諸司代板倉周防守様へ御披露御座候由、周防守様より其御返書參候を藤崎半右衛門家ニ御座候、御記録所へ被差出候処ニ、永禄九年<sup>(元)</sup>子四月廿三日 御城御回録<sup>(録カ)</sup>之節焼失仕候由傳承及候、右妻ハ上甌嶋衆中梶原宗故娘、中将殿妻、死去以後少

将殿取合、法名安清妙隱大姉、萬治元年十一月二日、本田八郎兵衛側ニ而死去、 中納言様より甌嶋江少将

殿居住之内年々為御養十人御扶持方被為給、毎日水夫兩人ツ、入、年々節(供カ)毎ニ時服迄被為給候之由、母存生之時分申聞置候、

女子千代、少將殿息女、母宗故娘腹、早世

女子少將殿息女、右同人腹、光久公江正保三四年亥御奉公、名ハおいちや、

松木少兵衛少將殿嫡子、右同人腹、

右、慶安四年卯、鹿兒嶋へ被召移候、上甌嶋江少兵衛

居住之時分、鹿兒嶋高三十石餘買地有之、鹿兒嶋へ罷

移候而より少兵衛高ニ相直り、小番被相勤候、妻ハ水

引衆中寺田休左衛門姉、少兵衛(後欠)

外城集

下甌

高四百六拾九石

下甌

内壺石

西福寺

壺石六斗

宮(マ)寺(ヤ)

衆中百貳拾九人内三拾六人壺ヶ所衆

一鉄炮五拾挺

一弓七拾壺張

右、外城集江何年間何人之撰といふ事不分明といへとも、書中ニ清敷・向之嶋等之号あり、清敷者今の樋脇之ことも、樋脇と改名ハ延寶九年四月廿九日、改清敷樋脇と号す、樋脇史ニあり、されハ延寶已前之書なるへし、

一諸家大概

一日奉姓小川氏、熊谷・平山など一族ニ而、承久兵乱宇治川合戦に小川太郎季能軍功ニ付甌嶋を被下、季能子小太郎季直代甌嶋江罷下り、代々領地仕候、文書等有之候、天正之比之日帳ニ者甌嶋殿と有之候ハ此小川氏之事也、小川越中守代ニ甌嶋(前)操替高五百石拜領ニ而、夫より漸々衰微仕り、小川喜兵衛ハ其養子筋ニ而候、一藤原姓松木氏ハ、慶長の初松木少將殿勅勤故甌嶋へ配流ニ而候、大炊御門中将殿茂同前ニ候、中将殿上甌嶋梶原宗古娘与嫁シ女子壺人出生ニ而、慶長十八年ニ死去候、左候而、宗古娘又松木少將殿へ取合申候而、右之娘を列行候、松木殿女子式人・男子壺人出生す、同

胞之兄弟<sup>⑧</sup>而、大炊御門殿女子甕嶋士本田八郎兵衛江

嫁候而、當本田八左衛門・同藤右衛門母<sup>⑨</sup>而候、松木

少將殿息松木少兵衛と名乗申候、鹿兒嶋江被召移、自

分買地なと有之、又従公義為御心得<sup>⑩</sup>得切米式拾石ツ、被

下候、女子者 光久公ニ被召仕、おいちやと申候、少

兵衛息松木為兵衛近年死去仕、男子無之女子計<sup>⑪</sup>而、

跡断絶申候、少將殿所持之古今集は、不相究候得共、

二条為明被為持候本之由<sup>⑫</sup>而候、為明小書なと被成候

書ニ而候、少兵衛代被差上候、此外ニ色々進上之由候、

出水脇元士ニ松木某あり、右少將殿子孫といふ、ま

つの木と唱へ候由、世系等可糺事、

(地理志)

一古昔小川氏領之、建武四年八月比之旧記、地頭小川小

太郎武光とあり、

一小川太郎季能宇治川合戦依軍功知行ス、其子小太郎季

直代下向當嶋云々、

※1 一小川氏者、日野宰相宗頼元祖<sup>⑬</sup>ニ而候、蒙勅勘武藏國ニ

配流、其後宗頼子日野〔白総〕宗親代ニ武藏之内を被下、

其子武藏大拯与申候、代々武藏國ニ在り、建曆年間実

頼卿之時、小川右衛門尉直高代衰微仕、相州之内二宮

与申所被下罷在、其後小川太郎季直代ニ當嶋を被下罷

下り候、季直承久之兵乱関東方ニ組仕り、甲非宰相範

頼を打取り、其賞として當嶋を被下候云々、十三代小

川中務迄當嶋へ居住、文禄年間田布施之内高橋千石御

操替被仰付、高橋へ被召移候、

※1 (行間) 「知譜記、日野家系宗頼不見、実光久安三年死、資長建久六年

死、兼光建久七年死、此三人の親族なる歟」

※2 一大炊御門正三位左中将頼國 松木宰相等、去年慶長十

三戊申、於禁裏女官廣橋・唐橋其外之女官因蜜通、件

之両卿今歳十四 被為配流當嶋、

※2 (行間) 「知譜拙記、慶長三左中将正三位、同十四年流罪、同十八年五

月於硫黄島薨、三十七」

一小川氏傳領之居住、抵太守義久公之治世、有故収<sup>⑭</sup>之、

使小川氏移居阿多郡高橋、自尔以来唯耕夫漁人而已、

称士者僅不滿百、是亦業耕漁而計其生利而已、如斯無

主宰而至于今、則逋逃者自他郡來竄、魚塩買賣(註ナシ)(スルト

モ)客亦集、第一為耶蘇大禁者之窠窟、則後悔者悟無其(註省)

詮、而四月廿二日、家久撰嶋當明府(註ハ割書ナリ)(和の地頭也)本

田伊賀守親良令遷居彼嶋、地頭之濫觴在此年矣云々略、

一立久公御代中村上野守朝啓地頭与在伊作由来記、中宮

又右衛門朝語之事歟、

一うち嶋 くさかき嶋

此両嶋一往甌嶋より致支配候得共、中絶いたし候、折

柄唐船破損之節御糺之節川邊郡之證書有之、川邊郡ニ

被相成候由、古昔甌嶋より致支配候者間違之由候、

右両嶋ハ甌嶋之支配ニ而候処、何比之事か右嶋ニ而

唐船及破損、公義江御届ニ相成候処、何郡之内と

云事御糺之時、不分明候故歟、川邊郡之内ニ御書出

ニ相成、夫より至今川邊郡之内ニ相成候由、今に上

下甌嶋古土の家藏書之内右両嶋運上之請取様之書付

有之云々、又本田某か家之文書ニ甌嶋支配タリシ事

共分明也と云、

上甌嶋 往古作于子敷、或古志岐、今為甌、

一惣廻拾四里五丁

一高上下二嶋合三千二百六十七石三斗六升壹夕八才

内上高頭千三百七十四石八斗七合六夕貳才

内御藏入高七百三十五石五斗六升五夕三才

給地高六百三十九石二斗四升七合九才

高頭千三百七十四石之内より給地迄天明二年御前

御用ニ付郡奉行より申上候、

一浦

一村八ヶ村 里村 中甌村 江石村 平良村 中野村

桑浦村 小嶋村 (瀬上村脱力)

一牧 市山野牧

一馬數

一御馬追

一遠見番所

一産物

上甌嶋神社

一八幡新田宮 在里村、 社司 日笠山助之進

一祭米壹斗五升 九月十九日正祭

一 祭神瓊々杵尊

一 當社者、嘉祥二年宮里氏先祖勸請、薩州高城郡水

引新田宮ニ同シ、

一 御物御修甫所

一 六王大明神

在中甕嶋、

社司

日笠山七兵衛

一 祭神

一 正祭

一天正五丁丑霜月造立棟札あり、

一 御物御修甫所

一 小嶋村之住吉大明神棟札ニ云、 綱貴公御時代地頭木

脇刑部左衛門祐春建立、

(マヤ)

一 上甕嶋寺院堂

一 山

本福寺 真言宗  
大乘院末 中甕ニアリ、

一 講元大明神

在中甕村、

社司

日笠山助之進

一 祈願所 一所一ヶ寺證文寺

一 御物御修甫所

一 御切米壹斗御物より相渡ル、御修甫御物

一 正祭

一 高壺石六斗

一 祭神

一 開基

一 勸請

一 旭宝山

西昌寺 浄土宗  
不断光院末 在里村、

一 辨財天

在江石村、

社司

講元社司同人

一 高壺石 一 御切米二十二俵壹斗

一 御物御修甫所

一 菩提所 一所一ヶ寺證文寺 御物御修甫所

一 正祭

一 勸請

下甕嶋

一 惣廻り拾里二十二丁



一 高頭六百七拾式石六升式合三才

一 諏訪上下大明神

社司  
原崎武左衛門

給地高百九拾石式斗五升七合五夕八才

一 建立年間

高頭天明二年御前御用ニ付郡奉行申上候、

一 高并祭米

一 浦

一 正祭

一 村六ヶ村 青瀬村 長濱村 瀬之野浦村 藺牟田村

一 御修甫所

片野浦村 手打村

一 牧

一 天満宮

社司  
原崎九左衛門

一 遠見番所

一 高并祭米

一 津口番所二ヶ所

一 御物御修甫所

一 建立

下甌嶋神社

社司

一 八幡新田宮

日笠山和泉

一 祭神 應神天皇 玉依姫 神功皇后

一 敷塩大明神

社司  
日笠山和泉

當社者、薩州高城郡水引郷新田宮へ會祭所之別宮

一 祭米并高

を崇、往古勸請之年曆不詳、

一 建立

御物御修甫所

一 御物御修甫所

一 于時永正十年辰仲春炎上、大永三年未十一月小川

一 正祭

伊勢守建立と云々棟札あり、

下甌嶋寺院堂

一 高竹山

大性寺真言宗  
大乘院末  
在手打村、

一 祈願所

一 御物御修甫所

一 開基

一 御切米二十二俵壹斗

一 補陀山

常樂寺市来金鏡寺末  
禅宗也鐘  
在手打村、

一 菩提所 一所一ヶ寺證文寺

一 御物御修甫所

一 御切米二十二俵壹斗

一 開基

一 下甌嶋の内伊牟田村 此所往古は葦のミ生しけりて人

も不住ありけるを、上甌嶋の内桑之浦いふ所の人々葦

を刈に参りける、その葦を取て海邊に持下りける所の

名を葦落しとそいふ、其後ハ桑之浦の人々其所に住て

塩なとやきしことも有けるよし、于今其塩屋ありし所

の名をしかまといふ、是はしをかまなり、塩竈といふ

心也、今にいたりてハ桑之浦には人も多くハ不住して、  
伊牟田村は人の宅居も多かりき、

一 伊牟田瀬戸の内にイロサ瀬といふあり、此瀬は伊牟田

と桑之浦と舟行通ひの道也、むかし桑之浦の人イロサ

といふもの伊牟田に葦刈に舟より参りける時、一ツの

瀬に舟をあてて命死にき(ママ) 瀬の名をイロサ瀬とそい

ふと所の人いひ傳ふ、さもあるべし、

一 下甌嶋瀬々野浦村と伊牟田村との間に乙ツトの浦といふあ

り、此所は小はまにて人も不住ありける、田の中に少

き社あり、其社の内に(ママ)三(ママ)の宮あり、何神を祭

れるとも不知、此宮は、むかし息長笠姫の命三ツのか

ら國を討給ふ時、肥前松浦より御出船の砌、御船此乙

の浦に漂着しと也、兩三日の間塩かゝり被遊たる所と

所の人いふ傳ふ、宮作も其時よりの俣とそいふ、さに

はあらず、此傳ことはいと不審きことなれとも、所の

傳のまゝ、しるす、

(中表紙)

社司原崎某家藏

下甌島諏訪社頭殿記

寶徳二年庚午八月二十八日

左 塩田又七殿

右 太郎九郎殿・同四郎右衛門殿

同三年未

左 住浦五郎次郎殿

右 右馬次郎殿

同四年申

左 尾崎平次郎殿

右 高橋はうとの

享徳二年<sup>⑧</sup>ミつどの八月二十八日

左 助三郎殿・同又七殿

右 塩田たちわき殿尾崎五郎

同三年甲戌

左 かなもちとの

右 中野弥三郎殿

康正元年亥八月二十八日

左 弥次郎殿

右 岸次郎殿

同二年子

文安三年丙寅八月二十八日

左 又代殿

右 岸七郎次郎殿

同四年卯

左 中濱との願

右 中野御中間まつ

同五年辰

左 尾張殿

右 中津甌之大工

同六年巳

左 森崎殿

右 御中間太郎右衛門殿

左 河内殿〔願〕<sup>(御ナシ)</sup>  
 右 わういちとの・同安藤殿  
 同三年丑  
 左 〔江〕美濃殿<sup>(御ナシ)</sup>  
 右 兵衛三郎殿  
 長祿二年寅  
 左 公方御代之始  
 右 塩田殿  
 同三年卯  
 左 十郎殿  
 右 江口左衛門殿  
 同四年辰  
 左 原ノ御内よりくわん<sup>(御平)</sup>  
 右 塩田新左衛門殿  
 同五年巳  
 左 太郎次郎・又九郎<sup>(御ニ)</sup>  
 右 次郎右衛門殿  
 寛正三年<sup>(御ニ)</sup>のへ八月廿八日  
 左 久季御願

右 塩田助太郎殿  
 同四年未  
 左 御願久季  
 右 塩田助五郎殿  
 同五年申  
 左 又太郎殿  
 右 岸七郎太郎殿  
 同六年酉  
 左 原ノ御内より御くわん  
 右 塩田たちわきとの  
 文正元年丙戌八月廿八日  
 左 弥次郎殿くわん  
 右 右馬五郎殿<sup>▽</sup><sup>△</sup><sup>◎</sup>三嶋  
 同二年亥  
 左 中はまとの  
 右 次郎太郎おうさとの  
 應仁元年戊子八月廿八日<sup>(三)</sup>  
 左 御〔頭御〕<sup>(御御頭)</sup>くわん  
 右 森崎殿

文明元年丑

左 小太郎との

右 新左衛門殿くわん

同二年庚寅八月廿八日

左 左京殿くわん

右 右馬五郎殿くわん

同三年卯

左 三郎左衛門殿

右 きとう三郎右衛門殿

同四年辰

左 とう三郎殿

右 さへもん次郎殿

同五年巳

左 江口殿

右 すみうらいや三郎との

同六年午

左 住浦いや七との二郎四郎

右 又次郎兄㊦弟平三郎

同七年未

左 二階堂三郎太郎殿

右 美濃殿・三郎二郎殿

同八年申

左 ミのとの・三郎二郎との

右 おうき㊦との孫太郎  
たかはし彦四郎との

同九年酉

両頭久季

同十年戌

左 原ノ御内より御くわん

右 塩田殿

同十一年亥

左 山城殿願

右 やとい江口殿

同十二年子十一月廿八日

左 江口殿ちうけん田中

右 住浦八郎次郎殿

▽㊦ちうけん□郎二郎殿△

同十三年丑八月廿八日

左 御代始御願㊦

右 塩田新左衛門殿

同十四年寅

左 としつきとの

右 高橋との

同十五年卯

左 左京との

右 塩田助三郎殿

同十六年辰

御願公方より㊤御頼

千代壽丸

同十七年巳

左 あきとの

右 おさきとの

同十八年丙午八月廿八日

左 住浦新六殿

右 信時助三郎殿  
塩田助太郎殿

同十九年未

左 御前御願

右 塩田助五郎殿

長享二年戊申十二月廿八日

左 小太郎殿御願

右 かなもちとの

同三年酉八月廿八日

左 塩田殿御願

右 すみうら新六殿

延徳二年庚戌

左 ㊤〔中〕濱との

右 上嶋衆中願

同三年亥

左 御前御願代左京

右 公方御願右新六

同四年子

左 公方御願びつ中

右 小太郎との

明應二年丑

左 小河又五郎殿

右 森崎殿

同三年寅

- 左 尾崎平三郎殿  
二郎四郎
- 右 上嶋中間万五郎
- 同四年卯
- 左 中間たうゑもんわき二郎四郎
- 右 上嶋中間六郎右衛門
- 同五年辰
- 左 塩田勘解由殿御願
- 右 上山次郎四郎殿
- 同六年巳
- 左 右馬助殿御くわん
- 右 二郎四郎との
- 同七年午
- 左 御前御願代びつ中
- 右 塩田助四郎中間万次郎
- 同八年未
- 左 小河太郎左衛門殿
- 右 塩田助七郎殿
- 同九年申
- 左 御祈禱下嶋衆中より願(◎頭)
- 右 上嶋衆中頭人塩田勘解由(◎)
- 左 文亀元年辛酉
- 右 やとい頭塩田助七郎
- 同二年戌
- 左 住浦弥藤次殿  
正中野与七殿・わき又九郎との
- 右 公季  
御前より 両頭
- 同三年亥
- 左 下甌小川孫太郎
- 右 上甌江口助九郎 何も御公役
- 永正元年甲子八月廿八日
- 左 安藤けん
- 右 江口助九郎 中野より
- 同二年(◎丑)
- 左 小河玄蕃丞殿
- 右 上嶋中間 何も公役
- 同三年寅
- 左 小河山城守殿
- 右 是枝右馬允殿

同四年卯

左 小河左衛門尉季武立願<sup>△</sup>ニて<sup>△</sup>

右 上嶋中野の中間次郎右衛門との<sup>⑧</sup>

同五年辰

左 住浦主殿殿立願

右 上嶋中野ノ中間より

同六年巳

左 小河主税助・弥八・十郎太郎<sup>⑧</sup>

右 上嶋中野公役中間孫六<sup>⑧</sup>左<sup>⑧</sup>衛門九郎<sup>⑧</sup>

同七年午

左 御代始御願代主税助殿<sup>⑧</sup>

右 塩田備前守公役

同八年未

左 塩田主計佐殿脇頭

右 住浦助左衛門殿<sup>中間</sup>源右衛門殿

同九年申

左 小河五郎左衛門尉殿

右 高橋平七殿

▽<sup>⑧</sup>脇頭△後藤彦九郎殿

同十年酉

左 小河美濃守殿

右 塩田助四郎殿公役

同十一年戌

左 義季御願<sup>▽</sup>御代主税助殿<sup>△</sup>

右 小河民部殿<sup>⑧</sup>代主税助殿<sup>⑧</sup>

同十二年亥

左 小河左衛門尉日奉季武公役小八

右 岸三郎九郎平信健脇頭中間

同十三年子

左 小河太郎左衛門尉季里立願

右 小河治部太夫殿季実

同十四年丑

左 江口又六殿・後藤五郎左衛門殿

右 森崎彦五郎殿

同十五年戌寅

左 上嶋衆中立願<sup>ニ</sup>而代

右 小河民部少輔季續

右 小河右馬介季信



同十六年卯

左 御代小河采女正(上嶋) 日奉儀季(下嶋)

右 御代上山帶刀尉(上嶋)

同十七年辰

左 金持彦左衛門尉公役

右 龍頭孫兵衛寄子喜左衛門公役

同十八年巳

左 小河采女正尉

右 後藤(右)衛門九郎・同孫左衛門中現

大永二年午

左 上山帶刀尉上嶋 中間源左衛門尉

右 江口与左衛門尉立願ニ而候、

同三年未

左 小河四郎日奉季續

右 小河治部太輔季実立願(上嶋)ニて候△

同四年申

左 下嶋御料久御願代岸三郎九郎

右 是枝助右衛門・小河采女正殿

同五年酉

左 衆中代小河太郎右衛門季里(上嶋)

右 橋口孫右衛門殿小五郎

同六年戌

左 小河千代(上嶋)鶴丸名代小河藏人

右 後藤善右衛門尉相頭

同七年亥

左 下嶋上山内藏助・尾崎与三 中間又九郎

右 是枝助右衛門尉相頭

同八年子

左 小河縫殿助名代中間住浦新右衛門(上嶋)・江口八郎右衛門尉(上嶋)

右 享祿二年丑

同三年寅

左 小河弥三右衛門中間源兵衛尉

右 塩田備前守公役(上嶋)ニて候△

同三年寅

左 季安御名代小河丹後守

右 同御願御名代上山但馬守(上嶋)

同四年卯

左 小河式部少輔季遠(上嶋)・青野太郎三郎(上嶋)

右 塩田助十郎・同名二郎三郎<sup>(三)</sup>  
同五年辰

左 下嶋延時助右衛門尉平重政  
同神兵衛中間半兵衛直家〔坂口右衛門兵衛立願ニ而尾崎平右衛門〕平秀直

右 相頭高橋八郎三郎

天文二年巳

左 小河左衛門尉公役 中間 吉右衛門  
右 塩田大炊助公役

同三年午

左 御代始  
御名代小河峯岐守季理  
右 小河土佐守季續

同四年未

左 小河縫殿助季堅居頭  
名代同名出雲守

右 小河佐渡守季朝寄頭塩田源太兵衛尉・森崎彦兵衛・尾崎善右衛門尉皆之公役<sup>(ニ)</sup>

て候△

同五年申

左 代小河出雲守日奉季安  
右 豊千代丸 上山内藏助橋定安

同六年酉

左 小河長門守殿頭代  
後藤藤右衛門尉

右 安藤五郎左衛門尉<sup>(尉)</sup>

内鳥居同廿三日造之、

當社職四郎左衛門尉

竹内六郎左衛門殿

中間次郎三郎殿

同七年戌〔御立願〕<sup>(ニ)</sup>

左 豊千代丸御頭小河出雲守<sup>(願)</sup>

右 二階堂左京亮藤原<sup>(右)</sup> 行弘△

外鳥居同廿三日造之、當社職四郎左衛門尉〔行弘〕居頭嫡子又十郎行豊<sup>(ニ)</sup>

頭嫡子又十郎行豊

同八年亥

左 小河式部太輔立願代同名右近亮

右 後藤又右衛門尉

番匠右衛門太郎・同小三郎

居頭代鹿嶋彦右衛門尉

同九年子

左 公役下嶋小河出雲守殿

右 同上嶋岸四郎右衛門殿

二階堂兵部左衛門尉

中間源五兵衛

同 多実坊

同十年丑

立願<sup>㊦</sup>ニテ候<sup>△</sup>  
小河加賀守季貞

右 公役上山内藏助貞安

寄子後藤新兵衛・同彦太郎中間孫左衛門

同十一年寅

立願<sup>㊦</sup>ニテ候<sup>△</sup>  
小河式部太輔季遠

右 橋口孫右衛門尉吉信

是ハ別ニ所領格護ニ而之レニ相賦候、相頭嫡子四郎

兵衛尉、又孫右衛門尉・弟十郎兵衛以上三人公役、

同十二年卯

住浦新右衛門尉安綱

右 上嶋中間同八郎兵衛

〔下嶋江〕与兵衛・同喜左衛門<sup>㊦</sup>

同十三年辰

左 小河軍右衛門尉季長

住浦一右衛門尉繩貞

中間權兵衛

後藤半兵衛尉吉友

江口彦八

両頭公役

御屋地為御立願

同十四年巳

左 小河筑前守季堅

居頭尾崎大藏卿

御中間是枝又七家森

中間八右衛門三嶋御公役ニ而候、

御公役片浦ニ掛候、

御太刀

居頭小河耆岐守季理

塩田備前守政信

御公役名代小河采女正

同十六年末

左 小河偽釣相賦田地

右 尾崎平右衛門尉季直

寄子後藤江右衛門尉

中間藤(工太)左衛門尉(@ナシ)

同十七年申

左 忠季御立願

御名代小河耆岐守季理

同名新左衛門殿公役ニ而候、

同十八年酉

左 公役小河加賀守季貞

右 公役小河伊与守季房

同十九年戌

左 小河偽釣入道立願▽⑧ニて候△

居頭名代

同采女正

同廿一年子

左 小河源七季範公役

名代後藤權左衛門尉

右 小河淡路守季健公役⑧也

後藤彦次郎・小宮軍四郎

同姓藤六・大工金左衛門尉  
同小三郎

何も公役ニ而候、

同二十二年丑

左 小河源七季範立願也、

名代塩田新左衛門

右 小河采女正脇頭中間

池田權兵衛尉飯屋田ニ相賦候、⑧也

同廿三年甲寅

左 御代始御名代小河軍右衛門尉季長

▽⑧上之嶋△

右 江口伊豆守貞次脇頭

嫡子次郎左衛門尉正家

同廿四年卯

左 岸彦左衛門尉中間源五兵衛

脇頭中間孫左衛門・鍛冶荒兵衛

右 高田全允直家上嶋役人

塩田備前守相調立願▽⑧ニて候△

弘治二年辰

御立願

公役同小左衛門

左 久季御頭御名代

同三年申

居頭小河伊与守

左 小河治部左衛門尉

右 立願當家偽釣入道名代

上村与兵衛・半瀬大右衛門

同名采女正

右 山中善右衛門

同三年巳

左 鶴房丸御頭名代内衆

同四年酉

住浦弥左衛門尉

名代江口源右衛門殿

二階堂安藝守行雄

小河刑部少輔季範

永祿元年午

左 久季御頭中濱ニ相賦候、

右 相頭御西是も御立願  
名代小河采女正

御代中濱佐渡守其外

同五年戌

寄子中濱殿中間

公役  
小河太郎五郎季管

上山勘解由兵衛尉宣重

同姓半右衛門尉殿

親但馬守寄子・鍛冶七左衛門寄子

江口清右衛門殿

同二年未

左 尾崎右馬助・上山内匠允

▽  
◎右  
△

中間次郎三郎

公役  
同名弥七右衛門

右 橋口四郎兵衛・同名八左衛門

野下  
高田弥次郎  
中間木六

同六年亥

左 小河源次郎(○)枝永揃ヨリ季亮

右 二階堂紀伊介行豊(○)公役△

此季(○)季大風(マ)洛木(マ)社(マ)檀波サイヨリ殿同八月廿五日迁宮、同

廿七日久季御代生(○)年十八才、神人次郎左衛門同(○)季日

下鳥イ九月カミヨリ立申候、潮夕ヒセ(○)サン、

永祿七年甲子八月廿八日

左 小河又十郎季健(○)立願△

右 二階堂安藝守行雄(○)右同△

同八年丑

左 塩田出雲守信清

上村丹後允

中間与八郎

右 是枝前右衛門家森

同名本右衛門

中間弥九郎

同半田兵衛

同年八月五日ヨリ拜殿上葺神人次郎左衛門、久季御季(○)季

二十才之造作也、

同九年丙寅(○)八月廿八日△

左 居頭小河十郎三郎

右 居頭塩田肥前守

久季御立願兩嶋(○)寄

同廿七日久季御立願奇人御奇進筆者見玉兵部左衛門市

木院之人也、

同十年丁卯

左 小河河内守季清(○)立願△

右 塩田民部少輔真信

同十一年辰

左 塩田新左衛門尉上嶋公役

相頭同姓主馬允下之嶋公役

右 竹内新右衛門尉

安藤源兵衛尉

中間源五

同姓与一

同十二年巳

左 小川清右衛門尉(○)下之嶋公役△

江口圖書助正家

(寄) 奇頭人々小河源次郎中間半次

同十三年庚午

左 下嶋 公役 小河又九郎季行

居頭やとい(寄助) 尾崎大蔵尉

寄子 同姓隼人助

中間源五兵衛

右 上嶋 公役 小河右衛門尉季延

元龜二年辛未

左 下之嶋 居頭 小河兵部少輔

久季御立願

右 上之嶋 公役居頭 森崎六左衛門尉

寄子 高橋神右衛門尉

中間八兵衛尉

同三年申

左 上之嶋 田地公役 小河筑前守

居頭住浦内蔵助

右 寄頭同名半右衛門

中間上村藤七兵衛

同四年酉

左 居頭 迫田掃部允

御西片浦ニ相賦候、

右 居頭やとい 岸藤左衛門尉

公役 同彦三郎

後藤藤次郎

中間大山源五兵衛

中間同孫右衛門

天正二年甲戌

左 居頭 小河又右衛門尉

下嶋公役(寄藤) 江口六左衛門尉

中間權兵衛

同与七兵衛

同小次郎

右 居頭 上嶋公役後藤助右衛門尉

小宮四郎左衛門

後藤仲左衛門尉

大工右馬允

同系も三郎

同三年亥